

国立大学法人長崎大学
第1期中期目標期間事業報告書
(平成16年度～平成21年度)

平成22年6月
国立大学法人長崎大学

目 次

はじめに	1
基本情報	1
1 . 目標	1
2 . 業務内容	2
3 . 沿革	2
4 . 設立根拠法	3
5 . 主務大臣	3
6 . 組織図	4
7 . 所在地	5
8 . 資本金の状況	5
9 . 学生の状況	5
10 . 役員の状況	6
11 . 教職員の状況	10
業務実績	11
予算、収支計画及び資金計画	12
1 . 予算	12
2 . 収支計画	12
3 . 資金計画	13

国立大学法人長崎大学第1期中期目標期間事業報告書

はじめに

長崎大学は、平成16年4月に国立大学法人に移行し、新しい体制で6か年の中期目標期間の業務を開始した。この第1期中期目標期間は、平成22年3月末をもって終了した。

国立大学法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第33条の規定に基づき、中期目標の期間の終了後に、その中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、これを公表することとされている。

本報告書は、ここに規定された事業報告書として、国立大学法人長崎大学の第1期中期目標期間における事業の実績を報告するために作成し、これを公表するものである。

中期目標期間の各事業年度においては、業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けるとともに、財務諸表に当該年度の事業報告書及び決算報告書を添付して文部科学大臣に提出してきたところである。

本報告書では、第1期中期目標期間における、国立大学法人長崎大学の「基本情報」、「業務実績」及び「予算、収支計画及び資金計画」について、まとめて記載している。

基本情報

1. 目標

長崎大学はこれまで、「長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」との理念に基づき高度の教育・研究活動を展開してきた。新世紀初頭の国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続けることを宣言する。

この理念の達成に向けた基本目標として、以下の5項目の最重点事項を掲げる。

- (1) 長崎大学は教育、研究の両面で世界のトップレベルを目指して、戦略的な教育研究企画を推進し、教育・研究の更なる高度化、個性化を図る。
- (2) 「学生顧客主義」の標語の下、教養教育、学部専門教育、大学院教育の充実を図って最高水準の教育を提供するとともに、入学者選抜、課外活動、就職などを含む学生生活の全般にわたって支援体制を一段と強化する。
- (3) 大学で創造する知的財産の適正な管理を行い、知的財産と人的・物的資源を活用した地域連携、産学官連携、国際的連携を通して教育・研究成果の社会への還元を推進する。
- (4) 不断に外部評価も含めた点検・評価を行い、それを教育・研究の改善実施に直

結できる体制を整備し、かつ、その情報公開に努める。

- (5) 教育研究組織、事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化、効率化を図る。また、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。

2. 業務内容

(国立大学法人長崎大学基本規則)

(法人の業務)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号。以下「法人法施行令」という。)第3条に規定するものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3. 沿革

昭和24(1949)年5月31日国立学校設置法により、旧制の長崎医科大学、長崎医科大学附属薬学専門部、長崎経済専門学校、長崎師範学校、長崎青年師範学校、長崎高等学校を包括し、学芸学部、経済学部、医学部、薬学部、水産学部の5学部附属図書館を置き、風土病研究所が附置され、学部附属の学校または教育施設として、学芸学部小学校・中学校・幼稚園、医学部に病院・病院分院・看護婦養成施設をもつ新制大学として設置された。

昭和26年(1951)	3月	商業短期大学部併設
昭和30年(1955)	4月	大学院医学研究科(博士課程)設置
昭和39年(1964)	4月	教養部設置
昭和40年(1965)	4月	大学院薬学研究科(修士課程)設置
昭和41年(1966)	4月	工学部設置 学芸学部を教育学部と改称
昭和42年(1967)	6月	風土病研究所を熱帯医学研究所と改称
昭和45年(1970)	4月	大学院水産学研究科(修士課程)設置

昭和51年(1976)	4月	大学院工学研究科(修士課程)設置
昭和54年(1979)	10月	歯学部設置
昭和59年(1984)	4月	医療技術短期大学部併設 商業短期大学部を商科短期大学部と改称
昭和61年(1986)	4月	大学院歯学研究科設置 大学院薬学研究科(区分制博士課程)設置
昭和63年(1988)	4月	大学院海洋生産科学研究科(博士後期課程)設置
平成元年(1989)	5月	熱帯医学研究所を全国共同利用の研究所に改組
平成6年(1994)	4月	大学院教育学研究科(修士課程)設置
平成7年(1995)	4月	大学院経済学研究科(修士課程)設置
平成9年(1997)	10月	環境科学部設置 教養部廃止
平成12年(2000)	3月	商科短期大学部廃止
	4月	大学院海洋生産科学研究科を改組し、大学院生産科学研究科(区分制博士課程)設置
平成14年(2002)	4月	大学院医学、歯学、薬学3研究科を改組し、大学院医歯薬学総合学研究科(博士課程)設置 大学院環境科学研究科(修士課程)設置
平成15年(2003)	10月	医学部・歯学部附属病院設置(医病, 歯病の統合)
平成16年(2004)	4月	国立大学法人長崎大学が長崎大学を設置 大学院生産科学研究科の改組(環境科学研究科組み入れ) 大学院経済学研究科(区分制博士課程)設置
平成17年(2005)	3月	医療技術短期大学部廃止
平成18年(2006)	4月	大学院医歯薬学総合研究科に修士課程設置
平成20年(2008)	4月	大学院教育学研究科に専門職学位課程設置 大学院国際健康開発研究科(修士課程)設置
平成21年(2009)	4月	医学部・歯学部附属病院を病院に改組

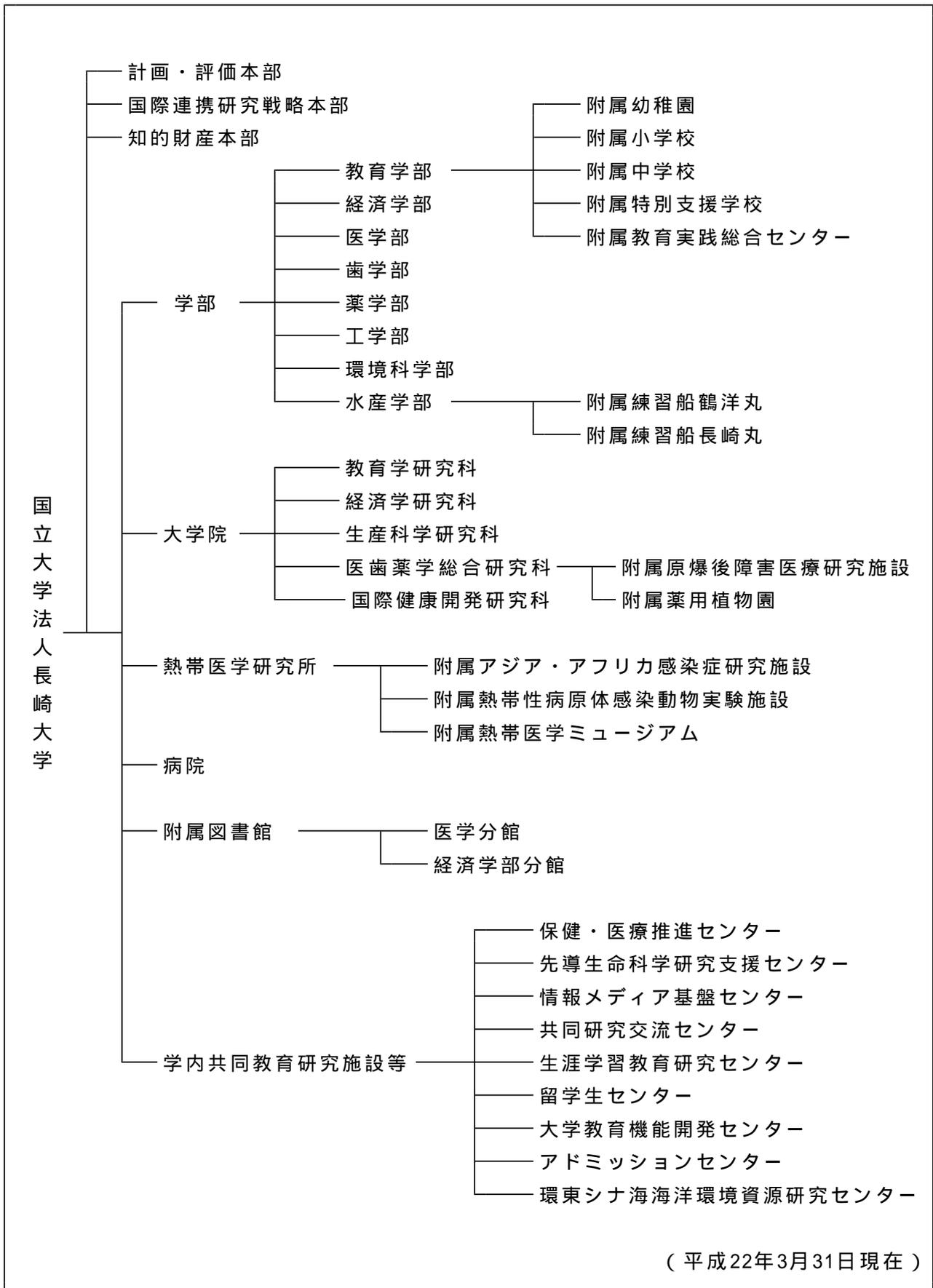
4. 設立根拠法

国立大学法人法(平成15年法律第112号)

5. 主務大臣(主務省所管局課)

文部科学大臣(文部科学省高等教育局国立大学法人支援課)

6 . 組織図



7 . 所在地

長崎県長崎市（文教キャンパス、坂本キャンパス、片淵キャンパス）
 長崎県西彼杵郡時津町（臨海研修所）
 長崎県島原市（九州地区国立大学島原共同研修センター）

8 . 資本金の状況

56,219,195,922円（全額 政府出資）

注）平成16年度末における資本金は56,293,140,757円であったが、現物出資された土地を譲渡したことに伴い、国立大学法人法の規定に基づき減資を行ったことにより、73,944,835円減少している。

9 . 学生の状況

（人）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総学生数	9,128	9,211	9,261	9,276
学士課程	7,683	7,780	7,811	7,774
修士課程	812	776	794	835
博士課程	633	655	656	667

	平成 20 年度	平成 21 年度
総学生数	9,213	9,076
学士課程	7,712	7,642
修士課程	804	727
博士課程	673	667
専門職学位課程	24	40

	平成 16 年度
併設短期大学部	24
本科学学生	4
専攻科学学生	20

10 . 役員の状況

役職	氏名	任期	経歴
学長	齋藤 寛	平成16年4月1日 ～平成18年10月10日 平成18年10月11日 ～平成20年10月10日	昭和58年12月 平成10年10月 平成14年 3月 平成14年10月 平成16年 4月 長崎大学教授(医学部) 長崎大学医学部長 定年退職 長崎大学長 国立大学法人長崎大学長
学長	片峰 茂	平成20年10月11日 ～平成23年9月30日	平成10年 2月 平成12年 4月 平成14年 4月 平成14年10月 平成16年 4月 平成18年10月 平成18年10月 平成19年 4月 平成20年 4月 平成20年10月 長崎大学教授(医学部) 長崎大学教授(医学研究科) 長崎大学教授(医歯薬学総合研究科) (平成20年10月まで) 長崎大学副学長 (平成16年 3月まで) 国立大学法人長崎大学理事・副学長 (平成18年10月まで) 国立大学法人長崎大学国際連携研究戦略本部長 (平成20年10月まで) 国立大学法人長崎大学学長特別補佐 (平成20年10月まで) 独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター主任研究員 国立大学法人長崎大学教授(国際健康開発研究科) (平成20年10月まで) 国立大学法人長崎大学学長
理事	松岡 数充	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日 平成18年4月1日 ～平成18年10月10日 平成18年10月11日 ～平成20年10月10日	昭和62年11月 平成 9年10月 平成14年 4月 平成14年 4月 平成16年 4月 長崎大学教授(教養部) 長崎大学教授(水産学部) 長崎大学水産学部附属海洋資源教育研究センター長 (平成14年10月まで) 長崎大学学長補佐 (平成16年 3月まで) 国立大学法人長崎大学理事・副学長
理事	森田 秀亮	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日 (平成17年3月31日付け退職)	平成12年 4月 平成15年 4月 平成16年 4月 大分大学事務局長 長崎大学事務局長 国立大学法人長崎大学理事・事務局長
理事	福永 博俊	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日 平成18年4月1日 ～平成18年10月10日	平成 5年 7月 平成14年10月 平成16年 4月 長崎大学教授(工学部) 長崎大学学長補佐 (平成16年 3月まで) 国立大学法人長崎大学理事・副学長

		平成18年10月11日 ～平成20年10月10日		
理事	片峰 茂	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日 平成18年4月1日 ～平成18年10月10日	平成10年 2月 平成14年10月 平成16年 4月	長崎大学教授(医学部) 長崎大学副学長 (平成16年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 理事・副学長
理事	崎山 毅	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日 平成18年4月1日 ～平成18年10月10日	昭和62年 5月 平成11年 4月 平成15年 4月 平成16年 4月	長崎大学教授(工学部) 長崎大学工学部長 (平成15年 3月まで) 長崎大学副学長 (平成16年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 理事・副学長
理事	伊藤 昭六	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	昭和57年 4月 平成元年 6月 平成 2年11月 平成 4年 6月 平成13年 6月 平成16年 4月	長崎県教育委員会教育 長 長崎県住宅供給公社理 事長 千歳開発株式会社代表 取締役社長 株式会社工フ工△長崎 代表取締役社長 株式会社工フ工△長崎 取締役会長 国立大学法人長崎大学 理事(非常勤)
理事	三宅 保信	平成17年4月1日 ～平成18年3月31日 平成18年4月1日 ～平成18年10月10日 平成18年10月11日 ～平成20年10月10日 (平成19年7月14日 付け退職)	平成15年 7月 平成16年 4月 平成17年 4月	鳥取大学事務局長 国立大学法人鳥取大学 理事 国立大学法人長崎大学 理事・事務局長
理事	谷山紘太郎	平成18年4月1日 ～平成18年10月10日 平成18年10月11日 ～平成20年10月10日	平成 2年 6月 平成12年 5月 平成14年 4月 平成14年 4月 平成18年 3月 平成18年 4月	長崎大学教授(医学部) 長崎大学学長補佐 (平成14年 3月まで) 長崎大学教授(大学院 医歯薬学総合研究科) 長崎大学大学院医歯薬 学総合研究科長 定年退職 国立大学法人長崎大学 理事(非常勤)・副学長
理事	石井 利和	平成18年10月11日 ～平成20年10月10日	平成16年 7月 平成18年 5月 平成18年10月	独立行政法人理化学研 究所脳科学研究推進部 長 国立大学法人長崎大学 教授(国際連携研究戦 略本部) 国立大学法人長崎大学 理事・副学長

理事	中山 守雄	平成18年10月11日 ～平成20年10月10日	平成12年 1月 平成14年 4月 平成14年10月 平成17年 4月 平成18年10月	長崎大学教授(薬学部) 長崎大学教授(大学院 医歯薬学総合研究科) 長崎大学学長補佐 (平成17年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 副学長 国立大学法人長崎大学 理事・副学長
理事	濱 健男	平成19年7月15日 ～平成20年10月10日 平成20年10月11日 ～平成22年10月10日 (平成21年7月30日 付け退職)	平成17年 4月 平成19年 7月	独立行政法人国立高等 専門学校機構事務局長 国立大学法人長崎大学 理事・事務局長
理事	須齋 正幸	平成20年10月11日 ～平成22年10月10日	平成13年10月 平成16年 4月 平成17年 4月 平成18年10月 平成20年 4月 平成20年10月	長崎大学教授(経済学 部) 国立大学法人長崎大学 学長補佐 (平成17年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 副学長 (平成18年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 国際連携研究戦略本部 副本部長 国立大学法人長崎大学 教授(国際健康開発研 究科) 国立大学法人長崎大学 理事・副学長
理事	橋本 健夫	平成20年10月11日 ～平成22年10月10日	平成 3年11月 平成10年10月 平成11年 4月 平成12年 4月 平成14年 4月 平成20年 4月 平成20年10月	長崎大学教授(教育学 部) 長崎大学学長補佐・学 生部長 (平成11年 3月まで) 長崎大学副学長 (平成14年 3月まで) 長崎大学教授(教育学 研究科) 長崎大学教育学部長・ 教育学研究科長 (平成20年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 教授(教育学研究科) 国立大学法人長崎大学 理事・副学長
理事	調 漸	平成20年10月11日 ～平成22年10月10日	平成17年11月 平成18年10月 平成20年 5月	国立大学法人長崎大学 教授(医学部・歯学部 附属病院) 国立大学法人長崎大学 学長補佐 (平成20年10月まで) 国立大学法人長崎大学 教授(保健・医療推進

			平成20年 7月 平成20年10月	センター) 国立大学法人長崎大学 保健・医療推進センタ ー長 国立大学法人長崎大学 理事・副学長
理事	河野 茂	平成21年4月1日 ～平成23年3月31日	平成 8年 2月 平成12年 4月 平成14年 4月 平成18年 4月 平成21年 4月	長崎大学教授(医学部) 長崎大学教授(医学研 究科) 長崎大学教授(医歯薬 学総合研究科) 国立大学法人長崎大学 医学部長 (平成21年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 理事・病院長
理事	茂地 徹	平成21年4月1日 ～平成23年3月31日	平成元年 5月 平成12年 5月 平成19年 4月 平成21年 4月	長崎大学教授(工学部) 長崎大学学長補佐 (平成14年10月まで) 国立大学法人長崎大学 工学部長 (平成21年 3月まで) 国立大学法人長崎大学 理事・副学長
理事	鳥越 定雄	平成21年8月1日 ～平成22年10月10日	平成19年 4月 平成21年 8月	国立大学法人長岡技術 科学大学理事・事務局 長 国立大学法人長崎大学 理事・事務局長
監事	平山 和次	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	昭和54年10月 昭和63年 4月 平成 6年 2月 平成 9年 3月 平成 9年 4月 平成12年10月 平成16年 4月 平成16年 4月	長崎大学教授(水産学 部) 長崎大学大学院海洋生 産科学研究科長 (平成2年 3月まで) (平成4年4月から平成 6年1月まで) 長崎大学水産学部長 定年退職 (財)長崎県産業振興 財団主幹 (科学技術庁のRSP事 業の新技术コーディネ ーター兼務) (平成14年10月まで) 海洋科学技術センター 生物浄化研究委員会委 員長 長崎県地域結集型共同 研究事業研究統括 国立大学法人長崎大学 監事
監事	居原 哲	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日 平成18年4月1日 ～平成20年3月31日	平成 4年 6月 平成 8年 6月 平成10年 3月	株式会社十八銀行常務 取締役 株式会社十八銀行専務 取締役 長崎自動車株式会社社

		平成20年4月1日 ～平成22年3月31日	平成10年 6月 平成13年 6月 平成15年 3月 平成16年 4月 平成20年 4月	外監査役 (平成15年 3月まで) 株式会社十八銀行常勤 監査役 株式会社十八銀行退任 長崎自動車株式会社社 外取締役 国立大学法人長崎大学 監事(非常勤) 国立大学法人長崎大学 監事
監事	宮里 達郎	平成18年4月1日 ～平成20年3月31日	昭和62年 4月 平成 9年 4月 平成11年10月 平成15年 9月 平成18年 4月	九州工業大学教授 (情報工学部) 九州工業大学情報工学 部長 九州工業大学長 任期満了退職 国立大学法人長崎大学 監事
監事	福島 昭二	平成20年4月1日 ～平成22年3月31日	平成 9年 6月 平成10年 4月 平成11年 6月 平成13年 3月 平成17年 4月 平成19年 1月 平成20年 4月	三菱重工業株式会社長 崎造船所取締役所長 三菱重工業株式会社船 舶海洋事業本部取締役 三菱重工業株式会社特 別顧問 (平成18年12月まで) 長崎自動車株式会社非 常勤監査役 (平成20年 3月まで) 日本船舶海洋工学会副 会長兼西部支部長 三菱重工業株式会社長 崎造船所顧問 国立大学法人長崎大学 監事(非常勤)

1 1 . 教職員の状況

(人)

平成16年度	教員	2, 271	常勤	973	非常勤	1, 298
	職員	1, 825	常勤	1, 140	非常勤	685
平成17年度	教員	2, 572	常勤	1, 065	非常勤	1, 507
	職員	1, 853	常勤	1, 152	非常勤	701
平成18年度	教員	2, 542	常勤	1, 063	非常勤	1, 479
	職員	1, 926	常勤	1, 135	非常勤	791
平成19年度	教員	2, 655	常勤	1, 074	非常勤	1, 581
	職員	1, 977	常勤	1, 346	非常勤	631

平成20年度	教員 2,442	常勤 1,084	非常勤 1,358
	職員 2,053	常勤 1,368	非常勤 685
平成21年度	教員 2,344	常勤 1,089	非常勤 1,255
	職員 2,042	常勤 1,399	非常勤 643

業務実績

別添「平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」及び「平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」を参照

IV 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額
収入	273,447	296,965	23,517
運営費交付金	100,213	100,462	249
施設整備費補助金	10,203	13,146	2,943
船舶建造費補助金	668	664	△ 3
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,167	3,500	2,333
補助金等収入	1,498	3,638	2,140
国立大学財務・経営センター施設費交付金	340	340	—
自己収入	120,378	131,623	11,245
授業料、入学料及び検定料収入	31,508	30,226	△ 1,281
附属病院収入	87,956	99,143	11,187
財産処分収入	136	261	125
雑収入	778	1,991	1,213
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	12,673	15,302	2,629
長期借入金	23,569	23,543	△ 25
承継剰余金	0	300	300
目的積立金取崩額	2,738	4,443	1,705
支出	273,447	288,265	14,818
業務費	213,685	219,722	6,037
教育研究経費	112,821	110,739	△ 2,081
診療経費	89,141	96,502	7,361
一般管理費	11,722	12,480	757
施設整備費	34,112	37,029	2,917
船舶建造費	668	664	△ 3
補助金等	1,498	3,638	2,140
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	12,673	14,052	1,380
長期借入金償還金	10,744	13,071	2,327
国立大学財務・経営センター施設費納付金	68	86	18

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部			
経常経費	234,633	245,326	10,693
業務費	212,977	222,832	9,855
教育研究経費	20,582	22,965	2,383
診療経費	48,056	53,319	5,263
受託研究経費等	6,619	6,918	299
役員人件費	793	719	△ 73
教員人件費	75,218	75,549	331
職員人件費	61,708	63,359	1,651
一般管理費	4,657	5,599	942
財務費用	3,025	3,235	210

雑損	0	129	129
減価償却費	13,974	13,529	△ 444
臨時損失	0	2,175	2,175
収益の部			
経常収益	235,547	251,229	15,682
運営費交付金収益	97,526	97,356	△ 169
授業料収益	24,660	25,193	533
入学料収益	3,781	3,831	50
検定料収益	866	783	△ 82
附属病院収益	87,956	100,581	12,625
受託研究等収益	7,291	7,926	635
寄付金収益	5,132	4,615	△ 516
補助金等収益	1,105	2,533	1,428
施設費収益	342	1,332	990
財務収益	29	44	15
雑益	778	2,549	1,771
資産見返負債戻入	6,081	4,482	△ 1,598
臨時利益	11	4,546	4,535
純利益	925	8,274	7,349
目的積立金取崩額	473	1,744	1,271
総利益	1,398	10,019	8,621

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	273,566	330,407	56,841
業務活動による支出	213,141	223,499	10,358
投資活動による支出	46,839	81,613	34,774
財務活動による支出	10,744	11,691	947
次期中期目標期間への繰越金	2,842	13,603	10,761
資金収入	273,566	331,619	58,053
業務活動による収入	234,626	252,008	17,382
運営費交付金による収入	100,213	100,212	0
授業料及び入学検定料による収入	31,508	30,226	△ 1,281
附属病院収入	87,956	99,084	11,128
受託研究等収入	7,291	8,220	929
寄付金収入	5,382	5,515	133
補助金等収入	1,498	4,171	2,673
その他の収入	778	4,577	3,799
投資活動による収入	13,702	54,398	40,696
施設費による収入	13,566	14,170	604
その他の収入	136	40,228	40,092
財務活動による収入	23,569	23,543	△ 25
当期中期目標期間以前からの繰越金	1,669	1,669	—

大学番号 80

平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成
16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

平成 20 年 6 月

国立大学法人
長 崎 大 学

項 目	頁
大学の概要	1
全体的な状況	4
項目別の状況	6
I 業務運営・財務内容等の状況	
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	6
②教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	13
③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	16
④事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	23
※業務運営の改善及び効率化に関する特記事項	26
(2) 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
①外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	30
②経費の抑制に関する目標を達成するための措置	35
③資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	37
※財務内容の改善に関する特記事項	39
(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための措置	
①評価の充実に関する目標を達成するための措置	42
②情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	47
※自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項	51
(4) その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
①施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	53
②安全管理に関する目標を達成するための措置	57
※その他業務運営に関する特記事項	63
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 教育に関する目標を達成するための措置	
①教育の成果に関する目標を達成するための措置	66
②教育内容等に関する目標を達成するための措置	73
③教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	85
④学生への支援に関する目標を達成するための措置	93
(2) 研究に関する目標を達成するための措置	
①研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	100
②研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	105
(3) その他の目標を達成するための措置	
①社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	112
②附属病院に関する目標を達成するための措置	121
③附属学校に関する目標を達成するための措置	136
※大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項	141
III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	147
IV 短期借入金の限度額	147
V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画	148
VI 剰余金の使途	148
VII そ の 他	149
別表	152

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名： 国立大学法人 長崎大学
- ② 所在地： 本部・文教キャンパス 長崎県長崎市
坂本キャンパス 長崎県長崎市
片淵キャンパス 長崎県長崎市
- ③ 役員の状況： 学長 齋藤 寛
(平成16年 4月 1日～平成18年10月10日)
(平成18年10月11日～平成20年10月10日)
理事数 6名(うち非常勤1名)
監事数 2名(うち非常勤1名)
- ④ 学部等の構成：
(学部) 教育学部, 経済学部, 医学部, 歯学部, 薬学部, 工学部, 環境科学部,
水産学部
(研究科) 教育学研究科, 経済学研究科, 生産科学研究科,
医歯薬学総合研究科
(附置研究所) 熱帯医学研究所※
※は、全国共同の機能を有する附置研究所を示す。
- ⑤ 学生数及び教職員数：
学生数 9,276名(262名)
(学部 7,774名(149名), 大学院 1,502名(113名))
教職員数 2,352名
(教員 1,005名, 職員 1,347名)

(2) 大学の基本的な目標等

長崎大学はこれまで、「長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的發展に貢献する」との理念に基づき高度の教育・研究活動を展開してきた。新世紀初頭の国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続けることを宣言する。

この理念の達成に向けた基本目標として、以下の5項目の最重点事項を掲げる。

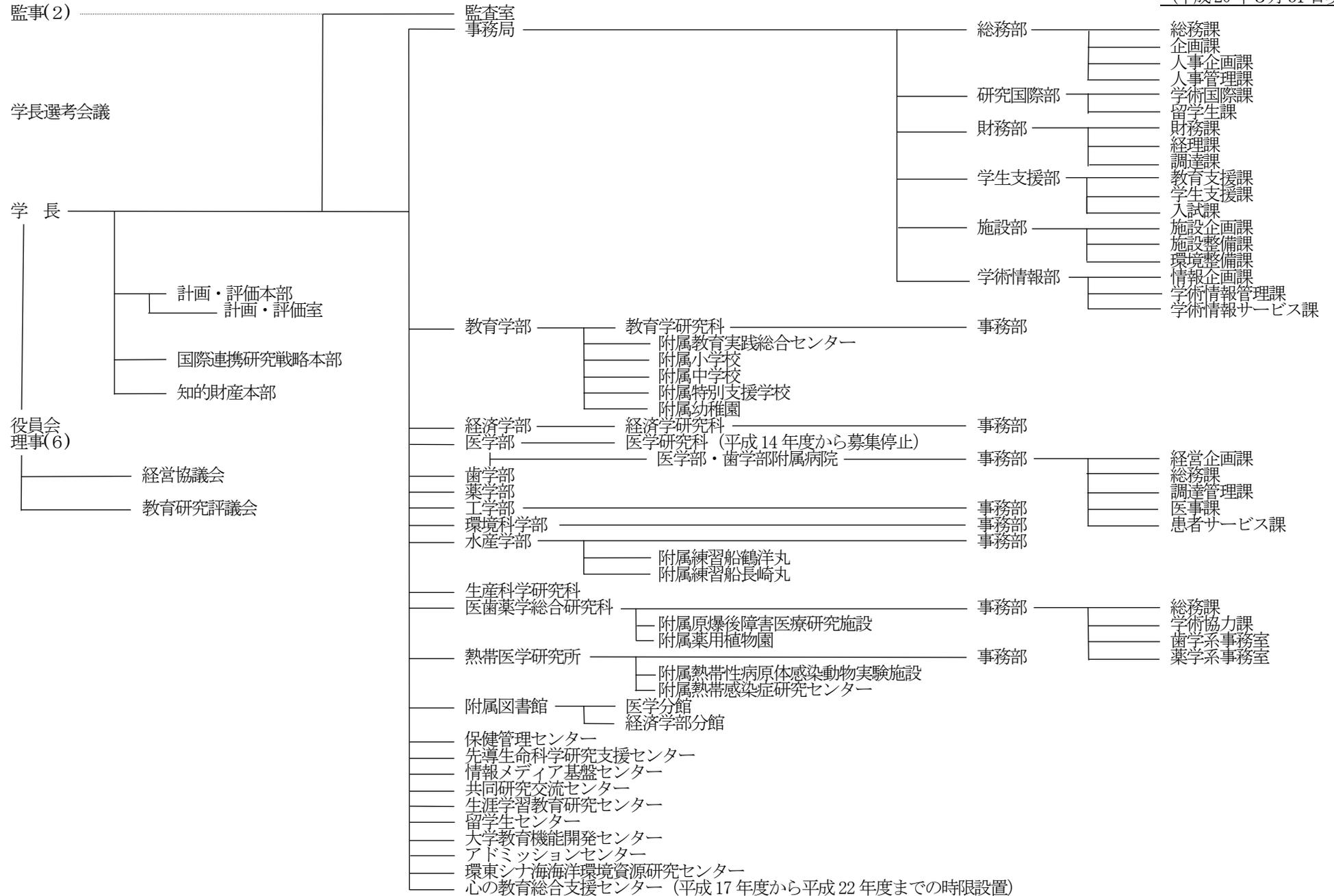
- ① 長崎大学は教育、研究の両面で世界のトップレベルを目指して、戦略的な教育研究企画を推進し、教育・研究の更なる高度化、個性化を図る。
- ② 「学生顧客主義」の標語の下、教養教育、学部専門教育、大学院教育の充実を図って最高水準の教育を提供するとともに、入学者選抜、課外活動、就職などを含む学生生活の全般にわたって支援体制を一段と強化する。
- ③ 大学で創造する知的財産の適正な管理を行い、知的財産と人的・物的資源を活用した地域連携、産学官連携、国際的連携を通して教育・研究成果の社会への還元を推進する。
- ④ 不断に外部評価も含めた点検・評価を行い、それを教育・研究の改善実施に直結できる体制を整備し、かつ、その情報公開に努める。
- ⑤ 教育研究組織、事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化、効率化を図る。また、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。

(3) 大学の機構図

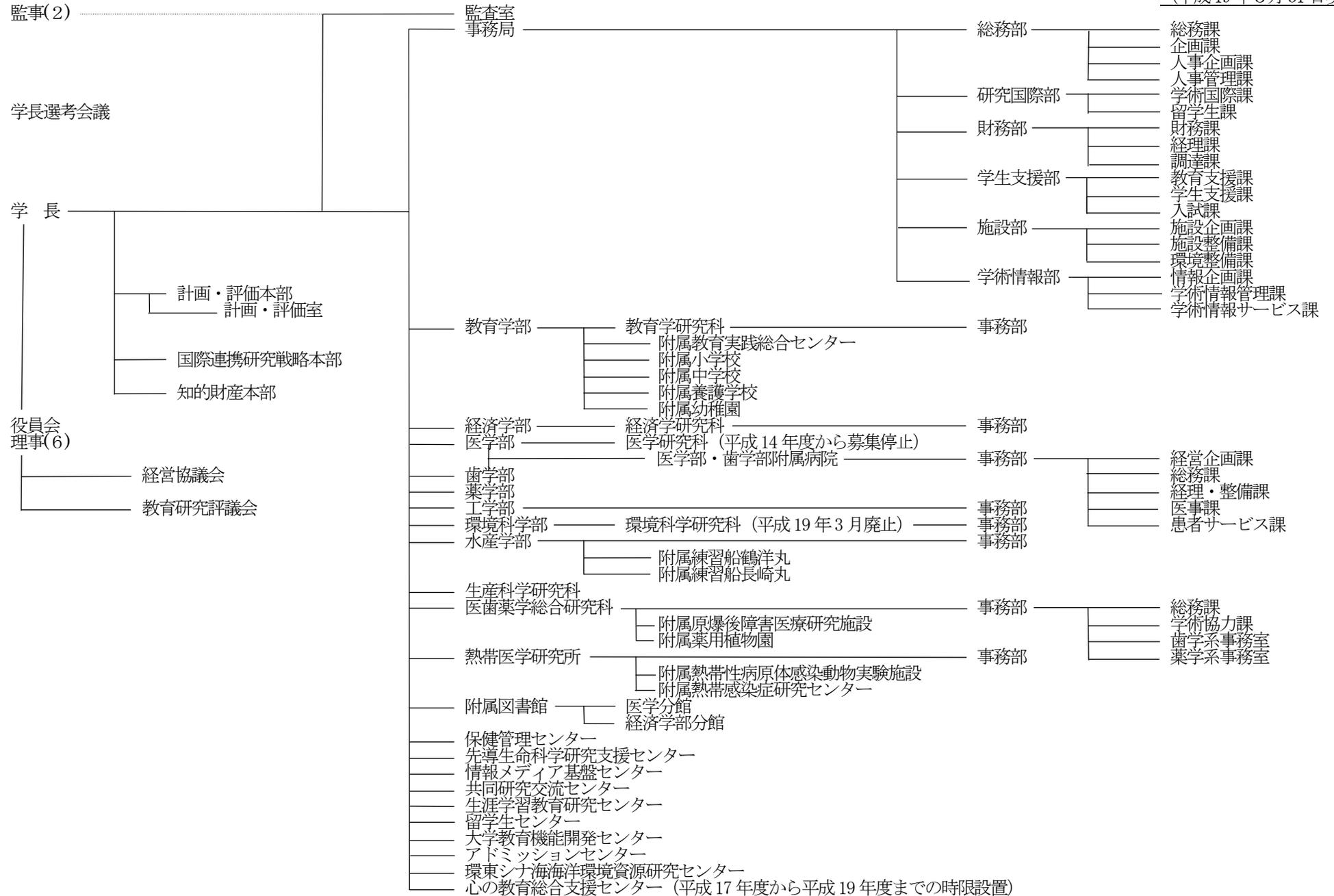
2頁：平成20年3月31日現在

3頁：平成19年3月31日現在

(平成 20 年 3 月 31 日現在)



(平成19年3月31日現在)



○ 全体的な状況

本学は、その中期目標前文で、「国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な『知の情報発信拠点』であり続ける」ことを宣言した。更に、「学生顧客主義」を掲げ、最高水準の教育を提供し、学生生活全般にわたる支援体制を強化することも明示した。

「知の情報発信拠点」と「学生顧客主義」という二つの標語に集約される長崎大学の基本目標をより具体的に述べれば、「**I. 長崎大学の個性を発揮する研究の育成**」「**II. 長崎大学の特徴を活かした人材を育てる教育研究組織の編成と教育プログラムの提供**」

「**III. 学生が主体的に学ぶことを促す教育学習支援体制の充実と基盤環境整備**」「**IV. 長崎大学がもつ知的資産の公開と社会への還元**」の4点である。

1. 学長のリーダーシップ発揮のための資源確保と戦略的配分の実現

学長の強いリーダーシップの下、学内の意見の集約を図り、上記4つの基本目標を達成するために、以下のような様々な資源確保のための努力を継続してきた。

① 外部資金等の自己収入増加のための工夫及び経費節減の遂行

外部資金については、「優れた研究活動へのインセンティブ経費の配分」等、各種競争的外部資金の獲得を促進するための施策の実施、科学研究費補助金への申請率増加や採択に向けた取組を強化してきた。更に、受託研究・共同研究・奨学寄附金の増加や医学部・歯学部附属病院の経営効率化・患者数増などによる増収努力や、特許料収入の増加と余裕資金の運用等によって、自己収入の確保に努めてきた。また、光熱水量の低減、文書電子化によるコスト削減等で、経費を節減する努力も進めた。

② 学長裁量経費の充実と戦略的配分

自己収入増加と経費節減に努めながら学長裁量経費を、平成17年度の187,130千円から平成19年度には299,000千円（約60%増）へと充実させ、「公募プロジェクト経費」「新任教員の教育研究推進経費」「年度計画対応共通プログラム経費」「重点研究課題推進経費」等、戦略的・重点的資金配分を制度化して実施した。

③ 教職員の柔軟かつ戦略的配置

全学の教員人事について学長協議とするシステムを導入する等、教員ポストについて全学的視野からの学長による管理体制を構築し、学内教育研究施設等への新規教員の措置など機動的、戦略的に教職員配置を実施した。また、労基法第14条に基づく有期労働契約による教職員の雇用制度を新たに導入し、外部資金により教職員を積極的に採用することによって、柔軟で効果的な教育研究プロジェクト推進体制を構築した。更に、平成19年度には有期雇用職員への年俸制を導入し、教職員の戦略的な配置も行った。

上記の4つの具体的目標達成に向けた全学挙げての努力と取組によって実現してきた教育研究上の成果の代表的事例を以下に示す。

I. 長崎大学の個性を発揮する研究の育成：

「熱帯病・感染症研究」と「放射線医療科学」は、これまでの教育研究成果の蓄積の上に立って本学の研究個性を発揮する代表的研究として位置付けられ、いずれも21世紀COEプログラム、「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点（平成15年度採択）」と「放射線医療科学国際コンソーシアム（平成14年度採択）」として採択された。これら2つの国際連携研究分野に、東シナ海・有明海などの環境と資源の保全・回復を目的とする「海洋環境生物資源研究」分野を加え、まず3つの国際連携研究を、本学の重点研究分野として育成していくことを骨子とする国際戦略を平成16年度に策

定した。この国際戦略の下、3つの国際連携研究のマネジメントに特化した「国際連携研究戦略本部」を平成17年度に創設し、国際連携研究の戦略体制並びに外部資金の受入など業務運営・経費執行面の手続処理の一元化を行う制度を構築した。更に、同本部に学長管理の教授ポスト2名を配置したほか、有期雇用による教職員を重点的に配置した。その成果として、ケニアとベトナムの2ヶ所に、本学が主宰・運営する本格的（常駐型）海外感染症拠点を設置し、熱帯病・新興感染症の国際連携研究を展開させることができた。この5年間の実績を基盤に、感染症の制御・克服に向けて、「熱帯病新興感染症の地球規模統合制御戦略（平成20年度グローバルCOEプログラムに申請）」を展開する予定である。また、「放射線医療科学」については、旧ソ連邦核汚染国との連携研究に加え、現職教授をWHO本部（ジュネーブ）の環境・健康局放射線プログラム専門科学官として派遣（2年間）するなど、国際機関（WHO）等との連携も推進した。これらの実績は高く評価され、「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が平成19年度グローバルCOEプログラムに採択された。

「環東シナ海海洋資源研究」は、環東シナ海沿岸域の環境と水産資源問題に、本学が中心となって日中韓の関係研究機関と連携して取組み、海洋環境の保全と回復を通して健全な生態系を維持し、持続的生物生産の確保を目的としている。平成17年度より「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査（文部科学省教育研究特別経費）」を開始し、日・中・韓の海洋研究拠点大学との研究ネットワーク構築と研究交流が実現した。更に、その一つ済州大学校（韓国）に本学の交流推進室設置が実現するなど、環東シナ海の海洋研究推進のための拠点活動を進めた。

このように、国際連携研究に関する高い実績を出した3つの研究課題をドライビングフォースとして、平成18年度には、特色ある研究10課題（重点研究課題）を選定し、平成19年度には、学長裁量経費（重点研究課題推進経費：60,000千円）による支援を実施した。更に、本学次世代の教育研究を担う若手教員育成を目指し「地方総合大学における若手人材育成戦略（平成19年度科学技術振興調整費採択課題）」を実施し、重点研究課題にデニユア・トラック制度を導入し、国際公募により、年俸制を適用する12名の助教を採用・配置した。

II. 長崎大学の特徴を活かした教育研究組織の編成と教育プログラムの提供：

「熱帯病・新興感染症研究」の成果を基盤に平成20年度から開設する「国際健康開発研究科（独立研究科）」は、保健分野での国際協力活動に必須の資格である「公衆衛生学修士（MPH）」の修得と、国際協力の現場で即戦力となるプロフェッショナルな人材の育成を目的としている。また、これに先行して平成18年度には、医歯薬学総合研究科では、講義を全て英語で行う熱帯医学専攻（修士課程）を設置するとともに、「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム（平成17年度大学院GP採択）」を実施し、また「放射線医療科学」では、ベラルーシ・ゴメリ医科大学との遠隔教育を実施するなど、グローバルな教育プログラムの展開を推進した。また、生産科学研究科では「海洋環境生物資源研究」の成果を反映した「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成プログラム（平成17年度大学院GP）」を開始した。更に、長崎とオランダとの交流の歴史と文化的な背景に基づき、平成18年度からライデン大学と長崎歴史文化博物館の協力を得て、特色ある国際的な教育プログラムである「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始（平成18年度現代GP採択）」を開始するなど、平成19年度までに合計13課題の特色ある教育プログラム（GP）の選定を受けた。

Ⅲ. 学生が主体的に学ぶことを促す教育学習支援体制の充実と基盤環境整備：

全学生を対象とした「学生生活調査」の結果(回収率 85%)や、「学長と学生の懇談会」における学生の要望に応える支援方策を実施した。例えば、「図書館開館時間の延長」並びに「附属図書館や保健学科図書室等の学習環境基盤整備」は、学長主導の下に強力に推進され、附属図書館の入館者が平成19年度54万人と法人化前より10万人の増加となるなど、学生の学習ニーズを反映した利用促進と環境整備の効果が現れ始めた。このような学習環境基盤整備等の予算は、平成19年度は343百万円であり、法人化初年度(平成16年度)比80%の増となっている。

Ⅳ. 長崎大学がもつ知的資産の積極的発信と社会への還元：

本学で生産された学術研究成果を電子媒体として登録・保存し、広く世界中の研究者に発信するためのデータベースとして「長崎大学学術研究成果リポジトリ(NAOSITE)」と「幕末・明治期日本古写真データベース」を構築した。NAOSITEには、現在、本学の学術研究成果1万件以上が登録され、2008年1月の世界の学術機関リポジトリランキングで、国内第8位、世界第170位にランクされた。一方、「幕末・明治期日本古写真データベース」は、附属図書館が整備し、インターネット上に公開したもので、これまでの累積アクセス件数は130万件を超えた。また、平成19年度に新たに入手した古写真「ボードインコレクション(Bauduin Collection)」833点のデータベースへの追加が決定している。更に、地球環境問題を考える上で有用な「ガラパゴス諸島画像」1,300枚をデータベース化して公開した。

年4回発行の広報誌「CHOHO」では、「来たれ、未来の工学人」「ケニアの空の下」等、本学の特色ある取組を特集として取り上げ、図や写真を交えて分かり易く解説した記事により情報発信した。また、本学ホームページでは、学内の様々な活動をタイムリーかつ視覚的に発信した。一方、平成19年度から長崎市との共催で、史跡「出島」内に「長崎出島サイエンスカフェ」を開き、本学がもつ知的資産を題材に市民との交流を深める試みも開始した。

一方、知的資産の社会への還元については、法人化と同時に発足した知的財産本部と長崎TLOが連携して推進した。また、共同研究及び起業支援のために立ち上げた「産学官連携機構」が、平成19年度に長崎市出島地区に設置されたインキュベーション施設を拠点とする、工学部テクノエイド教育研究センターと県内企業8社による「斜面上に居住する高齢者の生活環境の改善」に向けた医工連携活動を支援した。

2. 学長のリーダーシップを保証する組織体制の効果的運用

(1) 効果的・機動的な運営組織の整備

学長のリーダーシップの下で大学運営の重要事項を審議する「戦略企画会議」を設置し、経営戦略の立案に向けて効果的・機動的な審議を進めた。また、学長補佐を主な構成員とする「学長室」を設置して、様々な課題点や解決方法を調査・検討・分析した。

(2) 企画・実行・評価・改善のシステム構築

学長を本部長とする「計画・評価本部」で自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価を踏まえた次年度の計画立案を行った。これによって大学運営における、計画の策定→業務の実施→業務結果の評価→外部評価や自己点検・評価の結果を実際の計画策定にフィードバックするシステムを確立した。

(3) 経営協議会の活用と監査機能の充実

経営協議会には地域の有識者・自治体の長のほかくに国際機関の長も加え、学外の有識者の視点から大学経営を審議する体制を整えた。また、国立大学法人経営の在り方について、積極的なコミュニケーションを図ることによって、学外有識者の意見を、

法人経営に反映させた。

内部監査は、学長直属の監査室が、業務及び会計監査を定期的・臨時的に実施し、その結果を学内に公表して、指摘事項に対し該当部局において適切な措置を講じた。平成19年度には、科学研究費補助金についての特別監査を、22%以上の研究課題を抽出して実施し、通常(10%)の割合を大きく超える内部監査を実施する等、内部監査機能は法令遵守の上で大きな役割を果たしている。

(4) リスク管理と環境管理

本学において生じることが想定される危機事象に対処をするための危機管理体制を構築し、危機事象発生時の連絡体制と対応手順を含む「長崎大学における危機管理体制に関する要項」としてまとめた。また、これまでに整備した各危機事象に対応する全学的危機管理マニュアルは、危機管理担当理事の下で掌握し、学内教職員専用ホームページの危機管理マニュアル等サイトに集約した。

環境管理については、平成18年3月に「環境配慮の方針」を制定・公表し、これを全学的に推進するための組織として「環境委員会」を設置した。また、平成18年度から「環境報告書」を本学ホームページ上に公開し、環境に関連する教育・研究活動及び環境負荷の状況、並びに省エネルギー等への取組に関する情報を社会へ発信した。

3. 総括と展望

平成16～19年度の全体を通して、中期計画を順調に実施することができたといえる。この4年間ですでに「達成済み」の項目も多くあり、中期目標の達成に向けた取組が着実に進んでいる。

折しも、平成19年度は、長崎大学創基150年の記念すべき年にあたる。その歴史は、1857年11月12日「医学伝習所」の設立に始まる「創生と発展の時代」、原爆の惨禍を被り、1,000人も教職員学生が犠牲となった1945年8月9日以来の「再生と復興の時代」に分けることができる。そして、今、我々は、これまでの資産として長崎に根づく伝統文化を継承しつつ、社会の要請に応える個性的で特色ある大学として教育研究の水準の更なる向上に向けた「新たな発展の時代」のスタート地点に立ったといえる。幸いにも、平成19年度で、本学の最大の懸案事項であった築35年以上の文教キャンパス老朽化校舎(本学の全体の68%に及ぶ)の改築改修(487億円、143,400㎡)が完了し、平成20年6月には医学部・歯学部附属病院の新病棟が稼働を開始する。これら大学の基盤となる施設の整備完了とともに、長崎大学創基151年の平成20年を第3の時代、すなわち「新たな発展の時代」と捉えて、それにふさわしい21世紀を代表するような先進的で特徴的な研究と教育を行う大学を創っていくことを期すものである。

一方では、新病棟建設借入金の返済が始まるなど、厳しい経営環境の中でのスタートともいえる。新しい大学の創造とともに、施設の有効活用はもとより、これまで以上の経営の効率化・合理化が、国立大学法人が解決しなければならない最大の課題である。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を構築する。 ・高度で個性的な教育研究を発展させるために、弾力的かつ柔軟な人材の配置と、資源の重点配分を推進する。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成 19 年度までの実施状況		平成 20～21 年度の実施予定	
○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策							
[1] 学長を中心に役員会、経営協議会、教育研究評議会が連携して、教育研究、産学官連携、地域連携、国際連携における重点的施策を明確化し、その実現のための経営戦略の立案を図る。	/	IV		(平成 16～18 年度の実施状況概略) 大学運営の重要事項については、学長、理事、副学長、事務局各部長を構成員とする「運営会議」で企画立案してきたが、この「運営会議」を発展的に「戦略企画会議」と改め、学長のリーダーシップの下、学校教育法等の改正に伴う新教員組織の在り方に関する基本方針の策定、本学における優秀な若手研究者を研究リーダーとして育成するための「テニユア・トラック制度」等の企画・立案を進めた。	学長を中心に役員会、経営協議会及び教育研究評議会の連携の下、戦略企画会議等を活用し、国際健康開発研究科の新設、教育学研究科、環境科学部、熱帯医学研究所の改組等組織を見直すとともに、大学の広報戦略、地域連携戦略、国際連携戦略等を検討し、次期中期目標・計画を立案する。		
		IV		(平成 19 年度の実施状況) 戦略企画会議において、競争力のある教育研究の確立を目指し、部局等の将来構想、地域連携、広報の在り方等を審議するとともに、「次期中期計画を見据えた基本的考え方」をとりまとめた。			
○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策							
[2] 学長を中心にした最終意思決定機関の役員会及び審議機関としての経営協議会と教育研究評議会の機能的・機動的な役割	/	IV		(平成 16～18 年度の実施状況概略) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の機能分担を明確にし、透明で効率的な意思決定体制を構築するとともに、学内の連絡調整を図る機関として連絡調整会議を設置し、各部署長等との意見交換を定	本学の理念実現に向けた戦略的、機動的な大学運営を行うため、戦略企画会議、学長室等を更に活用する。		

<p>分担を確立し、さらに学内コンセンサスの確保のために、全学委員会の見直し、充実を図るとともに、部局間の連絡調整会議的な機能をもたせた組織の改善を図る。</p>	<p>【2-1】 大学としての総合的な観点から戦略的、機動的に大学運営を行うため、昨年度設置した学長室を引き続き活用する。また、必要に応じて理事、学長補佐等を出席させるなどして、学長室の更なる充実を図る。</p> <p>【2-2】 各部局の活動を十分把握するとともに、全学的な大学運営事項に関する調整機能を強化するため、連絡調整会議の効果的な活用を図る。</p>		<p>期的に行った。迅速な学内コンセンサスを目的に財務委員会の構成員を部局長とするとともに、国際交流等の方針を一元的に検討するため学術交流委員会と留学生交流委員会を統合し国際交流委員会とするなど、全学委員会の見直しを行った。</p> <p>また、学長のリーダーシップ発揮を支援する組織として「学長室」を設置し、次期本学の中期計画策定に向けての検討等を開始した。</p> <p>IV (平成 19 年度の実施状況)</p> <p>学長は、全学的な観点から戦略的、機動的に大学運営を行うため、学長室の機能を活用し、組織の将来構想、今後の広報戦略を検討するとともに、「次期中期計画を見据えた基本的考え方(案)」を策定した。</p> <p>III</p> <p>連絡調整会議において、各部局の活動を把握するとともに、機動的に全学的調整を図った。</p>		
<p>【3】 学長のリーダーシップ機能発揮のために、経営感覚に優れた人材の登用と財務システムの活用により経営・財政基盤を確立する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>経営・財政分野に造詣の深い企業等の経営責任者を経営協議会学外委員に登用し、外部有識者の意見を法人経営に反映させた。</p> <p>また、部局毎の財務状況を分析するため、予算上のセグメント別に費用及び収益等を算出した部局別決算の年度間比較ができるシステムを構築し、教育研究の重点化を目指した学長裁量経費の増額を行う等、効率的・効果的な予算配分を実施した。</p> <p>なお、財政基盤である収入予算の確実な把握のため、平成 19 年度からの収入目標額の設定にあたっては、収入実態に近づけるため、2年間のセグメント収支データによることとした。</p>	<p>引き続きセグメント毎の収支データ、損益データを作成するとともに、中期計画期間中のデータを分析し、予算配分に反映させ、次期中期計画期間の予算配分方針を策定する。</p>	

	【3】引き続き平成 18 年度分のセグメントごとの収支データ、損益データを作成し、平成 16 年度・平成 17 年度分と比較分析することで、予算配分方針に反映させる。	III	(平成 19 年度の実施状況) 部局別決算の年度間比較システムにより平成 18 年度分のセグメント毎の収支データ、損益データを作成し、平成 16 年度・平成 17 年度分と比較分析を行った結果を踏まえ、平成 20 年度予算配分においては、更なる教育研究の重点化を目指す学長裁量経費を増額する予算配分を実現した。		
【4】役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な仕組みを確立する。		III	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 役員懇談会や戦略企画会議に、適宜学部長等の出席を求め、学部等の将来構想や運営状況について意見交換を行い連携を図った。	引き続き効果的な仕組みを活用し、意見交換を行い意思の疎通を図る。	
	【4】 【平成 18 年度に実施済みのため年度計画なし】	—	(平成 19 年度の実施状況) 役員懇談会、戦略企画会議や次期概算要求等ヒアリングにおいて、学部等の将来構想や運営状況について意見交換を行うなど効果的な戦略企画の仕組みを確立した。		
【5】機能的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会を設置する。		III	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 経営に関する重要事項は経営協議会で審議するだけでなく教育研究評議会でも審議し、また、教育研究に関する重要事項においても経営協議会で審議を行うなど、共通的な事項については双方で十分な審議等を行い、適切に運営した。 必要に応じて、合同委員会を開催するための規則整備を進めることとした。	次期中期計画については、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議において外部委員等からの意見を求めつつ、具体案の検討を進める。	
	【5】機能的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会を設置する。	III	(平成 19 年度の実施状況) 次期中期計画の策定方針について、学外有識者の意見を反映させるため、経営協議会と教育研究評議会の合同委員会を開催し、審議した。		
○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策					
【6】副学部長の設置を含めた学部長等補佐体制の充実を図るとともに、教授会における審議事項の精選を進める。		IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 全学部等で学部長補佐等の体制を導入し、学部等運営の強化を図るとともに、教授会における審議事項の精選、代議員制教授会を導入するなど、学部運営の効率化を行った。	引き続き、教授会運営の効率化を推進する。	

	<p>【6】学部長等補佐体制については制度を確認したところであるが、教授会等における審議事項の精選については引き続き継続することで教授会運営の更なる効率化を進める。</p>		<p>IV (平成 19 年度の実施状況) 引き続き教授会等における審議事項等について精選を行う等、教授会運営の効率化を推進した。 また、平成 20 年度新設の国際健康開発研究科の予算、組織等の管理運営事項は、学長を議長とする全学的体制である国際健康開発研究科運営評議会の審議を踏まえ、研究科長が事務部門の協力の下、実行し、研究科の管理運営の効率化と迅速化を図ることとした。</p>		
<p>○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p>					
<p>【7】教員と事務職員等の役割分担を明確にする一方、教員と事務職員等が共同で大学・学部運営の企画・立案等に参画し得るようにシステム作りを進める。</p>	<p>【7】平成 19 年度に受審予定の認証評価や中期目標期間における暫定評価に対応するため、計画・評価室へ評価に知見のある専任教員を配置（平成 18 年度末）し、同室事務職員及び兼務教員と計画・評価等立案支援作業について一体的な取組を行い、計画・評価本部による円滑な計画等立案の支援に資する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 全学委員会及び各学部等の各種委員会に事務職員が参画できる体制を整備し、教員と事務職員が一体となって大学運営に関わった。また、教員と事務職員が一体となって組織し、協働して業務を行う「国際連携研究戦略本部」を設置した。</p> <p>IV (平成 19 年度の実施状況) 国際連携研究戦略本部が受託している「大学国際戦略本部強化事業」は、中間評価で「A」評価を受ける等高い評価を受けている。 計画・評価室に配置された教員と事務職員が一体となって認証評価受審のための支援作業を行い、また、中期目標期間評価への対応についても資料収集及び作成等、計画・評価本部の円滑な運営を支援した。</p>	<p>担当機能別に分化している広報体制を見直し、教員・事務職員の一體的な運営による戦略的な新広報体制を構築する。</p>	
<p>○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p>					
<p>【8】適切な教育改善と育成すべき研究を推進するために、重点的資源配分を行う全学的体制作りを進める。</p>		<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 学生支援経費を充実させ、「学生顧客主義」の観点から、学長のリーダーシップの下で重点的資源配分を行える体制を整え、サークルセンター新築等学生の学習環境・課外活動施設を充実させた。更に、本部目的積立金により、「教育用設備の整備計画の公募」を行い、教育用設備を戦略的に整備した。 また、学長裁量経費による公募プロジェクトを見直し、先端的・萌芽的な研究推進、教育改革、</p>	<p>引き続き、「教育用設備の整備計画の公募」による教育用設備の充実、学生支援経費による学習環境・課外活動施設の充実を図るとともに、学長裁量経費による、先端的・萌芽的な研究推進、教育改革、社会貢献・産学連携推進プログラムへの重点的な資源配分、新任教員教育研究推進経費による新任教員の基盤経費支援を行う。更に、重点研究 10 課題を中心に研究を推進するために、学長裁量経費及び科学研究費補助金</p>	

			<p>社会貢献・産学連携推進プログラムへの重点的な配分や新任教員教育研究推進経費による新任教員の教育研究環境整備のための基盤経費支援等を行ったほか、大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマ 10 課題を選定し、学長裁量経費等による支援を開始した。</p> <p>更に、競争的外部資金に附随する間接経費の配分方針を策定した。</p>	<p>等の競争的外部資金に附随する間接経費を活用する。</p> <p>なお、重点研究 10 課題について中間評価を実施する。</p>	
<p>【9】 学長のリーダーシップの下で大学運営を機動的・戦略的に進めるために一定の教員数を学長の下に確保する。</p>	<p>【8】 平成 18 年度に精選した重点研究 10 課題を推進するために、科学研究費補助金等の競争的外部資金に附随する間接経費を戦略的に活用する。</p> <p>【9】 総人件費改革に対応して、5% の人件費削減計画を実行し、うち 1% については、法人化前の第 10 次定員削減により学長管理とした人員とともに、機動的・戦略的に使用するため学長管理として確保する。</p>	<p>IV</p>	<p>IV (平成 19 年度の実施状況)</p> <p>重点研究 10 課題に対し学長裁量経費（重点研究課題推進経費）による研究支援員雇用や国際シンポジウム開催等の支援、更に、間接経費（全学共通経費）を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。</p>		
<p>【10】 役員会、経営協議会、監事に起用する学外者に</p>		<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>全学の教員補充人事について学長協議とするシステムを導入する等、教員ポストについて学長のリーダーシップによる全学的視野からの管理体制を構築し、研究プロジェクト、学内教育研究施設等への新規教員措置や国際連携研究戦略本部事務職員の措置など機動的、戦略的に教職員配置を実施した。また、労基法第 14 条に基づく有期雇用制度を新たに導入し、外部資金により教職員を積極的に採用し、柔軟で効果的な教育研究プロジェクト推進体制を構築した。</p> <p>IV (平成 19 年度の実施状況)</p> <p>平成 22 年度までに、総人件費改革に対応して教員 45 名、その他職員 68 名の計 113 名を削減し、そのうち教員 9 名及びその他職員 14 名の計 23 名を学長管理として確保することとした。なお、平成 19 年度は 5 名を先ず確保し、学長裁量により平成 20 年度設置予定の国際健康開発研究科専任教員採用のために「国際連携研究戦略本部」に教授ポスト 2 名を配置した。</p>	<p>平成 19 年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し、引き続き大学運営を機動的・戦略的に進めていくために学長裁量により教職員を配置する。</p> <p>経営協議会の学外委員の任期満了に伴う後任委員の人選にあたっては、引き続き地域</p>	
<p>○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策</p>					

<p>については、産業界、行政、学界、地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。</p>	<p>【10】経営協議会の開催にあたっては、引き続き議題の精選等を行うとともに、会議資料の事前配付の徹底及び大学経営に係る課題等について、十分な意見交換の時間の確保を図る。</p>	<p>III</p>	<p>界、地元の学校教育関係者及び国際機関の長等、外部有識者を登用するなど、幅広く外部の意見を聴く体制を構築した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 経営協議会の開催にあたって、議題の精選等を行うとともに、会議資料の事前配付を行い、大学経営に係る課題等について、十分な意見交換の時間を確保した。</p>	<p>社会等から産学官の有識者や専門家を登用する。</p>	
<p>【11】大学全体や学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みを検討する。</p>	<p>【11】大学運営や学部等の運営に学外からの意見を反映させるための学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等を継続する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 大学運営や学部等の運営に学外からの意見を反映させるため、学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等の仕組みを導入した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 大学運営や学部運営等に、学外からの意見を反映させるため、環境科学部など数部局で学外有識者を加えた外部評価委員会等を開催した。その結果、熱帯医学研究所、環境科学部について組織改編を行うこととした。</p>	<p>学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等を引き続き開催し、それらからの意見を大学、学部等の運営に生かしていく。</p>	
<p>○内部監査機能の充実に関する具体的方策</p>					
<p>【12】内部監査機能の充実に図るために、監査部門を設置して定期的に業務監査等を実施する。</p>	<p>【12】監査室による業務及び会計監査を引き続き臨時・定期的に行うが、本年度については特に科学研究費補助金に対する監査を中心に、法令遵守に向けた内部監査の充実に図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度に規程を整備して学長直属の監査室を設置し、平成 17 年度に監査室の専任職員を増員するとともに、内部監査を実施した。平成 18 年度は内部監査を定期的・臨時的に実施し、その結果を学内に公表して、指摘事項に対し該当部局において適切な措置を講じた。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 監査室による業務及び会計監査を定期的・臨時的に実施した。特に科学研究費補助金においては、監査部局が偏らないよう考慮し、特別監査を通常監査の研究課題から 22%以上（使用ルール基準：10%以上）を抽出して、研究者等へのヒアリングを行い、法令遵守に向けた内部監査の充実に図った。</p>	<p>監査室による業務及び会計監査を定期的・臨時的に実施し、その結果を内部統制システムに反映させるとともに、平成 19 年度に設置された不正防止推進室と連携を図り、競争的資金等の不正発生要因に応じた実効性のある内部監査を実施する。</p>	
<p>○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策</p>					
<p>【13】大学運営の効率化を図るため、国立大学法人</p>		<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 国立大学法人間で、運営等に関わる各種情報の交</p>	<p>引き続き、長崎大学が委員長校として、九州地区の国立大学の連携事業の推進に寄与</p>	

<p>間の全国組織及び地域ブロックでの活動を通じて、自主的な連携・協力体制を整備充実する。</p>	<p>【13】大学運営の効率化を図るため、国立大学協会等の全国組織及び同協会九州支部等での活動を通じて、自主的な連携・協力体制の整備充実を進める。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>換を行い、長崎大学の運営に資するとともに、特に九州地区支部では、事務系職員の人事交流を通じて連携を図った。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 九州地区の国立大学の連携事業として「防災・環境ネットワークシンポジウム」を実施するとともに、九州地区の国立大学間の連携・協力体制の構築に、長崎大学が委員長校として指導的役割を果たした。</p>	<p>する。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>			

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	・教育研究の進展や社会的要請等に適切に対応し、教育研究の高度化を図る視点から大学院に重点をおいた大学を目指すとともに既存学部等の在り方について検討する。
------	------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト	
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況		平成 20～21 年度の実施予定	
○教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策							
【14】教育研究組織の見直しについては、教育研究評議会・経営協議会等で検討し、役員会の議を経る。	【14】教育研究組織の見直しに関する事項については、学長と学長室が一体となって部局等との調整を図る体制を構築する。	IV	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 教育研究組織の改編等については、各組織 (部局) と関係理事等との事前打合せ、役員懇談会等でのヒアリング、教育研究評議会での審議等を踏まえ、役員会で決定する体制を確立した。	教育研究組織及び学内共同教育研究施設等の見直しについては、これまでに構築した教育研究組織の見直しの体制の下で、引き続き進める。		
		IV		(平成 19 年度の実施状況) 教育研究組織の見直しについては、学長と関係理事が中心となり、学長室機能を活用しつつ、該当部局の構想を戦略企画会議で審議し、テニユア・トラック制度の導入、教育学研究科・環境科学部・熱帯医学研究所の改組案等を取りまとめた。			
○教育研究組織の見直しの方向性							
【15】医歯薬学総合研究科、生産科学研究科、経済学研究科への再編に伴い、研究科の基礎となる学部の再編、統合について検討する。また、教育学部は、教員養成学部として特化する。		IV	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 医歯薬学総合研究科の基礎学部である薬学部を平成 18 年度に薬学科の 6 年制と、薬科学科の 4 年制の 2 学科に改組した。また、保健学専攻 (修士課程) 及び熱帯医学専攻 (修士課程) を新設した。生産科学研究科では、平成 18 年度から博士前期課程の定員増を行うとともに連携講座を増設した。教育学部においては、教員養成学部として特化するため平成 20 年度から情報文化教育課程 (ゼロ免課程) の廃止、教育学研究科に教職実践専攻 (教職大学院) と教科実践専攻を設け、教員養成機能の更なる強化を図ることとし、準備を開始した。	教育学部では情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編する。 独立研究科「国際健康開発研究科 (修士課程)」を設置する。 教育学研究科を改組し、教職実践専攻 (専門職学位課程) 及び教科実践専攻 (修士課程) を設置する。 生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得る。		

	<p>【15-1】 学校教育法等の改正に伴う教員組織の整備（准教授、助教の設置）を行うとともに、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織編制の検討を引き続き進める。</p> <p>【15-2】 独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の設置に向けた準備を進める。</p> <p>【15-3】 教員養成課程への改組等も含めて、教育学部の充実策の検討を進めつつ、教職大学院の設置に向けて長崎県教育委員会とも連携を図りながら、引き続き検討を進める。</p>		<p>III (平成 19 年度の実施状況) 学校教育法等の改正に伴う教員組織の整備を行うとともに、教員選考の基準の見直しを全学部等において実施し、関係規程を平成 19 年 4 月に改正した。</p> <p>IV 国際健康開発研究科の設置計画を推進し、平成 20 年 4 月の開設に向けた準備を進めた。</p> <p>IV 教育学研究科を改組し、教職実践専攻（教職大学院）と教科実践専攻の設置計画を推進した。また、教育学部については、情報文化教育課程（ゼロ免課程）を廃止する等、教員養成学部として特化する計画を推進した。</p>		
<p>【16】 学内共同教育研究施設等は、組織の見直しを進めるとともに、その役割を見据え再編・統合を進める。</p>	<p>【16】 学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度に「地域共同研究センター」「機器分析センター」「環境保全センター」を統合し、「共同研究交流センター」を設置した。また、「総合情報処理センター」を「情報メディア基盤センター」に改組・整備した。平成 17 年度には海洋科学の教育研究の進展を図るため、「水産学部附属海洋資源教育研究センター」を学内共同教育研究施設として「環東シナ海海洋環境資源研究センター」に改組した。また、平成 18 年度には、情報関連業務の効率的、一体的な運営を推進するために「情報メディア基盤センター」及び「附属図書館」の事務部門を統合し、学術情報部を設置した。</p> <p>IV (平成 19 年度の実施状況) 学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を進めるため、学内共同教育研究施設等協議会を開催し、現状の問題点などの協議を行った。 また、保健管理センターと地域医療推進組織の融合を進めるために、改組案を作成し、「保健・医療推進センター」に平成 20 年度から拡充改組する</p>	<p>保健管理センター、へき地病院再生支援・教育機構及び離島・へき地医療学講座を統合して、新たに「保健・医療推進センター」を設置する。更に、同センターにカウンセリング部門を新設する。</p>	

			<p>ことを決定した。</p> <p>なお、これらの学内共同教育研究施設等の長の選考については、学長が選考決定することとした。</p> <p>更に、平成20年度新設の国際健康開発研究科長の選考に当たっても、教授会の推薦によらず、学長が選考決定することとした。</p>		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 教職員の人事の適正化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価システムの整備、活用を図るとともに柔軟で多様な人事制度の構築に努める。また、人事の流動性の向上に努めるとともに適切な人員管理を図る。 ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中	年	平成19年度までの実施状況		平成20～21年度の実施予定	
		期	度	中	年	期	度

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策							
<p>【17】 教員、事務系職員の個人評価を確実に実行する。特に教員については、平成9～18年の個人評価結果を踏まえて、平成20年を目途に、評価法を改定し、評価システムを充実させる。</p>		III		<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教員の人事評価については、平成18年度の個人評価委員会で検討し、その結果を受け、教員の人事評価に係る方針等を作成するため、評議員、学長補佐からなる「教員の人事評価検討ワーキンググループ」を設置した。また、国立大学法人評価委員会の平成17年度評価における課題とされた事項についても、同ワーキンググループで対応することとした。平成18年度においては、昇給制度の改正に伴い、各部局で実施された良好な実績を挙げた者の選考方法等について検証し、昇給、勤勉手当への処遇に反映することを前提とした全学的な「インセンティブ付与のための教員の人事評価に関する方針」と平成19年度スケジュールを明確にした。 一方、「第2回教員の個人評価」を平成19年度に確実に実行するため、データを継続して蓄積したが、教員の個人評価結果は、教員個人の活動の水準の向上に反映させることを前提に活用することを再確認した。 また、事務系職員については、平成16年度に「人事評価基準作成プロジェクトチーム」を立ち上げて評価システムの構築に着手し、第1次、第2次の人事評価システムの試行を行った。</p>	<p>教員については、業績評価をより適切に行うため、引き続き、評価方法を検討し、着実な人事評価を進める。 事務系職員については、第3次試行結果を踏まえ、平成20年度には評価システムを確立する。平成21年度には人事評価を本格実施する。</p>		
	<p>【17-1】 教員については、「教員の人事評価検討ワーキンググループ」において明確にした人事評価の基</p>			<p>(平成19年度の実施状況) 教員については、「インセンティブ付与のための教員の人事評価に関する方針」と実施スケジュール</p>			

	<p>本方針と、処遇への反映を前提としたスケジュールに従い、人事評価を進める。なお、評価法については、第2回目の教員の個人評価結果を踏まえ、全学的指針を作成する。</p> <p>【17-2】事務系職員については、試行結果を踏まえ、国家公務員の新たな人事評価制度の手法も参考にしつつ更に検討を進めるとともに、新たな評価手法を浸透させるため、今後数回の試行を重ね、人事評価制度の構築を図る。</p>		<p>を全学に周知し、各部局においては、この基本方針に従い、専門性に応じた業績評価を実施した。</p> <p>更に、平成19年度に実施した「教員の個人評価」の総合分析結果をも踏まえ、「教員の人事評価検討ワーキンググループ」において、人事評価のための評価項目を含めた全学的指針を作成した。</p> <p>III 事務系職員については、これまでに実施した2回の試行の結果を踏まえ、「人事評価基準作成プロジェクトチーム」で評価手法の検討を加え、人事評価制度の構築に向けて第3次試行（平成20年1月～5月）を行っている。</p>		
<p>【18】大学への貢献に応じたインセンティブの内容を検討するとともに、優れた業績をインセンティブに反映させるシステムを整備・充実させる。</p>	<p>【18】人事評価結果をインセンティブへよりの確に反映させる。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>大学への貢献に応じたインセンティブの内容を検討し、勤勉手当の運用基準を明確化したほか、教職員の勤務成績を反映させる昇給制度を導入し、優れた業績を給与面での処遇に反映させるシステムを整備した。</p> <p>III (平成19年度の実施状況)</p> <p>教員については、各部局において実施された業績評価結果を資料とすることで、優れた業績を平成19年12月の勤勉手当ならびに平成20年1月の昇給に反映させた。</p> <p>事務系職員については、平成21年より新たな人事評価システムを本格実施することとし、平成20年1月の5段階昇給には従来の人事評価システムで対応した。</p>	<p>教員については、基本方針及び評価指針に基づき、インセンティブ付与を着実に実行する。</p> <p>事務系職員については、人事評価システム試行の結果を踏まえて、平成21年より本格実施する。</p>	
<p>【19】柔軟な人事制度を検討する組織を整備する。</p>	<p>【19】柔軟で多様な人事制度を構築するために、人件費シミュレーションを実行できる新人事・給与電</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>平成16年度に柔軟な人事制度を検討する組織として「人事委員会」と「人事制度検討専門部会」を設置した。</p> <p>特に若手研究者の休職制度について検討し、大学独自の予算措置を行い研究休職を制度化し、平成18年度までに10名の教員が制度を利用した。</p> <p>IV (平成19年度の実施状況)</p> <p>人事・給与システム仕様策定委員会において、本学の人事給与業務全般をサポートでき、人件費シミ</p>	<p>引き続き、「人事委員会」等で、法人に適した人事制度の構築に向け検討を行う。</p>	

	算システムの平成 20 年度導入を 目途に引き続き機能・仕様を決定 する。		ュレーション, 年俸制, 在外職員の給与に対応可能 な仕様を策定した。 なお, 研究休職制度を継続した。		
【20】 外部資金等を活用し た教職員の採用も含めて 多様な採用形態について 検討するとともに, 社会 貢献活動を容易にするた めに人事制度, 変形労働 時間制等を検討し, 柔軟 な人事制度を構築する。		IV	(平成 16~18 年度の実施状況概略) 教員に対しては, フレックスタイム制及び 1 月単 位の変形労働時間を導入した。 労基法第 14 条に基づく有期労働契約による教職 員の雇用制度を新たに導入し, 外部資金等により有 期雇用の教員を 37 名 (教授 10 名, 助教授 4 名, 講 師 5 名, 助手 18 名) 及び事務系職員を 9 名雇用し た。 更に, 兼業の許可基準を大幅に見直し, 社会貢献 を容易に行い得るようにした。	有期雇用職員への年俸制について検証し, 適用者の拡大を図る。	
	【20】 有期雇用職員への年俸制の導 入に向けて, 規程の整備を行う。	IV	(平成 19 年度の実施状況) 「長崎大学の年俸制を適用する有期雇用職員の 給与に関する規程」を平成 19 年 11 月に整備すると ともに, 業績等を反映させる変動給を決定する際の 評価係数の基準を決定し, 12 名の助教に適用した。		
○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策					
【21】 任期制をとる組織で は, 再任の条件・期間に ついて引き続き検討す る。他の組織においては 任期付き教員の採用・任 期制の導入の必要性とそ ののための条件の検討を行 い, 可能な組織等から導 入する。		IV	(平成 16~18 年度の実施状況概略) 法人化前から任期制を導入していた組織は, 平成 16 年に再任の条件・期間を確定した。更に, 教員の 流動性を高めるため, 任期制の導入に向け各組織で 検討を重ね, 主として理系の組織から導入を図っ た。 この結果, 医歯薬学総合研究科及び医学部・歯学 部附属病院所属教員の 100%, 全学教員の 59% が任 期制教員となった。	学内共同教育研究施設等への任期制の導 入を進めるとともに, 5 年間の任期満了を迎 える多数の教員について, 再任審査を実施す る。	
	【21】 任期制導入の必要性とそのた めの条件の検討に基づき, 可能な 組織については新たな任期制導入 を進める。	IV	(平成 19 年度の実施状況) 更に工学部, 情報メディア基盤センター及び大学 教育機能開発センターの助教に任期制を導入した。 平成 20 年 3 月の時点で, 全学教員の 61% が任期 制教員となった。		
【22】 民間, 公私立大学, 他の国立大学法人等から の多様な人材を採用す るために公募制による教員 選考を積極的に推進す るとともに, 人事交流を容 易にする人事制度を整備		IV	(平成 16~18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度以降の採用教員 (講師以上) 106 名の うち 65 名を公募により採用した。	引き続き公募による教員選考を推進する。	
	【22】 公募による教員選考の推進を 継続する。	IV	(平成 19 年度の実施状況) 人事交流の促進のため, 広域異動手当を新設す るとともに, 学内共同教育研究施設の教員の採用は全 て原則公募とすることを決定した。		

<p>する。</p>			<p>なお、平成 19 年度採用教員（講師以上）45 名のうち 33 名を公募により採用した。 また、テニユア・トラック事業に従事する助教の採用に関しては、国際公募を実施し、部局の枠を超えた全学的な視点で選考する体制を構築し、12 名を採用した。</p>		
<p>○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策</p>					
<p>【23】職種に応じて広く世界から優れた人材の採用を容易にする環境を整えるとともに、プロジェクト型職員採用の柔軟化を進める。</p>	<p>【23】 【平成 18 年度に実施済みのため年度計画なし】</p>	<p>IV</p>	<p>（平成 16～18 年度の実施状況概略） 平成 17 年 4 月から新たに国際教育教員として任期を付して雇用する制度を創設し、教育職への採用を可能とした。 また、プロジェクトに参画する事務職員にも外国人を有期で雇用し、国際化する業務への対応の充実を図った。 また、平成 17 年度末に大学独自の「長崎大学の外国に設置する教育研究プロジェクト拠点に勤務する職員の給与に関する規程」を制定し、海外勤務に伴う追加的経費に充てるための在勤手当を創設して、海外勤務者の採用を容易にする環境を整えた。</p>	<p>引き続き、国籍を問わず優秀な教職員の採用を行っていく。</p>	
			<p>—</p>	<p>（平成 19 年度の実施状況） 国籍を問わず有能な教員の確保のため国際公募を実施し、2 名の外国人と 3 名の外国在住の日本人を有期雇用の助教として採用した。</p>	
<p>【24】就業規則等の整備を通じて、女性の働きやすい環境を整備する。</p>	<p>【24-1】育児のための短時間勤務制度を導入すべく、「長崎大学職員の</p>	<p>IV</p>	<p>（平成 16～18 年度の実施状況概略） 平成 16 年に作成した就業規則に育児休業規程を始めとする女性の働く環境の保護規定を整備した。また、平成 17 年 4 月からは就学前の子を有する職員に対する時差出勤の制度の導入、育児又は家族の介護を行う職員に対する早出遅出勤務の選択制の導入、職員の妻が出産する場合に 5 日間の特別休暇を取得できる制度を導入し、女性の働きやすい環境を整備した。 また、平成 18 年度に「女性医師麻酔科復帰支援機構」を設置し、ママ麻酔科医と他分野女性医師の麻酔科復帰支援による麻酔科医養成システムの再構築を図った。</p>	<p>育児のための短時間勤務制度適用者の拡大を図るとともに、平成 19 年度に策定した「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行する。</p>	
			<p>IV</p>	<p>（平成 19 年度の実施状況） 「長崎大学医学部・歯学部附属病院復帰医取扱規</p>	

	育児休業等に関する規程」の一部改正について、継続して検討する。			程」を制定し、短時間勤務制度を導入した。 更に、借り上げ宿舍 50 戸を確保し、女性看護師の労働環境の改善に努めた。		
	【24-2】次世代育成支援対策に係る行動計画に沿って、所定時間外労働の削減など雇用環境の整備を進める。	III		週休日の勤務を命じる場合の勤務の振替単位を、1 日又は 4 時間から 1 時間単位とすることにより柔軟な勤務体制を構築した。 また、次期「次世代育成支援対策に係る行動計画」を策定した。		
【25】障害者の採用に努めるとともに、バリアフリー等の働きやすい環境を整備する。		IV	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 障害者の法定雇用率達成に向けた障害者雇入れ計画書を作成し、実施した結果、法定雇用率 2.1% の目標を達成した。 また、学内の施設にスロープ・多目的便所等を設置しバリアフリー化を推進した。	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に対応して、引き続き障害者の雇用に推進する。 また、バリアフリー化の推進に努める。 「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して、再雇用を実施する。	
【25】障害者雇用の法定雇用率の維持に努める。		IV	IV	(平成 19 年度の実施状況) 法定雇用率 2.1% (41 名) を上回る 45 名 (平成 20 年 3 月 1 日現在) の障害者の雇用に達成した。 なお、教育学部本館、工学部本館、水産学部本館、医学部・歯学部附属病院新病棟及び教育学部附属中学校校舎をバリアフリー化した。		
【26】		—	—	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応し、「定年退職者の再雇用の対象者となる基準に関する労使協定書」を締結し、平成 19 年 4 月には上記基準を満たした者 10 名を再雇用した。	「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して、引き続きシニアスタッフを採用し、人材の有効活用を図る。	
【26】高齢者等の雇用安定等に関する法律に対応して再雇用を実施する。また、大量退職に向けて再雇用の配置先等について検討する。		III	III	(平成 19 年度の実施状況) 再雇用職員の呼称をシニアスタッフに改め、平成 19 年度定年退職者で労使協定の基準を満たした者 18 名を採用することを決定し、平成 20 年 4 月 1 日現在で延べ 24 名のシニアスタッフを監査室長、国際連携研究戦略本部事務室長及び教員免許更新制推進プロジェクト支援室などに有効に配置することを決定した。		
○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策						
【27】事務職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種について		IV	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 17 年 11 月に長崎大学事務系職員の選考に関する規程を制定し、専門的知識、技術等を必要とする職で、統一試験の合格者をもってしては得られない場合は、本学独自の選考基準で採用する制度を構築した。	統一試験及び選考による事務系職員の採用を引き続き実施する。	

<p>は、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。</p>	<p>【27】 特別の専門的知識、技術等を必要とする職で、統一試験の合格者をもってしては得られない分野について、引き続き選考採用を検討する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 19 年度の実施状況) 医学部・歯学部附属病院に診療情報管理士の有資格者 1 名と環東シナ海海洋環境資源研究センターに優れた英語の語学能力を有する者 1 名を大学独自の選考基準に基づき採用した。</p>		
<p>【28】 事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度の充実を図る。</p>	<p>【28】 大学内の研修制度を充実させるとともに、国立大学法人等が協力して行う研修制度を利用する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 本学独自で職能別研修を行うとともに、平成 18 年度からは海外短期語学研修を実施するなど、研修の充実を図った。更に、国大協と共同した研修に職員を派遣した。 また、文部科学省国際教育交流担当職員長期研修プログラムに職員をアメリカへ派遣した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 大学内研修に新たに中国語研修を加え、中国に派遣するとともに、研修内容の見直しを通じて研修の充実を図った。更に、国大協と共同した研修に職員を派遣した。 また、自己啓発等休業制度を新たに導入し、大学院に修学するために 2 名の職員の休業を承認した。</p>	<p>新たに「評価者研修」と組織活性化を目的として若手職員が自ら企画・立案する「組織活性化セミナー」を実施する。また、階層別研修、職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を充実させる。更に、九州地区国立大学法人等が輪番で実施する国立大学協会九州支部研修を当番大学として企画・実施する。</p>	
<p>【29】 人事交流については、職員の資質向上を図るため、国立大学法人等と連携して計画的な人事交流制度を構築する。</p>	<p>【29】 【平成 18 年度に実施済みのため年度計画なし】</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 16 年 4 月に「九州地区国立大学法人等職員人事交流協定」を締結し、人事交流制度を構築した。九州大学、佐賀大学、佐世保高専及び諫早青少年自然の家との人事交流を実施継続し、職員の資質、能力の向上を図った。</p> <p>— 協定に基づき、引き続き計画的な人事交流を実施した。</p>	<p>引き続き、計画的な人事交流を推進する。</p>	
<p>○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策</p>					
<p>【30】 教育研究の専門性や社会のニーズに対応して、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みを構築するとともに、適正な事務組織の再編を行い、全体的な人件費を適切に管理する。</p>	<p>【30-1】 総人件費改革に対応して、5%の人件費削減計画を実行し、うち1%については、法人化前の</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 中長期的な全学的な視野に立って、教職員のポストを学長のリーダーシップの下に管理し、国際連携研究戦略本部並びに学内共同教育研究施設等に 22 名を配置した。 なお、財務部経理課給与支給部門を総務部人事企画課に移管し、給与事務を一元化して全体的な人件費を適切に管理した。</p> <p>III (平成 19 年度の実施状況) 平成 19 年度から平成 22 年度までに、総人件費改革に対応して 4%の人件費を削減し、更に 1%の人</p>	<p>引き続き、大学運営を機動的・戦略的に進めるために職員を配置するとともに、テニユア・トラック事業の推進を継続する。 また、法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。</p>	

<p>第10次定員削減により学長管理とした人員とともに、機動的・戦略的に使用するため学長管理として確保する。</p> <p>【30-2】法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。</p>			<p>件費について、学長管理として確保することとした。なお、平成19年度に確保したポストから、国際連携研究戦略本部に教授2名を配置した。</p> <p>III 病院事務部の再編により経営調整官を廃止し、研究国際部の強化のため、研究国際部次長を新設した。</p>		
<p>○人件費削減の取組に関する具体的方策</p>					
<p>【31】総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>	<p>【31】総人件費改革に対応して、5%の人件費削減計画を実行し、うち1%については学長管理として確保する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 総人件費改革に対応した実行計画を踏まえ、1%の人件費削減を実施した。</p> <p>III (平成19年度の実施状況) 総人件費改革に対応して、1%の人件費削減を実行し、更に、人材の効率的活用という観点から平成19年度に学長管理として確保したポストから、国際連携研究戦略本部に教授2名を配置した。</p>	<p>人件費削減計画を引き続き実行する。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	・大学運営を円滑に推進できるよう事務組織全般にわたり業務を精査するとともに、教育研究組織と連携して事務組織の見直しを行う。
------	---------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト	
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況		平成 20～21 年度の実施予定	
○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策							
【32】事務の効率化や新たなニーズに適切に対応できるような、また、大学運営の企画立案等に参画できるような事務組織の構築を図る視点から、必要に応じ見直しを行う。	<p>【32-1】プロジェクトチームによる事務組織の機能・編成の見直しを引き続き進める。</p> <p>【32-2】事務局各部における平成 18 年度の行動計画の実施状況を調査・分析するとともに、各事務部門における平成 18 年度事務処理の改善目標の達成状況を分析し、評価を行う。</p>	IV	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 大学運営の企画立案に積極的に関与するため班長制の導入をはじめとする事務組織の見直しを行うとともに、事務局各部に業務改善プロジェクトチームを設置し、業務の抜本的改善や新たなニーズに対応するためのプロジェクトチームの積極的活用を通じて、事務の効率化を図った。	事務効率化プロジェクトチームにおいて取りまとめた「効率的業務運営に向けての改善方策」に基づき、一層の業務の改善を引き続き進める。		
				(平成 19 年度の実施状況) 業務の効率化を推進するために業務を見直し、その改善を目的として、新たに事務効率化プロジェクトチームを設置した。そこでは文書処理見直し、適宜業務改善を実施した。更に、業務改革の実効性を上げるために組織改革も実施し、事務職員の人員配置を見直した。			
				平成 18 年度の行動計画及び事務処理の改善目標の実施状況の分析をもとに、事務処理の改善目標を「効率的業務運営に向けての改善方策」として取りまとめ、逐次実施している。			
【33】学生の支援に関する事務について、組織の改		IV	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度に学生支援部の組織変更を行うと	学生支援センターの「学生なんでも相談室」、保健・医療推進センター、平成 19 年度採択学		

<p>善・充実を図る。</p>	<p>【33-1】 学生相談体制の充実を図るため、「学生何でも相談室」にカウンセラーを引き続き配置する。</p> <p>【33-2】 「キャリア支援のあり方検討ワーキンググループ」での検討結果を受けて、キャリア支援体制の充実を図る。</p>		<p>ともに、学生支援センターを設置し、学生に対する生活支援、就職支援、課外活動支援等を一体的に行う体制を整えた。更に、平成 18 年度には、学生支援センターの「学生何でも相談室」にカウンセラー 1 名を配置し、増加する学生の相談に対応した。</p> <p>IV (平成 19 年度の実施状況) 「学生何でも相談室」にカウンセラーを引き続き配置するとともに、平成 19 年度採択学生支援 GP 事業「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」で設置した「やってみゅーでスク」にもカウンセラーを配置し、学生相談体制を充実させた。更に、学内のカウンセリング機能を保健・医療推進センターに集約し、カウンセリング部門を設置することを決定した。</p> <p>IV 学生支援センターの就職担当者と、平成 19 年度採択学生支援 GP 事業「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」で設置した「やってみゅーでスク」に配置したコミュニティー・ライフ・アドバイザーとが連携してキャリア形成支援の充実を図った。</p>	<p>生支援 GP 事業「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」で設置した「やってみゅーでスク」が連携して、カウンセリング機能を充実させる。</p> <p>学生支援センターの就職支援室と平成 19 年度採択学生支援 GP 事業「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」との連携を強化してキャリア形成支援を継続して充実させる。</p>	
<p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p>					
<p>【34】 国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業を検討し、当該業務処理の協力体制を構築する。</p>	<p>【34】 国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業の検討を進め、当該業務処理の協力体制を構築する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 九州地区の国立大学法人等間における事務系職員の人事の企画、連絡調整を共同して実施した。また、本学として九州地区国立大学法人等の事務職員を対象に「係長研修」「会計事務研修」「施設担当職員研修」を実施した。</p> <p>III (平成 19 年度の実施状況) 引き続き、九州地区の国立大学法人等間における事務系職員の人事の企画、連絡調整を共同して実施した。特に、合同研修の在り方を見直し、研修の円滑な運営の仕組みを整えた。</p>	<p>平成 21 年度に九州地区の各大学と共同して長崎大学で行う国立大学法人等職員採用試験を円滑に実施する他、引き続き大学法人等間の共同業務処理の協力体制の構築に寄与していく。</p>	
<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p>					
<p>【35】 必要な業務を精選するとともにアウトソーシング可能な業務については、民間委託を進め、業</p>		<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 学内の業務の見直しの過程から、アウトソーシングに適した業務を洗い出し、積極的にアウトソーシングを進めた。</p>	<p>アウトソーシング可能な業務の選別を継続し、民間委託、派遣職員契約を推進し、業務の効率的な運用を図る。</p>	

<p>務の効率的な運用を行う。</p>	<p>【35】プロジェクトチームによる検討結果に基づき、アウトソーシング可能な業務については民間委託を進める。</p>		<p>Ⅲ (平成19年度の実施状況) 経済学部では、庁舎内清掃業務及びホームページ維持管理業務を新たに民間に委託した。 医学部・歯学部附属病院の材料管理・運搬業務を民間委託した。</p>			
			<p>ウェイト小計</p>			
			<p>ウェイト総計</p>			

[ウェイト付けの理由]

.....

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

* 【No】は関連する中期計画の番号を示す。

【平成16～平成18事業年度】

(1) 効果的・機動的な運営組織の整備と効果的運用

ア. 学長のリーダーシップの下で大学運営の重要事項を審議する「戦略企画会議」を設置し、経営戦略の立案に向けて効果的・機動的な審議を進めた。【1】

イ. 学長を本部長とする「計画・評価本部」で前年度の自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価に基づいて次年度の計画立案を行うこととし、大学運営におけるPDCA（企画・立案→運営→評価→改善）サイクルを確立した。【48】

(2) 学長のリーダーシップを保証する支援体制の整備

学長のリーダーシップ発揮を支援する組織として「学長室」を設置し、次期本学の中期計画策定に向けての検討等を開始した。【2】

(3) 国際戦略推進のためのシステムの整備と国際連携研究戦略本部

平成16年度に策定した本学の国際戦略遂行のため、「熱帯病・感染症研究」「放射線医療科学」分野に加えて「海洋環境生物資源研究」の3つの国際連携研究のマネジメントに特化した「国際連携研究戦略本部」を平成17年度に創設した（文部科学省17年度「大学国際戦略本部強化事業」に採択）。これにより国際連携研究の戦略体制並びにJICAなどからの資金の受入れや業務運営・経費執行面の手続処理の一元化を行い、今後期待される国際的な研究資金受入れの拡大に向けた体制の整備を行った。【7】

(4) 「重点研究課題」の選定と経費の集中的支援

3つの国際連携研究分野の成果をドライビングフォースとして、特色ある研究10課題（重点研究課題）を戦略的に選択し、次期の本学の特色ある研究を先導する分野を明確にした。平成18年度から「重点研究課題推進経費」として総額36,000千円を学長裁量経費の中に確保し、財政面での支援体制を確立した。【8】

(5) 弾力的かつ柔軟な人材配置の推進

「国際連携研究戦略本部」や「環東シナ海海洋環境資源研究センター」に、学長管理ポストを配置するとともに、国際連携研究戦略本部や熱帯医学研究所等を中心に、外部資金を活用した有期雇用の教職員を配置した。【9】【30】

【平成19事業年度】

(1) 学長がリーダーシップを発揮する組織体制の充実

学内共同教育研究施設等の長の選考については、学長が選考決定することとした。また、平成20年度設置予定の国際健康開発研究科の科長の選任に当たっては、教授会の推薦によらず、学長が選考決定することとした。【16】

(2) 重点研究課題の推進と若手研究者の育成

ア. 重点研究課題を推進するため、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）による支援及び間接経費（全学共通経費）を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。【8】

イ. 科学技術振興調整費「地方総合大学における若手人材育成戦略」事業実施にあたり、自然科学系重点研究9課題のプログラムにテニユア・トラック助教を配置することとし、国際公募を経て12名の助教を採用した。【22】【182】【184】【201】

(3) 年俸制の導入

若手研究者に競争的環境の中で自立性と活躍の機会を与える仕組みとして、毎年目標設定をさせ評価する「年度のプロセス評価システム」を導入し、能力、研究成果に給与を反映させるシステムをテニユア・トラック助教に適用した。【20】

2. 共通事項に係る取組状況

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

(1) 運営のための企画立案体制の整備状況と活動状況

【平成16～平成18事業年度】

「戦略企画会議」は、学校教育法の改正等に伴う「新教員制度」「テニユア・トラック制度」導入における企画・立案等を進めた。また、「学長室」は、学長の指示に応じて、学内外の情報収集や専門性の高い分析結果を提示した。「計画・評価本部」は、具体的な計画立案と評価を行うマネジメント上の非常に重要な役割を担った。【1】【48】

【平成19事業年度】

戦略企画会議において、競争力のある教育研究の確立を目指し、部局等の将来構想、地域連携、広報の在り方等を審議するとともに、「次期中期計画を見据えた基本的考え方」をとりまとめた。【1】

(2) 法令や内部規制に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか。

【平成 16～平成 18 事業年度】

大学運営上の重要事項を各部局と総合調整する「連絡調整会議」や各理事を委員長とする全学委員会を設置し、意思決定過程における学内の意見聴取・合意形成を図るとともに透明性確保のための情報公開を徹底した。【2】

総人件費削減の方針の決定を例にとると、学長が基本方針を経営協議会及び教育研究評議会に提示し、審議を行うとともに、連絡調整会議と全学委員会である人事委員会、財務委員会において十分な議論を経て、再度経営協議会、教育研究評議会での審議を行い、最終的に、役員会で決定した。

【平成 19 事業年度】

【平成 16～平成 18 事業年度】と同様の手続きで、引き続き意思決定を行った。

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

(1) 法人の経営戦略に基づく学長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況とその資源配分による事業の実施状況

【平成 16～平成 18 事業年度】

ア. 学長裁量経費【8】

学長裁量経費を充実させ、公募プロジェクト経費、新任教員の教育研究推進支援経費、年度計画対応共通プログラム経費、重点研究課題推進経費など、法人の特長を戦略的・重点的に支援・育成するための資金配分をシステム化して実施した。

イ. 学長管理ポスト【9】

学長管理ポストを国際連携研究戦略本部や環東シナ海海洋環境資源研究センターに配置するとともに、外部資金の活用により、重点戦略分野に有期雇用職員を配置した。

ウ. その他の戦略的配分【8】

競争的外部資金に付随する間接経費の配分方針を策定した。

【平成 19 事業年度】

学長裁量経費に関しては、引き続き、重点研究課題推進経費等を措置し、間接経費（全学共通経費）については、配分方針に基づき、共通的研究設備の整備・更新を行った。

【8】

学長管理ポストについては、平成 20 年度設置予定の国際健康開発研究科専任教員採用のために国際連携研究戦略本部に教授ポスト 2 名を配置した。【9】

(2) 助教制度の活用に向けた検討状況

【平成 16～平成 18 事業年度】

「戦略企画会議」での議論を経て、助教制度活用を含めた学長方針「教員組織の在り方

について」を平成 18 年 7 月に、更に 10 月には「新教員組織への移行に関する基本方針」を全学に示し、平成 19 年 4 月の制度開始に向けて教員選考の基準の見直し等を行った。

【1】

【平成 19 事業年度】

「長崎大学の年俸制を適用する有期雇用職員の給与に関する規程」を平成 19 年 11 月に整備するとともに、業績等を反映させる変動給を決定する際の評価係数の基準を決定し、12 名のテニユア・トラック助教に適用した。【20】

○ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

(1) 法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況とその評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況

【平成 16～平成 18 事業年度】

学長裁量経費の戦略的配分に関しては、学長が示した基本方針に従い、各経費の配分目標に応じた評価と見直しのための検証システムを整備した。

【平成 19 事業年度】

研究企画推進委員会の下にグローバル COE 企画運営ワーキンググループを設置し、重点研究課題の研究進捗状況の点検・評価の方法を検討した。【196】

(2) 附属施設の時限の設定状況

【平成 16～平成 18 事業年度】【平成 19 事業年度】

心の教育総合支援センターは、平成 17 年度採択特別教育研究経費「心の教育支援事業－教育危機対応プロジェクト－」により、地域の教育機関と連携し、「心の教育」の支援を展開した。同センターは、平成 19 年度まで時限を設定していたため、見直しを行い、地域に根ざした「地域子育てソーシャル・サポーター」の養成等、子どもの心とからだの発育支援事業を大学と地域、行政が連携して行うこととし、平成 22 年度まで時限延長を決定した。【41-4】【233-2】

○ 業務運営の効率化を図っているか。

(1) 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組状況

【平成 16～平成 18 事業年度】

事務連絡協議会において超過勤務縮減プロジェクトチームを設置し、各方策の検討結果を踏まえ、業務の改善及び効率化に関する方策を検討し、時間外勤務の適正管理を行った結果、95,000 千円の超過勤務手当を縮減した。（対前年比約 14%減）【42】

【平成 19 事業年度】

更なる業務運営の合理化に向け、新たに事務効率化プロジェクトチームを設置し、平成 18 年度の行動計画及び事務処理の改善目標の実施状況の分析を基に、業務内容の改善及びその実効性を上げるための組織改革の方針として、「効率的業務運営に向けての改善方策」を策定した。【42】

(2) 各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

【平成 16～平成 18 事業年度】

具体的な国際戦略の策定と推進、それを実現していくための業務の効率化を進めるために、委員会の統合（学術交流委員会と留学生交流委員会→国際交流委員会）、事務組織の再編（研究国際部・学術情報部の新設及び、財務部経理課給与支給部門を人事企画課に移管し給与事務を一元化）を進めた。【2】【16】【30】

【平成 19 事業年度】

平成 20 年度設置予定の国際健康開発研究科において、研究科の予算、組織等の管理運営事項は、学長を議長とした全学的体制である国際健康開発研究科運営評議会の審議を踏まえ、研究科長が事務部門の協力の下、実行し、研究科の管理運営の効率化と迅速化を図ることとした。この結果、教授会は教学関係事項のみを審議するという運営体制となり、教員が院生への教育やその基礎となる研究に十分な時間を割くことを保証する体制となる。【6】

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

(1) 定員充足率

【平成 16～平成 18 事業年度】

(課程別の収容定員、収容数及び定員充足率一覧表)

課程	16 年度			17 年度			18 年度		
	収容定員(人)	収容数(人)	定員充足率(%)	収容定員(人)	収容数(人)	定員充足率(%)	収容定員(人)	収容数(人)	定員充足率(%)
学 士 課 程	6,887	7,683	111.6	7,002	7,780	111.1	6,992	7,810	111.7
修 士 課 程 博士前期課程	622	812	130.5	622	776	124.8	659	791	120.0
博 士 課 程 博士後期課程	624	633	101.4	655	655	100	666	581	87.2

【平成 19 事業年度】

(課程別の収容定員、収容数及び定員充足率一覧表)

課 程	収容定員(人)	収容数(人)	定員充足率(%)
学 士 課 程	6,977	7,774	111.4
修 士 課 程 博士前期課程	684	835	122.1
博 士 課 程 博士後期課程	670	617	92.1

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

(1) 外部有識者の活用状況

【平成 16～平成 18 事業年度】

経営協議会の第 1 期及び第 2 期の外部委員に、民間企業等の経営者、地元有識者、国際機関の長等を任用し、外部有識者の意見を法人経営に反映させた。

また、学部等の運営にも学外からの意見を反映させるため、学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等の仕組みを導入した。【10】【11】

【平成 19 事業年度】

環境科学部など数部局で学外有識者を加えた外部評価委員会等を開催した。その結果、熱帯医学研究所、環境科学部について組織改編を行うこととした。【11】【222】

(2) 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

【平成 16～平成 18 事業年度】

各年度、6 回程開催し、経営に関する重要事項を審議した。なお、議題の精選等を行うとともに、会議資料の事前配付を行う等、審議の実質化を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保した。これまでに、経営協議会からの意見に基づき、「重点領域研究」の設定と支援、「環東シナ海海洋環境資源研究センター」を設置、「病院モニター制度」の導入等を実施した。

【平成 19 事業年度】

次期中期計画の策定方針について、学外有識者の意見を反映させるため、経営協議会と教育研究評議会の合同委員会を開催し、審議した。【5】

○ 監査機能の充実が図られているか。

(1) 内部監査組織の独立性の担保等、監査体制の整備と内部監査の実施状況

【平成 16～平成 18 事業年度】

法人化に伴い規程を整備し、専任職員を配置した学長直属の監査室を設置し、業務及

び会計監査を定期的・臨時的に実施した。【12】

【平成19事業年度】

内部監査計画に基づき、業務及び会計監査を定期的・臨時的に実施した。特に科学研究費補助金の会計監査においては、研究者等へのヒアリングを行い、法令遵守に向けた内部監査の充実を図った。【12】

(2) 監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

【平成16～平成18事業年度】

監事は、法令等に基づき、年度に係る監査計画書に従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席するほか、理事、学部長等から意見を聴取するとともに、重要な書類を閲覧して、業務の実施状況を精査した。また、会計監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表及び決算報告書の適正性を確認し、学長へ監事監査結果を報告するとともに、文部科学大臣に同監査報告書を提出した。

【平成19事業年度】

監事は、本学の業務が法令等に基づき適正かつ効率的に運営され、公財政投入に対し説明責任を果たしているか、特に国立大学法人に求められている①透明な意思決定メカニズム②ステークホルダー間の調整や信頼関係の保持③経営におけるチェック・アンド・バランスに注視し、業務及び会計監査を実施した。

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。

(1) 教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか

【平成16～平成18事業年度】

教育研究組織の改編等については、各組織（部局）と関係理事等との事前打合せ、役員懇談会等でのヒアリング、教育研究評議会での審議等を踏まえ、役員会で決定する体制を確立した。【14】

【平成19事業年度】

学長と関係理事が中心となり、学長室機能を活用しつつ、該当部局の構想を戦略企画会議で審議し、テニューア・トラック制度の導入、教育学研究科・環境科学部・熱帯医学研究所の改組案等を取りまとめた。【14】

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

【平成16～平成18事業年度】【平成19事業年度】

(1) 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況

学長の強いリーダーシップの下で、本学の研究個性を表現する3つの国際連携研究の推進と次世代の個性的かつ魅力ある課題の発掘を進めている。

ア. 本学の研究個性を表現する3つの国際連携研究の推進

「熱帯病・感染症研究」「放射線医療科学」「環東シナ海海洋環境資源研究」の3つの国際連携研究のマネジメントについては、国際連携研究戦略本部が主として当たり、外部資金や間接経費による有期雇用教職員を海外拠点へ赴任させる等、国際連携研究業務の高度化・効率化を達成しつつある。【7】

イ. 次世代の個性的かつ魅力ある課題の発掘と創出

上記3分野に続いて、次世代の個性的かつ魅力ある課題を発掘し創出していくために「重点領域研究」を新たに選択する取組を進め、10課題を「重点研究課題」として選定した。更に、平成18年度から「重点研究課題推進経費」を学長裁量経費の中に確保し、財政面で集中支援できる体制を確立した。【8】

(2) 全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況

熱帯医学研究所に、学外の研究者も参加する運営委員会と専門委員会を設置し、研究所の運営と熱帯医学研究所で実施する研究について外部からの意見を反映できるようにしている。

また、両委員会には研究担当理事と医歯薬学総合研究科長が委員として加わっており、大学全体としての支援体制が敷かれている。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

(1) 平成17年度課題、「中期目標・中期計画達成に向け、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映に関するスケジュール設定が求められる。」に係る取組の改善状況

この課題への対応を含め、教員についての人事評価システム整備と活用のため、平成18年度に、学長は、評議員、学長補佐等から成る「教員の人事評価検討ワーキンググループ」を設置し、各部局で実施されている業績評価の方法を検証した。これらの検証結果と議論を踏まえ、インセンティブ付与のための全学的な人事評価の基本方針と平成19年度の実施をめざしたスケジュールを定め、平成20年1月から、優れた業績等を新しい昇給制度に反映させた。【17】

(2) 平成17年度課題、「経営協議会における適切な審議が求められる。」に係る取組の改善状況

経営協議会において、学内規則等で規定されている審議事項は、全て経営協議会の審議に付し、その後法人としての意思決定を行った。また、議題の精選等を行うとともに、会議資料を一週間前までに事前配付を行い、審議の実質化を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保することとした。【10】

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	・科学研究費補助金・各種民間研究助成金などの外部資金の獲得に努めるとともに、収入を伴う事業の拡充を図る。
------	------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト	
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況	平成 20～21 年度の実施予定	中 期	年 度
○科学研究費補助金, 受託研究, 奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策							
【36】 企業情報の収集に努めるとともに研究情報及び成果を公開すること等により、産学官の連携を推進させ、受託研究と奨学寄附金等の増加に努める。		III		(平成 16～18 年度の実施状況概略) 東京地区、長崎地区、大阪地区、福岡地区の企業を対象に「コラボ産学官交流会」「双方向発信型コラボ産学官交流会」を開催し、また、「コラボ産学官」常任理事会、同事業連絡会に参加し、企業ニーズを収集するとともに大学のシーズを紹介した。共同研究交流センター「長崎大学産学官連携 120 人」を刊行し、大学の成果を公開した。その結果、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の総額は、平成 16 年度 (1,417,232 千円) に比べて 33% (平成 18 年度 1,889,478 千円) 増加した。	引き続き産学官連携機構と(株)長崎 TLO を同一建物内に集約することにより、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘についての情報を共有するとともに、面談相談会、企業訪問等を連携して行う。		
		III		(平成 19 年度の実施状況) 工学部及び生産科学研究科の教員を中心に、金融機関の支援の下に長崎地区の企業を対象に内容を充実させたコラボ産学官交流会を行った。共同研究、受託研究、奨学寄附金等の総額は、平成 16 年度と比較して 58% (825,512 千円)、前年と比較して 19% (353,266 千円) 増加した。			
【37】 科学研究費補助金への全教員の応募と採択件数・交付金額の増加を目指す。		III		(平成 16～18 年度の実施状況概略) 応募件数・採択件数・交付金額の増加を図るために、文部科学省及び日本学術振興会から講師を招いて説明会を行った。また、応募件数の	科学研究費補助金への全教員の応募を目指す。また、平成 19 年度に行った科学研究費補助金支援体制の検討結果を踏まえ、科学研究費補助金申請書の相互点検等を行い、採択率		

	<p>【37】 全教員が科学研究費補助金申請を行うよう、未申請の教員については個別に指導を行い、採択件数・交付金額を前年度より増加させる。</p>		<p>増加を図るため、応募率の高い部局には教育研究活動活性化経費等を活用してインセンティブを与えた。その結果、応募件数は平均して1人あたり1件以上を維持したが、採択件数・採択金額は横ばいであった。</p> <p>III (平成19年度の実施状況)</p> <p>引き続き採択件数・交付金額の増加を図るために、日本学術振興会から講師を招いて説明会を行った。</p> <p>インセンティブの継続により平成20年度の応募件数は1,042件で、教員1人あたりの応募件数は1.05件となった。</p> <p>平成19年度の採択件数は394件、交付金額は1,160,780千円となり、平成18年度よりも3件、126,120千円増加した(交付決定時)。</p> <p>科学研究費補助金の採択件数及び交付金額(間接経費含む)</p> <p style="text-align: right;">金額単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="994 740 1803 917"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td>385</td> <td>387</td> <td>391</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td>1,051,240</td> <td>989,260</td> <td>1,034,660</td> <td>1,160,780</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	採択件数	385	387	391	394	交付金額	1,051,240	989,260	1,034,660	1,160,780	<p>の向上を目指す。</p> <p>基盤研究(S), (A), 若手研究(S), (A)などの大型研究の申請を奨励するための方策を実施する。</p>	
区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
採択件数	385	387	391	394																
交付金額	1,051,240	989,260	1,034,660	1,160,780																
<p>【38】 卒業生、研究生、産学官連携のパートナー、地域の個人・企業など、広い意味で長崎大学に関係ある個人・機関との連携を維持・発展させる活動を強化し、長崎大学を支援する組織の構築を図る。</p>	<p>【38-1】 長崎大学の同窓生を通じて社会と長崎大学との連携を推進することにより、長崎大学の支援組織の強化を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>平成17年10月に長崎大学全学同窓会を設立し、本学のホームページに全学同窓会及び各学部等同窓会へリンクするページを設ける等、同窓生と本学との連携協力の体制の整備を図った。</p> <p>また、本学産学官連携機構が強固な連携の下に、(株)長崎TLOの技術移転活動を支援した。</p> <p>III (平成19年度の実施状況)</p> <p>長崎大学全学同窓会評議員会、各学部同窓会の総会において本学の教育研究活動等の報告を行うとともに、学部同窓会の支部間の連携を図るため、各学部の同窓会支部の連絡先の周知を図った。</p> <p>医学部創立150周年記念式典の開催、記念事</p>	<p>全学同窓会及び各学部等同窓会を通じて同窓生との情報交換及び連携協力を更に推進させることにより、本学の支援組織の強化を図る。</p> <p>本学を支援する組織の構築を図るため、引き続き、地元企業との産学連携を推進する。</p>																

	<p>【38-2】 支援組織である長崎 TLO を強化するため、長崎 TLO との連携を密にして、産学連携パートナーや地域企業等の長崎 TLO への入会増を図る研究会等を開催する。</p>	III	<p>業「生涯学習国際センター良順会館」の新築などに医学部同窓会の協力を得た。 本学の名誉を高めるなどの功績のあった卒業生に対し、「名誉校友」の称号授与制度（平成 17 年度創設）を活用して、4 名を名誉校友とした。 長崎大学産学官連携機構は、長崎地方の地元テレビ局（KTN）を通じて（株）長崎 TLO との連携による活動を紹介し、更に（株）長崎 TLO 及び長崎大学教員と民間企業とのグループ（D-FLAG NINE）の結成、更に D-FLAG NINE 主催の「動き始めた新しい福祉用具サービス」をテーマにした研究会を支援し、地域企業などから 60 余名の参加者を集めた。</p>																																					
<p>【39】 科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを中期目標期間中に 10% 以上増加させる。</p>		IV	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 18 年度の受託、共同研究と奨学寄付金の総額は、2,142,750 千円であった。受入金額は前年度より減少したものの、受託研究と共同研究の受入れ件数の合計は、平成 16 年度 205 件、平成 17 年度 248 件、平成 18 年度 262 件と着実に増加した。</p>	<p>引き続き科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを前年度より増加させる。 国際連携研究戦略本部の機能を活用し、国際機関や各省庁、ODA 関連外部資金の獲得を目指す。</p>																																				
	<p>【39-1】 科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを前年度より増加させる。</p>	IV	<p>(平成 19 年度の実施状況) 平成 19 年度の受託、共同研究と奨学寄付金その他の外部資金の総額は、4,613,495 千円であった。平成 18 年度に対し 660,317 千円の増加であった。（決算時）</p> <p style="text-align: center;">外部資金獲得状況</p> <p style="text-align: right;">金額単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="996 1114 1928 1377"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究</td> <td>145,313</td> <td>209,532</td> <td>192,990</td> <td>163,229</td> </tr> <tr> <td>受託研究等</td> <td>703,015</td> <td>1,424,325</td> <td>1,080,840</td> <td>1,397,250</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>858,726</td> <td>874,612</td> <td>868,920</td> <td>918,177</td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金等</td> <td>1,375,271</td> <td>1,333,198</td> <td>1,459,077</td> <td>1,589,489</td> </tr> <tr> <td>COE プログラム</td> <td>286,302</td> <td>318,400</td> <td>351,351</td> <td>545,350</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,368,627</td> <td>4,160,067</td> <td>3,953,178</td> <td>4,613,495</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	共同研究	145,313	209,532	192,990	163,229	受託研究等	703,015	1,424,325	1,080,840	1,397,250	寄附金	858,726	874,612	868,920	918,177	科学研究費補助金等	1,375,271	1,333,198	1,459,077	1,589,489	COE プログラム	286,302	318,400	351,351	545,350	計	3,368,627	4,160,067	3,953,178	4,613,495		
区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度																																				
共同研究	145,313	209,532	192,990	163,229																																				
受託研究等	703,015	1,424,325	1,080,840	1,397,250																																				
寄附金	858,726	874,612	868,920	918,177																																				
科学研究費補助金等	1,375,271	1,333,198	1,459,077	1,589,489																																				
COE プログラム	286,302	318,400	351,351	545,350																																				
計	3,368,627	4,160,067	3,953,178	4,613,495																																				
	<p>【39-2】 「国際連携研究戦略本部（ワinstoppセンター）」の機能を活</p>	III	<p>ケニア拠点での JICA プロジェクト「草の根技術協力事業」（平成 18 年度採択）の契約締結に向</p>																																					

	<p>用し、国際機関や各省庁、ODA 関連外部資金による国際連携研究の推進・拡大を行う。</p>		<p>け準備を進めるなど、国際連携研究の推進・拡大に努めた。</p>	
<p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p>				
<p>【40】 施設の効果的な運用を図り、外部への積極的な貸し出しを行う。</p>	<p>【40】 外部への貸出しを拡大するために施設の効果的な運用を図り、更にホームページを充実するなどして情報提供を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 外部への貸出しを拡大するため、貸出し可能施設の一覧をホームページに掲載し、学外に対し積極的に情報提供を行った。 [土地・建物等貸付料] 平成 16 年度 28,217 千円 平成 17 年度 28,043 千円 平成 18 年度 27,813 千円 ※平成 18 年度については、台風被害に伴う、半年間の施設休止にも拘わらず前年度ベースを確保した。</p> <p>III (平成 19 年度の実施状況) 貸出し講義室については、部屋の現況写真をホームページに掲載するとともに収容者数別に整理するなど、利用者の利便性に配慮した更なる情報提供を行った。 [土地・建物等貸付料] 平成 19 年度 23,702 千円 ※平成 19 年度は、放送大学長崎学習センターと本学の合築棟の完成（4 月）に伴い、建物貸付料が減少したが、この分を考慮すると、貸付料は増加している。</p>	<p>引き続き、ホームページ等を活用した施設の効果的な運用を積極的に図っていく。</p>
<p>【41】 知的財産本部などの技術管理部門を中心に特許料等の収入増を図る。</p>	<p></p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 大学シーズと企業ニーズの発掘、シーズとニーズのマッチング、共同研究、知的財産創出・管理の情報共有、一元化を図るために、共同研究交流センター産学連携部門と知的財産本部を統合した産学官連携機構を平成 18 年度に設置し、(株)長崎 TLO との連携の下に技術移転の推進と特許料等の収入増を図った。特許料収入は、平成 16 年度 1,300 千円、平成 17 年度 6,470 千円、平成 18 年度 7,354 千円と、順調に収入を得、更に大学所有の資料を利用した図譜(「グラバール魚譜 200 選」)</p>	<p>特許料等の収入増を図るため、引き続き技術移転に繋がりそうな案件に絞り込んだ特許申請を行う。また、本学が所有する知的財産に係るライセンス契約の増加を図るため、知的財産本部の業務を管理のみならず運用活動に重点を置く。 従来の特許出願案件の維持については評価作業を行う。</p>

			<p>やロゴマーク（平成 17 年ロゴマーク制定，商標登録）入りグッズの開発と使用料収入を図った。なお，平成 18 年度から，技術移転に繋がりそうな特許案件に絞り込んで申請を行うこととした。</p>		
	<p>【41-1】技術移転に繋がりそうな案件に絞り込んで特許の申請を行い，更なるライセンス契約増を図る。</p>	III	<p>（平成 19 年度の実施状況） 引き続き，技術移転に繋がりそうな特許案件に絞り込んで発明の機関承継と特許出願を推進した結果，特許出願数は，68 件，保有登録 14 件，契約件数 14 件となり，特許料収入は 8,978 千円になった。この額は過去最高である。</p>		
	<p>【41-2】平成 18 年度に設置した産学官連携機構を活用して産学連携パートナーの増加を図り，特許料等の収入増に繋げる。</p>	III	<p>産学官連携機構が仲介して，本学教員と民間企業との共同体を結成して長崎県三大学連携型起業家育成施設（ながさき出島インキュベーター）への入居（平成 19 年 10 月に開始）を支援し，更に，助成金獲得の支援（例えば D-FLAG NINE）もし，大学シーズを紹介したが，短期間であるので，本年度に出来た産学連携パートナーからの特許料等の収入増には繋がっていない。</p>		
	<p>【41-3】長崎大学のロゴマークを活用したグッズの開発を更に推進する。</p>	III	<p>グッズの開発を検討するワーキンググループにおいて，学生を対象にロゴマークを活用したグッズに関するアンケート調査を実施した。 ロゴマークを活用した商品としてラボノート，クリアファイルをすでに生協で販売しているが，新たに新ブランド清酒「出島の酒」を地元の酒造会社と連携して商品化した。</p>		
	<p>【41-4】公開講座の受講者の確保を図るため，社会や地域のニーズを踏まえたものとなるよう見直しを進めるとともに，引き続きホームページ等を活用するなどして積極的に情報提供を行う。</p>	III	<p>公開講座の受講者の確保のために受講動向を分析し，子育て支援や地域づくりに関する講座を導入した。また，心の教育総合支援センターと連携してニーズに応えた。更に，ホームページ等を活用した情報提供を引き続き行った。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	・事務の合理化，効率的な施設運営等を進めることにより，管理的経費の節減を図る。
------	-----------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況	平成 20～21 年度の実施予定	中 期	年 度
○管理的経費の抑制に関する具体的方策							
【42】柔軟な人員配置を行うなどして，人件費の更なる適正化を図る。		III		(平成 16～18 年度の実施状況概略) 法人化後の事務処理の実態に対応し，限られた人員の中で，幅広い範囲で業務を担当できるように事務組織に班体制を導入するなど，事務組織を再編し，柔軟な人員配置を行った。 更に，超過勤務縮減プロジェクトチームを設置し，業務の改善及び効率化に関する方策を検討し，時間外勤務の適正管理を行った結果，平成 17 年度比約 14% 減の 95,000 千円の超過勤務手当を縮減するなど人件費の適正化を図った。	事務効率化プロジェクトチームがまとめた「効率的業務運営に向けての改善方策」にしたがって，改善事項を逐次実施する。		
		III		(平成 19 年度の実施状況) 新たに事務効率化プロジェクトチームを設置し，事務組織の見直し及び業務を分析した。その結果を踏まえて業務内容の改善及びその実効性を上げるための組織改革の方針として，「効率的業務運営に向けての改善方策」を策定した。			
【43】情報のデータベース化と既存書類の電子化を行い，ペーパーレス化を推進する。		III		(平成 16～18 年度の実施状況概略) 3 カ年の期間において職員録管理システム等の導入によるデータベース化や会議開催通知等の既存書類の電子化を推進した。これら職員録管理システム等の導入により印刷経費	引き続き，情報のデータベース化と既存書類の電子化によるペーパーレス化を推進する。		

	<p>【43】情報のデータベース化と既存書類の電子化に関する行動計画に基づき、情報のデータベース化と既存書類の電子化を含むペーパーレス化を更に推進する。</p>		<p>10,580千円のコスト削減を図った。</p> <p>IV (平成19年度の実施状況) 会計実務研修等の研修資料についてデータベース化し、学内向けホームページから閲覧・印刷可能とした。また調達業務における業者への入札説明書の交付を紙媒体から電子媒体へ移行し、約15,000枚のペーパーレス化を推進した。</p>		
<p>【44】業務の見直し及び効率化により、光熱水料等管理費の低減を図る。</p>	<p>【44】業務の見直し及び効率化に関する行動計画に基づき、光熱水料等管理費の更なる低減を進める。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 電気供給契約の見直し等により光熱水料等の低減を進めるとともに、共用車3台の削減等を行い管理費の低減を図った。 [光熱水料実績] 平成16年度 722,253千円 平成17年度 672,754千円 (対前年度△49,499千円) 平成18年度 647,257千円 (対前年度△25,497千円)</p> <p>IV (平成19年度の実施状況) 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い、約520千円の経費を削減するとともに、支払回数の見直しなど事務手続きの効率化及び経費の節減を図った。</p>	<p>平成16年度以降実施してきた各年度計画の実施項目の成果を検証するとともに、その内容を基に業務の見直しを進め、光熱水料等管理費の低減を引き続き図っていく。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	・土地、施設、知的財産を適正に管理し、学内外で有効活用が可能となるように運用の改善を図る。
------	-----------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト	
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況		平成 20~21 年度の実施予定	
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策							
【45】 全学的な視点に立って、施設の管理・利用状況を定期的に点検し、オープンラボ等共用スペースとして 20%を確保するなどその有効利用に努める。	【45】 施設の効果的・効率的運用を図るため、講義室等の稼働率及び利用形態を把握し、利用率の低い講義室等の有効活用を図る。	III	III	(平成 16~18 年度の実施状況概略) 熱帯医学研究所研究実験棟改修範囲にオープンラボ (3室 417 m ²) を確保した。また、全学の講義室及び演習室等について授業及び授業以外の利用状況調査を行い、有効利用を推進するための基礎資料を作成した。	教育研究共用スペース (オープンラボ) を規則等に基づき確実に運用する。 施設の効果的・効率的運用を図るため、講義室等の稼働率及び利用形態を継続して把握し、利用率の低い室を自習室等への有効活用を図る。		
				(平成 19 年度の実施状況) 利用状況調査結果に基づき、平成19年度から経済学部の演習室 (39m ²) を学生支援プログラム「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を支援する事務室として運用した。更に、研究会・セミナー等を開催するスペースとして、講義室 (103m ²) を「カンファレンスルーム」に変更するとともに、演習室を学生自習室としても利用できることとした。 改修工事 (教育学部本館, 工学部本館, 水産学部本館) に伴い、共用スペース (オープンラボ等) として改修面積の約 20%となる 5,188 m ² を確保した。			
【46】 施設の資産については良好な状態で長期使用を可能とするため、計画的な維持保全に努める。		IV	IV	(平成 16~18 年度の実施状況概略) 計画的な施設安全点検パトロールを実施するとともに、施設維持管理計画 (営繕発注計画) を策定し、本学の重点事項である「学生顧客主義」に基づき学生学習環境を支援するための学内予算等を確保した。平成 16 年度は約 187 百万円, 平成 17 年度は約 256 百万	長期にわたる施設の効果的な活用を図るため、施設の維持管理計画 (営繕発注計画) に基づき計画的な維持保全を行う。 総合的な安全点検を継続的に行うため、片淵団地に引き続き柳谷団地と坂本 1 団地の施設について、施設安全点検パ		

	<p>【46-1】施設の維持管理計画（営繕発注計画）を作成し、計画的な維持保全を行う。</p> <p>【46-2】総合的な安全点検を継続的に行うため、文教町団地に引き続き片淵団地の施設について施設安全点検パトロールを実施する。</p>		<p>円、平成18年度は約287百万円（平成16年度比約53%増）の営繕工事（講義室等空調改修、便所改修、課外活動施設改修等）を実施した。</p> <p>IV （平成19年度の実施状況） 計画的な施設安全点検パトロールを実施するとともに施設の維持管理計画（営繕発注計画）を作成し、平成19年度においては、約343百万円（平成18年度比約20%増、平成17年度比約35%増、平成16年度比80%増）の予算で営繕工事（共用校舎新営、講義室等空調改修、便所改修、駐輪場整備、課外活動施設改修等）を実施した。</p> <p>III 片淵団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施するとともに、施設維持管理計画を作成し、計画的な施設整備を実施した。</p>	<p>トロールを計画的に実施する。</p>	
<p>【47】知的財産の社会での活用を促進するために、それらに関するデータ収集方法や公開方法を再構築する。</p>	<p>【47】長崎 TLO と協力し、長崎大学シーズ集の作成を継続する。</p>	<p>III</p>	<p>III （平成16～18年度の実施状況概略） 知的財産の説明をセミナーや各部局の教授会で行い、知的財産の意識向上を図るとともに、「利益相反」「営業秘密管理」等についても解説して、本学教員が共同研究等を推進するための条件整備を図った。本学教員に対して、共同研究交流センターの「研究者情報データベース」への登録を推進するとともに、本学所有のシーズ情報等を共同研究交流センター、知的財産本部及び（株）長崎 TLO のホームページに、更に経済産業省のシーズ集、JST の技術シーズ統合検索システム（e-seeds.jp）に掲載して公開した。</p> <p>III （平成19年度の実施状況） 引き続き、長崎大学産学官連携機構が中心になって、（株）長崎 TLO と連携して研究テーマのシーズ集を作成した。</p>	<p>引き続き、産学官連携機構と（株）長崎 TLO が連携して、大学シーズの紹介法と企業ニーズの発掘法—共同研究—知的財産の創出—知的財産の活用に至る一連の情報を一元管理する。</p> <p>また、平成19年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の成果を基にデータ収集方法や公開方法について更に検討を加える。</p>	
			<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>		

[ウェイト付けの理由]

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

* 【No】は関連する中期計画の番号を示す。

【平成16～平成18事業年度】

(1) 財務運営体制の充実【32】

- ア. 予算を総合的に企画，立案するマネジメント体制を整備強化（予算決算分析，経営企画等）するため，予算企画室を財務課に設置し，予算の効率的・効果的な配分を実施した。
- イ. 収入・支出業務，月次決算，棚卸実施，調達業務，目的別分類の区分方法などの財務運営マニュアルを作成し，適切かつ円滑な財務会計システムへの充実を図った。

(2) 外部資金の増加

科学研究費補助金に関しては事務処理体制を見直し，学内締切を可能な限り延長するとともに，学内説明会を開催して教職員の意識向上を図った。科学研究費補助金以外の競争的外部資金に関しても，本学ホームページに外部資金情報サイトを新設するなど，全教職員への情報周知徹底を図った。その結果，競争的外部資金獲得額が大きく伸長した。外部資金受入総額は平成16年度が3,369百万円に対し，平成18年度は17%増の3,953百万円を達成した。【37】【39】

(3) 外部資金獲得等へのインセンティブ

科学研究費補助金の増加を図るため，特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）及び全学共通プログラム経費から，インセンティブ経費を確保し，部局毎の科学研究費補助金の応募及び採択状況等に対応して配分した（平成18年度15,000千円）。その結果，応募件数は平均して1人あたり1件以上を維持した。【37】

(4) 特許料収入の増加

学内構成員に知的財産の活用の一環として特許申請とその活用を促した結果，特許料収入は平成16年度が1,300千円に対し，平成18年度は5.65倍増の7,354千円となった。【41】

(5) 設備運用管理の改善

総合教育研究棟や薬学部本館で確保されていた教育研究共用スペースの有償貸与に係る基本方針を確定した。徴収した施設使用料は，施設の維持管理・更新整備等経費を中心として教育研究活動支援経費にも充当することとした。【45】

(6) 経費の抑制

効果的経費運用を図るため，消費税の申告納付に原則課税（個別対応）方式の採用，一般競争入札への移行等による削減（複写機の賃貸借・保守契約等），複数年契約の導入による事務量の縮減，事務用消耗品の見直し（パイプファイルを紙ファイルに変更，リサイクルト

ナーカートリッジ使用等）を行った。

また，管理的経費抑制にあたっては，省エネルギー対策（1%省エネ運動と執務室での軽装等）等による光熱水料等管理費の低減や，情報データベース，既存資料の電子化，共用車3台の削減を進めるなど，コストの削減の徹底を図った。その結果，一般管理費については，平成16～平成18年度の間において約166百万円の削減が図られた。【44】

(7) 財務会計面からの戦略的・効果的な教育・研究活動支援【8】

- ア. 優れた教育研究活動を積極的に支援するため，教育研究基盤経費の中から，学長裁量経費として「公募プロジェクト経費」を創設，将来の特色となりうる萌芽的研究への支援事業を実施した。更に，平成17年度から「研究推進支援プログラム」「教育改革支援プログラム」「社会貢献・産学連携推進プログラム」など，戦略的・効果的な教育・研究への基盤を整備した。（学内公募プログラム経費 3カ年計 163,000千円）
- イ. 平成17年度から，新規に採用される教授，助教授，講師に対し，教育，研究活動の早期立ち上げを推進するための初期的な基盤経費を支援するため，学長裁量経費の中に「新任教員の教育研究推進支援経費」を新設した。（教授@1,000千円，助教授@800千円，講師@600千円）
- ウ. 平成18年度から学長裁量経費の中に「学生学習環境改善施設整備費」を新設し，講義室等の空調設備，体育館武道場床改修など学生支援の基盤となる施設の改善を計画的に進めることとした。（64,600千円）
- エ. また，目的積立金を活用し，学内の老朽施設の改善，教育研究設備の計画的更新（講義室等の空調設備改修，情報処理システムの更新）等を行った。（545,721千円）
- オ. 年度計画を確実に達成するための支援経費として学長裁量経費の中に「全学共通プログラム経費」を新設した。（平成17～18年度計 88,130千円）

(8) 随意契約の公表

「長崎大学における随意契約の公表に関する基準」を定め，予定価格が5,000千円を超える随意契約について，ホームページに公表し，随意契約の公平性，透明性等の確保に努めた。

(9) 医学部・歯学部附属病院の増収への取組

「附属病院の経営改善に関する行動計画（平成16～18年度）」に基づき病院全体として，平均在院日数の短縮〔3.3日短縮（平成16年度25.1日→平成18年度21.8日）〕，手術件数の増〔289件増（平成16年度6,058件→平成18年度6,347件）〕を図りつつ，地域病院との前方連携に力を注ぎ新入院患者の獲得に取り組んだ結果，病院収入は平成16年度以降598,056千円（平成18年度当初収入予算額より972,088千円増）の増収と

なった。【262】【265】【266】

【平成19事業年度】

(1) 補助金の交付前使用に係る立替制度の導入

補助金を受領するまでの間、当該研究等の実施に必要な資金を措置するため、立替制度を導入し、当該研究の早期着手と研究者の負担解消を図り、補助金の効率的執行を年度当初から実施した。(利用件数 450件 立替総額 1,244,233千円)【37】【39】

(2) 外部資金の増加

引き続き、科学研究費補助金や大型の競争的外部資金増加への取組を行い、外部資金受入総額は4,613百万円に達した。これは平成16年度実績に対しては37%増、平成18年度実績に対しては17%増となる。【37】【39】

(3) 外部資金獲得等へのインセンティブ

科学研究費補助金の申請及び採択状況の外、地域社会から高い評価を受けている研究活動並びに高い効果が期待される研究成果発表活動への準備等、優れた研究成果展開活動に対して、インセンティブ経費を確保し配分した。(15,000千円)【37】

(4) 特許料収入の増加

技術移転に繋がりそうな特許案件に絞り込んで発明の機関承継と特許出願を推進した結果、特許料収入は8,978千円になった。この額は平成16年度実績に対しては6.9倍、前年度に対しては、1.22倍増となる。【41-1】

(5) 特色ある予算編成

平成19年度は、中期目標期間終了時における実績報告書を取りまとめる時期に当たるため、年度計画に定める教育・研究・学生支援等に係る重要な事業の確実な実施に向け、年度計画対応経費の強化充実(対前年度比11.1%増)を図る等の予算編成を行った。

(6) 戦略的配分経費の充実

ア. 大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマとして選定した重点研究10課題を推進するため学長裁量経費として「重点研究課題推進経費」を配分した。(36,000千円)

【8】

イ. 新教員組織の改編に伴い、平成17年度に新設した「新任教員の教育研究推進支援経費」の支援対象者に新たに「助教」(@600千円)を加え、新規採用の教授、准教授、講師、助教に対し初期的な基盤経費の支援を積極的に実施した。(対前年度 26,200千円増)

ウ. 診療に要する経費や、7対1看護体制(平成19年5月開始)への充実に向け、病院収入に対応した弾力的な支出予算の配分を行い、健全な病院運営を図った。【273】

エ. 7対1看護体制実施に伴う看護師の増員に対応するため、借り上げ宿舎(50戸)を新たに確保した。【24-1】

(7) 目的積立金の使途

目的積立金は、「教育研究の質の向上、組織運営の改善」という使途目的に鑑み、中期計画を踏まえつつ、以下の3つの観点の事業について、全学的視点や部局等の計画を考慮し、総額722,843千円を措置した。

ア. 学内の老朽施設の改善、教育研究設備の計画的整備(特に教育・学習環境等の改善に配慮)として講義室等の空調設備改修、視聴覚設備の更新等を行った。

イ. 大学院その他の組織改革等の設備整備事業として、国際健康開発研究科(修士課程)新設及び、薬学教育6年制に伴う実務実習教育用設備整備等を行った。

ウ. その他の教育研究診療等の質の向上に資する事業として、アイソトープ実験施設教育訓練用設備の更新及び医学部・歯学部附属病院の再開発等のための設備整備費を措置した。

(8) 財務運営状況の公表

平成18年度の財務状況について分かりやすく解説した「財務レポート2007」を作成し、ホームページで公表するとともに、各種セミナー等で配付した。

(9) 医学部・歯学部附属病院の増収への取組

ア. 手術部改修や看護師の配置数増など、手術室の効率的運用に務めた結果、手術1件当たりの在室時間は、平成18年度に比し0.3時間(5.2時間→4.9時間)短縮され、手術件数は457件(6,347件→6,804件)増加し、収入増(約200百万円増)に繋がった。【262-4】

イ. 7対1看護体制の導入に平成18年度早期から取り組んだ結果、平成19年5月から7対1入院基本料が算定可能となり、前年度比で大幅な収入増(約590百万円増)となった。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

(1) 経費の節減に向けた取組状況

【平成16～平成18事業年度】

ア. 一般管理経費等の削減に向けた全学的な取組を推進し、管理的な経費の抑制に向け、省エネルギー対策(1%省エネ運動と執務室での軽装等)等を行い光熱水料の低減を図った。(3カ年で計74,996千円の経費節減)【44】

イ. 職員録管理システム等の導入によるデータベース化や会議開催通知等の既存書類の電子化を推進し、印刷経費のコスト削減を図った(3カ年で計10,580千円の経費節減)。

【43】

- ウ. 複数年契約の導入により経費の抑制、契約事務量の削減、効率化を図った。
- エ. 電力需給契約や複写機の賃貸借・保守契約等を一般競争入札とすることにより、契約金額の削減を図った。（3カ年で計約76,962千円の経費節減）
- オ. 共用車を3台削減し約465千円の維持経費（車検、保険料等）を削減するとともに347千円の売却収入を得た。【44】
- カ. 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い経費節減（905千円）を行った。更に、支払回数を見直し業務の効率化と経費の削減を図った。
- キ. 光熱水料の節約を図るため、教育学部附属学校（小・中・養・幼）の水道設備に「節水こま」を設置し、上水料の削減（年間約2,000千円の経費節減）を図った。

【平成19事業年度】

- ア. 調達業務における業者への入札説明書の交付を紙媒体から電子媒体へ移行し、約15,000枚のペーパーレス化を推進した。【43】
- イ. 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い、約520千円の経費を削減するとともに、支払回数を見直しなど事務手続きの効率化及び経費の節減を図った。【44】
- ウ. 省エネルギー及び地球温暖化ガス低減への取組を兼ねて、執務室での軽装を6月1日から10月31日までの5か月間と定め実施した。また、病院地区を除き8月13日（月）～15日（水）までの3日間の夏季一斉休業に努めた。
- エ. 建物新築・改修に伴う電気式空調機からガス式空調機への転換や、トイレ・廊下のセンサー付き照明の設置を行い、光熱費の節減を図った。

(2) 自己収入の増加に向けた取組

【平成16～平成18事業年度】

- ア. 施設の効果的な運用を図るため、貸出し可能施設（講義室、運動施設等）の一覧をホームページに掲載し、学外に対し積極的に情報提供を行った。【40】
- イ. 余裕資金については、国債の購入及び定期預金を行うなど資金運用を図った（3カ年の利息収入 6,270千円）。
- ウ. 病院収入の増に係る取組として、平均在院日数の短縮〔3.3日短縮（平成16年度25.1日→平成18年度21.8日）〕を図り、地域病院との前方連携に力を注ぎ新入院患者の獲得を図ることなどにより、病院収入全体で平成16年度以降598,056千円の増収を得た。

【平成19事業年度】

- ア. 貸出し講義室については、部屋の現況写真をホームページに掲載するとともに収容者数別に整理するなど、利用者の利便性に配慮した更なる情報提供を行った。【40】
- イ. 特許料収入が見込める発明の機関承継への手続きと特許出願を推進した。特許出願数は、68件、保有登録14件、契約件数14件となっている。その結果、累計特許料収

入は20,000千円を突破した。（平成19年度 8,978千円）【41-1】

- ウ. 余裕資金については、資金運用を図り、平成19年度の利息収入は12,106千円（国債1,250千円、定期預金10,856千円）を計上した。

(3) 財務情報に基づく取組実績の分析

【平成16～平成18事業年度】

部局別決算の年度間比較ができるシステムを活用し、学長裁量経費の増額を行う等、効率的・効果的な予算配分を実施した。【3】

【平成19事業年度】

平成18年度分のセグメント毎の収支データ、損益データを作成し、平成16年度・平成17年度分と比較分析を行った結果を踏まえ、平成20年度予算配分においては、更なる教育研究の重点化を目指す学長裁量経費を増額する予算配分を実現した。【3】

○ 人件費等の必要額を見通した財務計画の策定や人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

(1) 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況

【平成16～平成18事業年度】

「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革に対応して、5%の人件費削減を実施することとする本学の総人件費削減の方針を、学内諸会議及び経営協議会での審議を経て、役員会で決定した。【31】

【平成19事業年度】

平成19年度は、総人件費改革に対応して、1%の人件費削減を実行した。【31】

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

(1) 平成17年度課題、「科学研究費補助金等、外部資金への応募と獲得へのインセンティブの設定については、検討にとどまっていることから、早急な取組が求められる。」に係る取組の改善状況

特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）及び全学共通プログラム経費から、インセンティブ経費を確保し、科学研究費補助金の申請及び採択状況に対応して配分した。

【37】

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	○自己点検・評価の実施の基本方針 ・組織等評価及び個人評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、指摘された問題点については改善に要する一定の期間を設け、その達成状況を確認して結果を公表する。なお、必要に応じ外部評価を実施する。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト	
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況	平成 20～21 年度の実施予定	中 期	年 度
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策							
【48】全学的評価委員会である長崎大学大学評価委員会の在り方を見直すとともに必要に応じ評価項目の見直しを行う。		IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 法人化後直ちに、「長崎大学大学評価委員会」の在り方を抜本的に見直し、学長を本部長とする「計画・評価本部」を新設し、その下には、各理事を部長とする 9 つの専門部 (教育, 研究, 社会貢献, 国際交流等) を置いた。また、評価業務の円滑な遂行とノウハウの蓄積を図るために教員と事務職員からなる「計画・評価室」を設置した。 平成 17 年度以降は、この「計画・評価本部」体制の下、年度中間点での年度計画の進捗状況を把握し、計画の遅れが認められる事項については、本部長が、担当専門部長に改善を指示することによって、年度計画の遂行と実施状況の自己点検・評価作業を円滑に進めることができた。 計画・評価室は、大学評価のための基礎データを蓄積する目的で、「教員等基礎データベース」及び「全学基礎データベース」からなる本学独自の「評価基礎データベース」の稼働準備を平成 17 年度に着手した。「教員等基礎データベース」については、評価項目に対応したデータ項目を精選した後、教員個人が活動状況のデータを蓄積するための入力作業が円滑に進むよ	平成 20 年度実施の法人評価を受けるため「計画・評価本部」及び各専門部が自己点検・評価を実施し、その評価結果を次期中期目標・計画の策定に反映させる。			

			<p>う、マニュアルの整備や説明会等を開催し、平成18年4月から運用を開始した。また、「全学基礎データベース」については、各部局の事務担当者へのマニュアルの配布と説明会を実施し、同年9月より本格的運用を開始した。更に、平成17年度末に新たに開設した計画・評価本部のホームページから「評価基礎データベース」へのアクセス権を設定した閲覧・入力ができるように配慮した。</p>		
<p>【49】各部局においては全学的評価委員会との緊密な連携の下に適切な評価が実施できる体制の整備・充実を図る。</p>	<p>【48】大学機関別認証評価を受けるため「計画・評価本部」及びその下に設置した各専門部がその専門性及び機能を活用して自己点検・評価を実施する。また、認証評価において助言・改善指導を受けた事項については、「計画・評価本部」で具体的改善策等を検討し、取り組む。</p> <p>【49-1】大学機関別認証評価を受けるため「計画・評価本部」を中心に部局との連携の下適切な自己点検・評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。</p> <p>【49-2】第2回目の教員の個人評価については部局の評価委員会が全学の個人評価委員会と連携して実</p>	<p>IV</p>	<p>IV (平成19年度の実施状況)</p> <p>大学機関別認証評価の受審に際し、「計画・評価本部」体制の下で自己点検・評価を実施した。また、同評価において、助言・改善指導を受けた事項については、「計画・評価本部」で具体的改善策等を検討し、本部長が、改善のための対応を各専門部に要請し、研究科の入学定員超過率の改善を行うとともに、充足率についても入学定員の見直し等の取組に着手した。</p> <p>IV (平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>「計画・評価本部」体制の発足に伴い、「計画・評価本部」と部局長の連携を密にするとともに、各部局においては、部局長のリーダーシップの下に、評価体制を見直し、各部局評価委員会を再構築した。</p> <p>部局が所蔵する自己点検・評価に必要な基礎情報については、平成18年度に本格稼働した「全学基礎データベースシステム」を活用して収集・蓄積を進めた。</p> <p>III (平成19年度の実施状況)</p> <p>大学機関別認証評価の受審に際し、「計画・評価本部」と部局との緊密な連携の下、自己点検・評価を実施した。この自己点検・評価の結果については、学内に周知するとともに「計画・評価本部」ホームページにおいて公表した。</p> <p>IV</p> <p>教員の個人評価については部局の評価委員会と全学個人評価委員会が緊密に連携し、第2回目の教員の個人評価を実施した。また、評価結果は、</p>	<p>平成20年度実施の法人評価を受けるため、各部局は、「計画・評価本部」及び9つの専門部との緊密な連携の下、自己点検・評価を実施する。</p> <p>また、教員の個人評価については、全学評価委員会と部局評価委員会が連携し、評価結果の検証と教育研究活動へのフィードバックを進め、更なる質の向上を図る。</p>	

	<p>施する。また、評価結果は個人評価委員会を中心に総合的解析を進め、取りまとめた結果をホームページで公表する。</p>		<p>個人評価委員会が、全学的見地から総合解析を進め、「平成 19 年度個人評価実施報告書」として、「計画・評価本部」ホームページに公表した。</p>		
<p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p>					
<p>【50】 組織等評価の結果を適切な方法で公表する。また改善項目及び改善方策について、一定の期間を設け、その達成状況を確認し、その結果を更に公表する等して実効性を担保する。</p>	<p>【50-1】 平成 19 年度に受審する認証評価の評価結果を社会に向けてホームページで公表する。</p> <p>【50-2】 平成 19 年に実施する第 2 回教員個人評価の評価結果を公表する。また、第 1 回との改善項目、改善方策についても自己点検する。</p> <p>【50-3】 年度実績報告書及び評価結果については計画・評価本部ホームページ上で公表する。また、中間の自己点検・評価を実施し年度計画の進捗状況等を点検するとともに、改善方策についてはその達成状況を計画・評価本部において確認する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 「計画・評価本部」のホームページを活用し、社会に対して、各事業年度に係る業務の自己点検・評価結果をまとめた業務実績報告書及び国立大学法人評価委員会からの評価結果等を公表するとともに、大学構成員に対しては、「計画・評価本部」が遂行する評価関連諸活動について逐次速報し、評価業務への理解と参加を促した。 また、評価結果において課題とされた事項については、「計画・評価本部」で具体的改善策の検討を行い、本部長が、各専門部長に対し改善事項の指示等を行うとともに、経営協議会並びに教育研究評議会で改善方策の報告を行った。</p> <p>III (平成 19 年度の実施状況) 大学機関別認証評価の自己評価書並びに評価報告書を「計画・評価本部」ホームページで公表した。</p> <p>III 教員の個人評価については、平成 19 年度評価結果と平成 14 年度評価結果とを改善項目、改善方策について比較分析した。その結果は、「平成 19 年度個人評価実施報告書」として、「計画・評価本部」ホームページに公表した。</p> <p>III 平成 18 年度実績報告書及び評価結果は、「計画・評価本部」ホームページに公表した。また、「計画・評価本部」の各専門部において年度計画の進捗状況等を点検評価し、その結果を、年度計画の達成に向けた取組に活用するとともに、次年度の年度計画に反映させた。</p>	<p>自己点検・評価結果、第三者評価結果については、引き続き、学内周知を図る。更に、関係者、一般市民に対しても、多くの場で、多様な手段により、公表する。また引き続き、改善項目についても、その進捗状況の報告に努める。</p>	
<p>【51】 教員の個人評価については、全学的見地から</p>		<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 17 年度に、従来の「長崎大学大学評価委</p>	<p>全学の個人評価委員会では、第 3 回 (平成 24 年度) 教員の個人評価に向けて、平成 19 年度</p>	

<p>総合的に分析し、その分析結果を公表する。 また、評価結果に基づいて学部等は適切な措置・指導助言を行う。</p>			<p>員会」を、教員の個人評価に特化した「個人評価委員会」として再編した。この委員会は、部局評価委員会の委員長を構成員とし、部局等間の緊密な連携の下に、平成 19 年度実施予定の「教員の個人評価」に向けて教育・研究等活動に関するデータを継続して集積した。 また、「教員等基礎データベース」を整備し、教員個人の教育研究活動、社会貢献等のデータを収集蓄積できる環境を提供した。</p>	<p>に実施した教員の個人評価の検証結果を踏まえ、評価方法等の検討を行い、更なる改善・見直しを図る。</p>	
	<p>【51】 教員の個人評価については、平成 19 年度に「教育、学術・研究、組織運営、社会貢献」の 4 領域評価を実施し、個人評価委員会において全学的見地から総合的に分析し、その分析結果を公表する。また、評価結果に基づいて部局長等は適切な措置・指導助言を行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 19 年度の実施状況) 教員の個人評価については、平成 14 年から平成 18 年までの 5 年間の教員個人の活動状況の資料から、「教育、学術・研究、組織運営、社会貢献」の 4 領域ごとに、それぞれ 5 段階領域評価を行い、更にその合計点を基に、5 段階総合評価を実施した。評価結果は、「個人評価委員会」において全学的見地から総合解析を進め、その結果は、「平成 19 年度個人評価実施報告書」として、「計画・評価本部」ホームページに公表した。また、評価結果は、部局長から教員個人にフィードバックするとともに活動状況改善のための指導助言を行った。</p>		
<p>○外部評価等</p>					
<p>【52】 自己点検・評価に当たっては、国立大学法人評価委員会による評価のほか、JABEE 評価等、外部の機関、有識者による評価を必要に応じて実施する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 認証評価については、計画・評価本部による自己評価シミュレーションを実施した上で、自己点検・評価作業に着手した。また、JABEE 受審については、工学部（6 学科）並びに水産学部が認定を受けた。ISO9001 については、医学部・歯学部附属病院が認証を受け、更に歯学部及び熱帯医学研究所は平成 18 年に外部評価を受けた。教育学部では外部委員を含めた運営評価委員会を毎年開催している。</p>	<p>国立大学法人評価委員会による中期目標期間の評価を受審し、評価結果を次期中期目標・計画に反映させる。 部局等においても JABEE 評価等の外部評価を必要に応じて実施する。</p>	
	<p>【52-1】 平成 19 年度に大学評価・学位授与機構が実施する認証評価を受審し、社会に向けて評価結果を公表するとともに改善に取り組</p>	<p>III</p>	<p>(平成 19 年度の実施状況) 認証評価の評価結果については、「計画・評価本部」ホームページで公表した。また、同評価において、助言・改善指導を受けた事項については、</p>		

<p>む。</p> <p>【52-2】日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定更新審査を受審する。</p> <p>【52-3】熱帯医学研究所では、外部評価（組織評価）を行うとともに連携融合事業費によるケニア研究拠点事業の中間評価を行う。</p> <p>【年度計画なし】</p>			<p>計画・評価本部長が、改善のための具体的対応を各専門部に要請し改善に着手した。</p> <p>Ⅲ 平成19年12月に日本医療機能評価機構による認定更新審査(Ver. 5)を受審し、改善要望事項付きの認定となった。</p> <p>Ⅲ 「将来構想諮問委員会」において、組織評価を行った。ケニア研究拠点事業の中間評価については、現地での大統領選に伴う政治的混乱が発生したため、平成20年度当初に延期することとした。</p> <p>－ 環境科学部で外部評価を実施し、評価結果については平成20年3月に公表した。</p>			
			<p>ウェイト小計</p>			

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	○教育及び研究並びに組織及び運営についての学外に対する積極的な情報発信の基本方針 ・教育研究、社会貢献など、諸活動に対する自己評価や第三者評価の結果を含め大学が有する各種情報を積極的に社会に公表する。特に学術情報については、そのデータベース化を図る。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト	
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況	平成 20～21 年度の実施予定	中 期	年 度

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策							
【53】大学の有する情報を広報誌等紙媒体の他、速報性をもって積極的に社会に公開するための電子情報化を図る。その際英語版の充実や中国語版、韓国語版等を開設する。	/	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 大学ホームページについては、平成 16 年度に中国語版、韓国語版を開設し、更に、日本語、英語、中国語、韓国語版の内容を充実させ、情報の公開を進めた。また、大学の有する情報を提供する広報誌「CHOHO」についても、大学ホームページから閲覧できるようにした。また、大学プロモーション DVD (高校生向け、一般向け、コンササイズ版 [日本語、英語、中国語、韓国語版]) を作成、配布するとともに、コンササイズ版については、大学ホームページでも公開した。	大学広報誌「CHOHO」の発行部数及び配布先を更に拡大する。 平成 17 年度に作成した大学プロモーション DVD の内容を更新する。 教員等基礎データ (長崎大学評価基礎データベース) の一部を用いた長崎大学の研究者情報等の学術情報を大学ホームページにて公開する。 戦略的広報を推進するための基本方針を定め、広報体制を充実させる。			
		IV	(平成 19 年度の実施状況) 大学広報誌「CHOHO」については、読者層の拡大を図るため、レイアウト等を変更するなどわかりやすい誌面作りに努めた。また、発行部数については、高校側の要望に応えるため、平成 18 年度の 4,300 部から、平成 19 年度には 7,200 部にほぼ倍増した。				
		III	広報企画委員会委員長を座長とするワーキンググループを設置し、教員等基礎データ (長崎大学評価基礎データベース) の一部を用いて長崎大学の研究者情報等の学術情報				

	<p>公開するための方法を検討する。</p> <p>【53-3】大学の有する情報のマスコミへの提供の効率化を推進する。</p>		<p>を大学ホームページで公開するためのシステム概念図を作成した。</p> <p>IV 各部局等で行っていたマスコミへの情報提供等については、総務部総務課を窓口とし一元化を図り、学内情報を集約し、情報提供等の効率化を推進した。</p>		
<p>【54】情報公開に当たっては、個人情報等の適正管理を図りつつ、社会の求めに応じて適切に提供する。</p>	<p>【54-1】大学ホームページ、部局ホームページの改良を進める。</p> <p>【54-2】個人情報の情報公開に当たっては適切に管理するために、長崎大学個人情報保護規則、長崎大学個人情報管理規程、長崎大学の保有する個人情報の開示決定等に関する審査基準を運用する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>個人情報保護規則、個人情報管理規程、情報公開取扱規定等を制定・運用して、社会の要請に応じて情報の公開を行って来た。また、大学ホームページ・部局ホームページの内容を充実して電子媒体による情報公開を進めるとともに、セキュリティーについても必要に応じて改善した。</p> <p>IV (平成19年度の実施状況)</p> <p>大学ホームページについては、英語・中国語・韓国語のトップページ体裁を日本語版と共通化させるとともに、新たに「学長室から」ページを新設し、「学長日誌」等、学外の閲覧者と学長との直接的なコミュニケーション広報の推進を目的としたページを充実させた。</p> <p>III 平成19年度においても、本学の保有する個人情報の情報公開については、諸規定に基づき適切に行った。</p>	<p>引き続き情報の公開にあたっては、各種関係規則等に基づき適切な対応を図り、特に高齢者・障害者に配慮したホームページを実現させるための検討を進める。</p>	
<p>○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備</p>					
<p>【55】国内外に学術情報を発信するため、各分野にわたる既存の学術情報を整理するとともに、国際共同研究を推進していく過程等で得られた学術情報を国際的に活用できるよう附属図書館を中心に</p>		<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>地域の特性を生かした学術情報発信として、学内に所蔵している長崎学関係資料の電子化及び体系化を進め、「長崎学デジタルアーカイブス」として統合的に公開した。なかでも「幕末・明治期日本古写真データベース」は、英語版も提供しており、平成10年10月以来の累積アクセス数が平成19年1月に</p>	<p>長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) を持続的に拡充するために、学内連携及び国大協九州地区企画委員会リポジトリ部会との連携を強化する。また、継続して学内の研究成果等を整理し、網羅的に長崎大学学術研究成果リポジトリに登録し、国内外に学術情報を発信する。</p>	

<p>学内組織を整備し、データベースを構築する。</p>			<p>100 万件を突破した。 既存の学内研究紀要等を整理し、遡及的・網羅的な全文電子化を進めた。また、国際共同研究の過程で得られたガラパゴス諸島の写真スライド約1,300枚を基礎資料として英語版も備えた「ガラパゴス諸島植物生態画像メタデータ・データベース」を構築し公開した。更に、情報関連業務体制整備のために新設した学術情報部と附属図書館が中心となり、国際標準仕様の「長崎大学学術研究成果リポジトリ NAOSITE (Nagasaki University's Academic Output SITE)」を構築し公開した。</p>		
	<p>【55-1】近代黎明期和装本を整備・充実し、全文画像データベースの構築に着手する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 学内所蔵近代黎明期和装本のうち漢訳洋書等 50 タイトルを電子化し、全文画像データベースを構築した。また、長崎県師範学校旧蔵和装本等 1,629 タイトルの目録データチェックを行った。 また、長崎学関係資料として「幕末・明治期日本古写真データベース」の中核となる「ボードインコレクション (Bauduin Collection)」等の古写真 833 点を購入した。 古写真のデータベースには、平成 19 年度中に約 27 万件のアクセスがあり、この分野で第一に参照すべきデータベースとの評価を得ている。</p>		
	<p>【55-2】附属図書館は学内で作成された研究成果を一元的に収集・発信する学術機関リポジトリの拡充を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>国立情報学研究所の最先端学術情報基盤 (CSI) 構築推進委託事業を継続して実施し、学内研究紀要論文全文データの遡及的リポジトリ搭載を推進した。この結果、「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」は、登録件数が 1 万件を突破し、Webometrics Ranking of World Universities が 2008 年 1 月に発表した世界の学術機関リポジトリランキング Webometrics Ranking of World Repositories で、国内第 8 位、世界第 170 位にランクされた。また、国大協九州地区企</p>		

			画委員会リポジトリ部会との連携を進めた。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

[ウェイト付けの理由]

.....

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項

*【No】は関連する中期計画の番号を示す。

【平成16～平成18事業年度】

(1) 「計画・評価本部」体制の下での自己点検・評価

ア. 「計画・評価本部」体制の構築

従前の「長崎大学大学評価委員会」を抜本的に見直し、学長を本部長とする「計画・評価本部」と、その直下に、各理事を部長とする9つの専門部を新設した。また、評価業務の円滑な遂行とノウハウの蓄積を図るために教員と事務職員からなる「計画・評価室」を設置した。【48】

イ. 「計画・評価本部」体制の下での年度計画実施状況の自己点検・評価

平成17年度以降は、この「計画・評価本部」体制の下、年度中間点での年度計画の進捗状況を把握し、本部長が、担当専門部長に改善を指示することによって、年度計画の遂行と実施状況の自己点検・評価作業を円滑に進めることができた。【48】

ウ. 評価結果の運営改善への活用

自己点検・評価の結果、更に改善を進めるべきであると判断された事項、並びに国立大学法人評価委員会の評価結果において、解決すべき課題とされた事項については、上記イの中間点検作業と一体となって対処し、中期計画達成に向けた次年度計画の策定にも反映させることで更に改善を進めるというPDCA（企画-実行-評価-改善）サイクルを確立した。【50】

(2) 「評価基礎データベース」の構築と運用

計画・評価室は、大学評価のための基礎データを蓄積する目的で、「教員等基礎データベース」及び「全学基礎データベース」からなる本学独自の「評価基礎データベース」の稼働準備を平成17年度に着手した。「教員等基礎データベース」については、評価項目に対応したデータ項目を精選した後、マニュアルの整備や説明会等を開催し、平成18年4月から本格的運用を開始した。また、「全学基礎データベース」については、同年9月より本格的運用を開始し、部局等の活動状況を表す基礎データの収集、蓄積を進めた。【48】【49】

(3) 「計画・評価本部ホームページ」の開設と活用

平成17年度末に新たに開設した「計画・評価本部」のホームページを活用し、社会に対して、評価結果等を公表するとともに、大学構成員に対しては、同本部が遂行する評価関連諸活動について逐次速報し、評価業務への理解と参加を促した。また、ページの管理運用は、「計画・評価室」が中心になって進め、このページから「評価基礎データベース」へのアクセス権を設定した閲覧・入力ができるように配慮した。【50】

【平成19事業年度】

(1) 「計画・評価本部」体制の下での大学機関別認証評価の受審

大学機関別認証評価の受審に際し、「計画・評価本部」体制の下、自己点検・評価を実施し、各部局等との緊密な連携による教育研究の質の向上に向けた改善を進めた。また、同評価において、改善指導を受けた事項については、計画・評価本部長が、改善のための具体的対応を各専門部に要請し改善に着手した。【48】【49】

(2) 「教員の個人評価」の実施

教員個人の活動状況についての自律的かつ定期的な点検及び評価を行うため、平成14年から平成18年までの5年間の活動状況を基に、第2回目の「教員の個人評価」を実施した。評価結果は、部局長等を通じて個人にフィードバックし、指導助言を行うなど教員個人の教育研究活動の水準向上に活用するとともに、「個人評価委員会」は全学的視点から分析し、その結果を、「平成19年度個人評価実施報告書」として「計画・評価本部」ホームページ上に公開した。【49】【50】【51】

(3) 評価基礎データベースの効果的活用

平成19年度受審した認証評価に関する自己評価書の作成に係る資料・データ等の作成について、部局等の活動状況を表すデータ等を集積した「評価基礎データベース」を効果的に活用した。また、大学評価・学位授与機構が構築した「大学情報データベース」へのデータ提供についても同データベースを活用し、速やかに対応した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 情報公開の促進が図られているか。

(1) 大学が有する貴重資料の電子化と公開

【平成16～平成18事業年度】

重要図書である「医学分館所蔵貴重資料和漢古書」「武藤文庫新発見資料」の目録データベースを公開するとともに、「幕末・明治期日本古写真コレクション」「グラバー図譜」「近代医学史料」「武藤文庫」の電子化及び体系化を進め、「長崎学デジタルアーカイブス」として、ホームページ上で統合的に公開している。

なかでも、平成10年10月以来の「幕末・明治期日本古写真データベース」トップページへのアクセス件数が平成19年1月に100万件を突破した（平成18年度アクセス数288,459件）。また、日本語版の他に英語版も提供しており、国内のみならず海外からのアクセスが非常に多い（平成18年度アクセス数51,198件）のが特徴となっている。

【55】

【平成 19 事業年度】

長崎大学医学部の起源である養生所の 2 代目教頭ボードインがオランダに持ち帰り、1986 年に日本に紹介されて幕末・明治期古写真ブームの火付け役となった「ボードインコレクション (Bauduin Collection)」等の古写真 833 点を購入して古写真コレクションを充実させた。また、平成 18 年度以降に購入した古写真及び経済学部分館所蔵の上野彦馬アルバム等の古写真 847 点を電子化するとともに、ガラパゴス諸島の写真スライド約 1,300 枚を基礎資料として英語版も備えた「ガラパゴス諸島植物生態画像メタデータ・データベース」を構築・公開した。

古写真のデータベースには、平成 19 年度中に約 27 万件のアクセスがあり、国内外の検索エンジンで「古写真」あるいは“old photographs”を検索すると、両者とも最上位に表示され、この分野で第一に参照すべきデータベースとの評価を得ている。【55】【150】

(2) 「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」の構築**【平成 16～平成 18 事業年度】**

長崎大学で生産された学術研究成果（研究紀要・学位論文・学術雑誌発表論文・テクニカルペーパー・各種教材など）を電子的に登録・保存し、広く世界中の研究者に発信するために「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」を構築した。本リポジトリの構築は国立情報学研究所の「次世代学術コンテンツ基盤共同構築事業」の一環であり、長崎大学は、平成 17 年度に引き続き、平成 18 年度も同委託事業に採択された。平成 19 年 3 月末現在、研究紀要論文、学位論文、学術雑誌論文等、約 3,000 件の全文情報を収録・公開している。【55】

【平成 19 事業年度】

学内で生産された研究成果は、1 万件以上が NAOSITE に登録され、国際標準規格に則って情報発信されており、頻繁にアクセスされている。当該リポジトリは、Webometrics Ranking of World Universities が 2008 年 1 月に発表した世界の学術機関リポジトリランキング Webometrics Ranking of World Repositories で、国内第 8 位、世界第 170 位にランクされた。【55】【150】【193】

(3) 大学ホームページや広報誌による情報発信**【平成 16～平成 18 事業年度】**

大学ホームページ及び広報誌「CHOHO」等を通じて、情報公開を積極的に進めてきた。ホームページについては、平成 16 年度に中国語版、韓国語版を開設し、従来から開設していた日本語、英語も含めて、その内容を充実させてきた。大学の有する情報を提供する広報誌「CHOHO」についても、順次発行部数を増加させ、平成 18 年度には 4,300 部を発行した。更に、大学ホームページからも閲覧できるようにし、広く広報する体制を整えた。また、大学プロモーション DVD（高校生向け、一般向け、コンササイズ版「日本語、

英語、中国語、韓国語版)を作成、配布するとともに、コンササイズ版については、大学ホームページでも公開している。【53】

【平成 19 事業年度】

4カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語版）で作成した大学ホームページの改訂も進め、海外も含めた情報公開を推進している。平成 19 年度の学外からの日本語、英語、中国語、韓国語の大学ホームページへのアクセスは、それぞれ、708,887 件、17,850 件、5,382 件、3,867 件であった。大学広報誌「CHOHO」についても、平成 18 年度の 4,300 部から、平成 19 年度には 7,200 部に増刷した。【53】

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の活性化や学生支援，社会貢献及び国際交流の充実・強化に資するため，計画的な施設・設備の整備を行う。 ・施設全体を効率的に活用するとともに，施設の維持管理，敷地の有効活用に関する管理等を効率的に行う。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト		
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況		平成 20～21 年度の実施予定		
○施設等の整備に関する具体的方策								
<p>【56】 施設の老朽化・狭隘化を解消し，教育研究の活性化を図るため，施設整備計画を策定し，既存施設の有効利用を図りつつ，施設の新増築や大規模改修を計画的に実施するとともに，再配置についても検討する。</p>		IV	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 新病棟・診療棟の工事を確実に進めるとともに，施設の老朽化を解消し，教育研究の活性化を図るなど投資効果のある施設整備計画を策定した。施設整備事業は，新病棟・診療棟新営，基幹整備，熱帯医学研究所改修，工学部本館改修Ⅰ期工事を実施した。また，施設維持管理計画（営繕発注計画）を策定し，本学の重点事項である「学生顧客主義」に基づき学生学習環境を支援するための学内予算等を確保した。平成 16 年度は約 187 百万円，平成 17 年度は約 256 百万円，平成 18 年度は約 287 百万円の計 730 百万円の営繕工事（講義室等空調改修，便所改修，課外活動施設改修等）を実施した。</p>		<p>長崎大学施設緊急整備 5 年計画に基づき，引き続き施設整備計画を推進する。 学生顧客主義に基づき学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。 工学部本館（Ⅲ期）（4,010㎡），教育学部本館（Ⅱ期）（3,930㎡）について施設の有効活用を図りつつ，安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的として大型改修を実施する。 病院の基本理念「最高水準の医療を提供するとともに，人間性ゆたかな優れた医療人を育成し，新しい医療の創造と発展に貢献する。」に基づいた，病院本館の改修整備は平成 23 年度完成を目指す。</p>			
		III	<p>(平成 19 年度の実施状況) 長崎大学施設緊急整備 5 年計画を策定し，平成 20 年度施設整備計画を作成し，国立大学法人施設整備費要求を行った。</p>					
		III	<p>工学部本館（Ⅱ期）（8,580㎡），教育学部本館（Ⅰ期）（6,730㎡），水産学部本館（6,970㎡），附属中学校校舎（4,650㎡）について施設の有効活用を図りつつ，安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上を目的として大型改修を実施した。</p>					

	<p>【56-3】文教町2団地のマスタープランを学内委員会等に提示し、更に検討を進める。</p> <p>【56-4】病院施設の老朽化・狭隘化等を解消し、長崎県における中核医療機関としての役割や先端医療の先駆的役割を果たすため、機能的で先端的な医療が提供でき、かつ患者の住環境改善に配慮した新病棟・診療棟及び基幹整備（渡り廊下）の工事を完成させる。また、病院本館改修について基本設計を作成する。</p> <p>【56-5】学生顧客主義に基づき学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。</p>	<p>III 平成19年10月1日開催の第2回財務委員会に文教町2団地のマスタープランを提示するとともに、各部局の意見を聴取し、平成19年12月27日開催の第4回財務委員会において了承された。また、平成20年2月26日開催の役員懇談会に報告した。</p> <p>III 新病棟・診療棟及び基幹整備（渡り廊下）は、平成20年3月上旬に完成した。また、病院本館改修については、「患者アメニティとスタッフアメニティの充実」「将来の変化に柔軟に対応可能な構造」等を基本目標とする基本設計を作成した。</p> <p>IV 本学の重点事項である「学生顧客主義」に基づき学生学習環境及び生活環境の支援のための学内予算等を平成16年度以降毎年増額を図ってきた。平成19年度においては更に前年度より増額し、約343百万円（平成18年度比約20%増、平成17年度比約35%増、平成16年度比80%増）の予算で営繕工事（共用校舎新営、講義室等空調改修、便所改修、駐輪場整備、課外活動施設改修等）を実施した。</p>		
<p>【57】施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を進める。</p>		<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) 保健管理センターに、スロープ・多目的便所・自動扉を設置し、バリアフリー化を推進した。更に、附属図書館・放送大学長崎学習センター合築棟新営工事においては、身障者対応エレベーターや自動扉を設置する等一層のバリアフリー化を推進した。</p>	<p>障害者のための一層のバリアフリー化を引き続き推進する。</p>	
	<p>【57】障害者のための一層のバリアフリー化を引き続き推進する。</p>	<p>III (平成19年度の実施状況) 文教町2団地構内にバリアフリー対応専用駐車場を総合教育研究棟周辺並びに放送大学の利用者も利用可能なように図書館・放送大学長崎学習センター棟周辺の計2カ所に設置した。工学部本館、教育学部本館、水産学部本館、附属中学校校舎改修工事において、多目的便所、身障者対応エレベーター、スロープを設置し、また、工学部本館、水産学部本</p>		

			館に自動扉を設置してバリアフリー化を推進した。			
○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策						
【58】 施設データベースを活用して既存施設の利用状況等を把握し、大学全体の視点に立った有効活用を促進する。		III	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>大型設備の全学的な効率的・効果的運用を図るため、大型設備の取得年度、償却年度及び利用形態等を調査・分析し、設備データベースを作成した。更に、設備データベースを基に、設備整備及び有効活用の基本方針である設備マスタープランを財務委員会等で作成し、既存設備の有効活用及び共同利用の促進を図った。</p> <p>講義室の授業時間以外の利用状況についても実態を把握し、利用率の低い講義室等について要因等を調査するとともに有効活用を図ることとした。</p> <p>エネルギー使用量の学内ホームページ公開や、ポスターの掲示及び温度シール配布等により省エネルギーへの意識啓発を図った。</p>	<p>部局からのアンケートを基に掲載する大型研究装置を選定し、ホームページに「大型研究装置一覧（仮称）」として掲載するとともに設備の共同利用を更に推進する。</p> <p>講義室等の稼働率を全学に公開するとともに施設の有効活用を推進する。</p> <p>エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。</p>		
		III	<p>(平成 19 年度の実施状況)</p> <p>利用状況調査結果に基づき、平成 19 年度から経済学部の演習室 (39 m²) を学生支援プログラム「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を支援する事務室として運用した。更に、研究会・セミナー等を開催するスペースとして、講義室 (103 m²) を「カンファレンスルーム」に使用変更するとともに、演習室を学生自習室としても利用できることとした。</p>			
		III	<p>大型研究装置の共同利用の実態について、アンケート調査を実施し、「共同研究交流センター運営委員会」において報告するとともに共同利用についての協力を依頼した。</p>			
		III	<p>学内ホームページや環境報告書で過去 3 年間のエネルギー使用量を公開した。</p> <p>本学における全部局等が構成員となるエネルギー管理体制を定め、一層の省エネルギーを推進することとした。更に、省エネポスター等の掲示を行うなど引き続き温室効果ガスの削減への意識啓発を図った。</p>			
【58-1】 施設の効率的・効果的運用を図るため、講義室等の稼働率及び利用形態を把握し、利用率の低い講義室等の有効活用を図る。						
【58-2】 設備データベースを全学に周知し、共同利用等の更なる活用を図る。						
【58-3】 エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。						

<p>【59】長期にわたり施設の安全性・信頼性を確保し、活用するため、年1回、定期的な施設の巡回点検を実施し、適切な維持管理と予防的保全等を行う。</p>	<p>【59】総合的な安全点検を継続的に行うため、文教町団地に引き続き片淵団地の施設について施設安全点検パトロールを実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 文教町2団地と文教町1団地の施設について施設安全パトロールを実施するとともに、施設維持管理計画(営繕発注計画)を作成し、計画的な施設整備を実施した。</p>	<p>総合的な安全点検を継続的に行うため、片淵団地に引き続き柳谷団地と坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを計画的に実施する。</p>	
<p>【60】教職員・学生の構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを推進する。</p>	<p>【60-1】平成18年度に決定した文教キャンパス全面禁煙の徹底を通じて環境配慮を進める。</p> <p>【60-2】「キャンパス美化週間」を設定して、学生と教職員が一体となった取組を行うことにより環境の改善と美化意識の醸成を図る。</p> <p>【60-3】経済学部土地の一部譲渡に伴う都市計画道路工事後の片淵キャンパスの緑化保全等を担保し、良好なキャンパス環境の確保を図る。</p> <p>【年度計画なし】</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) キャンパス美化週間の設定、学生・教職員によるキャンパス清掃、キャンパス全面禁煙の決定、同窓生による片淵キャンパスの緑化等を通じて、美しいキャンパスづくりを推進してきた。</p>	<p>構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを進める。</p>	
		<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 全てのキャンパスにおいて全面禁煙とし、教職員及び学生に対して所定の場所以外での禁煙啓発活動を実施した。</p>		
		<p>III</p>	<p>学生・職員が参加する学内美化期間を設定して、環境の改善と美化意識の醸成に務めた。</p>		
		<p>III</p>	<p>長崎市の道路工事進捗状況に合わせて片淵キャンパスの環境整備等を進めた。</p>		
		<p>—</p>	<p>文教町2団地及び坂本1団地の正門周辺の環境整備を行い、美しいキャンパスづくりを推進した。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

[ウェイト付けの理由]



I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	・安全管理体制の確立と意識の向上に努める。また、地域社会と一体化した大学となるために、環境マネジメントシステムを構築する。
------	---------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト		
		中 期	年 度	平成 19 年度までの実施状況	平成 20～21 年度の実施予定	中 期	年 度	
○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策								
【61】労働安全衛生体制を整備するとともに、教職員に対する安全教育を毎年行う。	/	IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 各事業場に、労働安全衛生法を遵守した管理体制を整備し、事業所内巡視、作業環境管理、健康管理等を励行した。また、「長崎大学安全衛生管理規則」を制定し、安全衛生管理について全学的な視点に立った総括を行う「総合安全衛生管理委員会」を新設した。更に、人事管理課を総務部内に新設し、大学全体の安全管理及び労務管理業務に対応するなど、学生を含めた大学構成員全員の安全と健康を確保する体制を整備した。 安全衛生管理に対する理解と意識向上のために、衛生管理者等の管理スタッフに対する衛生管理者実務実践講座、安全衛生講座等を開催すると同時に、教職員・学生を対象として安全衛生講演会等を毎年開催した。		引き続き、衛生管理者を増やすなど、安全衛生管理を充実させるとともに、安全管理教育プログラムの一環として、衛生管理者実務実践講座、安全衛生講演会等を開催して教職員に対する安全教育を計画的に行う。			
		III	(平成 19 年度の実施状況) 「長崎大学における危機管理体制に関する要項」の整備と強化を行い、学内構成員へホームページ等で周知徹底を図った。更に、「長崎大学危機管理規則」の制定並びに地震・火災の対応マニュアル化を図った。					
	【61-1】平成 17 年度に策定した「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を点検し規則化することによって、本学において想定される大規模な災害、各種の事故・事件など様々な危機事象に適切に対処するための危機管理体制を強							

	<p>化する。 【61-2】「環境と安全に関する手引き」を改訂し、教職員に関する安全教育を行う。</p>		<p>III 教育研究活動上の事故・薬品管理等に関する全学的安全管理マニュアルである「環境と安全に関する手引き」を改訂した。また、衛生管理計画を作成して衛生管理活動の充実を図り、平成 19 年度においても安全衛生講座及び衛生管理者実務実践講座を開催した。</p>		
<p>【62】産業保健スタッフを配置し、教職員の健康管理と健康増進に努める。</p>	<p>【62】教職員の健康管理と健康増進に努める。</p>	<p>III</p>	<p>III (平成 16～18 年度の実施状況概略) 各事業場に、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフを配置した。また、産業医等で構成される「職員健康管理検討専門委員会」を、総合安全衛生管理委員会の下に置き、教職員の健康管理と健康増進を図る全学的な体制を整備した。特に、要医療者への指導、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断受診の勧奨に努めた。 また、片淵キャンパス及び坂本キャンパスに続き文教キャンパスにおいても、屋内と屋外共有スペースを全面禁煙とした。</p>	<p>健康診断の結果により、要医療者への指導及び脳血管、心臓の状態を把握する二次健康診断の受診を勧めるなど、教職員の健康管理と健康増進のための取り組みを継続する。</p>	
<p>【63】地域社会と一体化した大学となるために、ISO14001 の取得等環境マネジメントシステムを構築する。</p>		<p>III</p>	<p>III (平成 16～18 年度の実施状況概略) 「計画・評価本部」の下に新設した環境専門部において、長崎大学独自の環境マネジメントシステムを構築する方策を検討し、平成 18 年 3 月に「長崎大学環境配慮の方針」を制定・公表した。更に、この「環境配慮の方針」を全学的に推進するた</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等、環境負荷の低減を組織的に進めるとともに、環境マネジメントシステムの持続的改善を行う。また、それらの取り組みに関する状況は「環境報告書」等により、引き続き、社会に向けて発信する。</p>	

	<p>【63】 全学委員会である環境委員会を中心に、環境マネジメントシステムを運用することによって、環境配慮の方針に基づいた取組を推進するとともに「環境報告書2006」を公表する。なお、システムの運用にあたっては、共同研究交流センター環境安全マネジメント部門及び環境科学部が支援を行う。</p>		<p>めの組織として、「環境委員会」を設置するとともに、既にISO14001を認証取得している組織（環境科学部、共同研究交流センター環境マネジメント部門）がシステムの運用を支援することとした。なお、平成18年9月には「環境報告書2005」を本学ホームページ上に公開し、環境に関連する教育・研究活動及び環境負荷の状況、並びに省エネルギー等への取組に関する情報を社会へ発信した。</p>		
		<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 全部局の委員から構成される環境委員会を中心に、共同研究交流センター環境安全マネジメント部門及び環境科学部の支援の下、環境配慮の方針の実現に向けた取組を推進した。特に、省エネルギー、温室効果ガスの削減は、最も重要な取組と位置づけ、エネルギーの使用の合理化に関する規程を制定する等、エネルギーの使用の節減及びエネルギーの有効な利用を組織的に進めた。 また、平成18年度の環境に配慮した取組については「環境報告書2006」にまとめ、本学ホームページ及び冊子により情報を発信した。</p>		
<p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策</p>					
<p>【64】 災害発生時の対応を含めた安全の手引きを作成し、オリエンテーション等において安全・衛生管理を徹底する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 入学生用広報誌（「ぼってんライフ」「学生生活案内」）における安全衛生に関する記載の充実、工学部・環境科学部・水産学部における安全の手引きの作成並びにオリエンテーションにおける安全・衛生の徹底、更には、防火訓練、産業医による安全・衛生点検等とその改善により学内の安全・衛生管理を推進してきた。 留学生に対しては、留学生オリエンテーションにおけるガイダンスや留学生ハンドブックの充実及び危機管理マニュアルの制定により、危機管理意識の啓発を行った。また、国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練等を通じて安全意識の高揚を図った。</p>	<p>オリエンテーション等において、「ぼってんライフ」「学生生活案内」を配布し、学生の安全・衛生管理等を徹底する。 大学入試センター試験並びに個別学力試験の際の「不測の事態」に対する取扱要領を継続して、全学部にて徹底周知する。 「留学生オリエンテーション」で危機管理意識の啓発と、危機管理マニュアルの周知徹底を図る。更に、国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練等を通じて安全意識の高揚を図る。</p>	

	<p>【64-1】 入学試験実施要項に入学試験時の災害発生に対する対応を掲げ、更に周知徹底する。</p>		<p>IV (平成 19 年度の実施状況) 大学入試センター試験並びに個別学力試験の際の「不測の事態」に対する取扱要領を定めて、各入学試験実施説明会において、配付・説明して、全学部に徹底周知した。</p>		
	<p>【64-2】 「安全の手引き」を全学生に配布し、安全・衛生管理を啓発する。</p>		<p>IV 「ばってんライフ」「学生生活案内」で安全・衛生管理等を指導・周知した。 麻疹発生時の対応マニュアルを作成した。</p>		
	<p>【64-3】 留学生オリエンテーションで危機管理意識の啓発を図るとともに、危機管理マニュアルの周知徹底を図る。更に、国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練等を通じて安全意識の高揚を図る。</p>		<p>IV 留学生オリエンテーションにおけるガイダンスや留学生生活ハンドブック（日本語、英語、中国語、韓国語）の活用により、危機管理意識の啓発を図った。また、所轄警察署から専門家を招き、犯罪から身を守るための講話を実施した。 留学生交流に係る危機管理マニュアルを留学生センターの Web 及び留学情報の Web に掲載することにより危機管理意識の徹底を図った。 国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練の実施を通じて安全意識の高揚を図った。</p>		
<p>【65】 附属学校園の幼児、児童、生徒の安全を確保するため、災害発生時、不審者侵入時等に対応した体制を整備する。</p>	<p>【65-1】 危機対応マニュアルを検討すると共に、それに従い適切な行</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度～18 年度、4 附属校園にガードマンを配置し校園内の監視、巡視を行い、幼児、児童、生徒の安全確保に努めた。また、危機管理マニュアルを改訂し、不審者の侵入や災害発生に備えて、各附属校園又は合同で避難訓練を定期的実施した。その際、警察署や消防署からも定期的に指導を受けた。施設面では、幼稚園のブロック塀を防犯上も有効なものに改修した。地域との連携としては、子ども 110 番の家への協力依頼など、安全マップの充実を図った。なお、文部科学省の補助を受けた、非接触型の認識媒体を用いた安全システムの試行、電子メール配信による不審者情報を保護者に提供するシステム作成なども行った。</p>	<p>各附属校園では、引き続きガードマンを配置し校園内の監視、巡視を行うとともに、必要に応じて危機管理マニュアルの改訂を行い、教職員にその周知徹底を図るとともに、火災発生、自然災害発生、不審者の侵入、登下校時の安全確保等に備えた訓練を今後とも計画的に実施する。また、校園間の合同避難訓練等を実施し、引き続き、各々の連携の強化を図る。小学校で導入されている「登下校確認システム」を引き続き運用し、児童の安全を図る。</p>	
			<p>III</p>	<p>(平成 19 年度の実施状況) 各附属学校園では、火災発生、地震等の自然災</p>	

	<p>動をとり、幼児・児童・生徒の安全を確保できるよう定期的に避難訓練を実施し、災害発生時、不審者侵入時等に対応した体制を整備する。</p> <p>【65-2】 附属小学校では、育友会と連携して、非接触型の認識媒体を用いた安全システムの実施に伴うアンケート調査を行い、児童の安全対策の向上を図る。</p>		<p>害発生、不審者の侵入に備えた避難訓練を実施し、全職員で危機対応マニュアルを再検討した。なお、保護者参加型の避難訓練、幼稚園・小学校・中学校合同による不審者侵入時の訓練、登下校時の誘拐を想定した模擬犯を使った訓練なども実施した。</p> <p>III 小学校では、育友会と連携して導入した非接触型の認識媒体を用いた安全システムによって、児童の登下校に関する安全対策を講じた。</p>		
<p>○核燃料物質、RI 及び毒劇物等の適切な管理</p>					
<p>【66】 核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の管理体制を確立し、使用状況等を毎年検証するとともに、化学物質の移動・登録に関する「PRTR 法」への対応を行う。</p>	<p>【66-1】 核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の使用状況等の検証及び「PRTR 法」への対応を継続する。</p> <p>【66-2】 平成 18 年 12 月に成立した改正感染症法の施行に伴う、病原体等の適正な管理体制の確立への対応を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>核燃料物質、RI 及び毒劇物について、受払簿等により管理するとともに定期的検証を行った。また、平成 17 年に新たに発見された核燃料物質について、法令に基づく適切な管理体制を確立した。</p> <p>また、共同研究交流センター環境マネジメント部門を中心に「PRTR 法」へ対応し、調査結果は「環境報告書」等で公表することとした。</p> <p>III (平成 19 年度の実施状況)</p> <p>医学部・歯学部附属病院の RI 施設については、登録検査機関による法令に基づく施設定期検査を受検し、施設の健全性の確認を受けた。</p> <p>核燃料物質及び RI について、受払簿等により管理するとともに定期的検証を行い、全学の放射性同位元素等安全管理委員会において報告した。</p> <p>「PRTR 法」については、共同研究交流センター環境マネジメント部門が対応し、調査結果はホームページ及び「環境報告書」に公表した。</p> <p>III 改正感染症法の施行に伴い義務付けられた病原体等の適正な管理体制を確立した。</p>	<p>核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の使用状況等の検証及び「PRTR 法」への対応を継続する。</p> <p>化学物質・薬品類の安全管理を引き続き行う。</p>	
<p>【67】 全学の放射線施設の放射線取扱主任者によ</p>		<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>全学放射線施設 (RI、放射線発生装置、核燃料</p>	<p>引き続き、全学の放射線施設の安全管理点検・調査を行い、放射線施設の改善・充実を図</p>	

て構成する協議会を作り，全学の放射線施設の放射線安全管理の調査及び改善・充実を図る。	【67-1】 全学の放射線施設の安全管理点検・調査を継続して行う。	物質，電子顕微鏡）の安全管理点検・調査を開始した。	る。また，管理区域外における非密封 RI の使用については，万全の対策を講じた後に，承認申請を行う。
	【67-2】 RI については，管理区域外における非密封 RI の使用承認申請を行う。	Ⅲ (平成 19 年度の実施状況) 全学の放射線施設の安全管理点検・調査を行った。 <hr/> Ⅲ 管理区域外における非密封 RI の使用に関しては，下記の理由により更に慎重に検討を進めることとした。 ①調査の結果，管理区域外での RI 使用の要求が無いこと。 ②法律的には，RI とみなされない場合でも，管理区域外での廃棄物処理等については，地域への説明責任をはたす必要があり，万全な対策を講ずる必要があること。	
		ウェイト小計	
		ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]



(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

*【No】は関連する中期計画の番号を示す。

【平成16～平成18事業年度】

(1) 「施設技術相談室」及び「施設マネジメント室」の設置と活用

ア. 「施設技術相談室」を設置し、日常の施設に関する問題点や利用者からの要望に迅速に対応した。

イ. 「施設マネジメント室」を設置して、施設の有効活用の促進や省エネルギーの啓発等施設マネジメントを推進し、施設の維持管理を計画的に推進することとした。

(2) 計画的な学生学習環境の改善

本学の重点事項である「学生顧客主義」に基づき学生学習環境の支援に必要な予算を重点的に配分する施設維持管理計画（営繕発注計画）を策定し、平成16年度は約187百万円、平成17年度は約256百万円、平成18年度は約287百万円（平成16年度比約53%増）の営繕工事（講義室等空調改修、便所改修、課外活動施設改修等）を計画的に実施した。【46】

(3) 診療・教育・研究環境の改善

ア. 「人間性を重視した患者さま本位の医療」を基本方針に掲げ、6床室を4床室へ改善し、個室率10%を約26%に増やすなど、患者のプライバシーに配慮し、病棟・診療棟新営工事及び基幹・環境整備工事を確実に進めた。【56】

イ. 安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上を目的とした総合研究棟（工学部本館）改修Ⅰ期工事を実施した。【56】

ウ. 生涯学習の拠点となる総合研究棟・放送大学長崎学習センター新営工事を実施した。【57】

(4) 全学的視点に立った安全衛生管理体制の構築

各事業場に、労働安全衛生法を遵守した管理体制を整備するとともに、「長崎大学安全衛生管理規則」を制定し、安全衛生管理について全学的な視点に立った総括を行う「総合安全衛生管理委員会」を新設した。更に、人事管理課を総務部内に新設し、大学全体の安全管理及び労務管理業務に対応するなど、学生を含めた大学構成員全員 of 安全と健康の確保に努めた。【61】

【平成19事業年度】

(1) 学生学習環境整備の推進

本学の重点事項である「学生顧客主義」に基づき学生学習環境の支援のための学内予算等は平成16年度以降毎年増額を図ってきたが、平成19年度においては更に前年度より増額し、約343百万円（平成18年度比約20%増、平成17年度比約35%増、平成16年度比80%増）の予算により、講義室等空調改修、便所改修、駐輪場整備、課外活動施設改修などの営繕工事を実施した。【46】【56-5】

(2) 診療・教育・研究環境の改善

ア. 最高水準の医療を提供するとともに、人間性ゆたかな優れた医療人を育成し、新しい医療の創造と発展に貢献する病棟・診療棟を平成20年度の開院に向け完成させた。【56-4】

イ. 安心・安全な教育研究の創生及び耐震性向上を目的とした、総合研究棟（工学部本館Ⅱ期、水産学部本館、教育学部本館Ⅰ期）と附属中学校校舎、附属小学校体育館（耐震）の改修工事を完成させた。【56-2】【56-5】

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

(1) 施設マネジメント実施体制及び活動状況

【平成16～平成18事業年度】

国立大学法人化以降、学長のリーダーシップの下、施設整備等に係る諸課題については、財務委員会の下に置かれた「施設マネジメント専門部会」（平成18年度に「施設整備専門部会」を改称）において改善策等を検討し、財務委員会、役員会へ提案、実施してきた。主な活動は、教育研究共用スペース使用料徴収の決定、文教町2団地キャンパスマスタープランの策定、施設マネジメントの重要性を教職員に周知するための施設マネジメントセミナーの開催、計画的な施設安全点検パトロールの実施等である。【46】

【平成19事業年度】

施設マネジメント専門部会において作成した、文教町2団地のキャンパスマスタープランについて部局の意見を聴取するとともに財務委員会で審議し、役員懇談会へ報告した。また、施設マネジメントの一環として「施設安全点検パトロール」を行うとともに、施設維持管理計画を作成し、計画的な施設整備を実施した。更に、改修の際

確保した教育研究共用スペースの施設使用者を公募により募集し、財務委員会において決定するなど、施設の有効活用を推進した。【46-1】【46-2】【56-3】【56-5】

(2) キャンパスマスタープランの策定状況

【平成16～平成18事業年度】

施設マネジメントポリシーであるクオリティマネジメント、スペースマネジメント、コストマネジメントの3つの視点に基づいた文教町2団地のキャンパスマスタープランについて施設マネジメント専門部会においてゾーニング計画、交通計画、広場計画等の素案を作成した。平成19年度は財務委員会等においてこのキャンパスマスタープランを具体的に審議することとした。

【平成19事業年度】

中長期的視点に立ったキャンパス整備計画の指針となる「文教町2団地のキャンパスマスタープラン」について、「安心・安全・快適なキャンパス」「環境に配慮した施設整備」「学生顧客主義を目指した施設整備」「教育・研究の高度化、個性化に対応できる施設整備」をキャンパス計画の基本方針とし、既存施設の再生整備を優先したゾーニング計画、駐車場の配置と歩車分離を意識した交通計画、安全で快適な空間を確保するための広場計画等を財務委員会に提示し、役員懇談会に報告した。【56-3】

(3) 施設・設備の有効活用の取組状況

【平成16～平成18事業年度】

熱帯医学研究所の改修工事に伴い、教育研究共用スペース（オープンラボ）を確保（417㎡）するとともに使用者を公募し、財務委員会において施設使用者を決定した。また、全学の講義室等の利用状況について実態調査を行い、稼働率及び利用形態の現状把握をした。今後、利用率等を鑑み講義室を多目的に利用する等、施設を有効に活用する方策を推進することとした。【45】

【平成19事業年度】

教育学部本館、工学部本館、水産学部本館の改修工事に伴い、教育研究共用スペース（オープンラボ）を確保（1,595㎡）するとともに、部局等共用スペース（3,593㎡）を確保し、オープンラボについては、競争的スペースとして使用者を全学から公募し、教育研究活動の活性化を図った。また、全学の講義室等について利用状況調査結果に基づき、経済学部の演習室（39㎡）を学生支援プログラム「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を支援する事務室として運用した。更に、研究会・セミナー等を開催するスペースとして、講義室（103㎡）を「カンファレンスルーム」として使用変更するとともに、演習室を学生自習室としても利用できることとし、施設の有効活用を図ることとした。【45】

(4) 施設維持管理の計画的実施状況（施設維持管理計画等の策定状況）

【平成16～平成18事業年度】

各部局においてこれまでに蓄積されてきた要修繕箇所を計画的に修繕するための営繕要求書及び施設安全点検パトロール等に基づき、「老朽化改善」「アメニティ改善」「教育研究環境改善」の3つの視点をもって施設の維持管理計画（営繕発注計画）を作成した上、施設整備を実施した。【46】

【平成19事業年度】

引き続き営繕要求書及び施設安全点検パトロール等に基づき、「老朽化改善」「アメニティ改善」「教育研究環境改善」の3つの視点により作成した施設の維持管理計画に基づき約343百万円（平成18年度比約20%増、平成17年度比約35%増）の予算で営繕工事を実施した。【46-1】【46-2】【56-5】

(5) 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

【平成16～平成18事業年度】

省エネルギー対策の一環として、エネルギーの使用量を学内の施設部ホームページに公開することや、省エネルギーへの意識啓発のための本学オリジナルのポスターを掲示する等、学内に節電、省エネを周知した。特に、夏場の節電対策には力を注ぎ、平成16年度から毎年、6月から10月までの5ヶ月間という長期間に渡り軽装を励行した。その結果、電気使用量は抑制されるとともに、CO₂排出量も毎年抑制されてきた。更に、平成18年3月には、本学における環境保全に関する教育研究活動の推進と、すべての活動に伴う環境負荷の低減を図るため、「長崎大学環境配慮の方針」を制定・公表した。なお、平成18年9月には「環境報告書2005」を本学ホームページ上に公開し、環境に関連する教育・研究活動及び総エネルギー投入量やCO₂排出量等の環境負荷の状況、並びにその低減に向けた取組に関する情報を発信した。また、平成18年度には、本学独自の環境マネジメントシステムの中核となる全学委員会として環境委員会を立ち上げた。平成19年度以降は、本委員会と環境科学部、共同研究交流センター環境安全マネジメント部門が連携して、環境負荷の低減等の環境配慮の取組を進めることとした。【63】

【平成19事業年度】

引き続き、本学ホームページや「環境報告書2006」での総エネルギー投入量やCO₂排出量等の公開や、省エネルギーへの意識啓発のためのオリジナルポスターを掲示するとともに、夏場の節電対策として、平成19年度も、6月から10月までの5ヶ月間軽装を励行するなどの取組を続行した。更に、エネルギーの使用の節減及びエネルギーの有効な利用を組織的に進めるため、エネルギーの使用の合理化に関する規程を制

定し、エネルギー管理組織の下で、総エネルギー投入量やCO₂排出量の年1%の削減を目指した取組を推進することとした。

なお病棟・診療棟工事においては、ペアガラスや高効率照明器具を設置し省エネルギー化を図るとともに屋上緑化(約690㎡)、太陽光発電設備(出力10kw)や雨水利用システム(貯留槽500m³)を取り入れて環境に配慮した取組を実施した。【63】

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

(1) 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況

【平成16～平成18事業年度】

本学において生じることが想定される危機事象に対し、総合的、体系的に適切な対処をするための危機管理体制を構築し、危機事象発生時の連絡体制と対応手順を含む「長崎大学における危機管理体制に関する要項」としてまとめた。具体的には、危機管理を、平常時、緊急時、収束時の3つの局面に分類し、現行の運営体制(役員、部局長、事務組織等)が、危機管理担当理事の下で緊密な連携をとる分散ネットワーク型の包括的危機管理体制としたことが特徴である。

更に、学内の安全を確保するためには、発生の可能性のある全ての危険を予測し、平常時での危険防止策を講じることが重要である。本学では、これまで、研究・教育に関する危機事象については、化学薬品等を中心とする全学的安全管理マニュアルである「環境と安全に関する手引き」、一般学生のための安全マニュアルである「ばってんライフ」等を整備し教育指導を徹底してきた。また、附属学校園の幼児・児童・生徒の安全確保に特化した「危機対応マニュアル」、国際交流・国際連携に関する危機事象に対しては、「国際交流(学生の国際派遣、留学生の受け入れ)に伴う危機管理マニュアル」及び、「長崎大学職員の海外出張・赴任に伴う危機管理対応マニュアル」を整備し、活用している。

一方、医学部・歯学部附属病院では、平成16年度に副病院長(品質・患者サービス担当)を増員し、安全管理体制の充実を図るとともに、感染防止対策の強化を目的に「感染制御教育センター」を設置し、平成17年度に助手2名、平成18年9月に教授1名を配置し、機能を強化した。平成18年9月のノロウイルスによる院内感染及び12月の食中毒発生時には、安全管理部と連携した迅速な対応により、速やかな終息をみた。また、平成18年度に「ME機器センター」を設置し、輸液ポンプ等の機種統一及び一元管理を行うことにより、機器の安全管理体制の充実を図った。【268】

【平成19事業年度】

「長崎大学における危機管理体制に関する要項」の整備と強化を行い、学内構成員へホームページ等で周知徹底を図った。更に、「長崎大学危機管理規則」の制定並びに地震・火災の対応マニュアル化を図った。「環境と安全に関する手引き」は、労働安

全衛生法への対応を加え、平常時と緊急時の対応の二部構成とした改訂を完了した。

これまでに整備した各危機事象に対応する全学的危機管理マニュアルは、危機管理担当理事の下で掌握し、本学学内教職員専用ホームページの危機管理マニュアル等サイトで、関連学内規程とともに、閲覧とダウンロードをすることができるようにした(現在12の規則等、7つのマニュアルが利用できる)。【61-1】【61-2】

医学部・歯学部附属病院では、更なる安全確保のため、①医療事故防止対策各種マニュアルの改定及び作成、②近隣部署へのAED(自動体外式除細動)研修会の実施、③安全管理研修会の欠席者に対するDVD講習の実施等を行った。【268】

(2) 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

【平成16～平成18事業年度】

学長の下に設置された監査室において、内部監査規程に基づき研究費の監査を実施し、その結果を学長に報告した。これを踏まえ、指摘事項・改善提案については、学長から該当部局長等に対して改善の検討と実施を指示し、適切な措置を講じた。

「長崎大学科学研究費補助金取扱規程」「長崎大学研究拠点形成費補助金取扱規程」及び「長崎大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱要領」を定めている。また、本学で定めている諸規則等を適用して科学研究費補助金等を管理している。

研究費の不正使用防止のため、本学の研究者及び事務担当職員を対象に、研究費の不正使用防止を含む内容の科学研究費補助金説明会を実施している。

【平成19事業年度】

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、「長崎大学における競争的資金等の適正管理に関する基本方針」を定め、学長を最高管理責任者、研究担当理事を統括管理責任者とする責任体制を明確化し、ホームページで周知した。

既存の諸規則等に基づき科学研究費補助金等を管理するとともに、競争的資金等の使用ルールに関する相談窓口、機関管理経費の不正使用に関する通報窓口を設けた。

研究費の不正使用防止のため、本学の研究者及び事務担当職員を対象に、研究費の不正使用防止を含む内容の科学研究費補助金説明会を実施している。(平成19年度実績2回延べ240名参加)

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>○大学の理念を教育面から実現するための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院教育を重点的に充実し、本学における教育の高度化を実現する。そのことにより世界に貢献する「知」を創生しうる研究者を育成する。 ・同時に全学教育（教養教育）、学部専門教育の充実を図り、3者のバランスのとれた教育体制を確立・維持する。即ち、全学教育、学部専門教育においても最高水準の教育を学生に提供しうる体制を構築する。 ・すべての教育課程を通して社会に学ぶ実践教育を重視し、課題探求解決能力を有する職業人養成のシステムを確立する。 ・本学の歴史、地域特異性、理念に基づく特色ある教育科目を創り出す。 ・4年ないし6年の一貫した大学教育を提供するため、全学教育、学部専門教育及び大学院教育のそれぞれの教育目標を明確にする。 <p>①学士課程における目標</p> <p>全学教育においては、幅広い視野と豊かな教養に裏打ちされた人間性を身に付け、問題意識を持って、総合的見地から問題の探求と解決に取り組む力を培うとともに、専門教育の前段としての基礎的素養を涵養する。</p> <p>学部専門教育においては、専門基礎教育の強化に努め、専門領域における見識を備え、専門的見地から問題の探求と解決に力を発揮し、未知の領域においても応用力をもって創造的活動に従事し、地域や国際社会に貢献できる人材を養成するとともに大学院での学術研究にも対応できる課題探求解決能力の涵養を目指す。</p> <p>②大学院課程における目標</p> <p>現代の複雑化した国内的・国際的問題や地域の諸課題に積極的に取り組み、それらを解決しうる実践的能力及び政策立案能力を備えた高度専門職業人並びに論理的に研究し解決しうる創造的能力を備えた研究者を養成する。とりわけ博士課程においては、世界的に評価の高い研究者の養成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の進路等を指標とする達成指標等を設けるとともに、それらを含む教育の成果・効果等を検証し、その結果を教育課程に反映する等して大学教育の充実に資する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○教養教育の成果に関する具体的目標		
<p>【68】文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を多角的に理解することにより、基礎的かつ広範な教養を養う。</p> <p>【69】自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習・研究態度を身につけさせる。</p> <p>【70】特定のテーマについて多</p>	<p>【68, 69, 70-1】教務委員会に設置された全学教育検討ワーキングを継続し、全学教育改善のための具体的方策を決定する。</p> <p>【68, 69, 70-2】放送大学との「国立大学と放送大学の単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクト」を継続し、授業科目の多様性の拡大を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に実施した在学生への全学教育科目目標達成度に関するアンケートを検証し、その結果に基づき英語上級クラスの開講を決定した。 ・キャリア教育の充実を図るため、キャリア教育関連科目の開講コマ数を増やした。 ・教養特別講義に倫理に関する教育（安全・安心教育）を導入することを決定した。 ・放送大学との「国立大学と放送大学の単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクト」で、「技術者倫理」他5科目に延べ86名が受講し、広範な教養を養った。

面的な見方を学習することにより、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。	【68, 69, 70-3】 大学教育機能開発センターにおいて、自主的な学習・研究態度を身につけさせるための教育改善に関するシンポジウムを開催する。	・大学教育機能開発センターにおいて、ICT環境における自主的学習の在り方等、教育改善のための教育・学習環境に関するシンポジウムを開催した。
【71】 平和学、長崎学に関するカリキュラムを更に充実させる。	<p>【71-1】 「全学教育」ガイドブック配布による平和学、長崎学の受講効果を授業アンケート調査で分析し、ガイドブックの改善を行う。</p> <p>【71-2】 平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により、長崎蘭学関連の授業科目を開設する。</p> <p>【71-3】 本学の特色科目である全学乗船実習を引き続き実施し、成果を検証する。</p>	<p>平和学、長崎学を講義する「教養特別講義」のカリキュラムを充実させるため、受講効果を授業アンケートで検証し、その結果をガイドブックに掲載・公表するとともに、「長崎歴史散歩」を掲載し、平和、長崎および自校教育への学習意欲を高めた。</p> <p>また、授業アンケートと学生による授業評価結果を用いて授業改善のためのFDを実施した。</p> <p>平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により、長崎蘭学関連の授業科目「オランダの文化」「オランダの言語Ⅰ」「オランダの言語Ⅱ」「東西科学文化交流史Ⅰ」及び「東西科学文化交流史Ⅱ」を開設するとともに、県内他大学学生にも開放した。</p> <p>・本学の特色科目である全学乗船実習を実施し、科目目標達成度に関するアンケート調査の結果90.3%の学生が肯定的評価をし、その結果より、次年度も引き続き開講することを決めた。</p>
【72】 生涯にわたり健康な生活を送ることができるように、健康に関する科学的な基礎知識を学習し、食や生活環境、身体運動、心身の休養などの生活習慣を常によりよく改善し、実践していく能力を身につけさせる。	【72】 健康・スポーツ科学科目に関しては、運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能力の向上のための教育を継続する。	・スポーツ演習に関しては、健康づくりエクササイズを推進し、自己の体力診断のための測定を実施した。健康科学科目においては、生活習慣病予防に関する講義を2時間増やし、自己の生活習慣を振り返るための演習を実施した。
【73】 外国人留学生が大学で学習・研究するのに必要な日本語能力を養い、併せて日本社会に関する基礎的知識を修得させる。	<p>【73-1】 日本語教育カリキュラムの再構築を行う。</p> <p>【73-2】 留学生センター交換留学生プログラムの充実のため、受講生に課題研究を課し、その成果を発表する機会を提供する。</p>	<p>・全学教育において日本語科目を留学生数と留学生の日本語レベルに適したクラス編成に変更した。</p> <p>・全留学生を対象とした一般プログラムにおいては、上級レベルの日本語教育を充実させるため、上級の日本語の授業を新設した。</p> <p>・留学生センター交換留学生プログラムの受講生に日本社会に関する課題研究を課し、発表会を開催するとともに、研究成果を冊子にして公表した。</p>
【74】 情報処理資源・ネットワーク環境を活用して、主体的に情報を収集、分析、判断、創作及び発信できるように、情報機器や情報通信ネットワークの機能に関わる情報リテ	<p>【74-1】 全学教育情報処理科目「情報処理入門」における情報倫理・情報モラル教育の継続に加えて、教育職員の知識を深めるため、オンラインでのFD「情報倫理入門」を開設する。</p> <p>【74-2】 教養セミナー科目「コンピュータ活用法ガイダンス」の充実のため、ガイダンスで用いるeラーニングコンテンツを充実する。</p>	<p>・全学教育情報処理科目「情報処理入門」において情報リテラシー、情報倫理・モラル教育を1年生全員を対象に実施した。</p> <p>・教育職員を対象に、オンラインでのFD「情報倫理入門」を開設した。</p> <p>・教養セミナー科目用のeラーニングのサイト「教養セミナーラーニングポータル」を立ち上げ、「コンピュータの基本操作」など6つのコンテンツを提供した。</p>

<p>ラシー、情報モラル等を修得させる</p>		
<p>【75】国際化が進む世界で、異文化を理解しつつ世界の人々との確に意思の疎通を図るため、英語能力のみならず、複数の外国語を修得し、外国語能力の向上を目指す。</p>	<p>【75-1】中国語・英語に加えて、フランス語・韓国語においても、新たに海外語学研修を実施する。</p> <p>【75-2】平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により、オランダ語関連の授業科目を開設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中国語では、北京教育学院国際交流センターに、英語では、エディンボロ大学附属外国語センターに、韓国語では、慶熙大学校国際教育院に、それぞれ18名、24名、4名が短期語学留学した。なお、フランス語については、参加者数が少なかったため、研修を延期した。 海外語学研修生等を対象として外国語（英語）科目に上級クラスの開講を決定した。 平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により、長崎蘭学関連の授業科目「オランダの文化」「オランダの言語Ⅰ」「オランダの言語Ⅱ」「東西科学文化交流史Ⅰ」及び「東西科学文化交流史Ⅱ」を開設し、県内他大学学生にも開放した。
<p>○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>【76】高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ、優れた専門職業人育成という社会の要請に応えうるための適正なカリキュラム編成を行う。</p>	<p>【76】教育学部、医学部医学科、歯学部、薬学部、工学部においては、近年に導入した新カリキュラムの効果的な実行を推進し、医学部保健学科においては、平成18年度に決定した新カリキュラムを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医学部保健学科においては、新カリキュラムを開始した。 近年導入した新カリキュラムの効果的な実施のため、教育学部では学生の教員としての能力保証チェックの実施、薬学部では6年制課程の実務実習に向けた臨床薬剤師養成センターの充実、医学部医学科ではモデルカリキュラムに即した教育内容の見直し、工学部では平成18年度採択現代GP「健全な社会を支える技術者の育成」に関連する科目の開設等を行った。
<p>【77】学部教育の学際化を図るため、大学院再編に連動して、学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを実現する。</p>	<p>【77】大学院を構成する基礎学部間での単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医学部医学科と薬学部間で「人間生物学」「生理・解剖学Ⅰ・Ⅱ」の共修を実施した。 医学部医学科と医学部保健学科間で「医と社会」「入門科目」の共修を継続した。 医学部、歯学部間で連携講座を設置し、「人体解剖実習」を開講した。 医歯薬学総合研究科を構成する基礎学部間での単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを進めるため、「生命科学・医療教育センター」を設置した。
<p>【78】平成14年度に発足した大学教育機能開発センター全学教育研究部門の教員組織を整備し、その機能を全学教育の実施と改善のために有効活用する。</p>	<p>【78-1】大学教育機能開発センター全学教育研究部門の機能を活用し、外国語教育の充実、高校で「情報」を履修した学生向けの電子教材の開発を行う。</p> <p>【78-2】全学教育を含む初年次教育を充実させるため、初年次教育指導支援システムの公開を開始するとともに、その活用のためのFDを開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 英語の習熟度別クラスを試行し、その効果を検証するためのデータを収集した。 達成度の高い学生のために全外国語（英語）科目に上級クラスの開講を決定した。 高校で「情報」を履修した学生向けの電子教材を開発し、全学教育「情報処理入門」、教養セミナー「コンピュータ活用法ガイダンス」で供用した。 初年次教育指導支援システムを公開・運用し、その活用のためのFDを開催した。

	<p>また、「ラーニング・ティップス(学びの秘訣集)」の研究開発を更に進めるとともに、国際共同研究を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生による「ラーニング・ティップス(学びの秘訣集)」のコンテンツの開発・追加を支援した。 ・初年次教育指導支援システムに用いられているテキストマイニングエンジンを用いた授業内容の理解度把握手法に関して、中国及び韓国との教育機関と共同研究を行った。
<p>○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>【79】 従来の研究科を再編し、人文、社会、自然、生命科学の各領域で、授業内容と学位論文の高度化、学際化、国際化を強力に推進する。</p>	<p>【79-1】 生産科学研究科博士後期課程における、魅力ある大学院教育イニシアティブ「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」のプログラムによる英語授業の継続、医歯薬学総合研究科博士前期・後期課程における「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けた英語による特別コースの開設等により、英語による授業科目を増やす。</p> <p>【79-2】 授業内容と学位論文の高度化、学際化、国際化を推進するために、魅力ある大学院教育イニシアティブ平成17年度採択プログラムを助成期間終了後も継続するとともに、国際カンファレンスの開催、国内外のトップ研究者等による講演・講義、企業との連携を進める。</p> <p>【79-3】 生産科学研究科については、専攻再編と新専攻の設置、博士前期課程及び博士後期課程入学定員の見直し及び民間との連携講座設置に向けて検討を継続する。</p> <p>【79-4】 授業内容の高度化のため、千葉・新潟・金沢・神戸・岡山・熊本大学自然科学研究科と本学生産科学研究科との単位互換協定の締結を進める。</p> <p>【79-5】 国際連携研究戦略本部は国際保健分野の現場での即戦力養成を目的とする独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の設置に向けた準備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産科学研究科における、魅力ある大学院教育イニシアティブ「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」による英語授業の継続、医歯薬学総合研究科における「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けた英語による特別コースの開設等により、英語による授業科目を増やした。 ・平成17年度に採択された「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」及び「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」を、その助成期間終了後も継続実施するとともに、国内外のトップ研究者等による講義・講演の実施（41回）、大学院生の参加する国際カンファレンスの開催38回、企業との連携研究等により、学位論文の高度化を推進した。 ・生産科学研究科では、専攻再編と融合領域コースの設置、博士前期課程及び博士後期課程入学定員の見直し、教員組織の一元化等について、全学的なワーキンググループを設置して検討した。 ・授業内容の多様化・高度化のため、千葉・新潟・金沢・岡山・熊本大学自然科学系研究科と本学生産科学研究科との単位互換協定を締結した。 ・国際保健分野の現場での即戦力養成を目的として、生命科学・社会科学系教員が協力して教育研究を行う「国際健康開発研究科」の設置が認可され、平成20年度から開講することを決定した。
<p>【80】 テーマに基づくリサーチ（実習）を重視し、世界レベルの成果の達成に向けた指導体制を整備する。それにより大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させる。</p>	<p>【80-1】 大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させるために、魅力ある大学院教育イニシアティブ平成17年度採択プログラムを助成期間終了後も継続するとともに、学生の海外への留学及び外国人学生の受入を含む教育プログラムの一環として「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けた英語による特別コースを開設する。</p> <p>【80-2】 副指導教員制度を採用している研究科においては、副指導教員による充実した指導体制を継続する。未採用の研究科においては、研究指導体制について再点検する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本学が設置する海外研究拠点へ大学院院生の派遣を継続した。 ・平成17年度に採択された「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」及び「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」を、その助成期間終了後も継続実施した。 ・医歯薬学総合研究科では、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けた英語による特別コースを開設した。 ・新たに生産科学研究科水産学専攻（博士前期課程）で副指導教員制度を導入し、経済学研究科、医歯薬学総合研究科、生産科学研究科で主・副指導教員による充実した指導体制が整った。
<p>○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標</p>		
<p>【81】 学生の職業意識向上のため</p>	<p>【81】 全学教育科目、専門教育でのキャリア教育を充実させる。特に、薬</p>	<p>・全学教育の「キャリア概論」及び「キャリア概論・インターンシップ」科</p>

<p>めに、キャリア教育を充実させるとともにインターンシップなどを通して産業界との連携を強化する。</p>	<p>学部においては、特別教育研究プログラム「離島・僻地医療に貢献できる薬剤師の養成教育システムの構築」に従って、4年次生の離島（上・下五島）での臨床実習を開始し、工学部においては、「平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」事業の一環として設置された「工学部産学官連携教育支援室」を中心に、地元産業界との連携を強化する。</p>	<p>目の開講時間数を増やし、外部講師13名として充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬学部においては、特別教育研究経費による「離島・僻地医療に貢献できる薬剤師の養成教育システムの構築」に従って、4年次生の離島（上・下五島）での臨床実習を開始した。また、平成19年度学長裁量経費による教育改革支援プログラム「薬科学科学生の就職意欲向上を目的とする企業、研究所等の早期見学・体験」の実施を通じて、企業・研究所等と連携した教育を強化した。 工学部においては、平成18年度採択現代GP事業「健全な社会を支える技術者の育成」の一環として、「工学部産学官連携教育支援室」が中心となり、「産学官連携プロジェクト実習」を開催するなど、地元企業と連携した教育を強化した。 教育学部では、平成18年度採択教員養成GP事業「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」における蓄積型体験学習の一環としてインターンシップ等、地域社会と連携した教育を展開した。
<p>【82】卒業後の大学院進学において海外留学を選択できるシステム（大学間学術交流協定や留学支援システムなど）の構築を目指す。</p>	<p>【82】大学院生の留学を容易にするため、学生交流に係る新たな覚書締結を推進する。</p>	<p>平成19年度には、学生交流に係る覚書を7大学と締結した。</p>
<p>【83】大学院進学率の向上を図る。</p>	<p>【83-1】各研究科に係わる進路指導，進学ガイダンス，広報活動等を充実させ，大学院進学者の増加に努める。 【83-2】医歯薬学総合研究科では，臨床医の入学を促進するために，専門医制度との両立を可能とする大学院教育の実質化方策の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学部学生・社会人学生に対する進学ガイダンス，広報活動等を充実させた。大学院への進学予定者は，348名（平成17年度は340名）となった。 医歯薬学総合研究科では，臨床医の入学を促進するために，専門医の取得を目指す医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースの設置を決定した。
<p>【84】医師・歯科医師・薬剤師・看護師，理学及び作業療法士など国家試験の合格が必要な職種については，部局ごとに具体的目標を設け，その目標を達成する。</p>	<p>【84】国家試験対策ゼミ・卒業試験・模擬試験の充実により国家試験合格率の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高い国家試験合格率を維持するため，国家試験対策特別講義の実施や卒業試験の改善（医学部医学科，歯学部），eラーニングによる模擬国家試験の実施（医学部保健学科），国家試験対策ゼミの実施（薬学部）等を行った。 平成19年度卒業生の国家試験合格率は，医学部医学科93.5%，医学部保健学科95.4%，歯学部87.5%，薬学部86.4%であった。
<p>【85】国等が認定する各種資格の取得を推奨し取得者数の増加を図る。</p>	<p>【85-1】工学部及び水産学部においては，前回のJABEE審査結果を踏まえて継続審査の準備を引き続き行う。 【85-2】水産学部においては，学芸員の資格取得を可能にするために，カリキュラムの整備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工学部の5学科が新たにJABEE認定を受け，プログラム修了生が技術士補資格を取得できるようになった。 水産学部，工学部構造工学科において，JABEEの継続審査の準備を進めた。 水産学部においては，学芸員の資格取得を可能にするために，カリキュラムの検討を行い，問題点を明確にした。 環境科学部では，「社会調査士」の資格認定のために，カリキュラム整備を行った。

	【85-3】 新入生オリエンテーション等により資格取得の指導を積極的に行う。	・各種資格・免許等を履修の手引きへの記載，説明会の開催，就職情報とあわせた学生への情報提供等により，資格取得の指導を行った。
○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標		
【86】 高度専門職業人として学生の希望する職種に進むことができるよう，各種資格取得のための指導を強化するなど教育・指導体制を充実する。	【86-1】 「資質の高い教員養成推進プログラム」において，新たに臨床実習Ⅱを開講して，教育内容を充実させるとともに，臨床実習を容易にする新たな時間割を作成する。	・平成18年度採択教員養成GP「資質の高い教員養成推進プログラム」において，指導体制を強化した。
	【86-2】 医歯薬学総合研究科博士課程においては，平成17年度魅力ある大学院教育イニシアティブ採択「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」で設置した新興感染症病態制御学系専攻感染症専門医養成コースを継続し，専門医の養成を進める。	・医歯薬学総合研究科博士課程においては，平成17年度採択大学院GP「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」で設置した新興感染症病態制御学系専攻感染症専門医養成コースを継続するとともに，専門医，専門薬剤師の取得を目指す医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース等の3コース設置を決定した。
	【86-3】 資格に関する意識調査等を参考に資格取得の指導を積極的に行う。	・資格に関する意識，現状調査等を参考に，オリエンテーション等において資格取得の指導を行った。
【87】 大学院博士前期課程修了者の後期課程への，あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率を向上させる。	【87】 大学院博士課程又は博士後期課程の進学率の向上のため，進学説明会を積極的に実施し，学位取得までのプロセスとメリットを明確にする。	・大学院博士課程又は博士後期課程の進学率の向上のため，学位取得までのプロセスとメリットを明確にする，進学説明会，広報活動を積極的に実施した。 ・平成19年度大学院博士前期課程修了者及び修士課程修了者の博士課程，博士後期課程への進学予定者数は，33名であった。
【88】 外部資金や学長裁量経費による複数の大型研究プロジェクトを立ち上げ，課程修了後にポストドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を整える。	【88-1】 21世紀COEプログラム等の外部資金によるポストドク等の雇用を継続する。	・21世紀COEプログラム等の外部資金によるポストドク等の雇用を継続するとともに，新たにグローバルCOEプログラムによる雇用を開始した。(ポストドク雇用数45名)
	【88-2】 ポストドクの雇用を可能とする大型プロジェクトに積極的に応募する。	・グローバルCOEプログラム3件，科学技術振興調整費事業等4件に応募し，グローバルCOEプログラム1件，科学技術振興調整費事業等1件が採択となった。
【89】 大学間学術交流協定締結を推進し，大学院修了生の学外留学支援システムを充実させる。	【89】 海外語学研修を容易にするため，学生交流に係る覚書締結を推進する。	・平成19年度には，学生交流に係る覚書を7大学と締結した。
○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策		
【90】 単位取得状況，進級や卒業研究着手状況，国家試験合格状況など，様々な教育成果達成指標に係るデータの収集・管理・分析システムを確立する。	【90-1】 学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新Web学生支援システムについて，平成21年度の導入に向けて準備を進める。	・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新Web学生支援システムについて，平成21年度の導入に向けて，導入スケジュール，Web学生支援システム協議会及び学務情報推進室の強化を決定した。
	【90-2】 医学部医学科においては，学部の特殊性を反映させた独自の成績管理システムを本稼働させ，データの収集，管理，分析を行うシステムを確立させる。	・医学部医学科では，単位修得状況の把握や医師国家試験対策等に利用できる成績管理システムを本稼働させ，データの収集，管理，分析を行い，入試区分と入学後の成績を解析した。
【91】 学生による授業評価システムの不断の改善を行うとと	【91-1】 「学生による授業評価」の授業改善への利用状況把握のため，「授業改善に関するアンケート」の実施を定例化する。	・「授業改善に関するアンケート」の実施を定例化した。 ・授業実施の報告及び「授業改善に関するアンケート」の実施により，「学

<p>もに、その結果を適正に評価するための手法を開発する。</p>	<p>【91-2】 授業評価結果のより詳細な利用方法と学生への新たな開示方法について検討し、平成20年度から実施する準備を進める。</p> <p>【91-3】 授業評価実施の柔軟性及び授業評価業務の効率化を図るため、マークシートを用いないオンラインでの授業評価の試行を開始する。</p> <p>【91-4】 学生の授業評価を活用したカリキュラムマネジメント体制の設計と運用開始のための準備を行う。</p> <p>【91-5】 授業評価への一括申請継続等により、専任教員の授業評価実施率がほぼ100%となるようにする。</p> <p>【91-6】 授業評価システムにおける記述式解答欄の分析を試行する。</p>	<p>生による授業評価」の授業改善への利用状況を把握した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育科目について、授業評価結果のクロス集計を行い、評価項目間の関連性を分析した。また、工学部では学生の学習意欲や授業評価に対する傾向を調べるため、授業評価結果を学科別、科目群別、学年別、クラス規模別に分類・分析した。 授業評価の集計結果や教員の学生へのメッセージを平成20年度から学生にフィードバックする準備を進めた。 平成19年度後期にマークシートを用いないオンラインでの授業評価を18授業科目で実施した。 全学教育の点検・評価・改善を行うための体制を強化した。 学生による授業評価について学生懇談会、自己点検評価を行い、改善案の作成、ガイドラインの作成を行った。授業評価、カリキュラムマネジメントに授業評価を活用するための公開・フィードバックの構築に着手した。 授業評価への部局等からの一括申請を進め、平成19年度「学生による授業評価」においては、専任教員の実施率は95%を超えており、総実施件数は平成18年度の約1.6倍に相当する3,367件に増加した。 「学生による授業評価」の記述式回答についてテキストマイニングによる分析を試行した。
<p>【92】 在学時においては、GPAや単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況など、様々な達成指標を用いて、教育の成果・効果の検証を行う。</p>	<p>【92】 これまでに行ってきたGPAや単位取得状況等の達成度指標を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き継続する。</p>	<p>これまでに行ってきたGPAや単位取得状況等の達成度指標を用いて、教育の成果・効果を検証し、履修登録上限を超えた履修者の決定、履修コース選択等の教育指導を行った。また、医学部、歯学部では統一共用試験等で教育達成度を検証し、一定の水準に達した者に限定して臨床実習を履修させた。</p>
<p>【93】 卒業後においては、就職先企業等の協力を得るなどして、社会への貢献度の調査を行い、教育の成果・効果の検証を行う。</p>	<p>【93-1】 昨年度実施した全学アンケート、部局アンケートの結果を利用して教育の成果・効果を検証するとともに、調査結果に基づいた教育改善を行う。</p> <p>【93-2】 教育の成果・効果の検証を行うために、部局においても、必要に応じて卒業生を対象としたアンケート調査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全学的に行った卒業生及び企業へのアンケート結果に基づき、全学教育において英語上級クラスを開設する等、英語教育及び学生支援体制を改善した。新しい学生支援体制による学生支援プログラムは、平成19年度学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」として採択された。 経済学部、医学部、工学部、環境科学部、水産学部において、卒業生・企業を対象としてアンケート調査を実施した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期目標	<p>○アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の理念を踏まえ、各学部・研究科が求める学生像（アドミッション・ポリシー）を明確にするとともに入試情報を含めこれを積極的に公表する。 ・適正な入学定員の検討を行うとともに様々な能力、資質、適性等を多元的に評価するための入試の多様化を含む適切な選抜方法の改善に努める。 ・社会人や外国人留学生を積極的に受け入れるための環境の整備等に努める。 <p>○教育課程に関する基本方針</p> <p>（学士課程）</p> <p>【全学教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年ないし6年一貫の大学教育を可能にするため、全学の教員が参画する全学協力体制を維持し、全学教育と各学部の専門教育及び高等学校教育と全学教育との有機的な連携を図り、全学教育の目標を達成することが可能なカリキュラム構成とする。 <p>【専門教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部間や他大学との単位互換を図りつつ、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムを編成する。また、様々な分野での社会的要請に応えるようにカリキュラムを充実することによって有能な専門職業人を養成する。さらに専門性を育成するため、必要に応じて、大学院と連携した教育も行う。 <p>（大学院課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の高度専門職業人及び研究者、教育者の養成を可能にするために、各研究科や専攻等の内容の高度化・先端化・学際化及び国際化に対応できるカリキュラムを体系的に編成する。 <p>○教育方法に関する基本方針</p> <p>（学士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の授業科目や各専門分野の特性に応じた、多様な形態の授業科目の提供をさらに推進し、少人数教育の促進、教育補助（ティーチング・アシスタント：TA）の活用や社会の現場における体験学習、また単位制を実質化するため、履修登録単位数の上限設定の制度や自主学习（予習・復習）の促進、資格取得、学習相談・助言体制、他大学等との単位互換等に配慮する。また、学生の学習意欲の向上を目指すとともに、学生による授業評価の分析結果を生かし、学習指導方法を確立する。 <p>（大学院課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野における専門性を一層向上させるために、授業形態、研究指導・支援体制等の改善に努め、きめ細かな教育・研究指導を行う。 <p>○成績評価に関する基本方針</p> <p>（学士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の特性に応じた成績評価基準を明確にするとともに、学習到達度の総合的な評価を行う。 <p>（大学院課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を明確にするとともに、修士・博士の学位審査制度の改善を行い、学位授与申請手続きの円滑化と学位授与率の向上を図る。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策		
【94】 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・	【94】 本学の入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーについては、入学者選抜要項（大綱）、学生募集要項及びホームページに掲	・本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを、平成20年度入学者選抜要項（大綱）、学生募集要項及びホームページに継続して掲載し、

<p>ポリシーを公表・周知する。</p> <p>【95】平成14年度に発足したアドミッションセンターの機能と役割を明確にし、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立する。</p>	<p>載し、周知を図ってきており、本年度についても継続して実施する。</p> <p>【95-1】今後の社会の変動に対応するため、アドミッションセンターの機能を強化し、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導的組織として支援を行う。</p> <p>【95-2】アドミッションセンターの兼務教員を対象とした研修会を継続する。</p>	<p>公表・周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度より部門制を廃したアドミッションセンターに改組することを決め、センターの役割として「本学の入学者選抜に関する諸課題に対応し、各部局における入学者選抜実施への助言及び支援を行うこと」を加えたセンター規則に改正して、A0入試だけでなく、入試全般について各部局との連携をより密にした先導・支援体制が取れる様にセンターの機能と役割を明確にした。 平成19年度個別学力検査における共通問題（数学、理科、英語）に関して、分析・評価を行い、問題作成委員にその結果を提供し、平成20年度入試問題の作成に活用した。 A0入試1次選考データの分析・評価を行い、その結果を各部局に提供し、平成20年度入試に活用した。 センターの役割やセンター業務への兼務教員のかかわり方等についての共通理解を深めるため、アドミッションセンターの兼務教員を対象とした研修会を実施し、兼務教員の役割を明確にした。また、面接試験に関するFDを開催し、入学者選抜方法の改善に対して支援を行った。
<p>(学士課程)</p>		
<p>【96】各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p>	<p>【96】従来的一般選抜、推薦入試、A0入試、社会人、編入学、私費外国人選抜に加えて、帰国子女特別選抜に関するアドミッション・ポリシーについても、新たに学生募集要項及びホームページに掲載し、周知する。</p>	<p>従来的一般選抜入試、推薦入試、A0入試、社会人入試、編入学入試、私費外国人選抜入試に加えて、帰国子女特別選抜に関するアドミッション・ポリシーについても、新たに学生募集要項及びホームページに掲載し、周知した。</p>
<p>【97】入学定員の適正さを点検し、入学者選抜方式(A0入試、推薦入試、編入学など)と選抜方法(学力検査、面接、小論文・課題論文、実技検査など)について定期的な見直しを行うために、入学者選抜の結果の分析と評価を行う。</p>	<p>【97-1】入学定員の適正さを点検し、平成22年度以降の入学者選抜方式の方針を決定する。</p> <p>【97-2】平成20年度以降の出題に役立つために、一般選抜の共通問題(数学、理科、英語)について分析・評価を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学部において、入学定員の適正さを点検し、教育学部では、学校教育教員養成課程の一課程とし240名を小・中・幼・特別支援コースの定員に適正に振り分けた。 複数回受験機会を維持し、分離分割方式を継続する等、平成22年度以降の入学者選抜方式の方針を決定した。 平成19年度個別学力検査における共通問題(数学、理科、英語)に関して、分析・評価を行い、問題作成委員にその結果を提供し、平成20年度入試問題作成に活用した。
<p>【98】平成15年度より導入された高等学校学習指導要領による受験者に対して適切な個別学力検査が実施できるよう、高等学校のカリキュラムの調査と分析・研究を行う。</p>	<p>【98】 【平成18年度に実施済みのため年度計画なし】</p>	
<p>【99】オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開</p>	<p>【99-1】全学的な大学入試説明・相談会の開催の検討を行い、実施に努める。</p>	<p>新たに佐世保において、全学部が参加する大学入試説明・相談会を開催するとともに、九州地区国立大学進学説明会(開催地：東京・広島・福岡)およ</p>

<p>講座, ガイダンスセミナー, 進学説明会等による適切な高大連携を検討し, そのための教員組織体制を整備する。</p>	<p>【99-2】 オープンキャンパス, 出前講座, 高校訪問, 県内高校教諭と本学教員との協議会・懇談会の充実を図るとともに, 高校生を対象とした大学の講義の開放の継続についても, 長崎県教育委員会と協議を実施する。</p>	<p>び九州各地において進学説明会・相談会を開催し, 延べ575人が参加した。 ・その他, 学外における様々な大学説明会に180件参加し, 高校生・高校教諭・保護者等2,432人に対応した。 ・入試ガイダンスアワーの設定などにより本学への来学者を積極的に受け入れた。651人(訪問件数55件)の来学者に対して, 大学入試に関する説明・相談等を行った。 ・長崎大学と長崎県教育委員会との協議に基づき, 以下の高大連携事業を推進した。 ①夏季オープンキャンパスを2回開催し, ガイダンスセミナー, 進学説明会等を含めて延べ4,193名の参加者を得た。水産学部では, 附属練習船を利用し, 国内寄港地におけるオープンキャンパスを実施した。 ②出前講座一県内24校に148名の講師を派遣し, 講義を行った。 ③高校生のための公開講座一学部で4講座を開講し, 53名が受講した。 ④「県内高校教諭と本学教員との協議会」については, 長崎大学における高大連携推進ワーキンググループにおいて企画を作成し, 長崎大学31名, 長崎県高校教諭35名, 長崎県教育委員会1名が参加して「長崎大学が実施している入学試験のあり方について」「高等学校と大学の連携について」の意見交換を行った。</p>
<p>【100】 ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を行い, その運用方法を確立する。</p>	<p>【100-1】 ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を更に推進し, その運用方法を確立する。 【100-2】 アドミッションセンター兼務教員を対象とした合否に関する識別力を高めるためのFDプログラムを実施する。</p>	<p>・AO入試における選抜技法の研究として, AO入試1次選考データの分析・評価を行い, その結果を各部署に提供し, 平成20年度AO入試選考基準の改善に反映させた。 ・面接試験における合否の識別力を高めるため及び選抜のための適切な手法を周知させるため, 「入試における面接の理論と方法一採用面接の現場に学ぶ」と題したFDを開催した。</p>
<p>【101】 入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するために, 入学から卒業までの学生の修学状況, 卒業後の進路状況, 社会における貢献度について追跡調査を行う。また, そのためのデータベースを新たに設計・構築する。</p>	<p>【101】 追跡調査を行うシステムの導入計画変更に対応するため, 現行の教務電算システムを用いて入学から卒業までの学生の修学状況について追跡調査する体制を整え, 調査を実施する。</p>	<p>・入試データ, 教務データ, 休退学データ及び卒業後の進路状況データを統合して, 総合的なデータの蓄積を行った。 ・経済学部では, 一般選抜による入学者と特別選抜の推薦入試, 及び編入学による入学者について標準年限での卒業率を比較検討した。医学部では, 一般選抜前期・後期日程による入学者とAO入試による入学者の修学状況を比較検討し, AO入試の募集人員を増加し, 後期日程の人員を減じた。</p>
<p>(大学院課程)</p>		
<p>【102】 各研究科のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p>	<p>【102】 各研究科において, ホームページ上及び学生募集要項によってアドミッション・ポリシーを継続して公表・周知する。</p>	<p>・各研究科において, ホームページ上及び学生募集要項にアドミッション・ポリシーを掲載して公表するとともに, 学生募集要項等の関係機関への配付・訪問等により周知した。</p>
<p>【103】 各研究科における定員の</p>	<p>【103-1】 「国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を行う特別プ</p>	<p>・医歯薬学総合研究科においては, 「国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を</p>

<p>適正さを点検し、加えて、将来構想に基づき課程（コース）を増設し、大学院定員の増加を図る。</p>	<p>プログラム」の採択を受けて、医歯薬学総合研究科博士前期・後期課程においては、英語による特別コースを開設し、教育内容を充実する。</p> <p>【103-2】平成18年度に採択された「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の充実を図る。</p> <p>【103-3】教育学研究科において教職大学院構想の検討を継続する。</p> <p>【103-4】生産科学研究科博士後期課程においては、入学定員の適正化を引き続き検討する。</p> <p>【103-5】設置構想中である独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の収容定員数の確保のため既存研究科の定員見直し作業を進める。</p>	<p>行う特別プログラム」に基づき、英語による特別コースを充実させた。</p> <p>・医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻（博士前期・後期課程）に平成18年度に採択された「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」を充実した。</p> <p>・教育学研究科を改組し、教職実践専攻（教職大学院）と教科実践専攻の2専攻の設置を決定した。</p> <p>・生産科学研究科では、専攻再編と融合領域コースの設置、博士前期課程及び博士後期課程入学定員の見直し、教員組織の一元化等について、全学的なワーキンググループを設置して検討した。</p> <p>・医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻（博士前期課程）の収容定員の見直しを行い、「国際健康開発研究科」の収容定員を20名とした。</p>
<p>【104】大学院にあつては、入学者選抜において、語学力、基礎学力等、研究遂行能力を総合的に評価する。</p>	<p>【104】 【平成18年度に実施済みのため年度計画なし】</p>	
<p>【105】研究科（博士課程）で秋季入学制度の導入を進める。</p>	<p>【105】既に秋季入学制度を導入している医歯薬学総合研究科（博士前期課程、博士後期課程及び博士課程）、生産科学研究科（博士後期課程）においては秋季入学制度を引き続き実施し、その他の研究科（博士前期課程、修士課程）においても導入の可能性を検証する。</p>	<p>・既に秋季入学を導入している研究科においては秋季入学制度を引き続き実施し、生産科学研究科博士後期課程6人、医歯薬学総合研究科博士前期課程7人、同熱帯医学専攻4人、同博士後期課程7人及び博士課程16人の合計40人が入学した。生産科学研究科博士前期課程環境系2専攻において、平成20年度入試からの秋季入学制度の導入を決定した。</p>
<p>(学士課程・大学院課程共通)</p>		
<p>【106】アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法を学内外により周知させるため、広報体制の整備を進める。</p> <p>①入学者選抜のための適切な手法を教員に周知させるため、ファカルティ・デベロップメント（FD）を</p>	<p>【106-1】大学院入試の広報体制を整備し、その運用を図る。</p> <p>【106-2】アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法については、本学が行う各種入学説明会やオープンキャンパス等のほか、他大学と連携して行う合同説明会や相談会等を通じて、引き続き周知を図る。</p> <p>【106-3】アドミッションセンター兼務教員を対象とした合否に関する識別力を高めるためのFDプログラムを実施する。</p>	<p>・大学院入試協議会において、広報活動について協議し、研究科間の情報交換を行うとともに、アドミッションセンターも支援する体制を整えた。</p> <p>・夏季オープンキャンパスを2回開催し、4,193名の参加者を得た。水産学部では、附属練習船を利用し、国内寄港地におけるオープンキャンパスを実施した。</p> <p>・出前講座として、県内24校に148名の講師を派遣し、講義を行った。</p> <p>・高校生のための公開講座として、4学部で4講座を開講し、53名が受講した。</p> <p>・九州地区国立大学合同説明会、佐世保における全学部参加の大学入試説明会・相談会を開催するとともに、九州地区国立大学進学説明会、各種進学相談会への参加、高校訪問等を行い、延べ3,007人（193件）の参加者を得た。</p> <p>・面接における合否の識別力を高めるため及び選抜のための適切な手法を周知させるため、「入試における面接の理論と方法―採用面接の現場に学ぶ―」と題したFDを開催した。</p>

<p>最大限に活用する。</p> <p>②ホームページを活用し、入試情報の周知に努めるとともに、インターネットの双方向性を活用し、受験者、高校教諭、保護者等からの要望の汲み上げ体制を強化する。</p> <p>③IT による効率的かつ広域の情報処理手法を活用する。</p>	<p>【106-4】 入学者選抜に関する要望・照会・質問等に対応するため Q&A をホームページに掲載し、要望等に対応した改訂を引き続き行う。</p> <p>【106-5】 効率的かつ広域の情報の伝達方法として、高校生向け大学紹介 DVD をオープンキャンパスや大学訪問の受験生や保護者、進路指導教諭に配付することを継続する。</p> <p>【106-6】 受験生への積極的な情報提供及び情報発信のため、入試携帯電話サイトを継続的に開設する。</p>	<p>・入学者選抜に関する要望・照会・質問等に対応するためホームページ掲載の Q&A を充実・改訂するとともに、質問等を受け付けるサイトの入り口をより明瞭にした。</p> <p>・高校生向け大学紹介 DVD をオープンキャンパスや各地で行われた大学進学説明会・相談会場で配布するとともに、大学訪問の受験生や保護者、進路指導教諭にも配付した。</p> <p>・大学プロモーションビデオのコンサイス版（日・英・中・韓の4ヶ国語）を継続して、ホームページ上に掲載した。</p> <p>・入試携帯電話サイトを継続的に開設し、オープンキャンパス等の行事、選抜要項及び一般選抜志願状況を知らせた。また、ホームページ上からオープンキャンパスの参加申し込みを受け付けた。</p>
<p>【107】 産学連携を強化し、関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れる。</p>	<p>【107】 社会人入学者を増加させるために、過去に入学実績のある機関等への教員訪問や広報活動を引き続き実施する。</p>	<p>・社会人入学者を増加させるために、過去に入学実績のある機関等への教員訪問や新聞広告などの広報活動を実施した。</p> <p>・医歯薬学総合研究科に77人、生産科学研究科に19人、経済学研究科に8人、教育学研究科に11人、計115人の社会人が入学した。</p>
<p>【108】 外国人留学生の入学を促進するための適切な措置を講じ、入学者数の増加を図る。</p> <p>①外国人留学生への国や企業、関連機関からの奨学金を積極的に導入する。</p> <p>②外国人留学生のための福利厚生施設や生活支援体制をより一層充実させる。</p> <p>③英語による講義・セミナーの増加を図る。</p>	<p>【108-1】 外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。</p> <p>①留学生センターに新たに日本語教育コースを立上げ、科目等履修生として外国人留学生を入学させることを検討する。</p> <p>②海外留学フェア及び国内での留学説明会に参加し、入学志願者の増加を図る。</p> <p>③短期留学プログラムについての調査・検討結果の検証を行うとともに、その結果を公開し、プログラムの充実を図る。</p> <p>④交換留学プログラム学生が受講できる長崎蘭学関連の授業科目を新設する。</p> <p>⑤長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生活用・支援事業の在り方を検討する。</p>	<p>外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講じた。</p> <p>①留学生センターに新たに上級日本語・日本文化コースを設置し、科目等履修生として5名の外国人留学生を入学させた。</p> <p>②アジアからの留学生を受け入れ、特にインドとの交流を重視する観点から、インド、タイ、ベトナムで開催された留学フェアに参加した。また、日本学生支援機構主催の進学説明会（大阪）及び東京外国語大学と大阪外国語大学で開催された大使館推薦の国費留学生に対する進学説明会に参加し、入学志願者の増加を図った。</p> <p>③短期留学プログラムの過去3年分の学生アンケート等の調査・評価の検証を行い、プログラムの充実を図った。検証結果は、平成20年度留学生センター紀要に公表する。</p> <p>④交換留学プログラム学生が受講できる長崎蘭学関連の授業科目（東西科学文化交流史Ⅱ）を新設するとともに、当該プログラムの受講学生も参加する長崎蘭学関連の講演会を開催した。</p> <p>⑤長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生活用・支援事業の在り方を検討するために設置されたワーキンググループに参画し、留学生支援</p>

	<p>⑥国際交流会館拡充のための方策を検討する。 ⑦国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について留学生の声を反映させる。</p> <p>【108-2】「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の採択を受けて、医歯薬学総合研究科博士前期課程・博士後期課程に英語による特別コースを開設し、留学生を受け入れる。 【108-3】英語による短期留学プログラムの学生選抜選考基準を見直すとともに、授業科目を増やし、プログラムの充実を図る。</p>	<p>策を検討した。 ⑥国際交流会館増設を図るため、民間企業との協議を継続して行った。 ⑦留学生の要望に基づき、国際交流会館談話室にインターネット接続のための情報コンセントを設置した。また、留学生交流スペース（プラザ）にパソコンを増設し設備の充実を図った。</p> <p>・「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の留学生として、医歯薬学総合研究科博士前期課程4名、博士後期課程5名を受け入れた。 ・英語による短期留学プログラムの学生選抜選考基準を見直し、極東アジアだけでなく、中近東・アフリカ地域からの入学生を増やした。また、昨年度増加した授業科目数を維持するとともに、学生の要望に基づき日本語科目を再編成した。</p>
<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>		
<p>(学士課程)</p>		
<p>【109】全学教育においては、高等学校での教育と学部教育との関係を視野に入れたカリキュラム編成とし、随時カリキュラムの点検・見直しを行う。その編成に当たっては、自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等を実現しうる科目を配置する。</p>	<p>【109-1】全学教育カリキュラム検討ワーキングを継続して設置し、高等学校までの教育との継続性を考慮した初年次段階での基礎共通学習スキルを達成するための新全学教育カリキュラムの準備を進める。 【109-2】英語の習熟度別クラス編成を試行し、その効果を検証する。</p>	<p>・高等学校までの教育との連続性を図るために、数学、物理、化学及び英語のリメディアル教育を実施した。 ・学部教育との連携を図る新学士課程教育カリキュラムに関するシンポジウムを開催し、その成果を報告書にまとめた。 ・英語の習熟度別クラスを試行し、その効果を検証した。その結果、すべてのクラスの英語能力が向上し、学生へのアンケート結果も良かったことから引き続き実施することを決めた。 ・全学教育の改善のため外国語（英語）科目に上級クラスの開講を決定した。</p>
<p>【110】専門教育においては、各学部の教育目標に応じて、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を行うことを基本とし、必要に応じてカリキュラム編成の点検・見直しを行う。カリキュラムの編成に際しては、さらに次の4つの事項に留意する。</p>	<p>【110-1】引き続き、高等学校の学習指導要領改訂に対応した新たな教育課程を実施し、カリキュラムの編成については各部署において不断の点検・見直しを行う。</p>	<p>・専門教育においては、高等学校の学習指導要領改訂に対応した新たな教育課程に対応して、専門基礎科目から応用科目まで体系的に編成されたカリキュラムを各学部で継続した。 ・工学部では「数学」のプレースメントテストを実施し、その結果を参考にしてリメディアル教育を行った。</p>
<p>①インターンシップ制度や体</p>	<p>【110-2】インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、</p>	<p>・全学部において、早期体験実習、臨床実習、病院実習、地域医療実習、社会</p>

<p>験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の教育の充実</p>	<p>コミュニティ）と連携したフィールド型の教育を一層充実させる。</p>	<p>人による講演あるいはインターンシップ等の社会と連携した教育やフィールド型の教育を実施した。</p>
<p>②教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応、また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実</p>	<p>【110-3】留学生を長崎地域の小・中学校、高校に派遣する異文化体験実習を継続する。</p>	<p>・留学生センター交換プログラム留学生を梅香崎中学校、黒崎東小学校に派遣し、異文化体験学習を行った。</p>
<p>③資格認定・取得への対応</p>	<p>【110-4】教育内容の学際化、高度化及び国際化を推進し、また、安全、環境及び倫理等の内容を含む多様な授業科目を充実させる。</p>	<p>・学際化：各学部で学際的な講義を実施した。医学部医学科と薬学部間、医学部医学科と医学部保健学科間で共修を実施した。経済学部においては、経済をはじめとして、教育・医療・メディア・芸術・文化など諸領域をカバーした講義科目「総合経済」を開講した。</p>
<p>④学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度の整備</p>	<p>【110-5】教育学部においては、過去5年間の努力により教員採用率を全国トップクラスまで高めてきたが、引き続き教員採用率の上昇に向けて新カリキュラムの見直しを行う。</p>	<p>・高度化：実習、PBL、あるいは体験学習などを取り入れた。</p>
<p></p>	<p>【110-6】水産学部においては、学芸員の資格取得を可能にするために、カリキュラムの整備を進める。</p>	<p>・国際化：経済学部においては、中国上海財経大会計学院と連携した授業科目「中国会計制度論」の開講を継続した。</p>
<p>【111】平成15年特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善」と「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し、全国のモデルとなる初年次教育と工学力養成カリキュラム</p>	<p>【110-7】教育学部において、九州地区8大学単位互換制度を利用した書道教育の充実を行う。</p>	<p>・安全、環境、倫理：教育学部では学校現場での事件や事故の増加に対応して、「学校教育危機管理論」を新設し、工学部では「工学倫理」と「安全工学セミナー」の講義科目を実施し、「安全・安心教育特別講義」を開催した。全学教育において「防災科学」「環境と文化」等の環境に関する科目を実施した。</p>
<p></p>	<p>【110-8】長崎大学と放送大学との単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクトの実施を継続する。</p>	<p>・教育学部学校教育教員養成課程では、教員としての実践力を強化する授業科目を組み入れた新カリキュラムの平成20年度からの実施を決定した。</p>
<p></p>	<p>【110-9】長崎県内大学等との単位互換制度「NICE キャンパス長崎」の実施本部を長崎大学に移し、実施体制を充実させる。</p>	<p>・水産学部においては、学芸員の資格取得を可能にするためのカリキュラムを検討して、その課題を明確にした。また、環境科学部では、「社会調査士」の資格認定のために、カリキュラム整備を行った。</p>
<p></p>	<p>【111-1】平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「特色ある初年次教育の実践と改善～教育マネジメントサイクルの構築～」を更に発展させるために以下の取組を行う。</p>	<p>・放送大学との「国立大学と放送大学の単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクト」で、「技術者倫理」他5科目に延べ86名が受講し、広範な教養を養った。</p>
<p></p>	<p>①特色GPで開発した教育マネジメントポータルを、大学教育機能開発センター初年次教育開発研究部門が中心となって開始する。また、その活用のためのFDを実施する。</p>	<p>・教育学部において、書道教育の充実のために九州地区8大学単位互換制度の利用について協議し、授業科目の登録がし易いように改めた。</p>
<p></p>	<p>②教育マネジメントサイクルの充実に教育マネジメントポータルを</p>	<p>・放送大学との「国立大学と放送大学の単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクト」で、「技術者倫理」他5科目に延べ86名が受講し、広範な教養を養った。</p>
<p></p>	<p></p>	<p>・長崎県内の大学等で大学コンソーシアム長崎を設立し、実施本部(事務局)を長崎大学に置き、単位互換制度「NICE キャンパス長崎」の実施体制を確立した。</p>
<p></p>	<p></p>	<p>①平成15年度採択特色GP「特色ある初年次教育の実践と改善」で開発した教育マネジメントポータルの運用を開始した。また、その活用のためのFDを実施した。</p>
<p></p>	<p></p>	<p>②教育マネジメントサイクルの充実に教育マネジメントポータルを活用するた</p>

<p>を構築する。</p>	<p>活用するため、FDプログラムの開発を行う。</p> <p>③工学部では、本事業で開発したリメディアル授業「数学」に関するeラーニングコンテンツのグレード・アップを図るため、本格的に補助教材として学生に利用させる。</p> <p>④環境科学部においては、新文理融合型カリキュラムを検討する。</p> <hr/> <p>【111-2】平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を更に発展させるために以下の取組を行う。</p> <p>①平成18年度から導入した「創成プロジェクト」の履修学生数を増加させるため、説明会等を開催する。</p> <p>②創造工学センター学生のものでづくり部門が担当して、第5回「学生ものづくり・アイデア展 in 長崎」を実施する。</p>	<p>め、FDプログラムの開発を行った。</p> <p>③工学部では、補助教材に用いるために、リメディアル授業「数学」に関するeラーニングコンテンツの利用方法を学生に周知した結果、このコンテンツへのアクセス総数は1,203件になった(平成20年3月31日時点)。</p> <p>④環境科学部において新文理融合型カリキュラムを作成し、平成20年度からの実施を決定した。</p> <p>・平成15年度採択特色GP「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を更に発展させるために以下の取組を行った。</p> <p>①平成18年度から導入した「創成プロジェクト」の説明を行うとともに、平成20年度からの卒業要件の選択科目に加えることを3学科で決定した。</p> <p>②創造工学センター学生のものでづくり部門が担当して、第5回「学生ものづくり・アイデア展 in 長崎」を実施するとともに、富山大学で開催される第5回「学生ものづくり・アイデア展 in 富山」に学生、教員等15人が参加した。</p>
<p>(大学院課程)</p>		
<p>【112】各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、随時その内容を検討し、改善策を図る。</p>	<p>【112-1】各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、随時その内容の改善を図る。</p> <p>【112-2】全研究科で、学位授与へと導く段階的教育プロセス(研究指導の年次計画)を学生に明示する。</p>	<p>・生産科学研究科電気情報工学専攻では新カリキュラムを開始し、教育学研究科では、臨床実習カリキュラムを導入した。</p> <p>・全研究科において、研究指導計画書に、年間研究指導計画、学位論文の指導体制・作成プロセス等を明示した。</p>
<p>【113】博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラムの編成を検討する。</p>	<p>【113】平成17年度魅力ある大学院教育イニシアティブ事業として採択されたプログラムについては、助成期間終了後も引き続き本学独自の事業として継続するとともに、博士後期課程にあつては、博士前期課程との連携した教育を継続する。</p>	<p>・生産科学研究科では、助成期間が終了した平成17年度採択大学院GP「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」プログラムを本学独自の事業として実施し、博士後期課程と博士前期課程との連携した教育を継続した。プログラム履修生は前期課程26名、後期課程12名である。</p>
<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p>		
<p>(学士課程)</p>		
<p>【114】授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、授業科目での予習・復習を適切に指示する。</p>	<p>【114】授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また、履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、授業前後の学習についてもシラバスへの明示を進める。</p>	<p>・選択と必修のバランスを考慮して授業時間外の学習時間を確保できるカリキュラムの編成を行った。</p> <p>・新たに教育学部においても、履修登録単位数上限設定を決定した。</p> <p>・教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、シラバス等で、授業科目での予習・復習を適切に指示した。</p> <p>・eラーニングを利用した教室外での自主学習環境の提供を継続し、eラーニングシステムへの登録授業数は405となった。</p>

<p>【115】自己表現能力の涵養を図るために、大教室での大人数の講義をできるだけ削減し、少人数のクラスを適宜配置するとともに、少人数セミナーを維持・拡充し、対話型教育を推進する。</p>	<p>【115】少人数セミナー（教養セミナー）については、対話型教育と現状のクラス規模を維持する（10名/クラス）とともに、各学部において少人数教育を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から行っている「教養セミナー」及び各学部での専門科目において、少人数クラスによる対話型教育を継続した。 ・工学部では大人数クラスを分割し、少人数クラス化した。
<p>【116】シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行い、その活用方法を工夫改善する。</p>	<p>【116-1】大学院開講科目のシラバスを充実し開示する。 ----- 【116-2】シラバスの活用方法を検証し、必要に応じて改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全科目において統一したシラバス記載内容を定め、学習到達目標、成績評価の基準・方法、教員との連絡先、オフィスアワー等を明示した。 ・授業実施報告書によってシラバスに沿う教育の実施とシラバスの活用を検証するとともに、科目別委員会で授業内容とシラバス記載内容の改善を行った。
<p>【117】シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。</p>	<p>【117-1】引き続き電子化されたシラバスの運用を継続する。 ----- 【117-2】学務情報等の携帯電話での閲覧を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学部において、電子化シラバスの運用を継続した。 ・全学教育、工学部において、携帯電話での学務情報等の閲覧を継続した。
<p>【118】学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、相談・助言・支援体制を整備する。</p>	<p>【118】少人数担任制、TAによる助言・相談・支援を継続実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、学習のための相談・助言・支援を継続した。
<p>【119】留学生や社会人学生等の多様な学生に対して、個別の対応によるきめ細かな支援を行うために、チューター制度等を活用する。</p>	<p>【119】留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化し、チューター制度の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生センター教員と各部局教員の連携を強化するため留学生センター連絡協議会を開催してチューターの役割を再確認するとともに、チューターオリエンテーション（春・秋）を実施し、チューター制度の充実を図った。
<p>【120】大学院生による教育補助としてのTA制度を充実し、その活用を図る。</p>	<p>【120】平成18年度までに策定したTAに係る方針等に従い、TAによる教育補助を積極的に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度と同額の予算43,200千円を確保して、実験、演習等の科目においてTAを活用したきめ細かい教育を行った。
<p>【121】学生の理解度を高めるために、教材の開発や講義方法の工夫を行い、情報機器、ビデオ、教材提示装置などの視聴覚設備を活用した授業科目を適宜配置するとともに、電子情報メディア機能を活用</p>	<p>【121-1】「コース管理システム『WebCT』」の運用継続等により、eラーニングを用いた時間外学習促進のための支援を行う。 ----- 【121-2】大学教育機能開発センターにおいて、「コース管理システム『WebCT』」の運用、先進的なeラーニングの取り組みに対する支援を継続することにより、各部局におけるeラーニング推進を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コース管理システムの運用を継続し、専門教育及び全学教育において、eラーニングを用いた時間外学習促進のための支援を行った。 ・大学教育機能開発センターにおいて、「コース管理システム」の運用を継続し、先進的なeラーニングの取り組みである「放射線医療科学e-Learning」コースを用いた遠隔教育、熱帯医学研究所のeラーニングコンテンツ収録システム導入の他、医学部保健学科、歯学部におけるeラーニング推進を支援した。

し、eラーニングを推進する。		
(大学院課程)		
【122】きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制を導入する。	【122】きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制等を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての研究科において少人数授業を実施した。 • 経済学研究科、医歯薬学総合研究科、生産科学研究科において複数の指導教員による指導体制を継続した。
【123】大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。	<p>【123-1】大学院生の学会発表、学会誌への論文掲載を促すため、顕彰制度の活性化や学位論文における研究成果の公表の義務付け等を行う。</p> <p>【123-2】平成 18 年度に引き続き、大学院生自らが企画・立案・運営する第 4 回日中大学院生ジョイントセミナーを長崎大学で開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 生産科学研究科博士後期課程では、学生の海外学会発表補助制度を開始し、3 件助成した。 • 大学院生を共同研究、共同調査実習、国際カンファレンスに参加させた。(国際カンファレンスへの大学院生参加人数 26 名、産学連携研究 33 名) • 大学院生の主体性や国際コミュニケーション力の向上のために、大学院生自らが企画・立案・運営する第 4 回日中大学院生ジョイントセミナーを長崎大学で開催した。
【124】各分野の最先端の研究者等による特別講義等を実施する。	【124】国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を継続する。	• 国内外の最先端の研究者等による特別講義を 41 回、セミナーを 56 回、シンポジウムを 19 回開催した。
【125】シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行いその活用方法を工夫改善する。	<p>【125-1】平成 18 年度に教務委員会で決定した項目に沿ったシラバスを作成し、それに沿って教育を実施する。</p> <p>【125-2】全研究科において、研究指導計画を明示し、計画に沿って研究指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全科目において学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに明示し、シラバスを活用して教育を実施した。 • 全研究科において、研究指導計画書に年間研究指導計画等を明示し、計画に沿って研究指導を行った。
【126】シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。	【126】全研究科において、シラバスの電子化を行い開示するとともに、チェックシステムを整備する。	• 全研究科において、シラバスの記載内容をチェックし、ホームページ上でシラバスを開示した。
【127】学生の自主学習のためのインターネット利用環境を整備し、eラーニングを推進する。	<p>【127-1】平成 17 年度魅力ある大学院教育イニシアティブ採択「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」の eラーニング事業を継続し、大学院生の自主学習環境を整備する。</p> <p>【127-2】eラーニング教材英語マルチメディア学習システムの自宅等からの利用を促進する。</p> <p>【127-3】全学教務委員会の下に設置された eラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき、eラーニングのポータルサイトを立ち上げる準備をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 大学院生の自主学習のための eラーニング環境を整備し、eラーニングを 5 クラスで実施した。 • 平成 17 年度採択大学院 GP「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」の eラーニング事業を継続するため機器の充実整備を行った。 • eラーニング教材英語マルチメディア学習システムをバージョンアップし、自宅等の学外からの学習を可能とし、学外からの利用があった。(平成 19 年度の利用数：1,224 サイト) • eラーニングに関するワーキンググループにおける検討に基づき、ポータルサイトの根幹となる LMS (Learning Management System) の全学的な試行を進めた。(LMS：平成 19 年、登録ユーザー数：約 2,200 名 (学生及び教職員))

		開設コース数：125)
【128】TA 制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育の一助とする。	【128-1】 TA 採用による大学院生の実践教育を継続実施する。 【128-2】 TA マニュアル等によって教育効果を更に充実する。	<ul style="list-style-type: none"> • TA 採用による大学院生の実践教育を継続実施した。(TA 経費：平成 19 年度 43,200 千円) • TA マニュアル等を利用して、TA の教育効果を高めた。
【129】 留学生に対しては、留学生センターとの連携も考慮しつつ、留学生それぞれの状況に応じた対応が可能なように、支援体制を整える。	【129】 留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化し、留学生の支援体制を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> • 留学生センター教員、部局の留学生指導主事等が参加する留学生センター連絡協議会を開催して相互の連携を深め、留学生に対する多様な支援の在り方を検討し、支援体制の充実を図った。
【130】 社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用を導入する。	【130】 【平成 18 年度に実施済みのため年度計画なし】	
○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策		
(学士課程)		
【131】 適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。	【131-1】 各科目の成績評価基準の統一を進める。 【131-2】 シラバスに明記した学習目標到達度と成績評価基準に従って教育を進める。 【131-3】 学習到達度に応じた成績評価の正確性を確保するために、学生からの成績評価に対する異議申し立てについては、便覧等に記載して学生に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> • 成績評価基準をシラバスに明示した。 • 全学教育外国語科目（習熟度別英語クラス）の成績評価基準の統一を進めた。 • シラバスに明記した学習到達目標と成績評価の基準・方法に従って教育を実施した。 • 成績についての異議申し立て期間を便覧等に明示した。また、異議申し立てに対応した。
【132】 GPA や医・歯学部における統一共用試験等を導入して、学習到達度の基準を設定し、また卒業判定方法について改善を行う。	【132】 GPA や医学部、歯学部における統一共用試験等を継続し、学習到達度の測定、履修指導への利用を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> • GPA によって学習到達度の測定、履修登録上限の緩和、履修コースの選択への利用を行った。また、医学部、歯学部における統一共用試験等を継続し、学習到達度の測定、履修指導への利用を継続した。 • 修得した能力等に基づく卒業認定基準を平成 20 年度から明示することを決定した。
【133】 卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を行う。	【133】 卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生について、学長による表彰等を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> • 卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生について、学長による表彰等を継続した。(平成 19 年度学長表彰者 9 名、学部長表彰者 31 名)
(大学院課程)		
【134】 適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。	【134-1】 全科目において学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに明示し、成績評価を実施する。 【134-2】 適切な成績評価を実施するために、成績についての異議申し立て期間を便覧等に明示する。	<ul style="list-style-type: none"> • 全科目において学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに明示し、それによって成績評価を実施した。 • 成績についての異議申し立て期間を便覧等に明示した。

<p>【135】学位授与基準の点検，複数の指導教員制度の導入，審査員の選定方法等の検討を通じて，学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図る。</p>	<p>【135】全研究科において，研究指導プロセス，指導体制，学位論文作成までのプロセス，認定基準を予め学生に明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導の充実及び学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図るために研究指導計画書を作成し，研究指導方法，研究指導内容，年間研究指導計画，複数の指導教員等による学位論文の指導体制・作成プロセス・評価基準・評価方法等を明示し，学生に配布した。 ・標準修業年限での学位取得率（早期修了者及び休学者を除く）は，平成19年度修士92.1%，博士48.8%であった。
<p>【136】教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を充実する。</p>	<p>【136】成績優秀者に対する早期修了制度の活用を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医歯薬学総合研究科及び生産科学研究科で，合計4名の学生が早期修了した。 ・学生が職業を有している等の事情に対応する長期履修制度を14名が利用した。
<p>【137】修了時において，特に優秀な成績を修めた学生，及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など，顕著な業績を挙げた学生については，学長による表彰を行う。</p>	<p>【137】修了時において特に優秀な成績を修めた学生については，学長表彰・部局長表彰等を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学長，研究科長による表彰を継続した。（成績優秀者：平成19年度学長表彰者8名，研究科長表彰者20名）（学術活動優秀者：平成19年度学長表彰者5名，研究科長表彰者2名）

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育実施体制等に関する目標

中期目標	<p>○教職員の配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の充実と活性化を図る視点から教員を部局等に適切に配置するとともに、教育支援を充実するために技術職員、TA など支援職員の配置の適正化を図る。 <p>○教育環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の改善に努めるとともに、附属図書館、学生自習室等自主学習を支援する施設・設備の整備に努め、全学的な観点から施設の効果的・効率的な利用を推進するとともに、情報ネットワークの拡充・整備を行い、教育の改善に役立てる。 ・附属図書館に関しては、学習・教育・研究の基盤施設として、電子図書館機能及び地域の文化遺産に関するデータベースの整備・充実を図りながら、学術情報を収集・整理・保管するとともに、利用者のニーズに的確に対応できる体制を整える。 <p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質を向上させるために自己点検・評価システムを構築し、多様な外部教育評価にも柔軟かつ適切に対応する。 ・各種成果指標から明らかになった教育に関する改善点について全学及び各部局でFDを開催し、その成果を実際の教育に反映させるシステムを完成させ、運営する。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な教職員の配置等に関する具体的方策		
【138】部局間の連携による全学横断的な教育実施体制等を検討する。部局等においては、教育活動に重点を置いた教員を適宜配置する。	<p>【138-1】全学教育における全学出動体制を継続する。</p> <p>【138-2】全学教育における助教の科目担当の方針を明確にする。</p> <p>【138-3】設置構想中である独立研究科「国際健康開発研究科（仮称）」の学際的教員組織の構築に向けた検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学教育における全学出動体制を継続した。 ・全学教育における助教の科目担当の方針を明確にし、助教も全学教育を担当することとした。 ・経済学部、医歯薬学総合研究科、環境科学部、熱帯医学研究所、国際連携研究戦略本部及び学外（JICA）等の教員により学際的教員組織を構築した。
【139】技術職員等の支援内容と配置を検討・調整するシステムを構築する。	【139】アジア系言語に堪能な派遣職員を適切に留学生課に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生課に中国人の派遣職員を配置し、留学生に対する相談・支援体制を整えた。
【140】TAの配置科目や教育補助の内容、またTA採用数を検討・調整するシステムを構築する。	【140】平成17年度に作成したTA採用に関する基本方針及び18年度に構築した採用数調整システムにより、TAを有効利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に作成したTA採用に関する基本方針及び平成18年度に構築した採用数調整システムにより、TAを有効利用した。 (平成19年度TA経費：43,200千円)
○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策		
【141】講義室の稼働率、狭隘度、設備機器等の現状を調査・点検し、講義室の整備計画、利用計画の方策を策定するとと	【141】施設の効果的・効率的運用を図るため、講義室等の稼働率及び利用形態を把握し、利用率の低い講義室等の有効活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義室の整備計画・利用計画の基本方針に基づき講義室等の稼働状況にかかる基礎データを作成するとともに、経済学部の演習室（39㎡）を学生支援プログラム「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を支援する事務室として運用した。更に、研究会・セミナー等を開催するスベ

<p>もに、管理情報を教職員が共同利用できるデータベースを構築する。</p>		<p>ースとして、講義室 (103 m²) を「カンファレンスルーム」に使用変更するとともに、演習室を学生自習室としても利用できることとした。</p>
<p>【142】大学全体の視野に立った施設運営を推進するシステムを確立し、講義室の効率的、弾力的な利用を促進する。</p>	<p>【142】教育学部、工学部、水産学部の改修に伴う利用可能施設の不足に対応するため、全学的に講義室の効率的、弾力的な利用を促進する。</p>	<p>・教育学部、工学部、水産学部の改修に伴い、講義室に移動机を配置し、弾力的利用を可能とした。また、改修に伴う利用可能施設の不足に対応するため、全学教育講義棟、総合教育研究棟などの講義室を有効に利用した。</p>
<p>【143】大学院生や留学生の増加に伴い、大学院生等の研究室、実験室、演習室等及び視聴覚機器等の施設・設備を拡充・整備し、教育研究環境の充実を図る。</p>	<p>【143】留学生数の増加に伴い留学生センター等の教室を確保する。</p>	<p>・留学生数の増加に対応するため、留学生センター及び大学教育機能開発センターの教室を確保するとともに、留学生センターの机や教育用設備を充実させた。</p>
<p>【144】学習図書館機能の充実を図るため、シラバスに記載された参考図書の収集、閲覧座席の増設・更新、検索端末の増設等の整備を行う。</p>	<p>【144-1】学生用図書の収集理念を確立し、学生の要求に対応した効果的な収集システムを確立する。</p> <p>-----</p> <p>【144-2】継続して重点分野の学生用図書の充実を図る。</p> <p>-----</p> <p>【144-3】中央図書館の増築スペースを活かして、利用者のニーズにあわせた図書館多機能空間設計を行い、図書館空間、利用環境の整備を実施する。</p> <p>-----</p> <p>【144-4】各学部・全学学生懇談会により、学生のニーズを図書館が直接把握し、図書館施設整備、図書館業務及びサービスに反映させる。</p> <p>-----</p> <p>【144-5】附属図書館におけるマルチメディアの活用環境を充実させ、学生のニーズに対応したコンテンツの充実を行う。</p>	<p>・学生の意見を収書に反映する一環として学生希望図書枠を1人3冊から5冊へ引き上げた。また、日常業務のなかで学生のニーズに接する機会の多い図書館員による選定枠を設けることにより、学生の要求に対応した効果的な集書システムを確立した。</p> <p>・シラバスに記載された参考図書を網羅的に収集するとともに、保健学科図書室の重点的な充実を継続した。</p> <p>・中央図書館の増築(放送大学との合築)により、パソコン52台、情報コンセント24口が設置された「メディアルーム」及びハイカウンターに情報コンセント12口を備え、自由に組み替えができるミーティングテーブルが設置された「ライブラリーラウンジ」を開設した。</p> <p>・学生と学長、学生と図書館長及び分館長との懇談会を定期的に開催し、学生のニーズに基づいて、学生用図書の充実、AV資料の充実、グループ学習スペースの整備、空調の改善、パソコン環境の充実、マルチメディア環境の改善、ロッカーの設置、閲覧席の増設、開館日・開館時間の拡大等を行った。</p> <p>・医学分館・経済学部分館のAV機器を更新・増設した。また、経済学部分館にCNN受信設備を新設した。更に、全館でDVDソフトを約300タイトル追加購入した。AV資料の利用件数は前年度の4.8倍に増加した。</p>
<p>【145】利用者のニーズに対応して、附属図書館の夜間開館時間の延長を実現する。</p>	<p>【145】附属図書館の開館時間を更に延長する方策を検討する。</p>	<p>・全館において、試験期の土曜・日曜・祝日の閉館時刻を17:00から18:30に延長した。また、医学分館・経済学部分館では、中央図書館に合せて開館時刻を9:00から8:40に繰り上げた。更に、経済学部分館では、他の2館に合せて日曜の開館時刻を13:00から10:00に繰り上げた。</p>
<p>【146】全学的運用により共用する教育研究スペース(オープ</p>	<p>【146】部局内で流動的に共用する部局共用スペースを引き続き確保する。</p>	<p>・部局内で流動的に共用する部局共用スペース48室を引き続き確保した。</p>

<p>ンラボ)を確保し,また部局等が使用する施設についても,教育研究活動の効率化を図るために,部局内で流動的に共用するスペースを確保する。</p>		
<p>【147】 全学の情報ネットワーク利用のための機器を整備・更新し,IT化に対応した学生の自学自習システムを開発する。</p>	<p>【147-1】 携帯電話の機能に対応して,図書館サービスの更なる拡充を検討する。</p> <p>【147-2】 eラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づきIT支援学習体制の全学的整備を進めるために情報メディアマネージャー体制を充実し,また技術向上のための打合せ,あるいは研究会を毎月開催する。</p> <p>【147-3】 講義用ホームページの充実をさらに図る。</p> <p>【147-4】 図書館資料とITを活用した学生のための自学自習支援システムの構築を継続して推進する。</p>	<p>・継続して,携帯電話向けのお知らせ・当日の開館時間・開館予定・休館予定・蔵書検索・貸出予約情報サービスを行った。また,登録者に対する督促・お知らせメールサービスを行った。</p> <p>・情報メディア基盤センター情報メディア部門会議に情報メディアマネージャーを参加させることにより,情報メディアマネージャーによる支援体制を強化した。</p> <p>・eラーニング研究会(4回,メンバー数:45名),eラーニングシステム講習会・LSM技術相談会(6回),セミナー(学外講師2名,学内講師2名による講演セミナー1回)を開催し,利用促進を図った。</p> <p>・LMS講義用ホームページを開設し,ICTによる教育支援を行った。</p> <p>・蔵書検索及び文献検索を支援するためのeラーニングコンテンツを作成した。また,学生の長崎学学習を支援するために,「長崎学デジタルアーカイブス」のひとつとして「近代化黎明期翻訳本全文画像データベース」を構築した。</p>
<p>【148】 教員のFD,学生ボランティア,eラーニング教材を開発することにより,図書館ガイダンスを充実させる。</p>	<p>【148】 附属図書館研究開発室を活用して,図書館利用教育の活性化を図るとともに,図書館を活用した教育活動を試行する。</p>	<p>・附属図書館研究開発室員の協力により,附属図書館職員が教員のFDで図書館の役割及びパスファインダーの作成法について講義した。また,蔵書検索及び文献検索を支援するためのeラーニング教材を作成した。</p>
<p>【149】 図書資料,学内貴重資料,学内学術刊行物等の電子情報化を推進する。</p>	<p>【149】 学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力を継続して実施する。</p>	<p>・年次計画(4年間)の2年次として,図書約51,000冊の目録情報を遡及入力した。この結果,学内蔵書(約97万冊)の約8割が電子的に検索可能となった。</p>
<p>【150】 重要図書の目録データベース,長崎学デジタルアーカイブス,長崎大学主要紀要の電子化を実現し,大学の学術情報発信機能を強化する。</p>	<p>【150-1】 長崎大学における貴重資料及び長崎学関係資料を収集・保存するとともに電子化して発信するための「長崎学デジタルアーカイブス」の構築と拡充を継続して行う。</p> <p>【150-2】 附属図書館は学内内部局等の研究成果を発表する場である学内紀要等の電子ジャーナル化を促進するための支援を継続して行う。</p> <p>【150-3】 附属図書館は学内で作成された研究成果を一元的に収集・発信す</p>	<p>・長崎大学医学部の起源である養生所の2代目教頭ボードインがオランダに持ち帰り,1986年に日本に紹介されて幕末・明治期古写真ブームの火付け役となった「ボードインコレクション(Bauduin Collection)」等の古写真833点を購入した。また,平成18年度以降に購入した古写真及び経済学部分館所蔵の上野彦馬アルバム等の古写真1,005点を撮影し845点を電子化した。</p> <p>・学内研究紀要論文の遡及的・網羅的全文電子化を進め,「長崎大学学術研究成果リポジトリ(NAOSITE)」への搭載を推進した。また,教育学部紀要,経済学部紀要等の電子出版について検討した。</p> <p>・国立情報学研究所の最先端学術情報基盤(CSI)構築推進委託事業を継続</p>

	<p>る学術機関リポジトリの拡充を図る。</p>	<p>して実施し、学内研究紀要論文全文データの遡及的リポジトリ搭載を推進した。この結果、「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」は、登録件数が1万件を突破し、Webometrics Ranking of World Universities が2008年1月に発表した世界の学術機関リポジトリランキング Webometrics Ranking of World Repositories で、国内第8位、世界第170位にランクされた。また、国大協九州地区企画委員会リポジトリ部会との連携を進めた。</p>
<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>		
<p>【151】教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。 ①学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法を開発する。</p> <p>②全学教育，専門教育，大学院教育の全ての授業科目について学生による授業評価を実施する。</p> <p>③卒業生による教育に関する事後評価，企業等による大学教育に対する評価の導入を検討する。</p> <p>④技術系における JABEE 審査など外部評価に積極的に対応する。</p>	<p>【151】教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。 ①適切な教育評価法を開発するため，大学教育機能開発センター初年次教育研究開発部門においてテキストマイニングを用いた，「学生による授業評価」回答データの自由記述文の分析に関する研究を継続するとともに，平成20年度以降も研究開発を継続するための体制を整備する。</p> <p>②全学教育，専門教育の授業科目，留学生用科目について，学生による授業評価を継続する。また，専任教員については，実施率をほぼ100%とする。</p> <p>③平成18年度に実施した卒業生・企業に対する全学的な教育に関する事後評価結果に基づき教育改善を行うとともに，次回の評価に向けて評価項目，方法の検討を行う。</p> <p>④工学部及び水産学部において，JABEE 認定制度継続審査のための準備を引き続き行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育機能開発センター初年次教育研究開発部門においてテキストマイニングを用いた，「学生による授業評価」回答データの自由記述文の分析に関する研究を継続して行い，授業評価システムへの分析エンジンの試験的な組み込みを行った。 ・平成20年度に行う部門の再編に関する研究推進体制を決定した。 ・全学教育，専門教育の授業科目，留学生用科目について，学生による授業評価を継続している。平成19年度「学生による授業評価」においては，専任教員の実施率は95%を超えており，総実施件数は平成18年度の約1.6倍に相当する3,367件に増加した。 ・卒業生・企業に対する全学的な教育に関する事後評価結果に基づいて，以下の改善を行った。 ①学生支援体制充実のため，平成19年度採択学生支援GP事業「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」を開始した。 ②全学教育において英語上級クラスの平成20年度開設を決定した。水産学部学生を対象として習熟度別クラスを設け，語学力を向上させた。 ・工学部の5学科が新たにJABEE認定を受け，プログラム修了生が技術士補資格を取得できるようになった。 ・水産学部，工学部構造工学科において，JABEEの継続審査の準備を進めた。
<p>【152】評価結果を適切にフィードバックするシステムを確立し教育改善へ直結させる。 ①評価結果を教員個人，講座等，部局へ適切に還元する。</p> <p>②評価結果をホームページ等により適切に学内外へ公表する。</p>	<p>【152】授業評価結果を適切にフィードバックし，教育改善へ直結させるため以下の事業を推進する。 ①教員，部局への回答データ・集計データの提供を継続するとともに，より適切な結果を還元できるように統計・分析手法に関する研究開発を行う。</p> <p>②全体集計，部局毎集計，全学教育必修科目毎の集計結果のWebでの公開を継続するとともに，より有効な利用方法と学生への開示方法について決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員，部局への「学生による授業評価」の回答データ・集計データの提供を継続した。 ・各教員が「学生による授業評価」回答データの自由記述文を分析できるように，授業評価システムへ試験的に分析エンジンを組み込んだ。 ・平成14年度から平成18年度に実施された「学生による授業評価」の集計結果について，全体集計，部局別集計，全学教育の集計をWebで公開した。 ・「学生による授業評価」の回答データを多角的に分析できるようにグルー

<p>③評価結果を教育改善に効率的に連動させるために、FDなどを活用した教育マネジメント・サイクルを確立する。</p>	<p>③全学教育必修科目において、「学生による授業評価」集計結果に基づくFDを各科目委員会が中心となって開催し、教育マネジメント・サイクルの確立を目指すとともに、集計結果から科目毎の課題を抽出するプロセスを確立する。</p>	<p>プ・クロス集計等6種類のデータをフィードバックするシステムを開発し、FDでの活用、希望する部局への提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学生による授業評価」の評価結果の具体的な開示方法について検討し、「オンライン授業評価システム」等を用いることを決定した。 ・教養特別講義委員会では、「学生による授業評価」集計結果をもとにFDを実施し、講義形式の授業改善のための教育マネジメント・サイクルの確立を目指す。
<p>【153】 教員の教育業績に関する評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整備</p> <p>①教員の個人評価システムの中で、教育活動に関する点検・評価を実施し、特に高い評価を受けた教員には、一層の向上を促すための適切な措置をとる。</p>	<p>【153-1】 第2回目の教員の個人評価を実施する。</p> <p>【153-2】 ベストティーチャー賞等の高い評価を受けた教員の授業参観を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年から平成18年まで毎年行っている教員の個人評価で、「教育活動」に関する点検・評価を実施した。 ・水産学部、経済学部では、授業評価において高い評価を得た教員の授業を公開（教員相互の参観）し、水産学部では評価の高い教員にベストティーチャー賞を授与した。
<p>【154】 大学教育機能開発センター評価・FD部門の機能と役割を明確化し、その機能を教育改善に有効に活用する。</p> <p>①教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究</p>	<p>【154】 大学教育機能開発センター初年次教育研究開発部門及び評価・FD研究部門による以下の事業を推進する。</p> <p>①-1 「授業評価システム」の基盤整備を引き続き行うとともに、「学生による授業評価」の回答データの統計・分析手法に関する研究開発を行い、各教員が自由に回答結果の統計・分析が行えるようなシステムを構築する。</p> <p>①-2 「『学生による授業評価』の自由記述部分」及び「『eポートフォリオ』の自由記述部分」の分析方法に関する研究開発を推進し、自由記述部分から学生の教育指導に関するヒントが得られるようなシステムを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生による授業評価」の回答データの統計・分析手法に関する研究開発し、分析結果をFDに活用した。 ・「授業評価システム」の速度・安定性を向上させるための基盤整備として、システム運用サーバーの冗長化、ストレージ用ネットワークの再構築、データのバックアップ体制の強化を行った。 ・「『学生による授業評価』の自由記述部分」及び「『eポートフォリオ』の自由記述部分」の分析方法に関する研究開発を行い、分析エンジンを授業評価システム等に試験的に組み込んだ。
<p>②学生による授業評価業務の実施</p>	<p>②「学生による授業評価」を継続するとともに、オンライン化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価業務をより効率的に行える実施体制に整備して、3,356件の「学生による授業評価」を実施した。 ・後期にオンラインによる授業評価を18授業科目で実施した。 ・平成20年度の実施にむけて、片面のみを用いる新しいマークシート様式を開発した。 ・英語による授業評価に対応するためのソフトウェアを改善した。
<p>③評価データの管理と全学的な視点からの分析</p>	<p>③過去の授業評価データ(平成14年度～平成18年度)の管理を「授業評価システム」に統合する作業を継続するとともに、より詳細な集計・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の授業評価データ(平成14年度～平成15年度)の管理を現行「授業評価システム」に統合する作業を継続した。本年度の作業により、平成

	分析結果を公表する。	14年度分のデータの整理が完了し、現行システムへの移行の準備が整った。 ・授業評価結果のより詳細な集計・分析結果について、FDでの活用及び希望があった部局への提供を行うとともに、教養セミナーガイドラインで公表した。
○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策		
【155】 全学向けに以下の項目に重点を置いたFDプログラムを開発し、毎年効果的に全学FDを実施する。 ①高等学校と大学（低年次）カリキュラムの導入的接続	【155】 以下の全学FD等の事業を実施する。 ①教養セミナー科目、情報処理科目において、高等学校と大学カリキュラムの導入的接続のためのFDを開催する。	・高等学校と大学カリキュラムの導入的接続のため、転換教育目的の学生への周知について「全学教育FDワークショップ」（教養セミナー）のFDを、各教科（数学、物理、化学、国語、英語、情報）の教育内容については「高大連携による授業改善」のFDを実施した。
②全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続	②教養セミナー科目において、専門教育との有機的接続を図るためのFDを実施する。	・教養セミナー科目の担当者に対して、専門教育との有機的接続を図るためのFDを実施した。
③全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成	③全学教育の各科目に関して科目内容検討、シラバス作成のためのFDを実施する。	・全学教育の外国語科目（英語）の習熟度別クラス編成について「全学教育FDワークショップ」（外国語科目）のFDを、シラバス作成について「新任教員（助教を含む）向け授業実践オリエンテーション」のFDを実施した。
④全学教育に関する効果的な教材開発法	④効果的な教材開発のためのワークショップ型FD、eラーニング教材作成支援のためのFDを実施する。	・教材開発のために「課題探求・解決型授業の支援IV」のワークショップ型FDを実施した。 ・「放射線医療科学e-Learning」のeラーニング教材作成支援のためのFDを実施した。
⑤全学教育カリキュラムに沿った授業管理法	⑤学習ポートフォリオを活用した授業管理法に関するFDを実施する。	・学習ポートフォリオを活用するためのFD、及び授業管理法に関するFD「カリキュラムに沿った授業改善法」を実施した。
【156】 教育の改善を不断に図る一助として、専門教育に関する各学部独自のFDを毎年開催する。	【156-1】 全学FDに加えて各部局独自毎のFDを実施する。 【156-2】 大学院担当教員を対象としたFDを実施する。	・全学FDに加えて、すべての学部において専門教育に関するFD（合計22日）を実施した。 ・全研究科で、大学院担当教員を対象とした研究科独自のFDを実施した。
【157】 オンラインによるFDのシステムを構築し、講演形式・ワークショップ形式などの既存の実施方法と併せた総合的なFD実施体制整備を行う。	【157-1】 総合的FD実施体制をより充実させるために、オンラインFDのための基盤整備を継続する。 【157-2】 新たにオンラインFDコンテンツを作成するとともに、オンラインFDコンテンツを用いたワークショップ型のFDを実施する。	・オンライン型FDの実施のための基盤整備を行い、コンテンツの画像・音声の配信についての速度・安定性を向上させた。 ・新たにオンラインFDプログラムとして「情報倫理入門」を開設した。 ・オンラインFDコンテンツ「eラーニング入門」を用いたワークショップ型のFDを実施した。
【158】 FDプログラムとその成果を評価し、評価結果はホームページ等を通じて学内外に公表する。	【158-1】 平成18年度に実施された全学FDに関して、FDプログラムとその成果を評価し、結果をWebで公開する。 【158-2】 各部局において部局FDの成果データの公表を進める。	・平成18年度に実施された全学FDに関して、FDプログラムとその成果を評価し、結果をWebで公開した。 ・教育学部・経済学部・工学部・水産学部では、実施したFDに関する報告書を作成した。

<p>【159】 大学教育機能開発センター評価・FD 部門の機能と役割を明確化し、その機能を教育改善に有効に活用する。</p> <p>①全学教育FDプログラムの研究開発と実施を主に担う。</p> <p>②部局の要請に応じて各部局FDプログラム開発の支援を行う。</p>	<p>【159】 大学教育機能開発センター評価・FD 研究部門及び初年次教育研究開発部門は以下の事業を推進する。</p> <p>①科目別委員会と共同で、全学教育に関するFDプログラムを開発し、実施する。</p> <p>②部局の要請に基づき、オーダーメイド型のFDを開発・提供するとともに、FD・ワークショップ等を通じて、eラーニングに関する先進的取組を積極的に支援する。</p> <p>③初年次教育指導支援システム活用のためのFDを実施する。</p>	<p>①情報処理科目委員会と共同で、全学教育に関するFDプログラムを開発し、実施した。</p> <p>②部局の要請に基づき、授業評価結果の集計データを提供し、FDプログラムの開発に協力した。ワークショップ型FDを実施して、eラーニングによる放射線医療科学の遠隔教育を支援した。</p> <p>③初年次教育指導支援システム活用のためのFDを実施した。</p>
<p>【160】 情報関連教職員により構成されたプロジェクトチームを構築し、情報化時代に対応した、マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツ開発の全学的体制を整備する。</p>	<p>【160】 情報メディア基盤センター情報メディア部門内に組織した学部横断的eラーニング研究会を軌道に乗せる。</p>	<p>・平成18年度に発足した学部横断的なeラーニング研究会を拡充し、5回の研究会を開催し、報告集を附属図書館のリポジトリに登録した。</p>
<p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p>		
<p>【161】 補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう、関連大学・学部と協力してeラーニングのコンテンツ開発など、教材や授業方法の改善を実施する。</p>	<p>【161】 「特色ある大学教育支援プログラム」事業で開発した補習授業「数学」に関するeラーニングコンテンツを本格的に学生に利用させる。</p>	<p>・平成15年度採択特色GP事業「特色ある初年次教育の実践と改善」及び「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」で開発したリメディアル授業「数学」に関するeラーニングコンテンツの利用方法を学生に周知して、その利用を促した。このコンテンツへのアクセス総数は1,203件であった。</p> <p>・複数の大学に所属する学生が1つのテーマについて多面的に学習するため、九州地区国立5大学による「共同授業」及び長崎県内大学・短大・高専による「コーディネート科目」2科目を長崎大学が中心となり開講した。</p>
<p>【162】 全学教育に関しては、大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ、全学協力体制で実施する。</p>	<p>【162】 全学教育に関しては大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ、平成19年度からの新教員組織制度を活用して助教の全学教育への参画を積極的に推進する等、全学教育をより効果的に実施できるような協力体制の強化を推進する。</p>	<p>・全学教育の企画・運営・実施に係る大学教育機能開発センターの機能を活用し、全学出動体制を維持した。</p> <p>・全学教育科目の授業担当に助教を加え、全学教育をより効果的に実施できる体制を整えた。</p>
<p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p>		
<p>【163】 学部・研究科間で共通する授業科目等については共同講義の実施を推進する。</p>	<p>【163-1】 大学院を構成する基礎学部間での単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に進める。</p>	<p>・医学部医学科と薬学部間で「人間生物学」「生理・解剖学Ⅰ・Ⅱ」の共修を実施した。</p> <p>・医学部、歯学部間で連携講座を設置し、「人体解剖実習」を開講した。</p> <p>・医学部医学科と医学部保健学科間で「医と社会」「入門科目」の共修を継続した。</p> <p>・医歯薬学総合研究科を構成する基礎学部間での単位互換やカリキュラム</p>

		<p>の相互乗り入れを進めるため、「生命科学・医療教育センター」を設置した。</p> <p>・経済学部と水産学部で教職関連科目の共同講義6科目を継続した。</p>
	<p>【163-2】教職関連科目の共同講義を継続する。</p>	
<p>【164】特色ある地域の文化や歴史に深く根ざした教育研究を推進する平和・多文化センターの機能を強化し、地域での教育実践に強い教員養成を支援する。</p>	<p>【164】平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた漢陽大学校師範大学の集中講義への学生の参加を引き続き推進する。</p>	<p>・平和・多文化センターの活動の一環として、漢陽大学校師範大学（韓国）、東北師範大学（中国）の講義に学生・教員が参加した（学生24名、教員6名）。</p>
<p>【165】学生の自主的、創造的な活動を支援する創造工学センターの機能を強化、発展させ、工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点形成を目指す。</p>	<p>【165-1】創造工学センター学生のものでづくり部門が担当して、第5回「学生ものでづくり・アイデア展 in 長崎」を実施する。</p> <p>【165-2】平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を更に発展させるために以下の取組を行う。</p> <p>①平成18年度から導入した「創成プロジェクト」の履修学生数を増加させるため、説明会等を開催する。</p> <p>②地元産業界との連携を強化し、本物のものづくりを学生が身近に経験するための新しい授業科目「産学官連携プロジェクト」の導入を目指す。</p>	<p>・創造工学センター学生のものでづくり部門が担当して、第5回「学生ものでづくり・アイデア展 in 長崎」を実施した。また、富山大学で開催された第5回「学生ものでづくり・アイデア展 in 富山」に学生と教員が参加した。</p> <p>・平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」により導入した「創成プロジェクト」を平成20年度からの卒業要件の選択科目に加えることを3学科で決定した。</p> <p>・平成18年度採択現代GP事業「健全な社会を支える技術者の育成」の一環として、「産学官連携プロジェクト実習」を開催するなど、地元企業との連携を強化した。</p>
<p>【166】薬学教育の6年制の実施に向けた教育体制の整備を検討する。</p>	<p>【166】薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な、実務実習模擬薬局の整備及び全国統一共用試験（CBT及びOSCE）の実施を可能にする教育環境の整備を進める。</p>	<p>・薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な実務実習模擬薬局の整備及び全国統一共用試験（CBT及びOSCE）の実施を可能にする教育環境の整備を進めた。</p> <p>・CBT及びOSCEのトライアルを実施した。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④学生への支援に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>○学生への学習支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談・助言体制を見直し、学生の修学指導の充実を図るとともに、ITを活用した新しい学習体制を整備し、学生の学習意欲の向上と自主的学習態度の涵養に努める。 <p>○学生への生活支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談体制の整備を図り、心身の健康保持・増進の支援をはじめ経済支援に努める。また、学内外における学生の自主的活動への支援体制を強化する。就職指導と就職活動支援の体制を整備・充実して大学における教育成果が卒業後に十分発揮出来るよう支援する。 ・社会人・留学生等については、生活支援等において特別の配慮を行うよう努める。
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○学習相談・助言体制等に関する具体的方策		
<p>【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を整備するとともに、TAを配置して指導を充実させる。</p>	<p>【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、TA制度のこれまでの活動成果をまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学部においてクラス担任制等を導入するとともに、TAを配置している。TAの有効利用のため、TAの有効活用についての項目をFDの手引きに設け、学内ホームページに掲載した。 ・教員へのアンケート調査でも、TA制度の効果については高い評価が得られている。
<p>【168】 オフィスアワーの実施を推進する。</p>	<p>【168】 オフィスアワーの実施を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学部でオフィスアワーを継続して実施している。また、全学的にシラバスの記載内容を統一し、教員ごとのオフィスアワーをシラバスに記載して、学習相談、助言を行っている。
<p>【169】 「学生何でも相談室」と、学部等の相談員との連携を密にして相談機能の向上を図る。</p>	<p>【169-1】 休・退学及び不登校に対応するため教務委員会、学生委員会、保健管理センターによる「休・退学等対応方策検討ワーキンググループ」での検討を基に、「学生何でも相談室」と学部等の相談員との連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生相談の充実方策ワーキンググループ」の検討結果をもとに、「休・退学等実態調査委員会」を設置して、休・退学の原因についての全学的調査を行うとともに、各部局においてきめ細かな指導・対策により休・退学等の減少に努めた。 ・「学生相談の充実方策プロジェクトチーム」の検討結果をもとに、「学生何でも相談室会議」及び「メンタルヘルス懇談会」を統合して、各部局、保健管理センター、学生支援センター（「学生何でも相談室」を含む）の相談員で構成される学生相談支援等協議会を設置した。この組織の設置により、学生からの修学、生活相談、メンタル相談に横断的に対応することが可能となった。
	<p>【169-2】 「学生何でも相談室」への相談件数が多い項目について、「学生相談Q&A」を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生何でも相談室」への相談件数の多い事項について、「学生相談Q&A」を作成し、ホームページに掲載した。
	<p>【169-3】 「学生相談の充実方策プロジェクトチーム」の検討結果をもと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生相談の充実方策プロジェクトチーム」の検討結果をもとに、「学生何

	<p>に相談機能を充実させる。</p> <p>【169-4】平成 18 年度に整備したハラスメント対応体制を利用して、ハラスメント相談を強化する。</p>	<p>でも相談室会議」及び「メンタルヘルス懇談会」を統合して、各部局、保健管理センター、学生支援センター（「学生何でも相談室」を含む）の相談員で構成される学生相談支援等協議会を設置した。この組織の設置により、学生からの修学、生活相談、メンタル相談に横断的に対応することが可能となった。</p> <p>・ハラスメント講演会（学生支援課主催 1 件、学部主催 5 件）を開催してハラスメント対応体制を周知し、学生が相談しやすい環境を整えた。</p>
<p>【170】単位取得状況の把握による指導体制を確立する。</p>	<p>【170-1】単位取得状況の把握をより容易にする新 Web 学生支援システムについては、平成 21 年度の導入に向けて準備を進める。</p> <p>【170-2】各学部においては、GPA、共用試験、到達度試験等を用いた教育の成果・効果の分析を継続する。</p> <p>【170-3】医学部医学科においては、学部の特殊性を反映させた独自の成績管理システムを本稼働させ、データの収集、管理・分析を行うシステムを確立させる。</p>	<p>・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムについて、平成 21 年度の導入に向けて、導入スケジュール、Web 学生支援システム協議会及び学務情報推進室の強化を決定した。</p> <p>・これまでに行ってきた GPA や単位取得状況、TOEIC 等の達成度指標を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き継続した。</p> <p>・医学部医学科では、単位修得状況の把握や医師国家試験対策等に利用できる成績管理システムを本稼働させ、データの収集、管理、分析を行い、入試区分と入学後の成績を解析した。</p>
<p>【171】IT 活用のための情報インフラ（自習室、講義室のネットワーク環境等）を計画的に整備する。</p>	<p>【171】情報メディア基盤センターでの受講環境整備の一環として、玄関前のアクセスを改善する。</p>	<p>・情報メディア基盤センターの玄関前のアクセス改善のための整備を行った。</p>
<p>【172】IT 支援による新しい学習体制（教育用サーバを利用したコンピュータ支援授業、衛星回線・インターネット等を利用したオンライン共同授業など）の整備を行い、多様な学習形態を実現する。</p>	<p>【172-1】本学における IT 支援学習体制の全学的整備を進めるために、情報メディアマネージャー体制を充実する。</p> <p>【172-2】講義用ホームページの試行を踏まえ、更に充実する。</p> <p>【172-3】Web 学生支援システムの導入計画の変更に伴い、平成 21 年度の新システム導入に向けて準備を進める。</p>	<p>・情報メディア基盤センター情報メディア部門会議に情報メディアマネージャーを参加させることにより、情報メディアマネージャーによる支援体制を強化した。更に、eラーニング研究会、セミナーの開催等を行い、eラーニングシステムによる学習支援体制を推進した。</p> <p>・LMS 講義用ホームページを開設し、ICT による教育支援を行った。</p> <p>・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムについて、平成 21 年度の導入に向けて、導入スケジュール、Web 学生支援システム協議会及び学務情報推進室の強化を決定した。</p>
<p>○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策</p>		
<p>【173】学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を全学生を対象に中期目標期間中に 2 回行い、学生の現況と要望を的確に把握し重点支援方策を設定するとともに、目標達成度の評価資料としても活用する。</p>	<p>【173-1】平成 16 年度及び平成 18 年度に実施した学生生活調査による学生からの要望を精査し、更なる重点支援方策を設定し、施設等を整備する。</p> <p>【173-2】平成 18 年度に休・退学等対応方策検討ワーキンググループによって策定された対策及び各部局のきめ細かな対策により、休・退学及び不登校学生の減少に努める。</p>	<p>・平成 18 年度に実施した第 10 回学生生活調査を分析し、平成 16 年度に設定した第 9 回学生生活調査に基づく重点支援方策事項の実施状況を検証した。この結果に基づき、改めて第 10 回の重点支援方策を設定し、22 の支援項目（重点支援 11 項目）を設定した。</p> <p>・22 の支援項目のうち、東門バイク駐輪場整備等 21 項目が改善された。</p> <p>・休・退学等対応方策検討ワーキンググループの答申に基づき、「休・退学実態調査委員会」を設置し、休・退学等の原因調査を行い、各部局においてきめ細かな指導・対策により休・退学等の減少に努めた。更に、平成 19 年度採択学生支援 GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」において、</p>

<p>【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持</p> <p>①「学生何でも相談室」にインテーカー（相談窓口）を配置し、学生が相談しやすい環境を整備するとともに、専門のカウンセラーを適切に配置する。</p>	<p>【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持</p> <p>①「学生何でも相談室」と保健管理センターが連携し、片淵・坂本地区の相談体制を充実する。</p> <p>②「学生何でも相談室」に引き続きカウンセラーを配置する。</p>	<p>休・退学、留年に対応するための支援体制を強化した。</p> <p>①学生が相談しやすい環境の整備の一環として、「学生何でも相談室」と併せて、平成19年度採択学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」により、コミュニティー・ライフ・アドバイザー2名を新たに片淵・坂本地区に配置し、それぞれの地区の学生相談に迅速に対応できる体制を整えた。</p> <p>②「学生何でも相談室」に引き続きカウンセラーを配置するとともに、平成19年度採択学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」により、新たにカウンセラー1名を配置し学生相談を充実させた。</p>
<p>②各部局における学生支援担当者、保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談担当者、学生支援センター担当者との連携を十分にして相談機能の充実を図る。</p>	<p>③各部局、保健管理センター、学生支援センターの学生相談に係る連携を強め、相談機能の充実を図る。</p>	<p>③「学生何でも相談室会議」及び「メンタルヘルス懇談会」を統合して、各部局、保健管理センター、学生支援センター（「学生何でも相談室」を含む）の相談員で構成される学生相談支援等協議会を設置した。この組織の設置により、学生からの修学、生活相談、メンタル相談に横断的に対応することが可能となった。</p>
<p>③各学部は、休・退学、留年、不登校の実態の定期的な調査と対応の体制を整備する。</p>	<p>④平成18年度に休・退学等対応方策検討ワーキンググループによって策定された対策及び各部局のきめ細かな対策により、休・退学者及び不登校の学生の減少に努める。</p>	<p>④休・退学等対応方策検討ワーキンググループの答申に基づき、「休・退学実態調査委員会」を設置し、休・退学等の原因調査を行い、各部局においてきめ細かな指導・対策により休・退学等の減少に努めた。更に、平成19年度採択学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」において、休・退学、留年に対応するための支援体制を強化した。</p>
<p>④学生委員会の下に、学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当者で組織する「学生相談支援協議会（仮称）」を置き機動的対応を行う。</p>	<p>⑤学生相談機能を充実させるために、「学生相談支援協議会（仮称）」を設置し規定を整備する。</p>	<p>⑤「学生何でも相談室会議」及び「メンタルヘルス懇談会」を統合して、各部局、保健管理センター、学生支援センター（「学生何でも相談室」を含む）の相談員で構成される学生相談支援等協議会を設置してその規程を整備した。これにより、学生からの修学、生活相談、メンタル相談に横断的に対応することが可能となった。</p>
<p>【175】 心身の健康保持・増進等の支援</p> <p>①保健管理センターにおける定期健康診断の受診を徹底させ、学部学生にあっては現状の高受診率（80.7%；新入生 98.7%）を維持するとともに、大学院生の受診率（60.6%）を向上させる。</p>	<p>【175】 心身の健康保持・増進等の支援</p> <p>①健康診断については、学生の指導教員を通じて受診を促すとともに、オリエンテーション等で健康診断の重要性を訴え、受診率の向上を図る。</p>	<p>①健康診断については、学生の指導教員を通じて受診を促すとともに、オリエンテーション等で健康診断の重要性を理解させ、健康診断への受診を促したことにより高い受診率を維持した。（学部 89.8%、大学院 66.0%、留学生 71.7%）</p>

<p>②学生の福利厚生改善のため、長崎大学生協同組合等と大学との定期的協議の場を新たに設け、特に食堂の整備と健康に留意したメニューの充実を図る。</p>	<p>②学長と長崎大学生協同組合との懇談会において、食堂の整備と学生・教職員の健康に留意したメニューの充実について協議し、一層のメニュー改善を図る。</p>	<p>②食堂のテーブル（30台）、椅子（120脚）の更新を行うとともに、保健管理センターの指導の下、学生・教職員の健康に留意した、食堂メニューの改善を行った。</p>
<p>③一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場の整備に努める。</p>	<p>③学生支援施設（各種運動施設、コミュニケーションルーム）の整備を引き続き進める。</p>	<p>③「学生顧客主義」に基づいて、学生支援設備の整備に重点的に経費を充て、音楽練習棟防音設備改修及び課外活動棟階段改修等の整備を行った。</p>
<p>【176】 就職支援 ①企業での就労体験を持つキャリアアドバイザーを配置する等就職情報室の充実を図る。 ②全学及び各学部の就職担当教職員が連携して全学的就職指導体制を充実・強化する。 ③外部（企業等）から講師を招きキャリア教育を授業として実施する。 ④各学部においてキャリア教育やインターンシップを単位化し、一層の推進と充実を図る。</p>	<p>【176】 就職支援 ①キャリアアドバイザー配置を継続するとともに、キャリア情報の充実とキャリア情報コーナーの利用を促進する。 ②「キャリア支援のあり方検討ワーキンググループ」の結果を受けてキャリア形成支援を充実させる。 ③就職支援担当教員連絡会等で、各学部の就職担当教職員が就職支援事業の情報を共有し、就職指導の充実を図る。 ④就職委員が外部講師の推薦など、キャリア科目の授業実施に参画し、更なる充実を図る。 ⑤全学教育科目、専門教育でのキャリア教育・インターンシップを充実させる。特に、工学部においては、平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）事業の一環として設置された「工学部産学官連携教育支援室」を中心に、地元産業界との連携を強化する。</p>	<p>①「就職なんでも相談室」キャリアアドバイザーを1名増やして4名とし、相談件数の増加に対応した（相談件数 平成18年度171件、平成19年度206件）。また、キャリア情報コーナーに就職指導情報誌を160冊整備し充実させた結果、就職率が向上した（平成18年度93.0%、平成19年度96.2%）。 ②キャリア形成支援のために、平成19年度採択学生支援GP事業「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」のコミュニティー・ライフ・アドバイザーと部局教員・学生支援部職員の連携を進めた。 ③各学部の就職担当教職員による意見交換会を開催して、学部で実施する一部の就職支援を全学部に公開する等全学的就職指導体制を充実・強化している。 ④全学教育の「キャリア概論」及び「キャリア概論・インターンシップ」科目の開講時間数を増やし、外部講師13名として充実を図った。 ・薬学部においては、特別教育研究プログラム「離島・僻地医療に貢献できる薬剤師の養成教育システムの構築」に従って、4年次生の離島（上・下五島）での臨床実習を開始した。また、平成19年度採択大学高度化推進経費による教育改革プログラム「薬科学科学生の就職意欲向上を目的とする企業、研究所等の早期見学・体験」の実施を通じて、企業・研究所等と連携した教育を強化した。 ・工学部においては、平成18年度採択現代GP事業「健全な社会を支える技術者の育成」の一環として、「工学部産学官連携教育支援室」が中心となり、「産学官連携プロジェクト実習」を開催するなど、地元企業と連携した教育を強化した。 ・教育学部では、平成18年度採択教員養成GP事業「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」の一環として、蓄積型体験学習を実施し、地域社会と連</p>

<p>⑤全学及び各学部において進路ガイダンス、講習会、企業訪問、企業説明会などを企画、実施する。</p>	<p>⑥学内合同企業説明会の実施方法等を工夫し、参加企業及び参加学生の増加を図る。</p> <p>⑦就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。</p>	<p>携した教育を展開した。</p> <p>⑥学内合同企業説明会の開催を年2回実施し、期間を昨年3日間を5日間にした結果、参加企業が150社から215社に増加した。また、参加学生も658名から902名に増加した。</p> <p>⑦学生の自主企画を学長裁量経費により支援し、学生の就職活動を支援する就活サポートクラブによる「就活革命 2009 未来へのアタックチャンス」、都市部の教育事情についての講演会「都市部における教職の現状とそこに求められる教師像」、将来設計・就職にあたっての知見の獲得の勉強会「就職フォーラム」が実施され、865名の学生が参加した。</p>
<p>【177】 学生の自主的活動の支援 ①競技会・展覧会等での成績優秀者及びボランティア活動などに対する表彰制度や報奨制度を実施する。</p> <p>②大学キャンパス施設整備計画の重点項目の一つとして、学生プラザや体育館など学生支援施設の整備・充実に取り組む。</p>	<p>【177】 学生の自主的活動の支援 ①競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する学長表彰を引き続き実施するとともに報奨制度の在り方について検討する。</p> <p>②学生支援施設（各種運動施設、コミュニケーションルーム）の整備を引き続き進める。</p>	<p>①競技会、展覧会、公演会等で顕著な業績を挙げた学生又は学生団体に対し学長賞を設けて、年2回の学長表彰を行っている。また顕著な活動実績のあるサークルに対しては、備品等（ティンパニー、サッカーゴール、蛇踊り衣装等）の支援を行った。</p> <p>②「学生顧客主義」に基づいて、学生交流の場の整備に重点的に経費を充て（新築及び改修の経費として、平成17年度72,852,500円、平成18年度38,892,000円、平成19年度39,032,700円）学生の交流の場としてのリフレッシュルーム及びガーデンテーブルの設置や、サークルセンター2号棟新営、補助体育館、テニスコート改修、音楽練習棟防音設備改修、課外活動棟階段改修等の課外活動施設の整備を行った。</p>
<p>【178】 経済的支援 ①学費免除制度を活用するとともに、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。</p> <p>②大学院生に対しては、TA、RA（リサーチ・アシスタント）制度によるほか、内部・外部資金の弾力的活用による研究支援員等の枠を拡大する。</p>	<p>【178】 経済的支援 ①社会人に対する学費免除による経済支援を充実させる。</p> <p>②各種財団等による奨学金制度を積極的に活用するとともに、外部資金による奨学金制度創設の可能性を検討する。</p> <p>③TA、RA経費を確保し、大学院生のTA、RAへの雇用を継続する。</p> <p>④外部資金による研究支援員等への雇用を増やす。</p>	<p>①運営費交付金による授業料免除に加え、再チャレンジ支援プログラムによる社会人学生等への授業料免除を実施した。</p> <p>②給付制度を持つ奨学団体について学生へ周知し、2名の学生がその制度を活用した。</p> <p>③・平成18年度と同額のTA、RA経費を確保し、大学院生のTA、RAへの雇用を継続した。 ・平成19年度に採択された再チャレンジプログラム経費により「特別RA」制度を設け、新たに12名の社会人学生を研究支援員として雇用した。（1,770時間雇用）</p> <p>④外部資金による研究支援員等への雇用を増やした。（大学院生の研究支援員等への雇用：15名、9,308時間雇）</p>
<p>○社会人及び留学生等に対する配慮</p>		
<p>【179】 社会人に対する配慮 ①教育環境に配慮した施設・設備（保育施設、夜間照明、駐車場等）を整備する。</p>	<p>【179】 社会人に対する配慮 ①社会人（特に夜間主コース）学生の教育環境に配慮し、共用場所の夜間照明の整備に更に努力する。</p>	<p>①経済学部夜間主コース学生の教育環境及び附属図書館の閉館時間に合わせ共用場所の夜間照明、駐車場の整備を行った。</p>

<p>②学生相談体制，オフィスアワー，食堂等の夜間機能を整備する。</p>	<p>②学生相談体制，オフィスアワーを継続する。図書館，学生施設等の夜間機能を充実する。</p>	<p>②・全てのクラスでの学年担任制の継続，シラバスへのオフィスアワー及びeメールアドレス等教員へのコンタクト法の記載等に加え，平成19年度採択学生支援GP事業による新たなカウンセラーとコミュニティー・ライフ・アドバイザー配置，経済学部夜間主コースへの再チャレンジ支援職員の配置，社会人への相談体制を強化した。 ・附属図書館全館における試験期間の土曜日，日曜日，祝日の開館時間延長，附属図書館経済部分館における日曜開館時間の延長により，社会人も使いやすい環境整備を進めた。 ・学内食堂については，閉店時間を19：45に延長した。経済学部夜間主コース学生の教育環境及び附属図書館の閉館時間に合わせ共用場所の夜間照明，駐車場の整備を行った。</p>
<p>③利用者のニーズに対応して，附属図書館等の夜間開館時間の延長を実現する。</p>	<p>③附属図書館の開館時間を更に延長する方策を検討する。 ④携帯電話の機能に対応して，図書館サービスの更なる拡充を検討する。</p>	<p>③附属図書館全館において，試験期の土曜・日曜・祝日の閉館時刻を17：00から18：30に延長した。また，医学分館・経済学部分館では，中央図書館に合せて開館時刻を9：00から8：40に繰り上げた。更に，経済学部分館では，他の2館に合せて日曜の開館時刻を13：00から10：00に繰り上げた。 ④継続して，携帯電話向けのお知らせ・当日の開館時間・開館予定・休館予定・蔵書検索・貸出予約情報サービスを行った。また，登録者に対する督促・お知らせメールサービスを行った。</p>
<p>【180】留学生に対する配慮 ①部局の留学生担当専門教育教員を活用するとともに，チューター制度を整備・発展させる。 ②留学生交流のためのスペースを整備・充実させる。 ③国際交流会館の拡充，企業の社員寮等の借り受けなど，留学生用宿舎の確保に努める。 ④留学生のための大学独自の</p>	<p>【180】留学生に対する配慮 ①留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化し，チューター制度の充実を図る。 ②国際交流プラザの充実を図る。 ③長崎地域留学生交流推進会議との連携を図り，留学生用宿舎の確保に努める。 ④国際交流会館拡充のための方策を検討する。 ⑤長崎県，長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生活用・支援</p>	<p>①留学生センター教員，部局の留学生指導主事等の連携を図る留学生センター連絡協議会を開催して支援体制を充実するとともに，チューター制度を有効に機能させるために，チューターガイドブックの留学生指導教員全員への配布及びチューターオリエンテーション等を実施した。更に，留学生課ホームページにチューター制度のページを設け，この制度を広く周知させることによりチューター制度の効果的運用を図った。 ②留学生センターコンピュータ室PCの更新，留学生センター教室の整備を順次進めるとともに，平成16年度に国際交流プラザを設置し，留学生の憩いの場，課外学習の場，日本人学生との交流の場，海外留学資料提供の場として供した。同スペースには英語，中国語，韓国語対応パソコン（9台），電子掲示板等を設置している。国際交流プラザにパソコンを増設し設備の充実を図った。更に，日本人学生の海外留学体験報告掲示板を設けた。 ③長崎地域留学生交流推進会議との連携を図り，比較的安価な民間住宅の情報を得て，留学生に提供した。 ④国際交流会館増設を図るため，民間企業との協議を継続して行った。 ⑤長崎県，長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生活用・支援事業の</p>

奨学金制度や、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。	事業の在り方を検討するために設置されたワーキンググループに参画し、奨学金制度の充実を図る。	在り方を検討するために設置されたワーキンググループに参画し、留学生支援策を検討した。また、新たにアシュラン国際奨学財団奨学金及び三菱商事外国人留学生奨学金を獲得した。
【181】 障害者に対する配慮 ①施設のバリアフリー化を一層進める。	【181】 障害者に対する配慮 ①施設のバリアフリー化を引き続き進める。	①文教町2団地構内にバリアフリー対応専用駐車場を総合教育研究棟周辺並びに放送大学の利用者も利用可能なように図書館・放送大学長崎学習センター棟周辺の計2カ所に設置した。工学部本館，教育学部本館，水産学部本館，附属中学校校舎改修工事において，多目的便所，身障者対応エレベーター，スロープを設置し，また，工学部本館，水産学部本館の玄関に自動扉を設置してバリアフリー化を実施した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	<p>○大学の理念を研究面から実現するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の理念を研究面から実現するため、大学院に重点をおいた研究の一層の高度化を推進し、国際水準の研究成果を生み出すことを目標とする。研究の推進に当たっては、アジアを中心とする諸外国との連携・協力の下、長崎大学として特色のある学問分野を育てるとともに、地域の諸問題を研究課題として積極的に取り上げることを基本とし、そのための資源の重点配分を行う。 <p>○成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果は、大学院教育に積極的に反映させ、高度な専門性を備えた人材養成に生かすとともに、地域社会の発展のために活用する。 <p>○研究の水準・成果の検証に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の水準・成果については、それぞれの学問分野毎に国際基準や社会的評価等を用いて検証する。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○目指すべき研究の方向性		
【182】総合大学として本学が有する施設設備や研究組織、研究内容・方法の多様性を活用し、その特性を生かした学際的・総合的研究を推進する。	【182-1】平成18年度に本学の特性をもとに策定した重点研究10課題を戦略的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学際的・総合的な研究課題である重点研究10課題を推進するため、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）により国際シンポジウム開催等の支援を行ったほか、間接経費（全学共通経費）により、共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。 ・科学技術振興調整費「地方総合大学における若手人材育成戦略」事業実施にあたり、重点研究課題を推進するテニュア・トラック助教を採用した。
	【182-2】国際連携研究戦略本部の機能を活用し、アジアを中心とした国際連携研究を熱帯病・感染症領域から他領域（放射線医療科学、海洋環境領域など）へ更に拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・JSPSの国際戦略本部強化事業の中間評価結果を踏まえ、国際連携研究の領域の拡大、人材養成機能の強化、海外発信戦略の強化を検討した。
【183】地域が抱える諸問題を積極的に研究課題として取り上げ、それらの研究活動を通して、当該分野におけるアジアや世界での中核的研究拠点形成を目指す。	【183-1】重点研究10課題を中心に、世界的中核拠点形成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」がグローバルCOEプログラムに採択され、引き続き世界的な研究拠点の構築を行った。
	【183-2】国際連携研究戦略本部は新たに国際保健領域における複数のODA関連プロジェクトの受託を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケニア拠点でのJICAプロジェクト「草の根技術協力事業」（平成18年度採択）の契約締結に向け準備を進めている。また、新規プロジェクト受託を目指し、平成19年度の大学高度化推進経費（年度計画対応経費）により「国際保健領域における新規プロジェクト獲得のための調査」としてベトナム、タイ及びJICA等の国内関連機関への調査と協議を行った。
【184】重点的に育てようとする研究分野を選定し、その研究課題に対して研究費、研究スペース及び人的資源面で積極	【184】平成18年度に策定した重点研究10課題から申請された支援要望項目を整理し、外部資金も活用して戦略的な支援を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学長裁量経費（重点研究課題推進経費）により国際シンポジウム開催等の支援を行ったほか、間接経費（全学共通経費）により、共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。 ・水産学部本館改修工事に伴い確保された共用スペース（オープンラボ）を

的に支援する。		重点研究課題に重点的に配分した。 ・科学技術振興調整費「地方総合大学における若手人材育成戦略」が採択され、重点研究課題を推進するテニユア・トラック助教を採用した。また、テニユア・トラック助教の採用に伴い、独立して研究を行える研究設備・スペースを確保した。
【185】 本学の特色となりうる基礎的研究や萌芽的研究を推進する。	【185】 基礎研究支援の一環として学長裁量経費による出版助成を実施する。	・部局への基盤的研究経費を確保するとともに、学長裁量経費（公募プロジェクト経費）により、萌芽的研究支援 23 課題及び出版助成 2 件を行った。
○大学として重点的に取り組む領域		
【186】21 世紀 COE プログラムとして採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の推進。	【186】 グローバル COE 獲得にむけて 21 世紀 COE の後継プログラムとして推進してきた放射線医療科学分野及び感染症科学分野を積極的に支援する。	・平成 19 年度グローバル COE プログラムに「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が採択された。 ・平成 20 年度グローバル COE プログラムに熱帯病・新興感染症分野の応募を行った。
【187】 東南アジア・東アジアに近いという本学の地理的特性に基づく特色ある研究。	【187-1】 経済学部創立 100 周年寄附金を財源として東南アジア経済に関わる組織的研究を支援する。	・経済学部としてアジア経済研究所、中国経済情報研究会等の会員となり、開発途上地域に関する出版物、中国経済に関する各種調査資料及びアジアの政治・経済情報のデータベース利用などの提供を受け、積極的に情報収集を行った。 ・経済学部創立 100 周年寄附金を財源として東南アジア経済に関わる組織的研究を支援した。
	【187-2】 新たな学術協定締結大学（校）を中核とし、日本-台湾-韓国-中国を結ぶ環境学研究教育の交流ネットワーク形成を推進する。	・環境学研究の交流ネットワーク形成のため、淡江大学（台湾）、江原大学（韓国）に続き、本年度は吉林大学（中国）との学術交流協定締結を行った。
【188】 東シナ海域及びその周辺域をフィールドとした海洋環境保全・修復や水産資源育成に関する研究。	【188】 環東シナ海海洋学・水産学研究を国際的に展開するために、本学が中心となり、済州大学校、上海水産大学、琉球大学の四大学による国際ワークショップ開催を支援する。	・学長裁量経費（重点研究課題推進経費）の支援を受け、本学が当番校となって第 6 回東シナ海海洋・水産国際ワークショップを開催し、共同研究の推進等を図った。新たに教育セッションを設け、若手研究者育成の連携を進めた。
【189】 分子認識科学など最先端分野における国際連携研究。	【189】 本学の特色ある最先端分野の一つで、重点研究課題とした「国際感染症創薬研究事業」を積極的に推進し、文部科学省「橋渡し研究支援推進プログラム」への事業参加を目指す。	・平成 18 年度に引き続き「世界保健ニーズに応える医薬品研究開発のためのディプロマ・コース」を開催し、「感染症創薬研究推進拠点」へと展開している。文部科学省「橋渡し研究支援推進プログラム」への事業参加を目指しているが、平成 20 年度の公募はなかった。 ・平成 19 年 11 月に長崎ブリックホールにおいて、約 500 名の参加者を集めて「反応と合成の進歩シンポジウム」を開催した。
【190】 少子化、高齢化、地域災害、医療、福祉、健康管理など、現代の諸問題に加えて離	【190】 少子化、高齢化、地域災害、医療、福祉、健康管理など、現代の諸問題や本学の特性を踏まえた学際的研究を推進する。	・離島・へき地・高齢化という地域特性に対応した、離島・へき地に暮らす高齢者のための工学支援に関する研究を推進した。 ・長崎大学工学部テクノエイド教育研究センターと県内民間企業 8 社との共

<p>島や山間部の多い長崎の地形的特殊性及び被爆地としての特殊性を踏まえた学際的研究。</p>		<p>同研究を推進して、医工連携研究である「長崎出島発！次世代福祉・介護用具産業創出事業」に対する助成金の獲得を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長崎県工業技術センター等との連携によるレーザー血糖値計の開発研究が平成19年度都市エリア産学官連携促進事業（FS）に採択された。
<p>【191】産官と連携し地域企業を活性化するための特徴ある先端的研究。</p>	<p>【191】各省庁等の公募に対応した産学官連携の研究プロジェクトを設定し、推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度文部科学省科学技術振興調整費に「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」が採択され、事業を開始した。 長崎県との共同研究事業「大村湾の流動特性に関する研究」「魚類の免疫機能強化に係る研究」を開始した。 平成19年度文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業（FS）に、長崎県工業技術センター等との連携の下に、レーザー血糖値計、肺音測定装置、膀胱蓄尿量測定装置の開発研究を基にした「非侵襲 QOL 医療診断技術及びそれらを活用した遠隔医療システムの開発」が採択され、事業を開始した。
<p>○成果の社会への還元に関する具体的方策</p>		
<p>【192】既存の産学官交流をさらに推進するために、大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、それによる共同研究等を通して地域社会との連携を図る。</p>	<p>【192-1】学内研究室訪問、企業訪問の活動を推進し、シーズとニーズのマッチングの増加を図る。</p> <p>【192-2】長崎大学産学官連携機構を中心に自治体等との共同研究を図るとともに、商工会議所等を介した県内企業との交流会を推進する。</p> <p>【192-3】首都圏でのコラボ産学官交流会を活用し、首都圏における産学連携を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究交流センターが中心になって、県内の金融機関（十八銀行、中小企業金融公庫長崎支店）の支援の下でコラボ産学官交流会や面談相談会を開催し、更に工学部の協力の下に、テーマ毎の研究室見学、相談会を行うことによって、地場企業との共同研究の発掘に努めた。結果、県内企業とは23件の共同研究があった。 産学官連携機構は、県内産業活性化に向けて、長崎県、(株)長崎 TLO との共同研究「ものづくりに関する技術・製品開発成果の市場性評価にかかる調査研究」を行い、県内での新産業創造に向けて、長崎県委託事業「創薬・医工連携関連産業（治験関連産業）創出にかかる調査業務」を受託した。 共同研究交流センターは長崎地域の工業会、中小企業同友会、中小企業中央会等の委員会、会議に参加し情報発信・収集を行った。 コラボ産学官へ参画し、情報発信・収集を行った。首都圏での活動を更に推進するために活動拠点を都心に移転した。
<p>【193】研究活動によって得られた学術情報の有効利用のため、各種情報のデータベース化を図り、その学内支援体制を構築する。</p>	<p>【193-1】共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を継続する。</p> <p>【193-2】附属図書館は学内で作成された研究成果を一元的に収集・発信する学術機関リポジトリの拡充を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究交流センターが構築している研究者情報データベースへの登録を推進することにより、その内容を充実した。 国立情報学研究所の最先端学術情報基盤（CSI）構築推進委託事業を継続して実施し、学内研究紀要論文全文データの遡及的リポジトリ搭載を推進した。この結果、「長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）」は、登録件数が1万件を突破し、Webometrics Ranking of World Universities が2008年1月に発表した世界の学術機関リポジトリランキング Webometrics Ranking of World Repositories で、国内第8位、世界第170位にランクされた。また、国大協九州地区企画委員会リポジトリ部会との連携を進めた。
<p>【194】達成された研究成果については、新たな産業の創出に</p>	<p>【194】長崎大学産学官連携機構と長崎 TLO の連携を継続し、一層の活動推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長崎大学産学官連携機構の知的財産部と(株)長崎 TLO は、技術カテゴリー毎にシーズ発掘からマーケティングまで一貫体制で対応した結果、技

<p>寄与するため、独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織（知的財産本部）・技術移転機関（TLO）の連携のもとに技術移転を行う。</p>		<p>術移転の実績は契約件数 14 件、特許料収入は 8,978 千円（前年度の契約件数 9 件、特許料収入 7,354 千円）に上がった。更に、両組織の連携の下に長崎県との共同研究と委託事業を行った。</p>																
<p>【195】学内研究施設・研究室の学外開放を推進する。</p>	<p>【195-1】共同研究交流センターの学内共同利用機器について、学外利用規定を策定する。</p> <p>【195-2】環境教育研究における地域連携のコーディネートセクションとして、環境教育研究マネジメントセンターを開設する。</p>	<p>・利用規程及び使用の手引きを整備するとともに、化学系研究設備有効活用ネットワークに参加し、全国国立大学法人等が連携して研究設備の相互利用、共同利用を開始した。</p> <p>・環境科学部に環境教育研究マネジメントセンターを設置し、雲仙Eキャンレッジプログラムを具体化した。</p>																
<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p>																		
<p>【196】本学における研究分野や研究活動の多様性に基づき、研究水準の設置対象を人文、社会、自然、生命科学系に区分し、それぞれの分野での COE 研究水準、学内重点研究水準を検討・設定するための体制を整備する。</p>	<p>【196】重点研究 10 課題から提出された要望を戦略的に実施するとともに、研究進捗状況をグローバル COE 企画運営委員会が点検・評価する。</p>	<p>・重点研究 10 課題を推進するため、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）により国際シンポジウム開催経費等の支援を行ったほか、間接経費（全学共通経費）により、共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。</p> <p>・研究企画推進委員会の下にグローバル COE 企画運営ワーキンググループを設置し、重点研究課題の研究進捗状況の点検・評価の方法を検討した。</p> <p>・重点研究課題から優先的にグローバル COE プログラムに申請した。</p>																
<p>【197】生命科学系では、中期目標期間中に SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させる。</p>	<p>【197】生命科学系では各分野ごとのインパクトファクター合計点を点検、整理するとともに、引き続き SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を中期計画期間内に増加させることを目指す。</p>	<p>・生命科学系の SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数は、平成 18 年（暦年、事項まで同じ）を超えなかった。</p> <table border="1" data-bbox="1312 925 2038 1005"> <tr> <th>平成 16 年</th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 18 年</th> <th>平成 19 年</th> </tr> <tr> <td>877 編</td> <td>785 編</td> <td>846 編</td> <td>791 編</td> </tr> </table> <p>・生命科学系のインパクトファクター合計点も、平成 18 年を超えなかった。</p> <table border="1" data-bbox="1312 1077 2038 1157"> <tr> <th>平成 16 年</th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 18 年</th> <th>平成 19 年</th> </tr> <tr> <td>2,732.418</td> <td>2,274.708</td> <td>2,659.698</td> <td>2,165.497</td> </tr> </table>	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	877 編	785 編	846 編	791 編	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	2,732.418	2,274.708	2,659.698	2,165.497
平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年															
877 編	785 編	846 編	791 編															
平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年															
2,732.418	2,274.708	2,659.698	2,165.497															
<p>【198】人文、社会、自然、生命科学系では、中期目標期間中にレフリー付きの学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表件数、特許の出願数を中期目標期間中に増加させる。</p>	<p>【198】人文、社会、自然、生命科学系全ての分野で、中期計画期間中に学術雑誌に公表する研究論文や著書等の発表件数、特許の出願数増加を目指し、分野ごとの状況を整理し、支援策を設定する。</p>	<p>・人文、社会、自然、生命科学系全ての分野の研究論文・著書等、学会等での成果発表回数が増加するものの、全体的に前年度を超えなかった。</p> <p>・分野ごとの状況を整理し、学長裁量経費（公募プロジェクト経費）により、文系教員を主な対象とした出版助成事業を開始した。</p> <table border="1" data-bbox="1312 1372 2072 1481"> <tr> <th></th> <th>平成 16 年</th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 18 年</th> <th>平成 19 年</th> </tr> <tr> <td>審査制を備えた欧 文の発表論文数</td> <td>1,402</td> <td>1,391</td> <td>1,577</td> <td>1,508</td> </tr> </table>		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	審査制を備えた欧 文の発表論文数	1,402	1,391	1,577	1,508						
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年														
審査制を備えた欧 文の発表論文数	1,402	1,391	1,577	1,508														

		<table border="1"> <tr> <td>審査制を備えた和文の発表論文数</td> <td>660</td> <td>639</td> <td>721</td> <td>606</td> </tr> <tr> <td>審査制を備えない欧文の発表論文数</td> <td>462</td> <td>476</td> <td>251</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>審査制を備えない和文の発表論文数</td> <td>681</td> <td>758</td> <td>1,041</td> <td>1,106</td> </tr> <tr> <td>著書(教科書・専門書等)</td> <td>466</td> <td>552</td> <td>460</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>国際学会での研究成果の発表回数</td> <td>1,107</td> <td>1,086</td> <td>1,155</td> <td>1,193</td> </tr> <tr> <td>国内学会での研究成果の発表回数</td> <td>3,801</td> <td>3,716</td> <td>4,207</td> <td>4,288</td> </tr> <tr> <td>学術賞の受賞件数</td> <td>100</td> <td>91</td> <td>93</td> <td>72</td> </tr> </table> <p>特許出願数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> </tr> <tr> <td>特許出願数</td> <td>27</td> <td>58</td> <td>46</td> <td>68</td> </tr> </table>	審査制を備えた和文の発表論文数	660	639	721	606	審査制を備えない欧文の発表論文数	462	476	251	252	審査制を備えない和文の発表論文数	681	758	1,041	1,106	著書(教科書・専門書等)	466	552	460	420	国際学会での研究成果の発表回数	1,107	1,086	1,155	1,193	国内学会での研究成果の発表回数	3,801	3,716	4,207	4,288	学術賞の受賞件数	100	91	93	72		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	特許出願数	27	58	46	68
審査制を備えた和文の発表論文数	660	639	721	606																																											
審査制を備えない欧文の発表論文数	462	476	251	252																																											
審査制を備えない和文の発表論文数	681	758	1,041	1,106																																											
著書(教科書・専門書等)	466	552	460	420																																											
国際学会での研究成果の発表回数	1,107	1,086	1,155	1,193																																											
国内学会での研究成果の発表回数	3,801	3,716	4,207	4,288																																											
学術賞の受賞件数	100	91	93	72																																											
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																											
特許出願数	27	58	46	68																																											
<p>【199】 社会への説明責任を果たすために、研究内容と成果を公開することによって、社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける。</p>	<p>【199-1】 学内で推進されている大型プロジェクトのホームページを充実させるとともに、一般市民を対象とした公開講座を実施する。</p> <hr/> <p>【199-2】 コラボ産学官交流会を開催し、産学連携を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に採択されたグローバルCOEプログラム「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」や科学技術振興調整費「地方総合大学における若手人材育成戦略」について新たにホームページを開設するなどの充実を図った。 熱帯医学研究所で全国附置研究所・センター長会議開催に併せて公開シンポジウムを開催した。 長崎大学と長崎市教育委員会との共催で対話型公開講座「長崎出島サイエンスカフェ」を開始した。今年度は学部横断型で「長崎発の環境知」をテーマにプログラムを組み、計8回、延べ103名の市民の参加があった。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融公庫長崎支店支援の下に、工学部及び生産科学研究科の教員を中心に、長崎地区の企業を対象にコラボ産学官交流会をい、産学連携を推進するとともに、企業からのニーズに対応した研究の水準を上げた。 																																													
<p>【200】 各部局においても上記項目等の検討によって共通認識となされた水準に従って研究の進展状況の評価する。</p>	<p>【200】 部局が推進する研究課題については、当該部局が各分野研究水準を基に進捗状況の評価し、その後の推進方向を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 部局が推進する研究課題については、部局が検討した研究水準の維持、進展の評価及び推進の方向性を、毎年度、概算要求学内ヒアリングにおいて意見交換している。その結果を大型の競争的外部資金の申請に当たって参考にしている。 																																													

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 研究科内，研究科間の学内共同研究，関連研究分野間の国内，国際共同研究，海外研究拠点形成を視野に入れた研究，地域的要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し，多様な研究活動を柔軟に推進できる弾力的研究実施体制を整備する。これらの研究を大学全体として支援するため，研究者及び研究支援者等の配置，研究費等の配分，研究設備・スペースの整備等に当たっては，重点的に資源を配分する。重点研究課題に関しては，一定期間毎に，適正な評価を行う。その他基礎的研究，萌芽的研究等すぐに成果が現れることが困難な研究の推進を図る。 課題研究等によって得られた研究成果は，その適正な管理に努めるとともに，そのための環境整備に努める。 積極的な産学官の連携を通して新研究領域への進出と開拓を進め，独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織を構築し機能させる。 研究活動及びその成果については，適正な評価を行うとともに，その評価結果を研究支援の在り方等に反映させる。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な研究者等の配置に関する具体的方策		
【201】多様な研究活動を柔軟に推進するための研究者及び研究支援者の配置を可能とする全学的な調整システムを構築する。	【201-1】国内外研究機関や組織へ調査研究業務委託が可能となる制度を構築し，実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 海外拠点（ベトナム）において現地の研究機関と契約し，健康小児の咽頭ぬぐい液における細菌性呼吸器病原体の常在定着パターンと存在量の調査を実施した。
	【201-2】有能な若手教員や研究者育成に向けてのテニユア・トラック制度を構築し，運用を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> 「地方総合大学における若手人材育成戦略」が科学技術振興調整費の若手研究者の自立的環境整備促進プログラムに採択され，重点研究課題においてテニユア・トラック制度による助教12名の採用を行った。
【202】国際共同研究のための海外からの専門家の招聘を推進する。	【202】教育研究の国際化のため海外からの教職員の採用を引き続き推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に在籍した外国教員は34名で，このうち年度内に新規に採用した教員は8名であった。 「地方総合大学における若手人材育成戦略」が科学技術振興調整費の若手研究者の自立的環境整備促進プログラムに採択され，海外研究機関から3名のテニユア・トラック制度による助教の採用を行った。
【203】重点研究プロジェクトのポスト採用を推進するため，その財政的基盤構築を含めた全学レベルでの支援体制を整備する。	【203】重点研究10課題を中心に，大型の競争的外部資金獲得を支援・推進するとともに，学長裁量による経費を活用し新たにポストを採用する。	<ul style="list-style-type: none"> グローバルCOEプログラム，特別教育研究費連携融合事業及び科学技術振興調整費などの競争的外部資金等を活用し，45名のポストを採用した。 このうち重点研究課題に関連するポストは学長裁量経費（重点研究課題推進経費）による支援を含め20名を採用した。
【204】研究方針に沿った客員研究員，日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。	【204】研究方針に沿った客員研究員，日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。	<ul style="list-style-type: none"> 日本学術振興会の特別研究員6名，外国人特別研究員5名を受け入れた。 外国人客員研究員38名を受け入れた。

<p>【205】RA を重要な研究支援者として、さらに有効に活用できるような体制を整備する。</p>	<p>【205】新たに設定する RA の雇用計画に基づき、RA の活用を更に促進する。</p>	<p>・ RA 経費の配分にあたって、大学院の在学者数、定員充足率等を考慮し、新たな雇用計画に基づき、優秀な大学院生を確保した。</p>
<p>【206】技術職員及び教務職員の適切な配置のための見直しを行い、技術的レベルの向上と研究面における活性化を図る。</p>	<p>【206】前年度に教育研究支援部を設置した地区においては、支援部独自の機能を生かし、専門的能力の向上のために、退職者の技術継承のための研修等を企画し、実施する。</p>	<p>・九州地区国立大学法人等が輪番で開催する「技術職員スキルアップ研修」及び「技術専門員研修」へ技術職員を派遣し、技術的レベルの向上を図るとともに、技術の継承及び保存に関して指導的役割を果たせるよう資質の向上を図った。</p>
<p>○研究資金の配分システムに関する具体的方策</p>		
<p>【207】長崎大学で育てるべき重点研究課題の選定など、研究の企画・推進を図るための研究企画推進委員会を設置し、重点的資金配分を行う体制を整備する。</p>	<p>【207】前年度に選定した重点研究 10 課題を財政的に支援するために、各課題からの要求項目を整理し、グローバル COE 企画運営委員会の審議を経て、役員会で支援項目を決定する。</p>	<p>・重点研究 10 課題を推進するため、研究企画推進委員会の審議に基づき、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）により国際シンポジウム開催経費等の支援を行ったほか、間接経費（全学共通経費）により、共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。 ・重点研究課題から優先的にグローバル COE プログラムに申請した。</p>
<p>【208】重点配分対象となった研究課題に関しては、一定期間毎に研究成果の報告を義務づけ、ホームページ等で公表する体制も整備する。</p>	<p>【208】重点研究 10 課題については成果の報告を義務付け、ホームページに公表する。</p>	<p>・科学技術振興調整費「地方総合大学における若手人材育成戦略」事業における助教の国際公募にあたり、重点研究課題の概要をホームページで紹介した。 ・2つの 21 世紀 COE プログラムの研究成果をホームページにて公表したほか、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）により重点研究課題の研究成果公表のためのホームページ作成を支援した。</p>
<p>○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p>		
<p>【209】研究施設・設備の充実と効率的利用を図るため、研究目的に沿った研究スペース及びオープンラボの創出と研究室配置を行う。</p>	<p>【209-1】平成 19 年 9 月完成予定の大学連携型企業家育成施設であるインキュベーションラボの積極的活用を図る。</p>	<p>・「ながさき出島インキュベーター (D-FLAG)」に長崎大学の研究者と企業の共同グループ（8 グループ）が入居した。</p>
	<p>【209-2】本年度中に竣工する老朽化施設の改修においては、概ね 20% の共用スペースを確保し、研究スペース等として活用を推進する。</p>	<p>・改修工事（教育学部本館、工学部本館、水産学部本館）に伴い、共用スペース（オープンラボ等）として改修面積の約 20% となる 5,188 m² を確保した。</p>
	<p>【209-3】実践的環境教育研究の実施拠点施設として雲仙 E キャンレッジ (ECOLOGY CAMPUS VILLAGE) の整備に着手する。</p>	<p>・環境科学部と長崎県環境部及び雲仙市の連携・協力に関する協定書を締結、併せて、雲仙 E キャンレッジ推進協議会を設置し、雲仙市に教育研究施設を確保した。</p>
<p>【210】重点研究や外部資金を獲得した研究が効率的に行えるよう、オープンラボ並びに共通実験施設などの研究スペースを、公正な配分基準のもとに、適切に配分する体制を確立する。</p>	<p>【210-1】校舎等の学内建築物の改築、改修に伴って確保してきた概ね 20% の共用スペースについては、引き続き全学的に有効活用する。</p>	<p>・教育研究共用スペース（オープンラボ）を規則等に基づき確実に運用した。</p>
	<p>【210-2】医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策の検討を更に推進する。</p>	<p>・医歯薬学総合研究科において薬学系の教育研究施設を坂本地区に移転する基本構想について構成員のコンセンサスを確立している。その具体化については大学全体の教育研究施設に関する総合的将来計画（グランドデザイン）の中で検討することとした。</p>

【211】 外部資金による大型研究費を活用して共同研究設備を優先的に整備する。	【211】 外部資金に付随する間接経費の拡充に伴い、共同研究設備整備の充実を図る。	・間接経費（全学共通経費）により共通的研究設備の整備充実を行った。このうち蛋白質解析のためのX線回折装置、FE-SEM等の機器を共同研究交流センターへ設置して全学共同利用を開始した。
【212】 学内共同教育研究施設等施設の整備と研究設備の充実を推進するために、施設の機能的統合を図り、施設及び設備の維持管理と全学的視点に立った計画的運営方法を策定・実施するための体制を構築する。	【212】 学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行う。	・学内共同教育研究施設等の更なる統廃合を進め、保健・医療推進センターを設置することとした。 ・共同研究交流センターの支援事務組織の再編成について検討し、平成20年度から実施をすることとした。
【213】 学内共同教育研究施設等に設置される実験機器の共同利用の推進を図るために各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。	【213-1】 各研究分野内で所有している研究機器についての情報公開を一層推進するとともに、既に公開した施設については活用状況を調査し、更なる有効活用を図る。 ----- 【213-2】 学外調査研究機関との研究施設供用を推進する。	・共同研究交流センター、先導生命科学研究支援センターで所有している研究機器の情報についてホームページでの公開を引き続いて行った。 ・医歯薬学総合研究科において研究機器の有効活用を図るため、「研究機器データベース（第1次改訂版）」を作成し、ホームページに掲載した。 ・大型研究機器の学内開放の可能性について調査し、その結果を各部署に報告し、有効活用を図った。 ----- ・化学系研究設備有効活用ネットワークに参加し研究施設供用を行った。
【214】 各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信を一元化するための情報網を整備する。	【214】 現在の各種情報提供の有効性を検証し、より効果的な方法を検討する。	・外部資金（受託研究）の獲得が増加したことを検証した結果、公募情報や各種セミナー等の情報をホームページに掲載し、電子メールでの全教職員に対する通知を更に充実させた。
【215】 電子ジャーナル・各種データベース等、電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、計画的に整備する。	【215-1】 電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、平成20年度に向けて電子ジャーナル購読の充実を図る。 ----- 【215-2】 電子学術情報の利用支援ツールの導入を検討する。 ----- 【215-3】 人文・社会系資料の充実を継続して支援する。 ----- 【215-4】 キャンパス情報ネットワークの高速化及び安定稼働を図るため、次期キャンパス情報ネットワークシステムの整備を目指す。	・BlackwellのSTM系電子ジャーナル約400誌を新たに導入した。また、CiNii、メディカルオンライン、J-Stage搭載の約3,300誌を電子ジャーナルリンク集A to Zに追加した。この結果、1万タイトル以上の電子ジャーナルが電子ジャーナルリンク集から利用可能になった。 ----- ・電子ジャーナルの利用支援を増強するために、CiNii、メディカルオンライン、J-Stage搭載の約3,300誌を電子ジャーナルリンク集A to Zに追加した。また、同リンク集に日本語検索機能やタイトル一覧五十音見出しを追加した。 ----- ・ボードインコレクション（Bauduin Collection）等の古写真833点を購入し、「幕末・明治期日本古写真コレクション」を質・量ともに拡充した。 ----- ・次期キャンパス情報ネットワークシステムの導入準備として本学の既設の学内LAN情報配線伝送品質調査を行い、次期システム導入及び運用方針を策定し、仕様策定委員会を組織した。
○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策		

<p>【216】 積極的な産学官の連携を通して新研究領域の開拓と進出を目指し、知的財産本部を構築し機能させる。</p>	<p>【216-1】 知的財産本部と長崎 TLO の連携を更に密にして企業訪問を行い、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘のサイクルを更に推進する。</p> <p>【216-2】 自治体や県商工会議所等との連携を密にして県内企業との共同研究を推進するため、産学官連携戦略会議を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産本部を共同研究交流センター産学連携部門と統合した「産学官連携機構」と(株)長崎 TLO との連携の下に、企業訪問を積極的に行い、特にバイオ関連企業を重点的に訪問した。その結果、企業から本学教員が所有する化合物(2点)提供の依頼を受け、またニーズとして臨床治験施設の確保や大学所有のシーズ提供の要望があり、企業研究者が専門分野研修のために大学の研究室に出向しているなどの情報を得た。 ・「産学官連携機構」は、長崎県、長崎市と連携を密にするとともに、長崎地域の工業会、中小企業同友会、中小企業中央会の委員会に委員として参画し、県内企業との共同研究に向けた活動計画等の策定のために、産学官連携戦略会議を定期的で開催した。具体例として、長崎県、(株)長崎 TLO との共同研究「ものづくりに関する技術・製品開発成果の市場性評価にかかる調査研究」「創薬・医工連携関連産業(治験関連産業)創出にかかる調査業務」を行い、県内企業との共同研究への足がかりを作った。
<p>【217】 産学官連携の促進と条件整備、プロジェクトの選定と見直し、及び知的財産の保護と成果の移転、有効利用を促進する委員会を組織する。</p>	<p>【217】 知的財産及び周辺事項について研究者に周知徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「産学官連携機構」の知的財産部教員が、各部局の教授会等で知的財産の必要性、更に平成20年度から施行する「営業秘密管理指針」と「民間企業との共同研究に係る規則」の重要性について説明するとともに、ホームページに掲載することにより、研究者に知的財産及び周辺事項について周知徹底を図った。
<p>【218】 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを新設する。</p>	<p>【218】 長崎県・長崎市及び県立シーボルト大学、長崎総合科学大学と連携し、長崎市出島地区に、産学官連携「インキュベーター」を開設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県・長崎市及び県立シーボルト大学、長崎総合科学大学と連携し、長崎市出島地区に、産学官連携インキュベーターとして「出島インキュベーター(D-FLAG)」を開設し、長崎大学の研究者と企業の共同グループ(8グループ)の入居を支援した。
<p>【219】 特許技術移転の増加を図る。</p>	<p>【219】 企業で実施される可能性の高い特許の申請増をさらに進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発明等評価委員会で利用可能性に関する評価を厳正化し、技術移転に繋がらそうな特許案件に絞り込んで発明の機関承継と特許出願を行ったために、特許申請件数としては増加しなかったものの、企業との共同研究の成果としての知的財産は積極的に権利化を図り(企業との共同出願28件)、早期に技術移転活動を進めた。その結果、技術移転の増加に繋がった。
<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p>		
<p>【220】 重点研究課題 ①適正な評価方法を検討し、一定期間毎に、その基準に基づいた評価を実施し、その結果を公表するとともに、課題研究の見直しや支援の在り方等について検討を行う。 ②中期目標期間終了時まで</p>	<p>【220-1】 重点研究10課題の進捗状況を集約し、水準確保・上昇を目指す。</p> <p>【220-2】 次期中期目標設定を視野に入れ、重点研究10課題の進捗状況を集約し、報告書やホームページに掲載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究企画推進委員会で重点研究課題の点検・評価の方法を検討するため、進捗状況を集約した。また、各課題の専門領域における学外有識者に評価及び助言を求める体制を整備した。 ・各重点研究課題においてはホームページを作成して研究成果を公表することとし、学長裁量経費(重点研究課題推進経費)によりホームページ作成の支援を行った。

<p>に、評価結果に基づく研究目標の見直しと、目標及び研究水準の次期中期目標期間に向けての策定を行い、公表する。</p>		
<p>【221】 その他の研究課題 教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施する。</p>	<p>【221-1】 教員個人評価結果を部局ごとに取りまとめ、部局の研究活動を点検・評価する。</p> <p>【221-2】 教員個人評価を実施し、研究活動に関する点検・評価を実施し、公表するとともに研究活動の質の改善・向上を図るため指導助言を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の個人評価を実施し、部局の研究活動を点検評価した。 ・4領域（教育、学術・研究、組織運営、社会貢献）において教員の個人評価を実施した。部局長は評価結果を受けて、教員の教育研究等の活動の質の改善、向上を図るよう指導助言を行った。また、評価結果については、その概要等をホームページで公表した。
<p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p>		
<p>【222】 医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻と原爆後障害医療研究施設、及び医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専攻と熱帯医学研究所の共同研究体制（いずれも21世紀COEに採択済み）を中心として、国際共同研究及び国内共同研究体制を強化する。</p>	<p>【222-1】 21世紀COE及びグローバルCOEの海外展開（国際連携）に国際連携研究戦略本部の機能を活用する。</p> <p>【222-2】 環東シナ海海洋環境資源研究センターを国内外の海洋・水産研究機関との共同研究推進基地として活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連携研究戦略本部の運営会議において放射線医療研究分野と感染症研究分野の海外展開について報告し、外部有識者からの評価とベトナムにおける長崎大学感染症研究プロジェクトの充実等の助言を受けた。 ・上海水産大学（平成20年5月上海海洋大学に改称）と新たに学術交流協定を締結し、平成20年度に同大学に長崎大学の交流推進室を設置することとした。また、東シナ海の水産・海洋科学に関する国際ワークショップを行い、国内外の関係研究機関との連携を強化した。
<p>【223】 熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。</p>	<p>【223】 熱帯医学研究所の自己点検評価結果を基に、全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱帯医学研究所の共同利用運営委員会において、全国共同利用施設としてのこれまでの運営内容の点検と今後の方針について協議を行った。その結果を受けて熱帯医学研究所の機能強化のための組織改組をすることとした。
<p>【224】 学内研究者情報及び研究課題の公開を促進し、他機関との共同研究体制、産学官共同研究体制への発展を積極的に支援する。</p>	<p>【224-1】 共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を継続する。</p> <p>【224-2】 自治体等と協力して産学官共同研究及び大学発ベンチャー創設支援のための方策を検討し、その具体化を図る。</p> <p>【224-3】 コラボ産学官交流会を開催し、産学連携を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究交流センターが構築している研究者情報データベースへの登録を推進した結果、新規登録の研究者が43件増加して、計829件の研究者情報をホームページに掲載した。 ・県の施策である、水工、農工、医工研究推進会議に参画し、産学共同研究による新産業創造構想の策定に中心的な役割を担った。 ・長崎県、長崎市と連携して、「出島インキュベーター」への長崎大学の研究者と企業との共同グループ（8グループ）の入居を支援し、その中2グループが大学発ベンチャー創設に向けた研究助成金の獲得に至る支援も行った。 ・共同研究交流センターが中心になって、中小企業金融公庫支援の下に、長崎地区の企業を対象にコラボ産学官交流会を、平成13年度から継続して開催している面談相談会を平成19年度に西九州テクノコンソーシアムと共同で佐世保で、十八銀行の協力の下に長崎で個別相談を行った。

		<ul style="list-style-type: none"> 共同研究交流センターは長崎地域の工業会、中小企業同友会、中小企業中央会等の委員会、会議に出席し情報収集・発信を行い、共同研究の発掘を行うとともに、工学部の協力の下に、テーマ毎の研究室見学、相談会を行い、地場企業との共同研究の発掘に努めた。 共同研究交流センターでは「2006年長崎大学研究者120名」を増刷し、産学官の連携を推進した。
【225】 生命科学研究支援拠点として、先導生命科学研究支援センターの機能と学内共同研究体制の整備を推進する。	【225】 先導生命科学研究支援センターの更なる改善強化を図るために、学内共同研究体制としての支援機能を点検評価する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究企画推進委員会の議論を踏まえ、間接経費（全学共通経費）により運営の安定化や先端研究設備の導入などを行い、学内共同利用体制の強化を図った。
【226】 海洋資源教育研究センターを中心に、東アジア地域を中心とする海洋関連の国際・国内共同研究を推進する体制を整える。	【226】 済州大学校に設置した長崎大学-済州大学校交流推進室を活用し、済州大学校との研究交流を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 済州大学校と赤潮・環境ホルモンなどの研究の交流を長崎大学-済州大学校交流推進室（済州大学校内）を活用して推進した。
【227】 学際的、国際的な研究を一層推進するために、学内共同教育研究施設等としての機能をさらに活性化するための体制を整備する。	【227-1】 学内共同教育研究施設が学際的、国際的な研究を一層推進することを可能とするために外部からの競争的資金による間接経費を戦略的に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 学際的、国際的な研究を一層推進することを可能とするために、間接経費により学内共同教育研究施設（環東シナ海海洋環境資源研究センター、共同研究交流センター、先導生命科学研究支援センター）の支援機能の充実を図った。
	【227-2】 外国の大学や研究機関との学術交流、学生交流を一体として推進するために、学術交流委員会と留学生委員会を統合し、国際交流委員会を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 外国の大学や研究機関との学術交流と学生交流を一体化して推進するために、平成19年4月に、学術交流委員会と留学生委員会を統合し、国際交流委員会を設置した。
【228】	【228】 平成17-18年度の成果と連携研究の経験に基づき、大学で実施する予定の「複式授業指導法(仮称)」の授業実践と教育研究を遂行する。	<ul style="list-style-type: none"> 学部学生を対象に「複式教育論」を開講し、50名余の学生が受講した。へき地・小規模校における授業、複式学級における授業について学生の理解を深めることができた。授業内容の改善と並行して他大学との連携研究を継続して行った。
○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項		
【229】 既に採択されている21世紀COEプログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」については、海外研究拠点の構築を推進する。	【229-1】 熱帯医学研究所については、ベトナムとケニアの常駐型海外感染症研究拠点に現地研究員を雇用するなど国際共同研究体制を維持・強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム・ハノイにおいては、共同研究者として国立衛生疫学研究所(NIHE)のスタッフを積極的に迎え、共同研究体制を強化した。 日本学術振興会のアジア・アフリカ学術基盤形成事業を獲得し、ケニア・ナイロビのみならずタンザニアと国際共同研究体制を構築した。
	【229-2】 医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設については、広島大学や独立行政法人放射線医学総合研究所等と連携してアジアにおける放射線医療科学研究の拠点形成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 放射線影響研究機関協議会（広島大学原爆放射線医科学研究所、放射線医学研究所、(財)放射線影響研究所、長崎大学）の第2回会議を広島で開催した。 長崎大学グローバルCOE「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が採択され、第1回国際シンポジウム“新学際領域「被ばく医療学」の教育・研究拠点形成に向けて”を長崎で開催した（1月～2月）。

<p>【230】とくに熱帯医学研究所は海外研究拠点との共同研究推進により「熱帯感染症研究教育機関として世界のトップ5」を目指す。</p>	<p>【230】熱帯医学研究所の研究水準を点検する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・熱帯医学研究所において研究データベースを構築し、学術・研究の自己評価を実施した。また、第2回将来構想諮問委員会を開催し、今後の全国共同利用研究施設としての研究所の在り方について自ら諮問を受けた。・医歯薬学総合研究科・新興感染症病態制御学系専攻及び熱帯医学専攻並びに国際健康開発研究科（独立研究科）の運営・設置に参画した。
----------------------------------------------------------------------	--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	<p>○社会との連携に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究活動から生まれた成果を公開講座等を通じて積極的に地域社会に還元し、その文化的発展に資する。 ・大学が有する物的・人的資産を活用し、初等中等教育の充実に資するとともに、他の公私立大学と連携を取りつつ地域社会における知的活動の中核的役割を果たす。 <p>○産学官連携の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界・地方行政機関等とのコミュニケーションを一層深め、大学が有する研究成果を社会に還元するとともに、社会からの様々な要求を研究課題として掘り起こし、新たな研究領域を開拓する。 <p>○国際交流の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の大学との学術交流協定締結を推進し、研究者等の交流等を促進するとともにその環境の整備に努める。 ・アジアに近いという地理的特性を生かし、特にアジアを中心とした地域との留学生交流や共同研究等を通じて教育研究の連携・協力を進める。 ・教育研究活動を通じた国際貢献に努める。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策		
【231】 附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための方策や、近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務などを積極的に実施する。	【231】 附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための様々な方策を、社会的ニーズや地域のニーズに基づいて推進するとともに、近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務を継続実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の三次被ばく医療地域協議会（九州地区）」を長崎で開催し、長崎県、佐賀県、鹿児島県及び広島大学と緊急被ばく医療体制について協議を行った。 ・長崎県及び市保健所と鳥インフルエンザに対して協議した。 ・長崎県より委託を受け、厚生労働省主催の「平成19年度専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業」の実施研修委託医療機関として、研修を行った。 ・旅行外来（熱研内科）において、海外渡航に関連した健康相談、予防接種を継続して行った。
【232】 社会人の受入れを一層推進し地域への貢献を図る。	【232-1】 研究室見学会を継続して行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院（教育学研究科、経済学研究科、医歯薬学総合研究科、生産科学研究科）の社会人進学説明会において、院生研究室、演習室等の見学会を実施した。
	【232-2】 地域企業、実績のある国内機関等への教員訪問や広報活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・学部（経済学部）への受入れ及び大学院（教育学研究科、経済学研究科、医歯薬学総合研究科、生産科学研究科）への受入を推進するために、社会人学生の受入実績のある県内官公庁、企業等の訪問、社会人対象の進学説明会の実施、学生募集要項のホームページ掲載、新聞広告を行うとともに、近隣の市町の広報誌に掲載し広報を行った。 ・「地域再生人材創出拠点の形成」事業で採択された「海洋サイバネティク

<p>【233】 大学における知的活動を広く市民に公開するために、公開講座、サテライト教室、オープンキャンパスを実施するとともに、施設開放などを進める。</p>	<p>【233-1】 医学資料室，薬用植物園，お薬の歴史資料館等の一般開放を継続するとともに，医学部創立 150 周年事業として建設予定の生涯学習国際センター（仮称）の一般開放に向けた整備を行う。</p> <p>【233-2】 心の教育総合支援センターの活動を一層推進する。</p> <p>【233-3】 公開講座，カウンセリング，遠隔相談を継続して行う。</p> <p>【233-4】 公開講座が社会のニーズに適切に対応したものとなるための講座評価を継続して行う。</p>	<p>スと長崎県の水産再生」においては地域との積極的な連携を目指して 20 名の社会人を受け入れた。</p> <p>・図書館，医学資料室，熱帯医学ミュージアム，薬用植物園，お薬の歴史資料館等の一般開放を継続し，また医学部創立 150 周年事業として医学部キャンパスに良順会館が建設され，その中の良順会館 150 周年ミュージアムを一般開放した。</p> <p>・長崎県の「地域子ども教室」推進事業と連携し，子育て支援，カウンセリング相談等の教育支援事業等を行った。</p> <p>・子どもや保護者を対象に，センターと遠隔機器を利用して長崎市，佐世保市，大村市，西海市，対馬市でカウンセリング相談を行った。</p> <p>・公開講座「子どもの心の理解と子どもの行動への大人の関わり」を佐世保市，大村市，長崎市において実施し，455 名の市民，学校関係者，医療関係者が受講した。</p> <p>・学部横断型で組織された講師陣により，長崎市教育委員会との共催講座「長崎出島サイエンスカフェ」を，旧長崎内外クラブ（長崎出島内にある 1903 年竣工の歴史的建築物）にて，学長主導で開講した。平成 19 年度は「環境」をテーマとして 8 回開講し，長崎県内各地及び長崎出島を訪問した観光客も含め延べ 103 名の市民が参加した。</p> <p>・「現代社会発展の戦略的意味を持った大学拡張事業を考える」シンポジウムを開催し，公開講座の在り方について市民参加の評価を行った。また連想法による各講座の自己評価を引き続き実施した。</p>
<p>【234】 小・中・高校を対象とした離島教育（遠隔授業），大学教員の訪問授業の実施及び附属教育実践総合センターに教育相談室を開設するなど離島教育の推進を図る。</p>	<p>【234】 離島における小・中・高校を対象とした大学教員の授業訪問等を引き続き実施して離島教育を推進するとともに，校内研修での職員への指導助言ばかりではなく，児童・生徒を対象とした個別相談も実施する。</p>	<p>・本学教育学部教員が離島の教員に対して，校内研修を行うとともに児童・生徒からの個別の相談にも応じた。更に，五島，壱岐，対馬からの支援依頼により，数学教育などの教科での指導助言を行った。また，カウンセリング研修に加えて児童・生徒からの個別の相談にも応じた。</p>
<p>【235】 小・中・高校の現職教員に対する再教育，研究会の開催，科目等履修生制度，各種研修，セミナーを積極的に推進する。</p>	<p>【235】 現職教員に対する再教育として，研修会，各種研修，講師の派遣を継続して行う。</p>	<p>・現職教員に対しては，理科教育の夏期研修を開催した。また，現場等の求めに応じて，研修会を開催したり，講師の派遣を行った。</p> <p>・五島市立岐宿中学校の研究発表会の指導助言として，国語，理科などを担当する 4 名の講師派遣を行った。理科については，五島，鷹島，対馬の小学校でロボット等の先端科学を組み込んだ授業を行い，科学教育の振興に努めた。</p> <p>・平成 21 年度から実施される教育職員免許の更新講習を，長崎県並びに長崎県内の大学及び短期大学と共同して実施する検討組織「教員免許更新講習プロジェクトチーム」を構築することにした。</p>
<p>【236】 教育訪問や教育支援，各種研修会・研究会の企画実施，</p>	<p>【236-1】 高大連携事業による，オープンキャンパス，高校訪問，高校生向け公開講座を継続し，参加者を増加させる。</p>	<p>・高大連携事業として以下の事業を実施した。</p> <p>①夏季オープンキャンパスを 2 回実施し，合わせて 4,193 名の参加があつ</p>

<p>各教育施設の開放や高大連携事業などを推進する。</p>	<p>【236-2】 教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施を継続する。</p>	<p>た。 ②高校生を対象とした公開講座（教育学部、経済学部、医学部保健学科、工学部）の4夏期講座を実施し、53名の参加があった。 ③出前授業として、長崎県内の高等学校24校に教員延べ148名を派遣した。 ・出前授業として、長崎県外の高等学校62校に教員延べ62名を派遣した。 ・社会人向け公開講座を実施し、348名の参加があった。 ・サイエンスパートナーシッププログラム事業の実施（4件）、スーパーサイエンスハイスクール事業の支援（8件）等の活動を行った。 ・社会サービスとしてのシンポジウムを実施し、2,723名の参加があった。 ・中学校、公民館等に教員延べ7名を派遣した。 ・長崎県教育委員会20年経過研修、長崎市教育委員会10年経過研修へ講師の派遣、県内公立学校訪問支援を行った。（派遣者数52名）</p>
<p>【237】 地方自治体との協力体制を強化しながら、大学の人的、知的資産を電子情報として公開する。</p>	<p>【237】 ながさき産学官netの運用協力体制を継続して維持する。</p>	<p>・長崎県産学連携に関する大学等間ネットワークの運営、及びホームページの運用を継続した。長崎県産学官連携推進機構の運営に協力した。長崎県及び長崎県科学振興財団等との研究推進会議に参画し、情報を公開した。</p>
<p>【238】 社会の要望に応じて国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。</p>	<p>【238】 社会の要望に応えるため、国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に継続参画する。</p>	<p>・国、地方公共団体の審議会等（「日本学術振興会」等、「県内大学の学長・理事長会議」「地域と大学等の連携推進会議」「産業活性化協議会」「県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会」等）の委員に学識経験者として、各種専門学会に役員として参画し、情報の交換や意思決定に携わった。</p>
<p>【239】 本学の有する幕末・明治期の古写真など学術資料の一層の充実と活用を通して、特色ある地域文化の継承と振興に積極的に参画し、「長崎学」等の育成を図る。</p>	<p>【239-1】 「幕末・明治期日本古写真の教育・生涯学習への創造的活用と国際的日本人教育・研究支援事業」を行う。 ----- 【239-2】 附属図書館が所蔵する貴重資料を素材に、企画展の開催及び学部や学会等の催しにおける展示を行う。 ----- 【239-3】 長崎学の研究・学習を支援するため、郷土資料コーナーの一覧性・利便性を向上するとともに貴重資料のセミナーを開催する。 ----- 【239-4】 近代黎明期和装本を整備・充実し、全文画像データベースの構築を開始する。 ----- 【239-5】 県内の歴史的写真の収集を開始する。</p>	<p>・「幕末・明治期日本古写真の教育・生涯学習への創造的活用と国際的日本人教育・研究支援事業」の一環として、新収古写真展（約3,100名入場）、古写真研究国際カンファレンス（45名参加）、古写真研究公開シンポジウム（約120名参加）を開催した。 ・長崎市内の百貨店において新収古写真展「写真術の渡来と初期写真家たち」を開催した。また、医学分館近代医学史料展示室において長崎大学医学部創立150周年記念展を開催した。 ・郷土資料コーナーの資料を再整理し、見出しを更新して利用者に分かりやすくした。また、「古写真にみる世界史のなかの長崎」をテーマに公開シンポジウムを開催して、市民の長崎学研究・学習を支援した。 ・学内所蔵近代黎明期和装本のうち漢訳洋書等50タイトルを電子化し、全文画像データベースを構築した。また、長崎県師範学校旧蔵和装本等1,629タイトルの目録データチェックを行った。 ・長崎大学医学部の起源である養生所の2代目教頭ボードインが撮影した長崎の写真を含むボードインコレクション（Bauduin Collection）を購入した。また、昭和20年代後半以降の長崎の洋館群、長崎街道、対馬、中国盆、長崎大水害の被災状況等を収めた寄贈写真約4万点について整</p>

	<p>【239-6】 貴重資料の修復保存計画案（5年間の年次計画）に基づき、保存環境の整備、資料の修復等を図る。</p>	<p>理方針を協議した。</p> <p>・中央図書館貴重図書室の窓に紫外線カットフィルムを貼り、医学分館近代医学史料展示室に空調機を設置した。また、医学分館所蔵掛軸の複製を作成し、経済学部分館所蔵ガラス絵の修復及び保存用桐箱の整備を行った。</p>
<p>○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策</p>		
<p>【240】 共用実験機器室を備えたオープンラボの整備等、共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大する。</p>	<p>【240】 共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大するため、設置機器、機器管理者等のリストを作成し、利用システムを整備する。</p>	<p>・共同研究交流センターはセンター内研究室の整備を行い、オープンラボの有効利用、及び設置機器、機器管理者等のリストを作成し、共同利用体制を拡大した。</p> <p>・国立大学等における化学系研究設備有効活用を図るために、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」に加入した。</p>
<p>【241】 研究者情報・共同利用設備使用のための情報ネットワークの相互乗り入れ体制を構築する。</p>	<p>【241-1】 「産学官連携のための長崎県下大学等間ネットワーク」での連携の推進を継続する。</p>	<p>・県内の大学、短大及び高専で構成する「産学官連携のための長崎県下大学等間ネットワーク」を活用して、産学官連携セミナー開催の案内等、長崎大学発4件、他大学等発3件の情報交換をした。</p>
	<p>【241-2】 「産学官ビジネス支援センター戦略会議」の活動を推進する。</p>	<p>・長崎県産業振興財団「産学官ビジネス支援センター戦略会議」に参画し、下部組織として、医工連携、水工連携、農工連携、環境・エネルギー、農工・水工連携の各チームを立ち上げ、各チームにおける長崎県内産業活性化に向けた具体的戦略を提案するとともに、本学および長崎県公設研究機関の研究者情報・共同利用設備の情報交換を行った。</p>
<p>【242】 地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化を図る。</p>	<p>【242-1】 地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携を強化するとともに地域の社会人や高校生にも開かれたNICEキャンパスの開発に取り組む。</p>	<p>・長崎県の「県内大学の学長・理事長会議」「地域と大学等の連携推進会議」に参画して中心的な役割を担い、以下の事業に取り組んだ。</p> <p>①平成21年度から実施される教育職員免許の更新講習を長崎県並びに長崎県内の大学及び短期大学と共同して実施する検討組織を構築することにした。</p> <p>②「NICE キャンパス長崎」を地域の社会人や高校生にも開放する講座の開発に取り組んだ。</p>
	<p>【242-2】 県内の大学図書館・公共図書館・博物館等の連携強化を図るため、電子化等について技術支援を行う。</p>	<p>・長崎県大学図書館協議会の幹事校として、電子的学術情報資源の活用に関する、大学図書館と公共図書館合同の研修会を開催した。また、県内の大学図書館と公共図書館の連携強化を図るため双方の協議会で検討した結果、平成20年度から県立長崎図書館の協力車が大学図書館も巡回することになった。</p>
	<p>【242-3】 放送大学との合築に基づき、相互の連携と図書共同利用化を更に推進する。</p>	<p>・放送大学入学者オリエンテーションで本学図書館利用ガイダンスを実施した。</p>
<p>【243】 地域貢献分野においては、TLOの共同活用体制を構築し地域への技術移転を促進する。</p>	<p>【243】 引き続き県内他大学等研究機関からの長崎TLOへの役員参加と出資、会員加入などを推進するとともに、長崎TLOに特許流通アドバイザーを雇用する。</p>	<p>・(株)長崎TLOとの連携を基に、出島インキュベータ(D-FLAG)に入居したグループ企業の製品(福祉・介護機器)開発を支援し、また他のD-FLAGに入居した県内中小企業のニーズに沿った大学のシーズを紹介するとともに、経営についての相談にも応じた。更に、(株)長崎TLOの認</p>

		<p>知度を高め、会員加入を推進するために、(株)長崎 TLO の起業目的、業務等を長崎地方報道番組 (KTN テレビ) で紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明協会特許流通促進事業で、(株)長崎 TLO は特許流通アドバイザー 1 名を雇用した。
<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p>		
<p>【244】 実用化可能な研究成果を積極的に民間企業へ技術移転するため、大学が有する情報を積極的に公開するとともに、その推進体制 (知的財産本部・TLO 等) の整備を進める。</p>	<p>【244-1】 昨年度設置した長崎大学産学官連携機構を活用して技術移転の増加を図る。</p> <hr/> <p>【244-2】 附属図書館の県内企業に対するビジネス・ライブラリ化を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学産学官連携機構は(株)長崎 TLO と連携して、技術カテゴリー毎にシーズ発掘からマーケティングまで一貫体制で、県内企業情報を収集・共有し、大学シーズをベースにした技術移転、共同研究、ベンチャーの立上げなどの活動をした結果、技術移転の実績 (契約 14 件、特許料収入 8,978 千円) が上がった。 ・更に、産学官連携機構の支援の下に、本学から「イノベーション・ジャパン 2007-大学見本市」に出展した「障害者の生活を支えるパワーアシスト技術と生活アシスト技術」が大学出展者部門の医療・健康部門で、部門最優秀賞を獲得したので、医療・福祉機器に関する技術移転の増加に繋がった。 ・医学分館、経済学部分館において、一般市民への図書の貸出しを開始し、ビジネス・ライブラリ化の基礎を整備した。 ・共同研究交流センターのホームページとリンクした県内大学等ネットワークを通じて、研究者及びシーズ情報を公開している。
<p>【245】 産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げるとともに、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設立し、地元企業の活性化、企業の創生に貢献する大学発ベンチャーを立ち上げる。</p>	<p>【245】 産学官連携機構やコラボ産学官を基盤にした産学連携の推進を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携機構では、出島インキュベーターへの学内入居者の掘り起こしを進めるとともに、産学連携による「次世代福祉・介護用具産業創出事業」と「環東シナ海アジア諸国における在留邦人のメンタルヘルスケア事業」の助成金獲得を支援し、大学発ベンチャーの平成 20 年度立ち上げの目途が立った。また、コラボ産学官、面談相談会をとおして産学連携を推進した。
<p>【246】 自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を積極的に行う。</p>	<p>【246】 長崎県や産業振興財団等との共同研究の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の審議会等の委員として延べ 407 名が学識経験者として参画した。長崎県・長崎市における産業活性化、教育や地域医療に関する委員会 (長崎地域産業活性化協議会等、県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会等) に参画して、中心的な役割を担い、解決方策等の取りまとめを行った。 ・本学教員を中心として企画した研究を長崎県や産業振興財団等との連携で、都市エリア事業発展型に申請し、フィージビリティ・スタディ (FS) 調査事業委託として採択された。 ・長崎県研究機関からの「ものづくりに関する技術・製品開発成果の市場性評価にかかる調査研究」についての委託事業を受託して、産学官連携機構と(株)長崎 TLO が共同研究を行った。

<p>【247】産学官連携の研究会を支援する。</p>	<p>【247-1】産学交流面談・相談会，コーディネーターによる企業訪問，産学官連携シンポジウムを継続して実施する。</p> <hr/> <p>【247-2】長崎県の地理的状況を勘案しつつ，本県全般に亘って地域社会が主催する研究会等に参加し，活動を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究交流センターが中心になって，県内の金融機関の支援の下でコラボ産学官交流会や面談相談会を佐世保と長崎で開催した。 共同研究交流センターコーディネーターと専任教員とで企業訪問し，企業ニーズ及び学内シーズの情報収集・発信を行い，共同研究の発掘を行った。 共同研究交流センターの客員教授による産学官連携シンポジウム，及び三菱重工長崎造船所技術者による学生のための産学官連携シンポジウムを開催した。 産学官連携機構は「西九州テクノコンソーシアム（佐世保地区）」「県央地域産業活性化協議会」「島原地域産業活性化協議会」「長崎地域産業活性化協議会」に参画して，本学のシーズや人材を紹介し，産学官連携を推進した。
<p>【248】共同研究等を健全かつ適正に推進するため，研究成果の帰属等に関する考え方等，大学の基本的方針を定めた知的財産ポリシーを策定し，学内浸透を図る。</p>	<p>【248】共同研究等の健全かつ適正な実施のため，知的財産ポリシーの周知徹底と知的財産創出意識の育成活動を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究契約の締結に当たっては，知的財産ポリシーに則って，知財活用原則を維持しつつも，研究の自由度を確保する方針で，研究者の理解を得ながら企業との交渉に臨んだ。 「営業秘密管理指針」及び「民間企業との共同研究に係る規則」を策定し，平成20年度から施行することとした。また，その内容について部局の教授会に出向き周知徹底した。
<p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p>		
<p>【249】長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに，その他の国際学術会議も積極的に誘致する。</p>	<p>【249】重点研究10課題に関連して長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに，その他の国際学術会議も積極的に誘致する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度国際学術会議を積極的に開催した（開催実績14件）。 重点研究課題に関連して，第2回COE国際シンポジウム（11月），第3回東アジア金融・会計カンファレンス（12月），長崎大学グローバルCOEプログラム「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」第1回グローバルCOE国際シンポジウム（1月～2月）などを開催した。 国際共同研究のための海外からの専門家の招へいを推進する目的で大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）から3件の国際シンポジウム等に予算措置を行った。
<p>【250】外国の大学等との学術交流協定締結を進める。特に，本学の立地条件を生かし，例えば海洋・水産学研究では中国・韓国，東南アジア諸国を中心とした学術交流協定を増やす。</p>	<p>【250-1】外国の大学等との学術交流協定締結を進める。また交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を引き続き行うとともに，本学の立地環境を活かして重点交流大学を選び，交流内容を実質化，高度化するための調査を行う。</p> <hr/> <p>【250-2】上海水産大学，吉林大学（中国）との学術交流協定を締結するとともに欧米他大学との学術交流を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に有効期間満了を迎える学術交流協定を14件更新し，新たに12件の学術交流協定を締結し協定校を増加させた（3月31日現在，96大学・機関）。 本学の立地環境を活かし，交流内容の実質化，高度化を図るため，国際交流委員会において，重点交流大学の選定に関する協議を開始し，専門部会による調査・検討を行った。 上海水産大学（平成20年5月に上海海洋大学に改称），吉林大学（中国）との学術交流協定を締結した。 ハワイ大学マノア校（アメリカ合衆国），フィゲイラ教授記念母子保健研究所（ブラジル）と学術交流協定を締結した。

<p>【251】 学術交流協定をより実効性のあるものにするため、教職員や学生の海外派遣・留学を支援するための制度を確立する。</p>	<p>【251-1】 前年度に引き続き、学生や事務職員の海外語学研修を継続するとともに、更に拡充する。</p> <p>-----</p> <p>【251-2】 海外語学研修を促進するため、学生交流に係る覚書締結を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外短期語学研修制度を継続実施し、中国及びオーストラリアに事務職員を1名ずつ派遣した。 ・外国語科目の単位認定制度を活用した「海外短期語学留学プログラム」に新たに韓国語プログラムを加え、語学研修のため学生を韓国（韓国語 8月8日～8月24日、4名）、中国（中国語9月1日～9月22日、18名）に派遣した。英語の語学研修は、オーストラリア（2月23日～3月16日、28名）で実施した。 ・経済学部においては、単位認定制度を活用し、「中国会計制度論」受講のために上海財経大学（中国）に学生（8名）を派遣した（8月19日～8月26日）。 ・平成19年度に新たに7件の学生交流に係る覚書を締結した。
<p>【252】 教員の派遣に当たっては、共同研究や研究課題の開発に一定期間専念できる体制を整備するとともに当該部局機能に支障の出ないような制度を確立する。</p>	<p>【252】 学長裁量経費により職員の海外派遣に対する支援を継続して行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学長裁量経費（公募プロジェクト経費）により予算措置を行い、海外派遣に対する支援を実施し、4名を派遣した。
<p>【253】 外国の大学等との単位互換制度を確立することによって留学生の積極的な受入れを図るとともに、奨学金に当てられる外部資金の確保、教職員の留学生後援会への加入率の向上、また健康管理上のアドバイス、悩みや不安に対する相談なども含めた受入れ体制・支援体制の整備、国際交流会館等の設備の充実を図る。</p>	<p>【253-1】 アジア系言語に堪能な派遣職員を適切に留学生課に配置する。</p> <p>-----</p> <p>【253-2】 長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生生活用・支援事業の在り方を検討するとともに、奨学金の獲得を増加させる。</p> <p>-----</p> <p>【253-3】 教職員の留学生後援会への加入率の向上を図る。</p> <p>-----</p> <p>【253-4】 本学独自の経費により優秀な私費留学生に対して経済的支援を行う。</p> <p>-----</p> <p>【253-5】 国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について留学生の声を反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生課に中国人の派遣職員を配置し、留学生に対する相談・支援体制を整えた。 ・長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して留学生生活用・支援事業の在り方を検討するために設置されたワーキンググループに参画し、留学生支援策を検討した。また、新たにアシュラン国際奨学財団奨学金及び三菱商事外国人留学生奨学金を獲得した。 ・教職員の留学生後援会への加入率の向上を図るため、募集方法の改善を行った。 ・長崎大学留学生後援会により、私費外国人留学生に対し、家賃補助（@5千円×2月×32件）、不動産手数料補助（上限3万円×20件）、「留学生住宅総合補償」加入金補助（@4千円×157件）、留学生傷害保険加入支援（271件）を行った。 ・留学生の要望に基づき、国際交流会館談話室にインターネット接続のための情報コンセントを設置した。また、留学生交流スペース（プラザ）についても留学生の要望に基づきパソコンを増設し設備の充実を行った。
<p>【254】 外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。</p>	<p>【254】 外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人研究者の研究並びに生活支援体制を整備するために、事務組織の改編について検討し、留学生課を国際交流課に改編することとした。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策		
<p>【255】WHO, JICA 等へコンサルタントあるいは長期・短期専門家として参加する。</p>	<p>【255】国際連携研究戦略本部は新たに国際保健領域における複数のODA 関連プロジェクトの受託を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ケニア拠点での JICA プロジェクト「草の根技術協力事業」の契約締結に向け準備を進めている。また、新規プロジェクト受託を目指し、平成 19 年度の学長裁量経費（年度計画対応経費）により「国際保健領域における新規プロジェクト獲得のための調査」としてベトナム、タイ及び JICA 等の国内関連機関への調査と協議を行った。 大洋州予防接種事業強化プロジェクトの「プロジェクト終了までに大洋州 13 カ国及び地域がワクチンに関する維持管理技術の向上、医療廃棄物処理技術の向上」という目標達成の一環で 2007 年 9 月、熱帯医学研究所教授がフィジー国を訪問してワクチン廃棄率調査及び予防接種実態調査を行った。
<p>【256】現在設置されている 3 つの WHO 協力センター（精神保健、甲状腺疾患、自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を維持するとともに、国際機関による共同研究参画の件数を増やす。</p>	<p>【256】現在設置されている 3 つの WHO 協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を引き続き維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。特に、熱帯性ウイルス病では、鳥インフルエンザを中心とした地球規模での新興感染症対策への人材派遣、及び WHO の主催する会議へ専門家をコンサルタントとして参加させる。</p>	<p>(精神保健協力センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> WHO 精神保健協力センターとして、准教授を 7 月より 9 月にかけてジュネーブ WHO 本部に派遣し、国際的な自殺予防総合対策 (SUPRE) に関する調査研究 (SUPRE-MISS)、精神医学診断に関する会議出席等積極的に協力した。 <p>(甲状腺疾患と自己免疫疾患協力センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲状腺と自己免疫疾患協力センターは現在再指定を受けるため、WHO の評価を受けている。そのために、5 月と 10 月に専門家を WHO ジュネーブ本部に派遣し評価を受けると同時に再申請についての協議を継続した。 <p>(熱帯性ウイルス病センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の突発的流行の情報を的確に把握し、かつ地球規模で迅速な対応をするための研究機関・専門家をネットワークで結ぶシステム (Global Outbreak Alert and Response Network : GOARN) の日本で初めてのトレーニングコースを平成 20 年 2 月に長崎市で WHO (ジュネーブ本部および西太平洋地域事務局) と共催した。
<p>【257】開発途上国に留まらず、共通の研究課題を抱えた世界各国との協力事業に参画し推進する。</p>	<p>【257】環東シナ海海洋環境と資源の保全に向けて韓国・中国との共同研究を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産学部と環東シナ海海洋環境資源研究センターでは、上海水産大学 (平成 20 年 5 月に上海海洋大学に改称) との共同研究を開始し、交流推進室の設置に向けての協議を進めた。
<p>【258】被ばく者治療の先端的研究と治療を通して、放射線被ばく者への医療支援を推進する。</p>	<p>【258】グローバル COE の基本コンセプトを含む被ばく者治療の先端的研究を展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度グローバル COE プログラム「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が採択された。(6 月) 長崎大学グローバル COE プログラム「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」第 1 回国際シンポジウムを開催した。(1 月～2 月)
<p>【259】熱帯医学や環境問題研究などを推進するために、熱帯病の流行する地域や共通</p>	<p>【259-1】ケニア、ベトナムの海外拠点の活動範囲を拡大し、日本人大学院生、若手研究者や現地人研究者の修練の場としても活用し人材育成に資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯医学研究所は、ナイロビ拠点に P 3 (物理的封じ込めレベル 3) 施設を設置した。 JSPS アジア・アフリカ学術基盤形成事業・東アフリカ熱帯病セミナー「DSS

<p>の環境問題を抱える開発途上国に研究交流拠点を設置する。</p>	<p>【259-2】韓国・済州大学校に設置した交流推進室を活用する。</p> <p>【259-3】水産学部と環東シナ海海洋環境資源研究センターでは、連携融合事業の第2の拠点として上海水産大学(中国)に交流推進室を設置する。</p>	<p>(Demographic Surveillance System, 人口静態・動態調査システム:長期にわたり、特定した地域内の全人口、疾病、死亡に関する情報を定期的に収集・集約するシステム) 運用地域における学際的研究の可能性」を在ケニア日本大使館ほかで開催した。(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国・済州大学校に設置した交流推進室では、長崎大学と済州大学校との間の共同研究支援、学生交流支援及びシンポジウム・ワークショップ開催支援を行った。 済州大学校キャンパスで「長崎大学オープンキャンパス in 済州大学校」を開催した(10月)。 上海水産大学(平成20年5月に上海海洋大学に改称)との間に学術交流協定を締結し、学生交流の覚書の締結に向け準備を進め、更に、共同研究を開始し、平成20年度に同大学に長崎大学の交流推進室を設置することとした。
<p>【260】附属図書館所蔵「幕末・明治期古写真コレクション」の情報公開により、海外の日本研究を支援する。</p>	<p>【260】「幕末・明治期日本古写真」、「グラバー図譜」等のWeb対応データベースにより、電子展示の国際的拠点を維持するとともに、国内外の日本研究を継続して支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「幕末・明治期日本古写真の教育・生涯学習への創造的活用と国際的日本教育・研究支援事業」の一環として、海外の主だった日本古写真研究者4名を招聘し、古写真研究国際カンファレンス(45名参加)、古写真研究公開シンポジウム(約120名参加)を開催した。「幕末・明治期日本古写真」「グラバー図譜」等のWeb対応データベースへの年間アクセス数は約30万件であった。
<p>【261】</p>	<p>【261】 【年度計画なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ライデン大学から講師派遣を受け講義科目「オランダの文化」と「オランダの言語」を開設し、前者は県内大学単位互換科目として、また後者は市民公開講座として広く地域に提供された。更に本プログラムを履修した本学学生のライデン大学留学支援も含めた両大学の交流拡大を目指し、長崎大学ライデン拠点の平成20年度開設に向けた協議を行った。

II 教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標	・地域の中核病院として、最高水準の医療と研究開発を推進し、人間性を重視した患者本位の医療を提供するとともに、経営の効率化を図る。また、倫理性と科学性に基づいた医学教育を実践し、人間性豊かな優れた医療人を育成する。さらに、離島医療及び地域医療の充実に貢献するとともに、医療の国際協力を推進する。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 19 年度計画	進捗状況	判断理由 (計画の実施状況等)		ウェイト
			平成 19 年度までの実施状況	平成 20～21 年度の実施予定	
○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策					
【262】	【262-1】 院内のイントラネットを利用して、本院における患者サービスへの取り組み状況、苦情対応事例、ボランティア活動実績等を紹介することにより、各部署との連携及び業務の効率化を図る。	—	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 医療サービスの向上と経営効率化の具体的方策として、病院食の選択メニューの拡大 (週 1 回 6 病棟→週 5 日全病棟)、セカンドオピニオン外来の開設 (平成 17 年 11 月)、共通ベッド化の推進、手術室の効率的運用、医薬品採用品目の削減 (後発薬品への切替)、病院モニター会議の開催等を実施した。その結果、下記のように平成 19 年度に多くの成果を見た。	<ul style="list-style-type: none"> ・初診の患者数及び新入院患者数の増と平均在院日数の短縮を図りながら、適正な病床稼働率を維持する。 ・手術室の効率的運用を踏まえて、手術件数の増加を図るため、オンコール症例の手術室入室時間の短縮及び手術枠の増加に努める。 ・1 年間処方になかった在庫医薬品について見直しを行い、医薬品採用数の削減を検討するとともに、引き続き購入額上位の医薬品について、後発医薬品の積極的採用を進める。 ・医薬品採用適正化小委員会を年 3 回定期開催し、医薬品採用数の適正化を進める。併せて、後発医薬品の採用についても対象薬剤を拡大する。 ・診療情報の精度管理 (量的点検・質的点検・コーディング・DPC (診断群分類別包括評価制度) の精度管理) に務める。 ・ボランティアコーディネーターによる新人ボランティアの教育と併せ、できる限り多くの病院ボランティアに日本病院ボランティア協会主催の研修への参加を支援する等、活動の支援を行う。 ・入院患者から好評を得ているロビーコンサー 	
		(平成 19 年度の実施状況) 院内イントラネットシステムを利用して患者サービスへの取り組み情報 (患者アメニティ、相談・苦情、病院ボランティア活動) を職員全体で共有することが可能となり、患者サービスへの意識が向上し業務が効率化した。平成 20 年 3 月現在、月間アクセス件数は 25,078 件に達する。 平成 20 年 1 月に「病院ボランティア 10 周年記念感謝式典」を開催し、3,000 時間達成者 2 名、2,000 時間達成者 6 名等に対し表彰を行い、謝意を表した。このような取組の結果、ボランティアの登録者数は現在 98 名と増加しており、患者サービスに貢献している。			

	<p>【262-2】 女性外来を開設し、診療を開始する。</p> <p>【262-3】 引き続き病床稼働率のアップを図る対策を検討する。</p> <p>【262-4】 手術室の効率的運用を踏まえて、手術件数の増加を図るため、患者の手術室在室時間の短縮に努める。</p> <p>【262-5】 医薬品採用適正化小委員会を年2回定期開催とし、医薬品採用数を現行から約100品目削減する。さらに後発医薬品の採用割合を現行より約0.5%増加させる。</p> <p>【262-6】 総人件費改革に係る定員削減を受けて、さらに業務委託の推進を図る。</p> <p>【262-7】 診療録管理室を設置し、診療情報の共有化を図る。</p>		<p>患者本位の医療実践と患者サービスの観点から、女性専門外来を開設し、平成19年6月1日より診療を開始した。</p> <p>19年度患者数 40名</p> <p>初診の患者数及び新入院患者数の増とともに平均在院日数の短縮を重点目標としたため、病床稼働率の低下が危惧されたが82.98%を維持することができた。</p> <p>手術室の効率的運用に務めた結果、手術1件当たりの在室時間は、平成18年度に比し0.3時間(5.2時間→4.9時間)短縮され、手術件数は457件(6,347件→6,804件)増加し、収入増に繋がった。</p> <p>医薬品採用適正化小委員会を2回開催し、削減対象品目を検討した結果、採用品目数を平成18年度から37品目削減(2,303→2,266)し、併せて後発医薬品の導入増(123→126)を進めた結果、後発医薬品の採用割合が0.22%増加(5.34%→5.56%)となった。</p> <p>医科材料の調達・在庫管理業務について業務委託の検討を行い、平成20年6月から委託することとなった。</p> <p>患者情報管理と診療録の一元化及び電子カルテ化への対応に向けて、医療情報部の組織を見直し、新たに「診療情報管理室」を設置した。</p>	<p>トをはじめとする各種イベントを開催する。</p>	
<p>【263】 患者本位の診療体制を構築するため、外来部門で既に実施している臓器別・病態別診療体制を病棟に導入する。</p>	<p>【263】 平成20年6月の新病棟の開院に向けて、新病棟における臓器別・病態別診療体制を構築する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>平成20年6月開院の新病棟においては、明確な臓器別・病態別診療体制とし、東西のスタッフステーションを中央部分に配置し、病室環境の改善(個室率10%→26%)と診療動線の明確化により、患者のアメニティ確保を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>新病棟における病床配置を決定し、臓器別・病態別診療体制の構築に向けて、SCU(脳卒中ケアユニット)6床やNICU(新生児集中治療室)6床の設置、ICU(特定集中治療室)の増床(8床→16床)などを決定した。</p>	<p>平成20年6月開院の新病棟における臓器別・病態別診療体制の構築に向けて、SCU(脳卒中ケアユニット)やNICU(新生児集中治療室)の設置、ICU(特定集中治療室)の増床を図る。</p>	

<p>【264】 県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)体制を構築するとともに、診断・治療・臓器移植に対応できる遺伝カウンセリング部門の充実を図る。</p>	<p>【264】 県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)の体制構築について継続検討する。性教育を通じた感染症の予防。県内における遺伝カウンセリング体制を把握し、その充実を図る。</p>	<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) 周産期医療の体制構築のため、平成17年度に①長崎県新生児聴覚検査推進事業に参画、②長崎小児難聴研究会の立ち上げ及び市民講座の主催、③長崎周産期協議会に参加、平成18年度には①親と子の気持ちを伝えあう会市民講座の開催、②胆道閉鎖症早期発見のためのパイロットスクリーニング開始、等の活動を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 周産期医療の体制構築及び遺伝カウンセリング部門の充実を図るため、①長崎県小児・周産期・産科医療確保対策部会の立ち上げ、②長崎県周産期医療体制検討委員会の活動、③長崎県新生児聴覚検査推進事業検討協議会に参加等の活動を行った。また、長崎県内の中学校において性教育を行った。</p>	<p>全国的に崩壊の危機にある周産期医療(妊産婦及び新生児医療)を、途切れることなく地域に提供するための対策を長崎県と協議し、必要な事業を行う。若年者に蔓延する性感染症と若年者に急増している子宮頸がんの発症予防を目的とした対策を長崎県と協議し、必要な事業を行う。</p>																		
<p>【265】 医療の質を高めるため、クリティカル・パス(診療計画工程表)を充実させる。</p>	<p>【265】 次期医療情報システムへの移行に伴い、クリティカル・パス(診療計画工程表)の電子化に取り組むとともに、バリエーション分析等を行うことにより、更なる作成精度の向上を図る。</p>	<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) クリティカル・パス委員会の下部組織として、看護部長を委員長とするパス小委員会を設置し、パスの検証・分析により充実を図った結果、登録数及び使用件数ともに大幅に増加した。</p> <table border="1" data-bbox="981 922 1451 1074"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録数</th> <th>使用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>137</td> <td>2,721</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>185</td> <td>3,428</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>261</td> <td>4,432</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成19年度の実施状況) ・クリティカル・パスの電子化に向けて、言語の共通化等の検討を行った。 ・パス小委員会で、①パス使用増と平均在院日数の短縮、②研修派遣及び職員研修会の実施、③症例の多いパスについて、開発支援・評価システム・バリエーション等の視点で検討、などを行い精度の向上を図った。</p> <table border="1" data-bbox="981 1401 1451 1477"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録数</th> <th>使用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>207</td> <td>5,683</td> </tr> </tbody> </table>	年度	登録数	使用件数	平成16年度	137	2,721	平成17年度	185	3,428	平成18年度	261	4,432	年度	登録数	使用件数	平成19年度	207	5,683	<p>患者満足度・バリエーション分析・経営分析等ができるクリティカル・パス(診療計画工程表)の電子化実現に向けて取り組む。また、パス小委員会において、引き続き開発支援・バリエーション・評価システム等の視点から分析を行い、DPC(診断群分類別包括評価制度)に対応したパスの見直しを行うとともに、医療の標準化を図る。</p>
年度	登録数	使用件数																			
平成16年度	137	2,721																			
平成17年度	185	3,428																			
平成18年度	261	4,432																			
年度	登録数	使用件数																			
平成19年度	207	5,683																			

<p>【266】 周辺病院との連携及び機能分担を推進し、在院日数の短縮を図る。</p>	<p>【266】 現在の病院間のネットワークを拡大するとともに、地域医療連携に関する病院・診療所・訪問看護情報の共有化ができるシステムを構築する。前方連携としての事前予約システム促進として、紹介元医療機関に対する広報を行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>「長崎市医師会病診連携委員会」に参画し、病診連携・病病連携を図り、早期転院・在宅医療への移行を推進し、また、平成 18 年 11 月から紹介初診患者予約システムを導入し、前方連携を強化した結果、在院日数の短縮及び紹介患者の増となり収入増に貢献した。</p> <table border="1" data-bbox="981 443 1458 598"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>在院日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>25.05 日</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>23.38 日</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>21.79 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 19 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長崎県内の病院、診療所、訪問看護ステーションのデータベースを構築・更新し、連携が円滑に行える環境を整備した。 6 月に、紹介初診患者予約システム広報を県内の 1,960 医療機関に送付し、前方連携を引き続き図った結果、386 の医療機関が本システムを利用することとなり、在院日数の短縮に繋がった。 <table border="1" data-bbox="981 962 1458 1038"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>在院日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>20.34 日</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	在院日数	平成 16 年度	25.05 日	平成 17 年度	23.38 日	平成 18 年度	21.79 日	年 度	在院日数	平成 19 年度	20.34 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 6 月の新病棟開院を機に、総合病院情報システム更新と併せて、長崎市内の病院・診療所と患者情報を共有できる IT 医療情報ネットワークの構築に向けて、基盤整備を行う。 IT 医療情報ネットワークを稼働させ、病院・診療所との連携強化に務める。迅速な患者情報伝達により、スムーズな転院、在宅医療を促進し、更なる在院日数の短縮を図る。 	
年 度	在院日数																
平成 16 年度	25.05 日																
平成 17 年度	23.38 日																
平成 18 年度	21.79 日																
年 度	在院日数																
平成 19 年度	20.34 日																
<p>【267】 地域の医師との連携を図るため、病院にオープンシステム（開放型病床）を設置する。</p>	<p>【267】 【平成 18 年度に実施済みのため年度計画なし】</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>お産の安全、安心確保と産科の労働環境改善を推進し、併せて地域の医師との連携を図るため、平成 17 年 4 月に産科婦人科にオープンシステム（開放型病床）を設置した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況)</p>	<p>(実施済みのため計画なし)</p>													
<p>【268】 安全管理部の機能を強化し、関係委員会とも連携して高度な安全管理、品質管理体</p>		<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>平成 16 年度に副病院長（品質・患者サービス担当）を増員し、安全管理体制の充実を図るとと</p>	<p>安全管理部と関係する委員会との連携を強化するとともに、医師のゼネラルリスクマネージャー（GRM：安全管理担当）の配置及びeラ</p>													

<p>制を構築する。</p>	<p>【268】関係委員会との連携を強化するとともに、安全管理担当者の増員を検討し、高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。</p>		<p>もに、感染防止対策の強化を目的に「感染制御教育センター」を設置し、平成17年度に助手2名、平成18年9月に教授1名を配置し、機能を強化した。平成18年9月のノロウイルスによる院内感染及び12月の食中毒発生時には、安全管理部と連携した迅速な対応により、速やかな終息をみた。また、平成18年度に「ME機器センター」を設置し、輸液ポンプ等の機種統一及び一元管理を行うことにより、機器の安全管理体制の充実を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行中であった新インシデントレポートシステムを5月から本格稼働し、院内イントラネットシステムで情報を共有化し、医療事故防止に対する意識向上を図った。 ・更なる安全確保のため、①医療事故防止対策各種マニュアルの改定及び作成、②近隣部署へのAED（自動体外式除細動）研修会の実施、③安全管理研修会の欠席者に対するDVD講習の実施、等を行った。 	<p>ーニングによる安全管理教育を検討し、高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。</p>	
<p>【269】ISO（国際標準化機構）9001の基準認証を取得する。</p>	<p>【269-1】ISO（国際標準化機構）9001認証の更新審査を受審し、規格要求事項に基づく医療サービスの継続的改善を図る。</p> <p>【269-2】日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定更新審査を受審する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>平成16年12月8日付けで、ISO（国際標準化機構）9001の基準認証を取得した。以降、継続審査を受審し、認証の継続が確認された。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>平成19年10月にISO（国際標準化機構）9001認証の更新審査を受審し、認証の継続が確認された。</p> <p>平成19年12月に日本医療機能評価機構による認定更新審査（Ver.5）を受審したが、改善要望事項付きの認定となった。</p>	<p>ISO（国際標準化機構）9001認証の継続審査を受審し、規格要求事項に基づく医療サービスの継続的改善を図る。</p>	
<p>【270】広報活動を充実させるため、診療内容、診療実績等の情報をホームページに掲載する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>病院ホームページに診療実績等を掲載するとともに、平成18年7月にはホームページの掲載内容を分かりやすく、知りたい情報が簡単に得られるようリニューアルを行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院ホームページに掲載している診療内容と実績等について、定期的に更新し、情報の陳腐化を防止する。 ・現在、年4回発行している「長崎大学病院ニュース」を6回に増刊し、病院広報の充実を 	

	<p>【270】 病院ホームページに掲載している診療実績等について、定期的に更新し、情報の陳腐化を防止する。</p>		<p>(平成 19 年度の実施状況) 病院ホームページに「診療内容と実績」欄を設け、診療科の特徴、特徴ある診療・治療、診療・治療実績等を各診療科、グループ毎に掲載し、内容の充実を図った。</p>	<p>図る。</p>	
<p>【271】 新しい診療体制及び最高水準の医療を実現させるため、病棟等の施設及び設備の整備充実を図る。</p>	<p>【271】 本館改修については、病院本館改修設計部会の下に、本館の地階～7階は外来ワーキンググループ、8階～12階は研究棟ワーキンググループで詳細な改修計画等について検討する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 改修が予定されている病院本館については、改修設計部会の下に外来ワーキンググループ及び研究棟ワーキンググループを設置し、外来ワーキンググループでは外来の低層化（1F～6F）、外来化学療法室や採血の中央化等を検討し、研究棟ワーキンググループでは臓器別診療体制を発展させた診療部門の各ゾーンによる配置等を検討した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 本館改修にあたり、外来ワーキンググループにおいては患者動線の短縮を最優先とし、外来の低層化（1F～7F）、外来化学療法室及び点滴処置室の配置、採尿採血の中央化、光学医療診療部及びリハビリテーション部の配置等を決定した。 また、研究棟ワーキンググループにおいては、外来との整合性や新病棟との効率性、実験室・カンファランス室等の共用化などをコンセプトに配置を決定した。</p>	<p>病院本館改修の実施設計を行い、平成 20 年度内に改修工事に着工する。</p>	
<p>【272】 病院長のリーダーシップを強化するため、病院長をサポートする病院長の補佐及び戦略的企画部門を設置するとともに、学外から経営の専門家を参画させる。</p>	<p>【272】 副病院長及び病院長補佐による病院長をサポートする体制を維持するとともに、経営の改善及び効率化を推進す</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 副病院長体制を強化（3名→4名）するとともに、特命事項を担当する4名の病院長補佐を配置し、病院長のサポート体制を強化するとともに、病院経営分析を外部コンサルタントに委託し、経営効率化を推進した。 また、病院経営における企画部門として若手教員4名及び技師を参画させた経営企画部を設置した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 経営改善及び効率化のための企画・立案をより専門的に行うため、経営企画部の組織を見直し、副病院長（診療・経営担当）を部長とする少数精</p>	<p>副病院長及び病院長補佐による病院長をサポートする体制を維持するとともに、経営の改善及び効率化を推進する組織を強化・維持する。</p>	

	る組織を強化・維持する。		鋭の新体制を発足し、月2回の開催により当面する諸課題の分析や経営改善に係る提案を行った。	
【273】診療部門別原価計算を実施し、経営面で寄与する診療部門に対して、予算、人員の重点配分を行う。		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 診療部門別原価計算を実施し、医員の人員配分に活用するとともに、診療稼動見込に係る病院長ヒアリングの資料としても活用した。 また、病院経営の効率化の観点から、有期雇用の助教2名を麻酔科に配分した。このことは【262-4】に記したように手術件数増加の一因となった。</p>	原価計算の精度を高め、経営面で寄与する診療部門に対して、インセンティブ経費の配分を行う。
	【273】原価計算の精度を高め、経営面で寄与する診療部門に対してより効率的な予算、人員の重点配分を行う。	<p>(平成19年度の実施状況) ・平成19年8月にタイムスタディを実施し、原価計算における人件費算定の精度向上を図るとともに、診療稼動見込に係るヒアリング資料として引き続き活用した。 ・評価に伴うインセンティブ経費の配分にあたり、評価の対象・方法等について経営企画部で検討を行った。また、教員の人事評価については、昇給や勤勉手当の区分の選考において経営面への貢献も考慮して実施した。 ・病院経営の効率化の観点から、有期雇用の助教1名を感染制御教育センターに配分した。</p>		
【274】医療材料・消耗材料の在庫量の削減を図るため、管理を外部委託化するSPD(包括的物流管理システム)方式を導入する。		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 歯科系診療部門においては、平成18年10月からSPD(包括的物流管理システム)を稼働させた。</p>	医科系診療部門は、平成20年6月の新病棟の開院時に合わせて、SPD(包括的物流管理システム)を導入する。
	【274】医科系診療部門は、SPD(包括的物流管理システム)導入計画の策定等をSPDワーキンググループで検討し、診療材料の品目の削減等について医療材料等選定委員会で検討を図りSPD導入の推進を図る。	<p>(平成19年度の実施状況) 医科系診療部門においては、医療材料等選定委員会の下に医科系SPDワーキンググループを設置し、平成20年度のSPD導入に向けて委託形態や詳細な仕様を決定した。</p>		
【275】医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE(客観的臨床技能)		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行い、高次臨床実習の充実を図るとともに、OSCE(客観的臨床技能評価法)とPBLチュートリアル(問</p>	医学学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を行うが、他施設も含めた診療参加型臨床実習を推進する。卒前臨床教育を推進するため、OSCE(客観的臨床技能評価法)及びadvanced

<p>能評価法) と PBL チュートリアル (問題解決型学習) を実施する。歯学生に対しては、臨床実習コアカリキュラムを推進する。</p>	<p>【275】 医学・歯学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE (客観的臨床技能評価法) 及び advanced OSCE 並びに PBL チュートリアル (問題解決型学習) を実施する。歯学生に加え医学生に対しても、教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—に沿った臨床実習を実施する。</p>		<p>題解決型学習) を継続して実施した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE (客観的臨床技能評価法) 及び advanced OSCE 並びに PBL チュートリアル (問題解決型学習) を実施した。 歯学生に加え医学生に対しても、教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—に沿った臨床実習を推進した。 	<p>OSCE 並びに PBL チュートリアル (問題解決型学習) を実施する。また、PBL チュートリアル教育のための環境整備に努める。</p>	
<p>【276】 医学・歯学生共通に救命処置を含むプライマリケア (基本的診療能力) を重視した教育を充実させる。</p>	<p>【276】 新たに導入した高機能患者シミュレーションモデルを使い、心肺蘇生だけでなく、ショックなどの急変時の対応を訓練する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>医学生に対し、臨床実習における救命処置の重要性を踏まえ、日本版心肺蘇生ガイドラインに沿った BLS (一次救命処置) 及び ICLS (即応循環補助法) のシミュレーション実習を行い、蘇生教育の充実を図った。</p> <p>また、歯学生に対し、臨床開始前実習において、小グループ (10 名程度) での BLS の講義・実習を学習用マネキンを用いて行った。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻酔科実習の医学生及び臨床研修医に対し、高機能シミュレータを使って、アナフィラキシーショックや出血性ショックに対する対応を学ばせた。 歯学生に対し、OSCE (客観的臨床技能評価法) への救命蘇生法の実習導入を念頭に、BLS (一次救命処置) の技術習得に重点を置いて、臨床開始前実習及び臨床実習を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 高次臨床実習で救急部を選択した医学生に対し、病院前救護の訓練及び救急車同乗実習を行い、急病や怪我に対する応急処置を学ばせる。災害訓練を通じて、トリアージ (傷病者を重症度と緊急性によって選別する方法) や外傷初期対応を学ばせる。 歯科治療中の偶発症の発生に対する救命蘇生の重要性、特に BLS (一次救命処置) の確実な施行の重要性を、歯学生に理解・習得させるため、麻酔・生体管理室の担当・指導の下で、臨床実習において繰り返し学習を行い、OSCE (客観的臨床技能評価法) により最終評価を行う。 	
<p>【277】 臨床教育関連病院群の強化を図るため、臨床教育研修センターを設置する。歯科については、平成 18 年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会を設置し対応す</p>		<p>III</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>平成 16 年度から実施された臨床研修必修化 (医科) に対応するため、「臨床教育・研修センター」を設置し、協力型病院との連携により、長崎大学病院群研修プログラムのシステムを構築した。また、平成 18 年度には同センターの体制見直しを</p>	<p>県内の臨床研修病院と連携して、研修医募集に係る合同説明会を開催し、県内の臨床研修病院と協力して研修医の確保増に努める。</p>	

<p>る。</p>	<p>【277-1】 初期研修では、研修内容を一層充実させるため、引き続き、研修医全員が経験目標値の達成を目指す。</p> <p>【277-2】 後期研修では、大学病院と地域病院との間で後期研修のネットワークを構築し、人材確保に努める。</p> <p>【277-3】 歯科研修については、協力型研修施設数を増加し連携の強化に努め、臨床研修指導体制の充実を図る。</p>	<p>行い、副センター長（統括）を配置することにより、円滑な運営と研修教育の充実を図った。</p> <p>一方、歯科については、平成 18 年度からの必修化に向けて準備委員会を設置し、実施要項及びプログラムを作成した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 研修医全員が、到達目標に掲げる経験目標値 70%を達成した。</p> <p>県内の臨床研修病院との間で、研修担当医師によるネットワークを構築し、人材確保等に向けて情報の共有化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力型研修施設は、平成 18 年度から 12 施設増の 20 施設に、また、研修協力施設は 1 施設増の 3 施設になり、連携の強化を図った。 研修施設には研修プログラム等に係る情報を提供して連携を密にするとともに、臨床研修指導の協力を要請した。 		
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

○研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策

<p>【278】 研究成果を医療へ反映させるため、各診療科が取り組む高度先端医療を評価する委員会を設置する。</p>	<p>【278】 高度先端医療専門委員会において、新規申請の審査及び承認済み案件の検証・評価を行う。</p>	<p>III (平成 16～18 年度の実施状況概略) 病院長の下、高度先端医療を評価する委員会の設置に向けて検討を行った結果、既設の「高度先端医療専門委員会」で十分機能を果たせるとの結論となり、これを活用することとなった。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 整形外科から提出された「超音波骨折治療法」について高度先端医療の申請準備を進めた。</p>	<p>高度先端医療専門委員会において、高度先端医療の新規申請の審査を継続して行う。また、厚生労働省により承認された高度先端医療のうち、未だ保険導入されていない案件についても同委員会で検証・評価を行う。</p>	
<p>【279】 学際的トランスレーショナルリサーチ（臨床応用可能な基礎医学研究）を育成するため、医歯薬学総合研究科及び他学部と連携する。</p>		<p>IV (平成 16～18 年度の実施状況概略) 本学工学部、長崎県工業技術センター、長崎神経医療センターと連携し、非侵襲的血糖測定法の開発を進めた。また、本学工学部と連携し、異常肺音データの自動検出が可能なアルゴリズム、データ処理方法、ユーザーインターフェイス技術を開発した。</p>	<p>医療機器等の研究開発に向けて、継続的に産学官連携活動を展開し、事業化・商品化を目指す。</p>	

	<p>【279】 医療機器等の研究開発に向けて、継続的に産学官連携活動を展開する。</p>	<p>(平成 19 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学工学部・医学部、長崎県工業技術センターと連携し、レーザー光を使い、血糖値を非侵襲的に測定できる医療機器を開発した。 ・本学工学部と連携し、肺音データの整理と識別の研究において、収録した肺音データから肺音データベースを作成（50 人分）し、収録したデータが高精度であることを確認した。 													
<p>【280】 治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させるため、治験コーディネーター部門を強化し、地域ネットワーク体制を構築する。</p>	<p>【280-1】 治験及び製造販売後臨床試験に携わる試験実施者のモチベーションを上げ、治験実施率の向上を図る。</p> <p>【280-2】 地域治験ネットワークにおける中核病院として、地域の治験コーディネーターの育成を図る。</p>	<p>III</p> <p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <p>CRC（治験コーディネーター）を薬剤師 4 名、看護師 4 名の 8 名体制にし、人員強化を図った。また、長崎県で進めているネットワーク構想において、地域の基幹病院として参加し、「ながさき治験医療ネットワーク」の構築に貢献した。これらの取組により治験実施率が向上した。</p> <table border="1" data-bbox="981 699 1458 852"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>治験実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>50.81%</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>60.70%</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>60.94%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 19 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内治験実施者を対象に、研修会を開催し、治験に対する意識改革への取り組みを行うとともに、各診療科に治験主任を配置し、責任体制の明確化を図った。 ・契約件数の増を目的として、SMO（治験施設支援機関）と契約した。 <table border="1" data-bbox="981 1182 1458 1259"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>治験実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>62.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>CRC（治験コーディネーター）養成研修では、研修希望者も増え（平成 18 年度：6 名、平成 19 年度：36 名）、育成事業も定着しつつあり、指導する本院 CRC においても、研修会等に参加させ、質の向上を図った。</p>	年 度	治験実施率	平成 16 年度	50.81%	平成 17 年度	60.70%	平成 18 年度	60.94%	年 度	治験実施率	平成 19 年度	62.43%	<ul style="list-style-type: none"> ・治験主任を活用し、実施率の向上を図るとともに、SMO（治験施設支援機関）からの紹介治験受入の迅速化を図る。 ・地域治験ネットワークの強化を図り、県内全域で治験医療ができるよう実施体制を整備する。 ・地域の治験従事者に対する育成カリキュラムの充実を図る。 ・院内の治験コーディネーターの研修を充実させ、治験管理センターの機能強化を図る。
年 度	治験実施率														
平成 16 年度	50.81%														
平成 17 年度	60.70%														
平成 18 年度	60.94%														
年 度	治験実施率														
平成 19 年度	62.43%														

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策				
【281】 診療体制の活性化を図るため、病院所属の教員に任期制を適用する。		IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 病院所属の全教員について、平成 16 年 4 月 1 日から 5 年間の任期制を適用しており、診療・研究・教育の活性化が促進された。	病院所属教員への任期制の適用を継続するとともに、コメディカル職員について、任期を定めた採用形態を導入する。
			(平成 19 年度の実施状況) 教員以外のコメディカル職員（看護部長・臨床検査技師長・放射線技師長）について、任期を定めた採用形態の導入を検討した。	
【282】 医療事務職員の専門職員化及びコメディカル職員の組織化（診療支援部）を図る。		III	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 17 年 1 月に「医療技術部」を設置し、コメディカル職員を一元管理することにより、柔軟な人員配置が可能となった。	医療事務職員の専門職員化を目的に、選考採用を活用して診療情報管理士等の増員を図るとともに、医療技術部においては効果的な人員配置を進める。
			(平成 19 年度の実施状況) 医療事務職員の専門職員化として診療情報管理士（定員内）1 名を採用した。また、医療技術部では、職種にとらわれない効果的な人員配置（定員振替）を行った。	
【283】 人事管理に客観性と透明性をもたせるため、能力・業績を中心とした人事考課を実施する。		III	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 長崎大学人事評価システムに沿って、事務、コメディカルの管理職員の一部について第一次人事評価を試行した。	本学の人事評価制度の手法を全職員へ周知し、人事評価を本格実施する。
			(平成 19 年度の実施状況) 平成 19 年 6 月に、人事評価の二次試行を対象職員（専門職員・主査 4 人、主任・班員 5 人）に実施した。	
【284】 機動的な職員配置を行うため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を導入する。		III	(平成 16～18 年度の実施状況概略) プールバンク制度による助手定員を診療実績により再配分し、組織の活性化と病院経営の効率化を図った。	組織の活性化及び病院経営の効率化を図るため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を維持する。
			(平成 19 年度の実施状況) 病院経営の効率化の観点から診療実績額等を基に見直しを行い、プールバンク制度による助教定員を該当する診療科に再配分した。	
○離島医療及び地域医療を充実するための方策				
【285】 離島医療支援の充実を図るため、卒前及び卒後教育に		IV	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 卒後臨床研修プログラムに、選択研修として離	地域に根ざした医療人を養成するため、「へき地病院再生支援・教育機構」を発展させた組

<p>離島医療研修を組み込む。</p>	<p>【285-1】 卒後臨床研修プログラムにおける離島医療総合コースの充実を図り、本コース選択を研修採用時に促すとともに、プログラムの充実を図る。</p> <p>【285-2】 医療人GP「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」で修練医募集を行い4名採用し教育する。</p> <p>【285-3】 平成 19 年度以降は、大学病院と離島・へき地病院等との連携をより強固にし、充実した離島医療・地域医療を構築する。</p>	<p>島研修病院で6ヶ月間の研修を行う離島医療総合コースを設置するとともに、医療人GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」とも関連付け、離島・へき地医療の充実を図った。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 2年目研修医(平成 18 年度採用)のうち2名が離島医療総合コースを希望し、研修を行った。 (平成 19 年 10 月～ 上五島病院へ1名, 平成 19 年 12 月～ 五島中央病院へ1名)</p> <p>本プログラム採用の修練医延べ9名をへき地教育拠点病院(平戸市民病院・北松中央病院)へ派遣し、後期研修教育を行った。</p> <p>遠隔医療情報コンサルティングシステム(離島の診療所と本院をインターネットを介して医療情報を交換するシステム)を利用し、へき地診療所からの画像読影、専門医コンサルト支援を行った。</p>	<p>織と長崎県の地域の中核的医療機関が連携した研修システムを構築する。</p>
<p>【286】 地域医療を充実するため、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を実施する。</p>	<p>【286】 現在の病院間のネットワークを拡大するとともに、地域医療連携に関する病院・診療所・訪問看護情報の共有化ができるシステムを構築する。</p>	<p>Ⅲ (平成 16～18 年度の実施状況概略) 長崎市内の公的病院地域連携部門と定期的な協議会を開催し、病院間の連携強化を図るとともに、「長崎市医師会病診連携委員会」に参画して入院患者の在宅医療への移行を促進した。 その結果、転院・在宅医療・医療福祉相談等の退院支援や在宅支援を行った患者数は平成 16 年度 359 名, 平成 17 年度 827 名, 平成 18 年度 1,145 名に増加した。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 長崎県内の病院、診療所、訪問看護ステーションのデータベースを構築・更新し、連携が円滑に行える環境を整備した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他病院医療連携室との協議会開催や「長崎市医師会病診連携委員会」への参画を通して、地域の病院・診療所との連携強化を図る。退院支援・在宅医療を円滑に行うため、院内・院外の医療スタッフによる合同ケアカンファランスや地域医療講演会を開催する。 地域医療連携業務が病院全体のシステムとして効率的に行われるようにするために、地域医療連携部門スタッフ以外にも、業務の中核となって、退院支援・療養支援が行える職員を育成する仕組みを構築する。
<p>【287】 予防医療の推進のため、生活習慣病予防診療部で公開</p>		<p>Ⅲ (平成 16～18 年度の実施状況概略) 地域住民、介護従事者、医療従事者等を対象に</p>	<p>地域住民等への医療・福祉の啓発のため、公開講座を企画開催する。</p>

<p>講座等を含めて市民への啓発活動を行う。</p>	<p>【287】市民への医療・福祉の啓発のため公開講座を企画開催する。</p>		<p>した公開講座等を毎年開催し、予防医療の啓発に努めた。 平成16年度：講演『糖尿病（糖尿病を知ること）おまけで「肥満について」』 平成17年度：公開講座「在宅・介護における摂食・嚥下リハビリテーション」 平成18年度：公開講座「生き生き健康ライフ講座VI」</p>		
<p>【288】患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」等に参加し、啓発・指導する。</p>	<p>【288】患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」の援助や公開講座の開催や支援を積極的に進める。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 「膠原病友の会」「リウマチ友の会」「ベーチェット友の会」「腎友会」「透析友の会」「糖尿病友の会」「ALS友の会」等の「患者の友の会」の活動に対し、関係ある医師・コメディカル職員が参加し、啓発・指導を行った。 (平成19年度の実施状況) 「患者の友の会」の活動に対し、関係ある医師・コメディカル職員がその活動を引き続き支援した。 9月に糖尿病シンポジウムを、また7月に関節リウマチの市民公開講座を開催し、一般市民の参加がそれぞれ600名、350名あった。</p>	<p>患者の医療・福祉の向上のため、「患者の友の会」に参加し、啓発・指導する。市民公開講座等を通し、関係ある医師・コメディカル職員がその活動を積極的に支援する。</p>	
<p>【289】離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行う。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 地域医療、へき地医療に関する講演会等を多数開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行った。 平成16年度：講演「発達障害児の摂食・嚥下リハビリテーション」 平成17年度：研修会「あなたもできる救命処置—BLS（一次救命処置）からAED（自動体外式除細動）の使用方法」 平成18年度：講演会「患者主役の地域医療連携を目指して」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携に関する講演会・研修会を、年2回開催する。 ・トロント大学地域医療学講座と連携し、長崎大学の地域医療人育成プログラムの発展・充実を図るとともに、へき地教育拠点病院のスタッフとトロント大学スタッフとの交流を促進させ、病院スタッフの自発的な教育貢献を熟成する。 ・へき地医療体験合宿を開催し、研修医・医学生に、へき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人育成を図る。 	

<p>【289-1】 地域連携に関する講演会・研修会を、年2回開催する。</p> <p>【289-2】 トロント大学地域医療学講座と連携し、へき地拠点病院のスタッフ教育を行うとともに、へき地での医療人プログラムの充実を図る。</p> <p>【289-3】 へき地医療体験合宿を行い、研修医・医学生にへき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人育成を図る。</p>		<p>(平成 19 年度の実施状況) 病院職員並びに院外医療関係者を対象に、地域連携に関する講演会を実施した。 2月：講演「平成 20 年度実施の新・医療計画について」 9月：講演「在宅医療へ向けての地域医療連携を考える」</p> <p>平成 20 年 2 月にトロント大学地域医療学講座を招聘し、へき地拠点病院のスタッフ教育のためのワークショップを開催するとともに、直接修練医教育を実施した。</p> <p>平成 19 年 8 月 10 日～12 日に修練医、初期研修医、医学生 (20 名)、へき地教育拠点病院スタッフ (80 名) で、へき地医療体験合宿を行い、研修医・医学生に、へき地での医療活動を体験させた。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

<p>【290】 国際ヒバクシャ医療センターにおいて、国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。また、被ばく事故の際には、緊急被ばく医療機関として参画する。</p> <p>【290】 国際ヒバクシャ医療センターを国際拠点として、世界各地の被曝地における国際共同研究や医療被曝の国際比較を行うとともに、海外の原爆被曝者や核実験等のヒバクシ</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 在外ヒバクシャ支援事業の一環として、韓国、ブラジル、ボリビア、パラグアイ、ペルー、アルゼンチンなどで各国ヒバクシャの健診、健康相談、入院治療を行った。また、21 世紀 COE プログラムの被ばく関連国際共同研究の一環として、イギリス、カザフスタン、ベラルーシ、ロシア、イランなど海外より多数の研究者を受け入れた。 国際ヒバクシャ医療センター長が WHO の放射線部門の専門官として 2 年間 WHO 本部に招聘され、WHO 緊急被ばく医療ネットワーク構築に携わった。 <p>(平成 19 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国馬山市・光州市・済州島・大田市・平澤市において、239 名の在韓被曝者の健診を行うとともに、グローバル COE を基盤として心の健康調査 (PTSD と抑うつを中心) を行った。 延べ 20 名の在外被曝者の大学病院入院治療を受 	<ul style="list-style-type: none"> 国際ヒバクシャ医療センターを拠点として、世界各地の被ばく地における国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進するとともに、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの構築を目指すための足掛かりとして、九州地区の緊急被ばく医療体制を整備する。 日本国内とアジア地域の緊急被ばく医療体制を、放射線医学研究所及び広島大学と連携しつつ整備する。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ヤの健診・治療を推進する。海外の被爆地からの医療関係者の病院研修を国際ヒバクシヤ医療センターを中心に行う。また、WHO－REMPAN の Collaborating Center として、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの更なる構築を目指す。</p>		<p>け入れた。 <ul style="list-style-type: none"> ロシア，ウクライナ，ベラルーシ，カザフスタン，韓国，米国より 25 名の被ばく医療研修生を受け入れた。 医哲学・医療倫理の国際シンポジウムを企画した。 全国の緊急被ばく医療のフォーラム・研修会等（18 回）に講師・担当医師を派遣した。 </p>		
<p>【291】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターを設置する。</p>	<p>【291】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて具体的構想を構築する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 16～18 年度の実施状況概略) 将来の国際感染症センターを見据え、平成 17 年 1 月に感染症センター構想検討委員会を設置し、平成 18 年 1 月に「感染制御教育センター」を立ち上げた。 また、将来の国際感染症センターに拡大発展させるため、大学院 GP（国際的感染症研究者・専門医養成プログラム）との連携を図った。</p> <p>(平成 19 年度の実施状況) 平成 20 年度から予定されている本館改修後に、「国際感染症センター」構想を踏まえた感染症専用病棟の設置（現精神科病棟の改修）を計画した。</p>	<p>国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて、長崎県の感染医療政策の動向を踏まえ、長崎県と具体的検討を行う。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>		

II 教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・附属学校4校園は、幼児、児童、生徒が、基礎・基本を徹底し、確かな学力を形成するとともに、豊かな人間性を身につけ、心身ともに健やかに育つよう指導し、支援する。 ・教員養成学部附属する学校園として、教育学部学生や大学院生が教育実践力を身につけるための教育実習を効果的に実施する。 ・教育実践研究を、教育学部及び教育学研究科と連携、協力して推進する。 ・現職教員の研修を県や市町村の教育委員会と共同して実施し、学校における教育力の向上に資する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定		
○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策						
【292】附属学校園協議会と教育学部とが定期的に協議の場を持つことにより、共同研究や連携・協働の機能を強化する。	/	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年度に教育学部と附属学校園との協議に関する規程を見直し、協議会をスタートさせた。平成17年度～平成18年度は、年2回の協議会を開催し、共同研究を更に充実すること、教育実習を改善すること、学部と附属学校園の交流をなお一層促進することを決めた。共同研究の研究主題としては、「4附属校園の一環教育」「教育実地研究の指導の在り方」をテーマとして研究を進め、「教員養成のための資質リストの開発」（教育実践総合センター紀要）にその成果をまとめて報告した。また、教育実習中に集中講義が開講されていたことの反省を受けて、学部の集中講義開講時期を変更した。学部と附属学校の連携交流については、附属中学校における学部学生による学習支援計画を作成し、次年度からの実施に向けた準備を行った。さらに、平成19年度から実施される特別支援教育のため、特別支援コーディネーター連絡会を立ち上げるなど、教育実習の改善や学部と附属学校園の交流促進を進めた。	教育学部及び教育学研究科と各附属学校園の間で定期的に協議会を開催することで、共同研究及び連携・協働の機能を強化する。とくに平成21年度に予定されている附属学校の改組に際し、附属校園の適正な学級数、学級定員数及び4附属校園が取り組む「タフな国際人の育成」の実現のための具体策を検討し、その適切な実施に努める。		
			（平成19年度の実施状況） 教育学部と附属学校園の教員による年2回の協議会の開催や特別支援学校と障害児教育コースの教員による情報交換会議などを通して、共同研究の方向性、教育実習の改善、現在行っている教科の授業研究に加えて、更に、別の教科に関する授業研究の導入を			
	【292】学部と附属学校園とのなお一層の共同連携を図る。					

			<p>検討した。その結果として、授業研究を実施するために、各附属学校園ともに水曜日の5校時を共同研究の時間帯として設定した。また、学部新設授業科目「学校危機管理論」(2単位 選択 3・4年 集中)への附属学校園の授業分担を決定し、「学校における危機とその管理」を附属小学校と附属特別支援学校で分担実施した。更に、教育学研究科3年プログラム学生の教育実習科目の履修について協議し、附属学校園において教育実習を引き受け、教育学研究科と附属学校園とが協力・連携して学生の指導に当たることとした。また、平成21年度からの附属学校園の改組に向けて4附属学校園の協議会を度々開催し、その計画概要を作成した。</p>		
<p>【293】 教育学部附属教育実践総合センターと附属学校4校園が定期的に協議し、教員養成及び教育実践に関わる共同研究の活性化を図る。</p>	<p>【293】 附属教育実践総合センターと附属学校園との定期的な協議を継続し、学部学生及び研究科大学院生の実習改善について協議する。また引き続き、各教科の授業研究と教育実地研究について共同研究を行う。授業の共同研究については、更に数的拡大を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 附属教育実践総合センターと4附属学校園は平成16年度～平成18年度、毎年定期的に協議会を行い、教育実地研究(参加観察実習、事前指導、教育実習、蓄積型体験実習)、各教科の授業研究(算数・数学、音楽、家庭科、体育)、複式学級教育等について協議した。授業研究では授業研究会等を実施し、指導方法の研修に努めた。平成18年度からは同センターと4附属校園との「教師の資質チェックリストアップ」に関する共同研究を始めた。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 附属教育実践総合センターが中心となり、教育と研究に関する連携の推進を図った。教育実地研究については、附属学校園の担当教諭を加えた定期的な協議の結果、学生の評価方法等を改善した。また、研究科大学院生の臨床実習に関わるレポート提出とその処理を容易にするため、各附属学校園に専用のパソコンを2台ずつ設置した。授業研究については、従来の教科に理科を加え、4教科から5教科へと数的拡大を図るとともに、小学校では複式学級教育の研究を行った。</p>	<p>教育学部と附属学校園の教員による共同研究の充実を図る。各教科の授業研究(算数・数学、理科、音楽、家庭科、体育)と複式学級教育の研究を継続し、教科数の更なる拡大に努める。また、教育学部及び大学院教育学研究科の教育実践専攻と教科実践専攻の実習がより効果的に実施できるよう、引き続き研究を行いその改善をに努める。</p>	
<p>【294】 教育学部教員と附属学校4校園教員との交流をさらに深め、連携機能の活性化を図る。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 4附属学校園はそれぞれの公開研究発表会等において、学部教員の指導・助言を受けた。また、体育や幼児保健に関する共同研究、研究発表におけるビデオ</p>	<p>各附属学校園における学部教員との連携を継続するとともに、平成21年度に予定している附属学校園の改組のテーマ「タフな国際人の育成」における具体的内容で</p>	

	<p>【294】教育学部教員と附属学校4校園教員との日常における交流を更に深め、教育学部学生及び教育学研究科大学院生の指導や援助、附属学校4校園におけるカリキュラムの編制や幼児教育の在り方、学習指導法の改善、学習教材の開発、教育相談や発達相談、特別活動、特別支援教育等に関わる共同研究を引き続き継続し、その充実を図る。</p>		<p>活用方法の指導（幼稚園）、複式学級教育に関する共同研究（小学校）、大学教員等による年間40回程度の「学問探求」の授業（中学校）、教育相談、発達相談、特別支援教育等における学部教員との交流（養護学校）等を通して、各附属学校園と学部教員との連携を促進した。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 各附属学校園では、教育学部の教員並びに学生達の訪問者数が昨年度に較べて1割以上増加しており、日常の交流が深まっている。また、附属学校教員同士が研修で連携したり、学校教員が学部教員を訪れ研究相談を行ったりする機会が増えている。その成果として、特別支援学校では学部教員と連携し新カリキュラムを作成し、平成19年度よりその実施にあたっている。その他にも、幼稚園における過去3年間の幼児の言葉の発達に関する研究を「研究紀要」としてまとめる作業、中学校における「学問探究」のゲストティーチャー（6名）、特別支援学校における教育相談などで教育学部教員と連携した。</p>	<p>ある①言語能力の育成、②ICT技能の育成、③多文化理解能力の育成、④健康な心の涵養について、教育学部と協議を深め具体策を作成する。</p>	
<p>○学校運営の改善に関する具体的方策</p>					
<p>【295】保護者や地域社会の意見や要望を生かす学校運営を行う。</p>	<p>【295-1】学校評価、育友会、学校評議員会、学校公開を積極的に活用して保護者や地域社会の意見や要望を学校運営に生かす努力を継続する。</p> <p>【295-2】育友会と連携し、幼児・児童・生徒の地域活動の</p>	<p>III</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 4附属学校園では、教員と保護者による評価の実施、学校評議員会や育友会評議員会の定期的な開催等により収集した意見や要望を学校運営の改善に生かした。また、各学校園がそれぞれに学校公開、公開講座、園庭開放等を通して、地域社会に貢献し、附属学校園に対する理解を深めた。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 各附属学校園では、学校評議員会や育友会評議員会の開催、保護者への学校評価アンケートの実施、学校公開、園庭開放、教育相談等で得られた地域の人々の意見や要望を学校運営に反映させた。また、外部からの苦情（バス乗車時のマナーや安全等）や忠告に対し、掲示や学校通信・ホームページ等で回答するなど、具体的な方策を実施し、適切な対応に努めた。</p> <p>各附属学校園では育友会と連携し、地域活動、保健指導、食育、読書活動等の啓発活動を実施した。具体</p>	<p>学校評議員会、育友会評議員会、保護者への学校評価アンケート等による意見や要望の収集が効果的であることから、これらを定期的に実施し、今後の学校運営の改善を図る。また、中学校では、いじめの実態を把握するため、引き続き学期ごとにアンケート調査を実施し、学年部会や運営委員会で情報交換を行い、問題が生じた場合には早急かつ適切に対応できる体制を強化する。なお、地域の人々からの情報収集に有効な学校公開、公開講座、園庭開放等は今後も継続して実施する。</p>	

	<p>活性化, 保健指導の充実, 食に関する指導, 読書活動の活性化などを図る。</p> <p>【295-3】 幼稚園における保健指導について引き続き充実を図るとともに附属校園の養護教諭の連携を図り, 支援体制を整える。</p> <p>【295-4】 中学校では, いじめの実態を把握すると共に, いじめ対策を危機管理マニュアルへ記載する。</p> <p>【295-5】 変形労働制の実施に伴う諸課題について検討し, 適切に実施できるよう努力する。</p>		<p>的には, 幼稚園における, 生ごみを利用した土作りとそれによる野菜づくりや試食会及び講演会, 保護者による本の読み聞かせ活動, 小学校における, 家庭科教諭, 栄養教諭, 養護教諭による食育の指導, 学校保健委員会による家庭の食を見直す講演や演習, 中学校における, 教養委員会による心の問題を取り上げた講演会の開催, 特別支援学校における育友会主催の地域の清掃活動「クリーンハイキング」の定期的な実施, 養護教諭による毎日の体重測定, 健康相談の実施などである。</p> <p>幼稚園では養護教諭が幼児の生活習慣(食, 睡眠, 保健衛生等)についての指導を行うとともに, 幼児の言葉(構音の発達とその支援方法)について, 養護教諭の立場から研究を始めた。また, 附属校園の養護教諭が幼児・児童に関する情報交換を行った。</p> <p>中学校ではいじめ対策のマニュアルを作成し, 教職員の共通理解を図った。またアンケート調査の実施や, いじめ相談窓口の活用などによって実態の把握に努めた。また, いじめに対する対応は, 家庭訪問等により保護者や本人を交え学級担任, 学年主任, 生徒指導主事が積極的に対応し, 問題の解決を図った。</p> <p>教育実習や学校行事等に対応する勤務時間の割振りを行い, 幼児, 児童, 生徒の夏季休業期間に集中して週休日を割り振るなどして, 年間の学校行事運営に対処した。</p>		
<p>【296】 今後の入学者(入園者)選考のあり方について, 附属学校4校園と教育学部で協議する。</p>	<p>【296】 今後の入学者(入園者)選考の在り方について, 附属学校4校園と教育学部で協議する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 入学(園)者の選考の在り方について, 各校園は他大学の附属校園等から情報を収集し, 学部と附属学校教員による附属学校協議会で協議した。これに基づき中学校は平成16年度選考より試験科目数を削減し, 平成18年度選考より抽選制を廃止した。小学校は平成18年度選考より募集校区を拡大した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 平成21年度から実施予定の附属学校改組案作成のための協議を行い, 中学校における各学年1学級の学級減と, 幼稚園, 小学校, 中学校の適切な園児・児童・生徒数による学級編成の案を作成した。それに伴い,</p>	<p>平成21年度に予定されている附属校園の改組「タフな国際人の育成」の実現のため, それに相応しい学級, 学年の規模を検討し実施する。それに伴う適正な入学者(入園者)選考の在り方を検討し実施するとともに, 連絡入学等に問題が生じないよう学校間での協議を定期的に行う。</p>	

			入学（園）者選考の在り方について協議した。	
○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策				
【297】 附属学校における研修実施協議会及び研修実施運営委員会を創設し、公立学校教員と同等の教職員研修を実施する。		III	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度に 10 年, 20 年経過教員研修のための研修実施協議会と研修実施運営委員会の内容を、長崎県公立学校教職員研修実施要領に準じて改訂した。それに基づいて、10 年, 20 年経過教員研修に該当する附属学校園の教員について、公立学校教員と同等の研修を実施した。平成 17 年度には 7 名の教員が 10 年経過教員研修を、1 名が 20 年経過教員研修を、平成 18 年度には 2 名の教員が 10 年経過教員研修を、3 名が 20 年経過教員研修を行った。	各校種ごとの研修要項に基づき、研修実施委員会及び研修運営委員会において、若手教職員研修, 10 年経過教員研修, 20 年経過教員研修等の研修内容を引き続き検討し、より適切に実施できるように努める。なお、平成 21 年度から実施される教員免許更新制に対応した環境を整備する。また、附属学校園の教員が本学の教育学研究科に入学しやすい環境を引き続き整備する。
			(平成 19 年度の実施状況) 小学校では 2 名, 中学校では 1 名の教員が 10 年経過教員研修を、特別支援学校では 1 名の教員が若手教職員研修を規定に従い適切に受講した。	
【298】 校内における現職教育研修を充実する。		III	(平成 16～18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度, 4 附属学校園は現職教員研修の在り方について検討し、外部講師の招聘による研修の充実、公立学校との交流の促進、研究発表会の改善等を行った。また、4 附属学校園はそれぞれ校内研修会を定期的に実施し、公開保育、幼児教育協議会、研究発表会、初任者研修等を行った。平成 18 年度に附属学校特別支援教育コーディネーター連絡会を立ち上げ、各附属学校における特別な支援を要する児童・生徒に関する情報交換を行った。	各附属学校園において、教員の資質向上に必要な内容を検討し、定期的に校内研修会を行うなど、研修の一層の充実を図る。また、新しく赴任した教員を対象に、各々の学校園の教育理念、教育方法、研究、勤務の態様など、必要な事項に関する研修を実施する。
			(平成 19 年度の実施状況) 幼稚園における学部教員を講師としたハラスメント防止に関する研修会、新任教員のために公開保育及び研究協議会の開催、小学校における附属小学校教諭 OB を招いた授業公開並びに研究協議による指導技術向上の方策に関する研修、中学校における特別支援教育に関する研修、特別支援学校における公開セミナーの開催、長崎市の新規採用教員研修の受入などを行い、研修の充実を図った。	
			ウェイト小計	

II 教育研究等の質の向上に関する特記事項

○教育研究等の質の向上の状況

1. 特記事項

(1) 地域に根ざした教育プログラムの展開

本学は、中期目標の中で、長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、地域社会とともに歩むことを宣言しており、オランダとの交流、平和都市、水産県などで代表される文化や多くの離島を抱える地域特性等に根ざした特色ある教育プログラムを展開している。

ア. 五島列島における地域と連携した「実践型医学教育プログラム」【平成16年度採択特色GP】に基づいた卒前・卒後離島研究、附属小学校における複式学級の開設、長崎大学、鹿児島大学、琉球大学の3教育学部による離島教育充実のためのプログラム【平成17年度採択特別教育改善経費】、「医療過疎地域に大学医学教育拠点を置き、『地域医療の再生』を通して次世代医療人の育成をはかるプロジェクト」【平成17年度採択医療人GP】、「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」【平成18年度採択教員養成GP】等を通じて、地域に根ざした教育を展開している。

従来から継続実施している上記の教育プログラムに加えて、「学習支援」等の地域連携活動を縦糸に、「離島・離島化地域実習」や「企業実習」を横糸として組み込んだ「PATプログラムによる地域共生力の育成」【平成19年度採択現代GP】により、教育学部における教員養成カリキュラムの一層のフィールド化を進めている。また、薬学部では、「離島・僻地医療に貢献できる薬剤師の養成教育システムの構築」【平成19年度採択特別教育研究プログラム】を推進し、4年次生の離島（上・下五島）での臨床実習を開始した。これにより、教育学部、医学部（医学科、保健学科）、薬学部が教育プログラムに離島実習を組み込むことになった。

イ. 全学の必修科目である「教養特別講義」では、長崎の歴史的、経験的及び地理的特性の学習を進めるとともに、選択科目として、水産学部附属練習船「長崎丸」を利用した「全学乗船実習」をカリキュラムに加えている。

長崎とオランダとの交流の歴史と文化的な背景に基づき平成17年度から開始した「国際地域連携教育プログラム」（ライデン大学からの留学生と本学学生との共修プログラム）は、「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」【平成18年度採択現代GP】として発展した。このプログラムでは、長崎の基幹産業である観光業の活性化に資する平成オランダ通詞も養成する。平成19年度にはライデン大学から講師も招き、長崎とオランダの交流に関する多彩な教育プログラムを提供している。また、長崎県内の大学・短大・高専間での単位互換制度である「ナイスキャンパス長崎」を通じて、上記プログラムを県内の学生にも開放し、県内大学の教育にも寄与している。

さらに、長崎の持つ歴史的土壌の中で、市民、長崎県、長崎市、長崎大学が協働して、学生の「人間関係力」（コミュニケーション能力、リーダーシップ等）を醸成する

ことを目的とする「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」【平成19年度採択学生支援GP】を開始した。このプログラムに基づき、豊富な知識と経験を持つ一般市民からなる「長崎大学応援団」を結成するとともに、学生の地域伝統行事やボランティア活動への自主的参加を促し、地域の古老、指導者等から人間関係力を習得する支援を行っている。

(2) 教育の国際化推進

本学では、海外46大学と学術交流協定（学生交流に係る覚書）を結び、学生の交流を通じた教育の国際化を進めている。また、海外からの学生を1年間受け入れる「短期留学プログラム」、長崎と文化的な繋がり強いライデン大学との交換留学生プログラム「留学生センター交換留学生プログラム」、福州大学からの学生を受け入れる「上級日本語日本文化コース」など、多様なプログラムを展開している。更に、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻では全ての授業を英語で行う他、同研究科生命薬科学専攻博士前期及び博士後期課程に全ての講義を英語で行う教育プログラムを設置し、留学生を受け入れる体制を整えた。この結果、平成19年度の留学生数は平成15年度の1.4倍に増加し、339名となった。

本学学生の留学機会を増すためには、短期語学留学制度を設け、休業期間を利用した海外大学への短期留学を推奨している。短期留学を修了した学生は帰国後にその成果の審査を経て、全学教育の語学の単位が認定される。平成19年度には、中国語では、北京教育学院国際交流センター（中国語）、エディンバラ大学附属外国語センター（英語）、慶熙大学校国際教育院（韓国語）に、それぞれ18名、24名、4名がこの制度を利用して短期語学留学した。

語学留学を経験した等で高い語学能力を有する学生には、通常の講義のレベルを超えた教育が必要となる。平成20年度からは、これらの学生を対象とし、通常の講義レベルを超えた高レベルの英語教育を行う「英語上級クラス」を開講することとした。

(3) 高大連携の推進

本学は、長崎県教育委員会と協定に基づき、高大連携事業を推進している。

高校教育から大学教育への連続性を確保する観点からは、「県内高校教諭と本学教員との協議会」を開催した。協議会には、長崎大学教職員31名、長崎県高校教諭35名、長崎県教育委員会1名が参加し、アドミッションポリシーに沿った入学試験及び効果的な高大連携の在り方について議論した。更に、より具体的な議論のために、数学、物理、化学、国語、英語、情報を担当する高校教諭と本学の関連科目担当教員が会して意見交換を行い、本学教員に対しては「高大連携による授業改善」のFDを実施した。

大学での教育内容を入学前の高校生に知ってもらうことにより大学教育への円滑な転

換を図るため、高大連携事業の一環として2回の夏季オープンキャンパスを行い、4,193名の参加者があった。同じく事業の一環として行った、本学教員による県内高校での出前講義(24校に148名の講師を派遣)、高校生のための5日間の公開講座(4講座に53名が受講)とあわせて、本学からの有効な情報発信手段の一つとなっている。大学入学前から知的探究心の高揚を図るために、サイエンスパートナーシッププログラム事業4件を実施するとともに、スーパーサイエンスハイスクール事業の支援8件を行った。更に、スーパーサイエンスハイスクール事業の一環として、人の遺伝子(DNA)に関する先端技術を使った研究を長崎西高と共同で行い、この取組が日本人類遺伝学会特別賞を受賞した。

(4) グローバルCOEと21世紀COEプログラムの更なる推進

平成19年度グローバルCOEプログラムに「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」が採択され、3大事業として国際放射線保健医療研究(分子疫学)・原爆医療研究(腫瘍バンク)・放射線基礎生命科学研究(バイスタンダー効果)を開始し、第1回国際シンポジウム“新学際領域「被ばく医療学」の教育・研究拠点形成に向けて”を長崎で開催した。

21世紀COEプログラムの「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」においてはベトナム拠点で共同研究者として国立衛生疫学研究所(NIHE)のスタッフを積極的に迎え、共同研究体制を確立した。また、ケニア拠点では日本学術振興会(JSPS)からのアジア・アフリカ学術基盤形成事業を獲得し、ケニアのみならずタンザニアと国際共同研究体制を構築した。

(5) 重点研究課題の推進と若手研究者の育成

本学の特性を活かした研究活動推進のため、平成18年度に選定した重点研究10課題に対し学長裁量経費(重点研究課題推進経費)により研究支援員雇用や国際シンポジウム開催等の支援、間接経費(全学共通経費)を用いて共通的研究設備の整備・更新経費を優先的に行った。

「地方総合大学における若手人材育成戦略」プログラムを科学技術振興調整費の若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラムに申請、採択された。これを受けて自然科学系重点研究9課題のプログラムにテニユア・トラック助教を優先的に配置することを決定し、国際公募を経て12名のテニユア・トラック制度による助教を採用した。また、重点研究課題をより適切に推進するため、研究企画推進委員会の下にグローバルCOE企画運営ワーキンググループを設置し、重点研究課題の研究進捗状況の点検・評価の方法を検討し、平成20年度に自己点検評価を実施することとした。

(6) 研究成果の積極的活用

ア. 長崎大学と長崎市教育委員会との共催で対話型公開講座「長崎出島サイエンスカフェ」を開始した。今年度は学部横断型で「長崎発の環境知」をテーマにプログラムを

組み、計8回、延べ103名の市民の参加があった。

- イ. 平成10年10月以来の累積アクセス数が平成19年3月末までに130万件を突破し、古写真関係ではインターネット上で最も有用なサイトと評価されている「幕末・明治期日本古写真データベース」を更に充実するために、「ボードインコレクション(Bauduin Collection)」を購入し、データベース化することを決定するとともに、ユニークなデータベースとして「ガラパゴス諸島植物生態画像メタデータ・データベース」を構築した。
- ウ. 知的財産本部の技術管理・運用部門と長崎TLOとが協力した結果、平成19年度の特許料収入は8,978千円となり、単年度収入の最高額を達成した。
- エ. 中小機構基盤整備機構の事業であるインキュベーション施設として、平成19年10月に長崎県・長崎市及び県立シーボルト大学、長崎総合科学大学と連携し、長崎市出島地区に長崎三大学連携型起業育成施設(ながさき出島インキュベーター)を開設し、長崎大学教員と企業の共同研究グループ(8グループ)の入居を支援した。

(7) 特色ある教育研究活動

- ア. 急傾斜地と高齢者が多いという地域特性に起因する課題解決に向けた取り組みの一つとして、長崎大学工学部テクノエイド教育研究センターと県内8社の共同研究からなるグループ(長崎出島新産業創造グループ、D-FLAG NINE)が長崎県「医工連携拠点(産学連携活動グループ)形成支援事業」に課題名「長崎出島発!次世代福祉・介護用具産業創出事業」として採択され、更なる進展があった。
- イ. 平成19年度文部科学省科学技術振興調整費に「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」を申請、採択され、20名の研修生を得て事業を開始した。また、長崎県との共同研究事業「大村湾の流動特性に関する研究」「魚類の免疫機能強化に係る研究」を開始した。
- ウ. 環境科学部を中心に長崎県環境部及び雲仙市の連携・協力に関する協定書を締結し、併せて、雲仙Eキャンレッジ推進協議会を設置し、本学の環境教育研究成果を地域活性化に活用した。

○ 附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について

① 独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか

ケニアとベトナムに直営の研究拠点を開設する全国共同利用研究所として、その特徴を活かしつつ国際化を進めるべく、両拠点を基盤とする国際共同研究を1課題ずつ公募、採択し、重点研究として実施した。

重点研究への応募が前年3課題から6課題に倍増した。この内4課題を、外部委員を含む全運営委員による3段階評価の結果に基づいて採択した。

研究集会の国際化を進めるべくその採択数を前年度の1から2に増やした。

② 全国共同利用の運営・支援体制がどのように整備され、機能しているか

運営委員会と専門委員会が設置されている。運営委員会は22名の内8名の委員が、また専門委員会は21名の内7名の委員が学外の研究者であり、研究者コミュニティーの意見が反映されるよう配慮している。実務的運営は所内委員会と共同利用係が担う。

なお、委員会には本学の研究担当理事あるいは学長特別補佐が委員として加わっていると同時に、医歯薬学総合研究科長等が委員となっているなど、大学全体としての運営及び支援体制が整備されている。

③ 全国共同利用を活かした人材養成について、どのような取組を行っているか

若手研究者を育成すべく萌芽研究を公募、採択した。

国際研究集会のひとつとして教育研修的な「医学研究のための倫理に関する国際セミナー」を開催した。

④ 大学等の研究者に対する情報提供について、どのような取組を行っているか

ホームページから応募書類をダウンロードできる他、研究課題に関する情報も入手が可能となっている。

○ 附属病院について

*【No】は関連する中期計画の番号を示す。

1. 特記事項

【平成 16～平成 18 事業年度】

① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組

感染症の制御、疫学調査及び感染対策教育を目的に、平成18年1月に「感染制御教育センター」を設置し、助手2名を配置、9月には教授1名を配置し、機能強化を図った。また、大学院GP（国際的感染症研究者・専門医養成プログラム）とも連携を図り、海外連携病院（タイ、フィリピン、ベトナム）で臨床研修を実施した。【268】

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

産科の労働環境改善と地域の医師との連携を図るため、平成17年4月に産科婦人科にオープンシステム（開放型病床）を設置し、同年11月には患者本位の医療実践と患者サービスの観点から、精神神経科を除く全ての診療科にセカンドオピニオン外来を開設した。【267】

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

長崎市医師会病診連携委員会及び同委員会の地域医療ネットワーク推進部会に参画し、病診連携・病病連携、早期転院・在宅医療への移行を推進した。また、平成18年11月から「紹介初診患者予約システム」を導入し、前方連携の強化を図った。以上により、在院日数の短縮及び紹介患者の増に繋がった。【266】

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
在院日数（日）	25.05	23.38	21.79
紹介患者率（%）	60.97	61.81	63.59

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等

在外ヒバクシャ支援事業の一環として、韓国などで1,602名の健診活動を行った。また、被ばく医療関連研修のため、海外から57名の海外医療関係者を受け入れた。更に、国際ヒバクシャ医療センター長が、WHOの放射線部門の専門官として2年間WHO本部に招聘され、WHO緊急被ばく医療ネットワークの日本代表として、平成17年5月に行われた世界規模の原発事故模擬演習に参加するなど、ヒバクシャ支援事業が大きく飛躍した。【290】

【平成 19 事業年度】

① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組

緊急被ばく医療体制構築の一環として、「地域の三次被ばく医療地域協議会（九州地区）」が長崎で開催され、長崎県、佐賀県、鹿児島県及び広島大学と緊急被ばく医療体制について協議を行った。今後、長崎地区・九州地区における緊急被ばく医療に備えて、ネットワークの構築に取り組むこととなった。

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

災害拠点病院として、災害発生時の傷病者の受入や救急医療チームの派遣を行うため、集団災害マニュアルを作成し、平成19年11月には、地震等の災害発生を想定した災害医療訓練を本院として初めて実施し、災害時における救急医療体制の構築を図った。

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

平成20年6月の総合病院情報システムの更新では、電子カルテシステムを中核とした診療情報の共有化・標準化を図るとしており、電子カルテ化への対応及び患者情報管理と診療録管理の一元化に向けて、医療情報部の組織を見直し、新たに「診療情報管理室」を設置した。【262-7】

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等

韓国における239名の在韓ヒバクシャの健診、グローバルCOEを基盤とする心の健康調査（PTSDと抑うつを中心）、また、延べ20名の在外ヒバクシャの大学病院入院治療の受入など、引き続き海外ヒバクシャの支援活動を広範囲に展開した。【290】

2. 共通事項に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組（教育・研究面の観点）

【平成 16～18 事業年度】

医療人GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」において、学内に「へき地病院再生支援教育機構」を創設し、採用した修練医を、へき地教育拠点病院（平戸市民病院・北松中央病院）へ派遣し、へき地医療の先進性と面白さを体得させることにより、へき地医療の再生を図るとともに、地域に定着する医療人の育成に取り組んだ。

【285】

【平成 19 事業年度】

- ア. 医療人 GP「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」において、4名の専修医を採用し、女性医師麻酔科復帰支援機構と病院麻酔科の連携のもと、個々のレベルに応じた専修医の研修・再教育を行った。これにより、本プロジェクトの再教育体制のフィードバックを随時行い、教育体制の改善と復帰支援の環境整備が進んだ。
- イ. 非侵襲的血糖測定法の開発について、長崎県工業技術センター、長崎神経医療センター及び本学医学部・工学部との連携により共同研究を進めてきた結果、レーザー光を使い、体を傷つけずに体内の血液中の血糖値を測定する新手法を開発した。
【279】

(2) 質の高い医療の提供のために必要な取組（診療面の観点）**【平成 16～18 事業年度】**

医療サービスの品質改善のため、ISO（国際標準化機構）9001の基準認証を平成16年12月8日付けで取得した。以降、毎年の継続審査を受審し、認証の継続を確認しており、併せて年2回の内部監査やISO勉強会等を通じて、業務の標準化及び部門間の連携強化が図られた。【269】

【平成 19 事業年度】

- ア. 平成19年1月の都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受け、「がん診療センター」において、がん診療における登録促進、医療従事者研修、相談支援、外来化学療法室の整備などの機能強化事業を進めた。
- イ. 医療現場における安全管理の確保及び手厚い看護の提供のため、平成19年5月から7：1看護体制を導入した。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組（運営面の観点）**【平成 16～18 事業年度】**

病院長のリーダーシップを強化するため、平成16年4月から副院長（品質・患者サービス担当）を増員し、4名体制にするとともに、病院長をサポートし、特命事項（計画評価・ISO品質管理・機能評価・広報）を担当する4名の病院長補佐を配置した。【272】

【平成19事業年度】

病院経営及び運営の更なる向上及び合理化並びに効率化を図る目的で、全職員に対して「病院経営及び運営の向上改善に関する提案募集」を平成17年度から行っている。平成19年度は、14件の応募があり審査の結果、5件が採択されたが、その表彰式において、提案内容を説明するとともに提案事項が継続的な改善活動となるようPDCAサイクルを徹底し、病院全体で取り組むことを確認した。

○ 附属学校について

【平成 16～平成 18 事業年度】

教員養成のパワーアップを目標とする教育学部及び教育学研究科のカリキュラム改革及び教職大学院等への改組に対応した取組が附属学校園でも行われた。具体的には、離島教育に対応する視点から平成 16 年度からの 3 年間で小学校の各学年に複式学級を設置し教育方法等の研究を行ったこと、教育実習を重視する教職大学院の設置を見据えた新設科目「教育実践演習」の大学院生を平成 18 年度から各学校園で受け入れたこと、学部と附属学校園との共同研究の活性化を図ったことなどである。共同研究としては、教科（算数・数学科、音楽科、体育科、家庭科）の指導法及び教育実習の在り方について研究し、その成果を教育実践総合センター紀要に掲載したこと、障害児教育コースの教員と養護学校とが共同して、自己の形成を目標とし「くらし」「いきがい」「まなび」「からだ」「こころ」を柱とする小・中・高一貫カリキュラムを作成し、18 年度の公開研究会で発表したこと、平成 17 年度からの 3 年間、文部科学省の研究開発学校の指定を受けた中学校では、脳の前頭前野を活性化させる活動に継続的に取り組むことで、自信を持ち目標に向かって粘り強く取り組む生徒の育成を目指した学習ステージ「BEST (Basic Effective Speedy Training)」及び自己の個性や生き方を探求する学習ステージ「自己探求」を実施し、多数の大学教員がゲストティーチャーとして授業を行ったことなどがあげられる。

【平成 19 事業年度】

- (1) 小学校では、複式学級におけるカリキュラム編成や指導方法の研究を進め、その成果を初等教育研究発表会の分科会で発表し、多くの公立学校が抱える課題を受けて附属小学校の研究に生かしていることについて高く評価された。また、平成 19 年度から、教育学部授業として開講された「複式教育論」に、小学校複式担当教諭が参加し、学部教員と共同して授業を実施することで、理論と実践の融合を図ることができた。
- (2) 中学校では、平成 17 年度から実施している「BEST」及び「自己探求」の最終年度にあたり、その成果を研究紀要「自己実現の基礎を培う教育課程の開発」にまとめ、長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) に公開した。なかでも、学習や諸活動に向けて脳をウォーミングアップする「BEST」の取組は注目を集めている。
- (3) 特別支援学校では、平成 18 年度からの 2 年間、全国特殊学校長会の子育て支援事業「障害のある子ども達の地域活動を支えるボランティア養成事業」にモデル校として取り組んだ。その内容は、障害者とその家族に対する理解者を増やすことを目的に、保護者が県内の中・高等学校を訪問して講演を行ったり、観察実習の学生達に対して経験紹介と討論を行ったりするもので、平成 19 年度には、「ボランティア養成セミナー」を開催し、大学生を含む約 100 名の参加者に、本事業の成果を報告した。

- (4) 幼稚園では、ハートセンターの言語療法士から幼児の構音の発達とその支援方法の研修を受けるとともに、養護教諭が幼児の言葉の発達に関する研究をまとめ、長崎市国公立幼稚園協会発行の「平成 19 年度研究集録」に発表した。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 44 億円	1 短期借入金の限度額 43 億円	実績なし
2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	

V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 練習船鶴洋丸及び実習船鶴水は、新規実習船建造に伴い譲渡する。 附属病院の土地の一部（長崎県長崎市坂本1丁目 86.73 m²）を譲渡する。 経済学部の土地の一部（長崎県長崎市片淵4丁目2, 455.75 m²）を譲渡する。 <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 	<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画なし 年度計画なし 長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部を譲渡する。（平成19年度は545 m²譲渡予定 全体計画は2,455.75 m²） <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 	<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <p>実績なし</p> <p>実績なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部545.08 m²を譲渡した。 <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、下記のとおり担保に供した。 <p>担保物件の表示</p> <p>敷地</p> <p>長崎市坂本一丁目48番2外 宅地86,808.20 m² 所有者 国立大学法人長崎大学</p> <p>建物</p> <p>長崎市坂本一丁目93番地, 58番地11, 58番地9 建物42,437.29 m² 所有者 国立大学法人長崎大学</p>

VI 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において発生した剰余金は、学内の老朽施設の改善、教育研究設備の計画的更新及び部局等の教育改革等対応事業に充て教育研究の質の向上を図った。</p>

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	決定額 (百万円)	財 源
附属病院病棟・診療棟	総額	施設整備費補助金 (2,419)	病棟・診療棟(仕上Ⅰ)	総額	施設整備費補助金 (4,453)	病棟・診療棟(仕上Ⅰ)	総額	施設整備費補助金 (4,455)
附属病院基幹・環境整備	19,455	船舶建造費補助金 (668)	病棟・診療棟(仕上Ⅱ)	11,377	船舶建造費補助金 (0)	病棟・診療棟(仕上Ⅱ)	11,378	船舶建造費補助金 (0)
小規模改修		長期借入金 (16,368)	基幹・環境整備Ⅰ		長期借入金 (6,856)	基幹・環境整備Ⅰ		長期借入金 (6,855)
附属実習船鶴洋丸建造		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (0)	基幹・環境整備Ⅱ		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (68)	基幹・環境整備Ⅱ		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (68)
災害復旧工事			小規模改修			小規模改修		
			再開発(病棟・診療棟)設備			再開発(病棟・診療棟)設備		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(注) ・「施設整備費補助金」のうち、平成19年度当初予算額469百万円、前年度よりの繰越額3,984百万円
・金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

○ 計画の実施状況等

- ・附属病院病棟・診療棟(仕上Ⅰ) 年度計画を実施した。
- ・附属病院病棟・診療棟(仕上Ⅱ) 年度計画を実施した。
- ・基幹・環境整備Ⅰ 年度計画を実施した。
- ・基幹・環境整備Ⅱ 年度計画を実施した。
- ・小規模改修 年度計画を実施した。
- ・附属病院病棟・診療棟設備 年度計画を実施した。

上記以外で、新たに下記事項を追加した。

- ①耐震化対策を図ることを目的として、耐震対策事業が補正で1,104百万円予算化されたが、耐震改修方法等の見直しに不測の日数を要したため、全額繰り越すこととなった。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>*採用方針 教員選考に当たっては、民間・公私立大学・他国立大学法人等からの公募等による人材登用、外部資金を活用した採用等を推進し、国内外から広く優秀な人材を採用する。事務系職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。女性、外国人、障害者に対しては、働きやすい環境・制度の整備を進める。</p> <p>*雇用方針 社会貢献活動を容易にする制度や変形労働時間制等の柔軟な人事制度の構築、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みの構築、適正な事務組織の再編等を通じて学内の人的資源を有効に活用するとともに、全体的な人件費を適切に管理する。すでに任期制を実施している組織に加えて、他の組織においてもこの制度採用の可否を検討し、実施可能な組織については、新たに任期制を導入する。また、大学への貢献度に応じたインセンティブを与えるシステムを充実させて組織を活性化させる。</p>	<p>*採用方針 障害者の法定雇用率の維持に努めるとともに女性労働者の能力発揮促進のために各種調査を実施する。</p> <p>*雇用方針 有能な若手教員や研究者育成に向けてのテニユア・トラック制度を構築し、運用を開始するほか、有期雇用職員への年俸制の導入に向けて、規程の整備を行う。また、総人件費改革に対応して、5%の人件費削減計画を実行し、うち1%については、学長管理とし、機動的・戦略的に配置するとともに、法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。その他、任期制導入の必要性とそのための条件の検討に基づき、可能な組織については新たな任期制導入を進め、人事評価システムについては、評価結果をインセンティブへよりの確に反映させる。</p>	<p>*採用方針 法定雇用率2.1% (41名) を上回る45名 (平成20年3月1日現在) の障害者の雇用を達成した。 また、(財)21世紀職業財団の「女性の活躍推進状況診断」を実施した。</p> <p>*雇用方針 テニユア・トラック事業を開始し、助教の採用にあたって、国際公募を実施し、部局の枠を超えた全学的な視点で選考する体制を構築するほか、「長崎大学の年俸制を適用する有期雇用職員の給与に関する規程」を整備するとともに、業績等を反映させる変動給を決定する際の評価係数の基準を決定し、12名の助教に適用した。 平成22年度までに、総人件費改革に対応して教員45名、その他職員68名の計113名を削減し、そのうち教員9名及びその他職員14名の計23名を学長管理として確保することとした。なお、平成19年度は5名を確保し、学長裁量により平成20年度設置予定の国際健康開発研究科専任教員採用のために国際連携研究戦略本部に教授ポスト2を配置した。 事務組織の再編については、病院事務部の再編により経営調整官を廃止し、研究国際部の強化のため、研究国際部次長を新設した。 工学部、情報メディア基盤センター及び大学教育機能開発センターの助教に任期制を導入した。 教員は、人事評価結果を勤勉手当や昇給の際の検討資料とすることで給与面に反映させ、インセンティブを付与した。なお、事務系職員は、平成21年より新たな人事評価システムを本格実施することとし、平成20年1月の5段</p>

<p>*人材育成方針 教員に対する現行の研修制度を維持するとともに、ファカルティ・ディベロップメントを充実して教育能力の向上を図る。事務系職員についても、職務に応じて法人内、九州地区及び全国的規模の研修を受けられる制度を充実させる。</p> <p>*人事交流 事務職員については、他の国立大学法人等と連携して計画的な人事交流が行える制度を構築し、多様な人材の確保と組織の活性化を図る。 また、教員については、人事交流を容易にする人事制度を整備する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 126,547 百万円 (退職手当は除く。)</p>	<p>*育成方針 事務系職員については、OJT を実施しながら職務に応じて九州地区及び全国的規模の研修を受講させることにより職務遂行能力の向上を図る。</p> <p>*人事交流 平成 16 年 4 月 1 日に締結した「九州地区国立大学法人等職員人事交流協定」の有効期限の 3 年が到来したため、見直しを行った結果に基づき本協定による交流を平成 19 年 4 月以降も継続する。また、4 月の人事交流の開始時期を 7 月に変更することにより、業務の円滑な対応ができるよう受入機関と協議する。なお、本協定の対象機関以外の新たな機関との人事交流を開始する。</p> <p>(参考 1) 平成 19 年度の常勤職員数 1,609 人 また、任期付職員数の見込みを 606 人とする。</p> <p>(参考 2) 平成 19 年度の人件費総額見込み 21,005 百万円</p>	<p>階昇給には従来の人事評価システムで対応した。</p> <p>*育成方針 国立大学協会九州支部が実施した係長研修、技術専門員研修、技術職員スキルアップ研修及びテーマ別研修へ 15 名を派遣するとともに、文部科学省行政実務研修生として 1 名を派遣した。</p> <p>*人事交流 引き続き「九州地区国立大学法人等職員人事交流協定」に基づき、計画的な人事交流として職員 8 名を各機関へ派遣した。また、人事交流の開始時期を本学の定期人事異動時期に合わせて、7 月に実施した。 なお、本協定の対象機関以外の新たな機関と人事交流を開始し、職員 3 名を派遣した。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 別表 (学部の学科, 研究科の専攻等)

学部の学科, 研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	(b)/(a)×100
		(人)	(人)	(%)
教育学部	学校教育教員養成課程	720	819	113.8
	情報文化教育課程	240	264	110.0
経済学部	総合経済学科			
	・昼間コース	1,420	1,608	113.2
	・夜間主コース	240	260	108.3
	・編入学	30	40	133.3
医学部	医学科	595	605	101.7
	保健学科	452	454	100.4
歯学部	歯学科	320	332	103.8
薬学部	薬学科	80	82	102.5
	薬科学科	240	259	107.9
工学部	機械システム工学科	320	358	111.9
	電気電子工学科	320	449	※140.3
	情報システム工学科	200	199	※99.5
	構造工学科	160	242	※151.3
	社会開発工学科	200	181	※90.5
	材料工学科	200	279	※139.5
	応用化学科	200	174	※87.0
	各学科共通	20	38	190.0
環境科学部	環境科学科	580	634	109.3
水産学部	水産学科	440	497	113.0
学士課程 計		6,977	7,774	111.4
教育学研究科	学校教育専攻(修士)	12	25	208.3
	教科教育専攻(修士)	64	65	101.6
経済学研究科	経済経営政策専攻(前期)	30	32	106.7
生産科学研究科	機械システム工学専攻(前期)	60	81	135.0
	電気情報工学専攻(前期)	104	126	121.2

	環境システム工学専攻(前期)	72	51	70.8
	物質工学専攻(前期)	76	99	130.3
	水産学専攻(前期)	74	86	116.2
	環境共生政策学専攻(前期)	16	23	143.8
	環境保全設計学専攻(前期)	34	45	132.4
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	15	125.0
	保健学専攻	24	52	216.7
	生命薬科学専攻	106	135	127.4
修士課程 計		684	835	122.1
経済学研究科	経営意思決定専攻(後期)	9	9	100.0
医学研究科	生理系専攻(博士)	—	(1)	—
	病理系専攻(博士)	—	(6)	—
	社会医学系専攻(博士)	—	(2)	—
	内科系専攻(博士)	—	(11)	—
	外科系専攻(博士)	—	(17)	—
	新興感染症病態制御学系専攻(博士)	—	(11)	—
生産科学研究科	システム科学専攻(後期)	33	62	187.9
	海洋生産科学専攻(後期)	45	48	106.7
	物質科学専攻(後期)	42	26	61.9
	環境科学専攻(後期)	24	32	133.3
	海洋資源学専攻(後期)	—	(2)	—
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻(博士)	308	265	86.0
	新興感染症病態制御学系専攻(博士)	96	106	110.4
	放射線医療科学専攻(博士)	44	26	59.1
	生命薬科学専攻(後期)	69	43	62.3
博士課程 計		670	617	92.1

附属小学校	768	670	87.2
附属中学校	600	626	104.3
特別支援学校	60	53	88.3
附属幼稚園	160	152	95.0
附属学校 計	1,588	1,501	94.5

※ 工学部は平成18年度学生募集から、機械システム工学系（機械システム工学科）、電気情報工学系（電気電子工学科及び情報システム工学科）、環境システム工学系（構造工学科及び社会開発工学科）、化学・材料開発系（材料工学科及び応用化学科）の4系で選抜を行い、機械システム工学系を除く3系においては1年次終了時に所属学科を決定する。この3系の1年次の収容数は学校基本調査時にはそれぞれ電気電子工学科、構造工学科、材料工学科に計上している。
工学部全体での定員充足率は118.5%となる。

○計画の実施状況等

定員充足が90%未満となる学科・専攻

学部の学科・研究科の専攻等名	収容定員と収容数に差が生じた理由
生産科学研究科 環境システム工学専攻（前期）	<ul style="list-style-type: none"> 志願者の減少によるもの 団塊世代の退職期に当たり、企業等が大量採用しているため、有利な時期（学部卒業時）に就職を決めたい学生が増えている。
生産科学研究科 物質科学専攻（後期）	<ul style="list-style-type: none"> 志願者の減少によるもの。
医歯薬学総合研究科 医療科学専攻（博士）	<ul style="list-style-type: none"> 志願者の減少によるもの。 臨床研修制度が義務化されたことに伴い、学部卒業直ちに大学院へ進学する学生を見込めなくなったことによるもの。 専門医への指向が強いため（研究能力より医療技術を重視する傾向にあるため）

医歯薬学総合研究科	放射線医療科学専攻（博士）	<ul style="list-style-type: none"> 志願者の減少によるもの。 臨床研修制度が義務化されたことに伴い、学部卒業直ちに大学院へ進学する学生を見込めなくなったことによるもの。
医歯薬学総合研究科	生命薬科学専攻（後期）	<ul style="list-style-type: none"> 志願者の減少によるもの。 薬剤師の需要の好調により、前期課程（修士課程）修了後、博士後期課程への進学者が減少したため。 製薬企業が博士後期課程修了者を積極的に求めないため。

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成16年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】	定員超過率 (K) (J)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数 (E)	大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	960	1,056	2	0	0	0	16	16	14	1,026	106.9
経済学部	1,690	1,927	31	0	0	0	35	116	106	1,786	105.7
医学部	922	953	1	0	1	0	3	31	28	921	99.9
歯学部	335	343	4	0	0	0	8	7	6	329	98.2
薬学部	320	344	1	0	0	0	7	6	4	333	104.1
工学部	1,640	1,933	39	5	11	0	38	108	96	1,783	108.7
環境科学部	580	638	49	0	0	0	18	9	9	611	105.3
水産学部	440	489	1	0	0	0	11	11	9	469	106.6
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	76	75	5	1	0	0	1	2	2	71	93.4
経済学研究科	33	49	9	0	0	0	4	1	1	44	133.3
生産科学研究科	521	650	42	15	0	0	18	5	5	612	117.5
医歯薬学総合研究科	503	444	32	16	0	0	13	0	0	415	82.5

定員超過率130%以上となる学部・学科

学部の学科・研究科	収容定員と収容数に差が生じた理由
経済学研究科	社会的ニーズ及び大学院博士前期課程(修士)進学志向の高まりに伴う志願者の増加と入学試験成績の合格ラインへの集中によるもの。

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成17年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】	定員超過率 (K) (J)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数 (E)	大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	960	1,063	1	0	0	0	19	18	12	1,032	107.5
経済学部	1,690	1,940	41	0	0	0	49	137	114	1,777	105.1
医学部	1,042	1,069	1	0	1	0	6	26	23	1,039	99.7
歯学部	330	345	4	0	0	0	2	7	5	338	102.4
薬学部	320	350	1	0	0	0	5	17	16	329	102.8
工学部	1,640	1,899	42	3	10	0	46	116	99	1,741	106.2
環境科学部	580	640	50	0	0	0	21	11	11	608	104.8
水産学部	440	474	0	0	0	0	10	5	5	459	104.3
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	76	66	4	1	0	0	0	0	0	65	85.5
経済学研究科	36	53	14	1	0	0	6	2	2	44	122.2
生産科学研究科	550	677	56	19	0	0	25	9	9	624	113.5
医歯薬学総合研究科	615	522	44	22	0	0	18	0	0	482	78.4

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成18年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】	定員超過率 (K) (J)/(A)×100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数 (E)	大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
教育学部	960	1,088	1	0	0	0	12	21	17	1,059	110.3
経済学部	1,690	1,906	48	0	0	0	58	116	92	1,756	103.9
医学部	1,047	1,075	1	0	1	0	18	27	21	1,035	98.9
歯学部	325	335	3	0	0	0	9	7	6	320	98.5
薬学部	320	348	1	0	0	0	4	8	5	339	105.9
工学部	1,630	1,930	44	2	7	0	35	141	125	1,761	108.0
環境科学部	580	641	57	0	0	0	16	15	14	611	105.3
水産学部	440	488	1	0	0	0	13	9	9	466	105.9
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	76	80	1	0	0	0	3	1	1	76	100.0
経済学研究科	39	52	10	1	0	0	7	3	3	41	105.1
生産科学研究科	567	673	55	23	0	0	28	17	17	605	106.7
医歯薬学総合研究科	643	569	50	27	0	0	37	16	16	489	76.0

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成19年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】	定員超過率 (K) (J)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数 (E)	大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	960	1,083	1	0	0	0	26	34	12	1,045	108.9
経済学部	1,690	1,908	41	1	0	0	68	164	66	1,773	104.9
医学部	1,047	1,059	1	1	0	0	10	23	5	1,043	99.6
歯学部	320	332	3	0	0	0	2	9	5	325	101.6
薬学部	320	341	0	0	0	0	3	7	1	337	105.3
工学部	1,620	1,920	45	3	7	0	35	169	94	1,781	109.9
環境科学部	580	634	57	0	0	0	15	36	14	605	104.3
水産学部	440	497	1	0	0	0	11	35	19	467	106.1
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	76	90	3	0	0	0	2	3	0	88	115.8
経済学研究科	39	41	9	0	0	0	7	7	2	32	82.1
生産科学研究科	580	681	56	25	1	0	32	41	13	610	105.2
医歯薬学総合研究科	659	642	45	32	0	0	48	73	19	543	82.4

大学番号 80

平成 21 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間
に係る業務の実績に関する報告書

平成 22 年 6 月

国立大学法人
長 崎 大 学

項 目	頁
大学の概要	1
全体的な状況	4
項目別の状況	6
I 業務運営・財務内容等の状況	
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	6
②教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	11
③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	13
④事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	19
※業務運営の改善及び効率化に関する特記事項	21
(2) 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
①外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	26
②経費の抑制に関する目標を達成するための措置	30
③資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	32
※財務内容の改善に関する特記事項	34
(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための措置	
①評価の充実に関する目標を達成するための措置	37
②情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	39
※自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項	41
(4) その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
①施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	44
②安全管理に関する目標を達成するための措置	47
※その他業務運営に関する特記事項	51
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 教育に関する目標を達成するための措置	
①教育の成果に関する目標を達成するための措置	54
②教育内容等に関する目標を達成するための措置	59
③教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	66
④学生への支援に関する目標を達成するための措置	71
(2) 研究に関する目標を達成するための措置	
①研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	75
②研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	79
(3) その他の目標を達成するための措置	
①社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	84
②附属病院に関する目標を達成するための措置	89
③附属学校に関する目標を達成するための措置	100
※大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項	103
III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	108
IV 短期借入金の限度額	108
V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画	109
VI 剰余金の使途	109
VII その他	110
別表	113

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名： 国立大学法人 長崎大学
- ② 所在地： 本部・文教キャンパス 長崎県長崎市
坂本キャンパス 長崎県長崎市
片淵キャンパス 長崎県長崎市
- ③ 役員の状況： 学長 齋藤 寛
(平成16年4月1日～平成18年10月10日)
(平成18年10月11日～平成20年10月10日)
片峰 茂
(平成20年10月11日～平成23年9月30日)
理事数 6名(うち非常勤1名)
監事数 2名(うち非常勤1名)
- ④ 学部等の構成：
(学部) 教育学部, 経済学部, 医学部, 歯学部, 薬学部, 工学部, 環境科学部, 水産学部
(研究科) 教育学研究科, 経済学研究科, 生産科学研究科, 医歯薬学総合研究科, 国際健康開発研究科
(附置研究所) 熱帯医学研究所※
※は、全国共同の機能を有する附置研究所を示す。
- ⑤ 学生数及び教職員数：
学生数 9,076名(250名)
(学部 7,642名(99名), 大学院 1,434名(151名))
教職員数 2,436名
(教員 1,024名, 職員 1,412名)

(2) 大学の基本的な目標等

長崎大学はこれまで、「長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」との理念に基づき高度の教育・研究活動を展開してきた。新世紀初頭の国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続けることを宣言する。

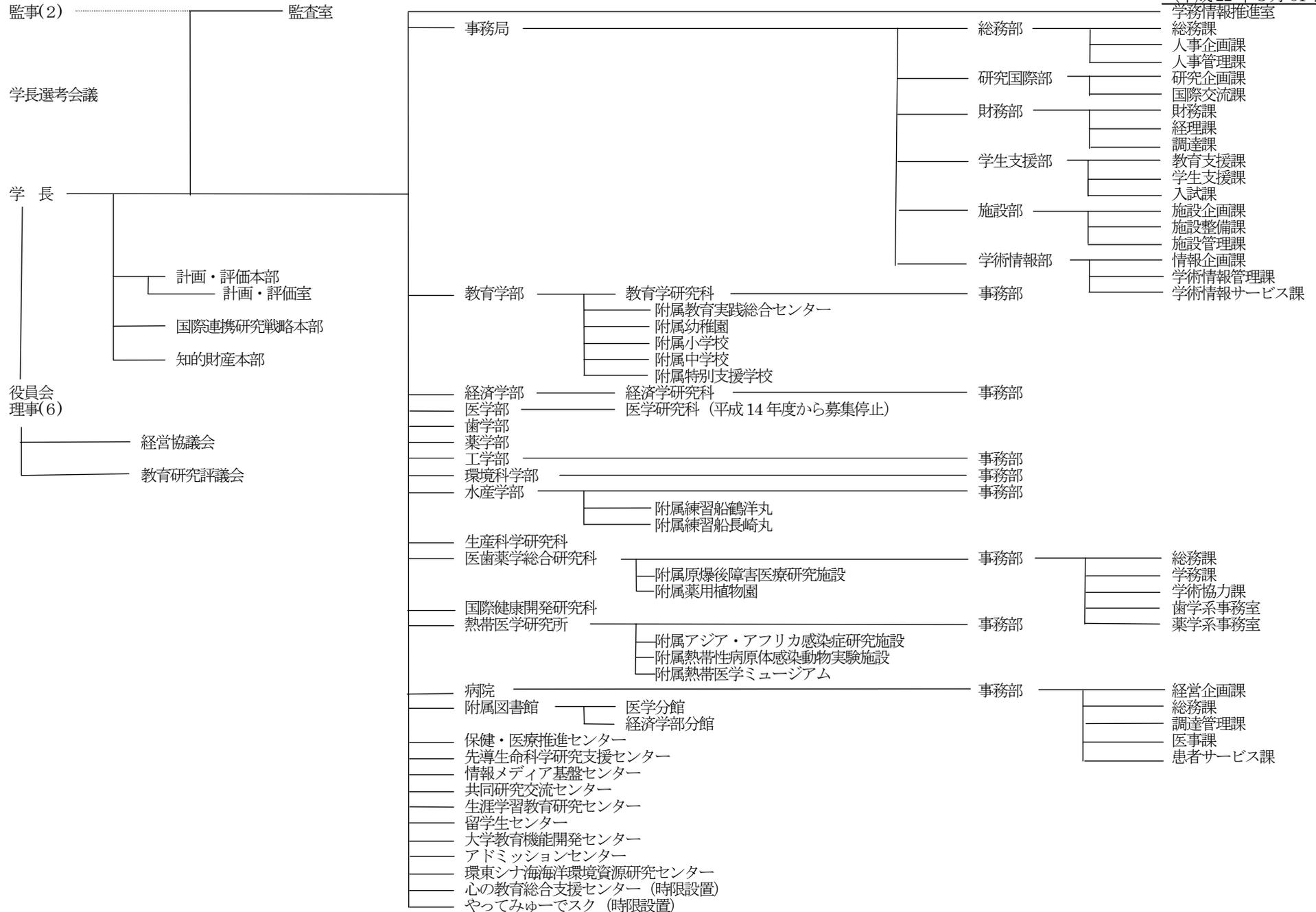
この理念の達成に向けた基本目標として、以下の5項目の最重点事項を掲げる。

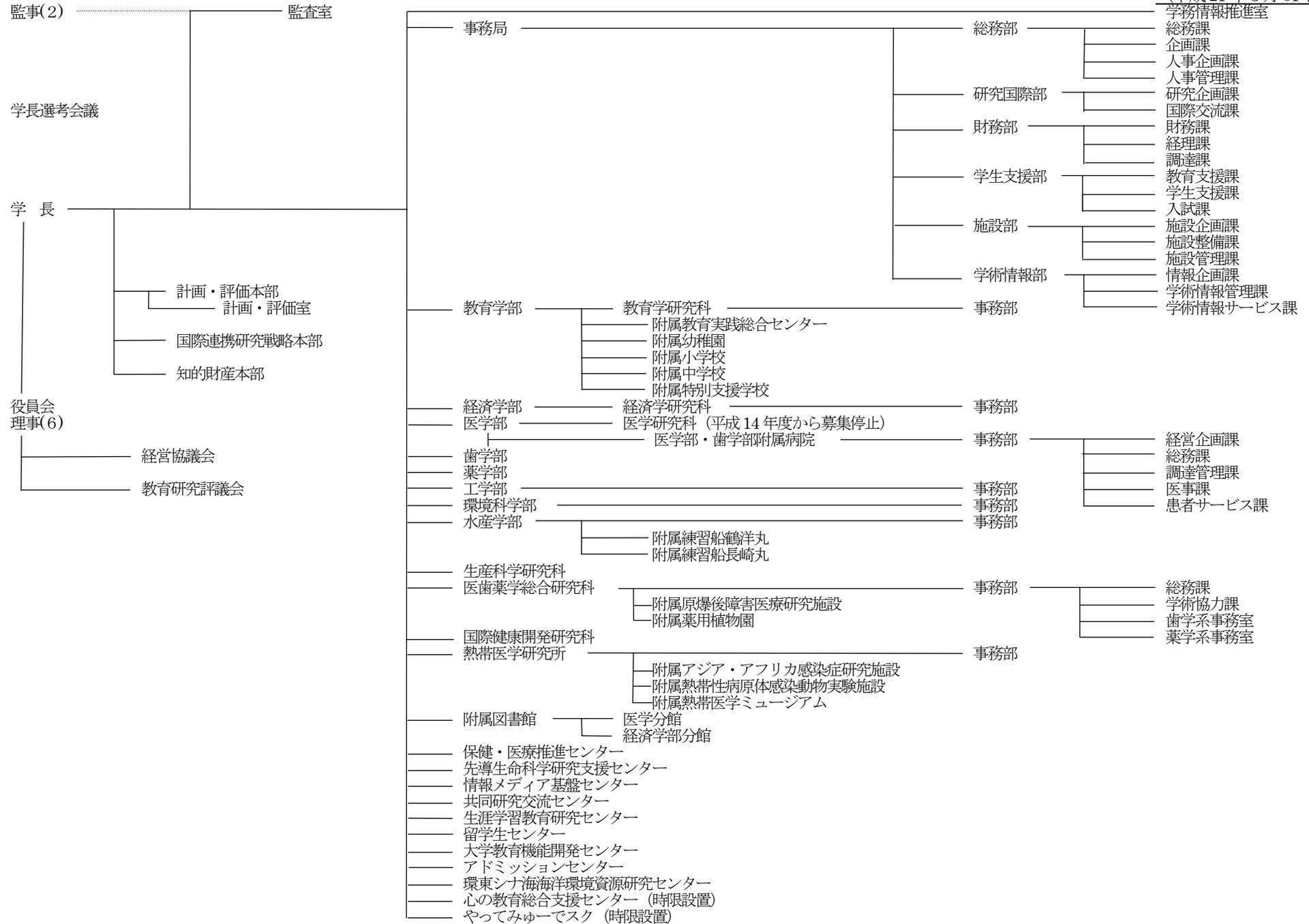
- ① 長崎大学は教育、研究の両面で世界のトップレベルを目指して、戦略的な教育研究企画を推進し、教育・研究の更なる高度化、個性化を図る。
- ② 「学生顧客主義」の標語の下、教養教育、学部専門教育、大学院教育の充実を図って最高水準の教育を提供するとともに、入学者選抜、課外活動、就職などを含む学生生活の全般にわたって支援体制を一段と強化する。
- ③ 大学で創造する知的財産の適正な管理を行い、知的財産と人的・物的資源を活用した地域連携、産学官連携、国際的連携を通して教育・研究成果の社会への還元を推進する。
- ④ 不断に外部評価も含めた点検・評価を行い、それを教育・研究の改善実施に直結できる体制を整備し、かつ、その情報公開に努める。
- ⑤ 教育研究組織、事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化、効率化を図る。また、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。

(3) 大学の機構図

2頁：平成22年3月31日現在

3頁：平成21年3月31日現在





○ 全体的な状況

本学は、第一期中期目標前文で「国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な『知の情報発信拠点』であり続ける」ことを宣言した。この理念の達成に向けた基本目標として、世界トップレベルの教育・研究の実現、学生生活全般にわたる支援体制の強化、社会への貢献を掲げ、「業務の高度化、効率化と柔軟な管理運営、人事、財務システムの導入により大学法人の経営基盤を確立する」との経営方針のもと中期計画を推進した。平成21年度及び第一期中期目標期間の主な成果は以下のとおりである。

○ 学長のリーダーシップ発揮による資源の確保と効果的配分

(1) 外部資金等の自己収入の増加

研究の活性化による競争的研究費収入増を図るため、学長裁量経費枠にインセンティブ経費を確保し、科学研究費補助金の申請及び採択実績、学会や社会からの評価、将来性、準備状況などの観点から選んだ優れた研究活動に対して配分した。また、研究担当理事のもと競争的資金申請への支援体制を構築し、競争的資金獲得を全学的に推進した。その結果、平成21年度の科学研究費補助金、共同研究、受託研究、その他の外部資金の獲得総額は5,151,082千円で、平成16年度(3,368,627千円)と比して1,782,455千円(52.9%)増加した。

(2) 大学病院収益の増加

病院においては、法人化後、継続して経営基盤の強化に取り組んできたが、平成21年度には学部附属から大学直轄の大学病院に改組し、新しい運営体制の下、更なる取り組みを行った結果、前年度より約20億円、平成16年度と比較すると約47億円の増収となった。

(3) 学長裁量経費の充実と効果的配分

自己収入増加と経費節減に基づき学長裁量経費を、平成17年度の219,130千円から平成21年度には558,000千円(約155%増)へと充実させ、「公募プロジェクト経費」「新任教員の教育研究推進経費」「年度計画対応共通プログラム経費」「重点研究課題推進経費」等の戦略的・重点的資金配分を制度化した。

(4) 教職員の柔軟かつ戦略的配置

学長管理の教員ポストを増やし、学内教育研究施設等への新規教員の措置など機動的、戦略的に教職員配置を実施した。また、労基法第14条に基づく有期労働契約による教職員の雇用制度と有期雇用職員への年俸制を新たに導入することで、外部資金による柔軟な教職員採用が可能となり、効果的な教育研究プロジェクト推進体制を構築することができた。

上記の資源の確保と効果的配分による本学の基本目標の達成状況を、以下の4つの観点で示す。

I. 長崎大学の個性を発揮する研究の重点的推進

平成16年度に、「熱帯病・感染症研究」、「放射線医療科学」及び「海洋環境生物資源研究」の3つの国際連携研究を本学の重点研究分野として育成する国際戦略を策定した。前二者は、21世紀COEプログラムに「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点(平成15-19年度)」及び「放射線医療科学国際コンソーシアム(平成14-18年度)」として、さらにはグローバルCOEプログラムに「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」(平成20-24年度)及び「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」(平成19-23年度)として採択され、これまでの蓄積に基づく特色ある国際的教育研究拠点として大きく発展した。拠点の中核組織である熱帯医学研究所及び医歯薬学総合研究科附属原爆後障害研究施設は、WHO研究協力センターに指定されており、様々の国際的研究・人材育成プロジェクトにおいて指導的役割を果たした。「環東シナ海海洋資源研究」も、文部科学省教育研究特別経

費や科学技術振興調整経費等の支援により、環東シナ海沿岸域の環境と水産資源問題に、本学が中心となって日中韓の関係研究機関と連携して取り組み、成果をあげた。

これら国際連携研究のマネジメントに特化した「国際連携研究戦略本部」を平成17年度に創設し、国際連携研究の企画立案並びに外部資金の受入など業務運営・経費執行面の手続処理を一元化した。その成果として、ケニアとベトナムの2ヶ所に、本学が主宰・運営する本格的(常駐型)海外感染症研究拠点を、ベラルーシに放射線医療科学研究拠点を設置し、熱帯病・新興感染症や放射線医療科学領域の国際的共同研究が大きく進展した。

平成18年度には、上記の3課題を含む特色ある研究10課題(重点研究課題)を選定し、平成19年度より学長裁量経費及び間接経費等により、研究支援員の雇用、国際シンポジウム開催および大型設備の整備・更新等の重点支援を行うとともに、競争的外部資金獲得に向けた積極的支援を行った。平成20年度には外部評価委員等による中間評価で10課題に対する支援資金の配分を見直し、21年度に最終評価を行なった。

次世代の教育研究を担う若手教員育成を目指し「地方総合大学における若手人材育成戦略(平成19年度科学技術振興調整費採択課題)」によりテニユア・トラック制度を導入し、年俸制を適用する12名の助教を国際公募で採用し、重点研究課題に配置した。平成21年度には、各部署が定員内ポストでテニユア・トラックを採用することができるようにするため、「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制度に関する規程」を制定した。

II. 大学の特長を活かした教育組織の新設と特色ある教育プログラムの提供

平成18年度に医歯薬学総合研究科に、講義を全て英語で行う熱帯医学専攻(修士課程)を設置した。平成20年度に、国際協力の現場で即戦力となるプロフェッショナルな人材の育成を目的とした「国際健康開発研究科(独立研究科)」を創設した。本研究科は、「熱帯病・新興感染症研究」の成果を基盤とし、保健分野での国際協力活動に必須の資格である「公衆衛生学修士(MPH)」の修得と国際協力の現場で即戦力となるプロフェッショナルな人材の育成を目的としている。また、教育学部を改組し、教員養成学部の特化するとともに、教育学研究科を改組し、教職実践専攻(専門職学位課程)および教科実践専攻(修士課程)を設置した。

医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻(修士課程)設置計画書を提出し、平成22年4月の開設に向けた準備を進めた。学長室ワーキンググループ(WG)は、生産科学研究科を工学系と水産・環境系に分離し、5年一貫制博士課程を設置することおよび工学部と工学研究科において6年一貫的な教育を導入することなどを学長に答申し、平成23年度4月の改組に向けた準備を開始した。

平成16年度以降、合計20課題が特色ある教育プログラム(GP)に採択され、学生に提供された。平成21年度にも、「国際連携による熱帯感染症専門医の養成(大学院GP)」、「在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成(戦略GP)」が採択され実施中である。

III. 学生の要望に基づく学習・生活支援体制の充実と安全・安心な基盤環境整備

学生の就学、生活、就職など幅広い範囲を網羅する学生生活調査を、全ての学生を対象に平成18年度と21年度に実施した。この調査結果を分析し学生支援方策立案の基礎資料として利用し、学生の要望に応える教育学習支援方策の実施につなげた。

安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上を目的とした総合研究棟(工学部本館、水産学部本館、教育学部本館、環境科学部本館、経済学部本館)の改修工事を完成させた。また学生学習環境の支援に必要な予算を重点的に配分する施設維持管理計画

(営繕発注計画)を策定し、講義室等空調改修、便所改修、課外活動施設改修などの営繕工事を実施した。平成 21 年度は、既存の総合体育館、課外活動施設、野球場及びテニスコート等を改修するなど約 860,000 千円(平成 16 年度比約 360%増)の営繕工事を実施し、計画的な維持保全と学生学習環境改善を図った。

IV. 長崎大学が有する知的資産の積極的発信と社会への還元

附属図書館では、明治彩色写真などの新規収録写真を追加し、現在の収録総数は 6,778 点となった。「幕末・明治期日本古写真コレクション」及び国の登録有形文化財に登録された「日本古写真アルバム ボードインコレクション」等を「長崎学デジタルアーカイブス」として、ホームページ上で統合的に公開している。また、ガラパゴス諸島の写真スライド約 1,300 枚を「ガラパゴス諸島画像データベース」として公開した。

長崎大学で生産された学術研究成果を電子的に登録・保存し、広く世界中に発信するために「長崎学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」を構築した。リポジトリの登録数は、現在 17,000 件を超え、リポジトリの世界的総合ランキングは、国内 7 位、世界 74 位(2010 年 1 月)にランクされた。

日本語、英語、中国語、韓国語版の 4 カ国語で表示する大学ホームページ及び広報誌「CHOHO」等を通じて情報公開を積極的に進めてきた。平成 21 年度には「プレスリリース」欄を設け、本学から報道機関への提供情報を社会へ迅速に発信している。「CHOHO」についても順次発行部数を増加させた。平成 21 年度は「CHOHO」第 27 号を 14,600 部増刷し、同窓会会員にも配布した。また、高校生と一般向けの大学紹介ムービーを作成し各種広報活動に活用するとともに、ダイジェスト版(日本語、英語、中国語、韓国語)については大学ホームページで公開した。

法人化と同時に発足した知的財産本部と長崎 TLO が連携して知的資産の社会への還元を推進してきた。平成 21 年度には、長崎県教育委員会と「未来の科学者発掘プロジェクトに関する協定」を締結し、小・中・高校を対象に「オープンラボ」と「理数教師塾」を実施した。また、科学技術振興機構の理数系教員(CST)養成拠点構築事業への採択を受け、長崎県と共同で理数系教育の振興・充実のための CST 養成プログラムを開始した。

産学官連携による地域貢献の推進に向けて、平成 21 年度に、長崎県と「国立大学法人長崎大学と長崎県との包括連携に関する協定」を、また地元企業であるイサハヤ電子株式会社及び協和機電工業株式会社とそれぞれ「産学連携の協力推進に係る協定」を締結した。

○ 学長のリーダーシップを保证する組織体制の効果的運用

(1) 効果的・機動的な運営組織の整備

戦略企画会議を大学の運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編し、副学長の下に大学の各種本部業務をライン化した。学内共同教育研究施設等の長は学長が直接選考することとした。大学本部の企画立案機能を強化するため「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、懸案事項について学外の有識者を含めた学長室 WG を設置した。平成 21 年度には、学長室 WG の答申を受けて、医学部・歯学部附属病院を大学直轄の大学病院へ改組し、新たに病院担当理事をもって病院長に充てることとした。柔軟な病院教員人事制度を導入するとともに、平成 22 年度学内予算編成に当たり病院予算を独立させた。教養教育改革及び生産科学研究科の改組についても、それぞれ学長室 WG を設置した。生産科学研究の改組については具体案を学長に答申し、平成 23 年 4 月の改組に向けた準備を開始した。

(2) 経営協議会の活用と監査機能の充実

経営協議会には地域の有識者・自治体の長のほかに国際機関の長も加え、学外の有識者の視点から大学経営を審議する体制を整えた。また、国立大学法人経営の在り方について、

意見交換を行う時間を十分に確保し、学外有識者の意見を法人経営に反映させた。議題については、本学のホームページで公開した。

内部監査については、学内規程を整備し、学長直属の監査室を設置し、定期的・臨時的に実施した。特に科学研究費補助金や不正使用防止の観点による監査等の実効性のある監査を実施し、結果を学長へ報告し、適切な措置を講じた。監事監査については、予防的見地から本学のガバナンス機能に注目して実施した。会計監査人による会計監査については、法令等に基づいた財務諸表の監査を法規準拠性、経済性・効率性、不正及び違法行為等の観点も含め実施した。監事監査及び会計監査人による会計監査の監査結果については、学長等へ報告され、運営や会計処理の検討に活用した。

(3) 危機管理と環境管理

本学において生じることが想定される危機事象に対処するための危機管理体制を構築し、「長崎大学危機管理規則」及び「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を整備した。新型インフルエンザや化学薬品の管理等個別に整備された全学的危機管理マニュアルは、本学ホームページの危機管理マニュアル等サイトに掲載した。

平成 17 年度「環境配慮の方針」を制定・公表し、これを全学的に推進する「環境委員会」を設置した。「環境報告書」を毎年公表し、環境に関連する教育・研究活動及び環境負荷の状況、並びに省エネルギー等への取組に関する情報を社会へ発信している。平成 21 年度は、環境科学部本館をはじめとする施設整備において省エネ関連設備等を導入し、附属中学校等に太陽光発電設備(40kW)を設置する等の環境対策を行った。

(4) 男女共同参画の推進

平成 20 年度に、男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置し、人事委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。平成 21 年度は、男女共同参画推進に関する職員の意識啓発、職務と育児の両立、女性研究者の拡大その他の総合的な支援事業を目的として、男女共同参画推進センターを設置し、専任のコーディネーターを配置するとともに、坂本地区と文教地区に保育園を設置し、保育事業の実施体制を整備した。また、長崎大学における男女共同参画の推進について学長メッセージを公表し、男女共同参画に関する講演会等を開催し、啓発に努めた。

(5) 事務系職員の人事評価の改善

目標管理による新たな人事評価システムを導入・実施するとともに、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。

総括と展望:第一期中期目標期間の最終年度である平成 21 年度の年度計画を十分に達成できたことと総括する。特に、平成 20 年度半ばに学長が交代したため、21 年度は新学長の新しいガバナンス体制の下、本格的に新しい取り組みが開始されいくつかの成果をあげた。とりわけ、医学部・歯学部附属病院の大学直轄の大学病院への改組を梃子とした病院運営の抜本的改革は大きな経営改善につながった。

平成 16 年度～21 年度の第一期中期全体としても、中期目標及び中期計画をほぼ満足できるレベルで達成できたと総括する。ただ暫定評価において改善事項として指摘されたもののいくつかは、当該計画の実現難度が高いこともあり次期中期計画に持ち越すこととした。

長崎大学は、第一期中期目標期間の成果に基づき、世界に突出した研究型の総合大学と長崎ブランドの高度専門職業人の育成を基本目標の柱として第二期中期目標・中期計画を策定した。この新しい目標・計画の下、国立大学大学法人としての経営基盤とそれを支える組織運営体制のさらなる強化を図り、個性輝く地方総合大学としての大飛躍を展望したい。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を構築する。 ・高度で個性的な教育研究を発展させるために、弾力的かつ柔軟な人材の配置と、資源の重点配分を推進する。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策						
[1] 学長を中心に役員会、経営協議会、教育研究評議会が連携して、教育研究、産学官連携、地域連携、国際連携における重点的施策を明確化し、その実現のための経営戦略の立案を図る。	[1-1] 学長を中心に役員会、学長・副学長会議、経営協議会及び教育研究評議会が連携し、次期中期計画を策定する。 [1-2] 大学経営において最も重要な位置を占める附属病院への大学本部支援体制を強化するため、医学部・歯学部附属病院から大学病院へ改組し、学長が指名する理事が病院長を兼務する体制に移行する。	IV	(平成 20 年度の実施状況概略) 学長のリーダーシップの更なる発揮のため、学長交代を機に戦略企画会議を学長・副学長会議に再編するとともに、学長を中心に同会議で次期中期計画の原案を作成し、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議等における意見を踏まえ、次期中期計画策定の準備を進めた。			
		III	(平成 21 年度の実施状況) 学長を中心に、学長・副学長会議で次期中期計画原案を作成し、経営協議会及び教育研究評議会の意見を踏まえ修正を行い、役員会で審議の上、決定した。			
		IV	病院への大学支援体制を強化するため、医学部・歯学部附属病院を大学病院へ改組し、学長が指名する理事が病院長を兼務する体制へ移行した。 併せて病院運営に係る病院運営会議を設置するとともに、柔軟かつ機動的な人事・財務の管理運営体制のため新たに病院に教授会を置いた。 さらに平成 22 年度学内予算編成に当たり、病院予算を独立させた。			
○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策						
[2] 学長を中心にした最終意思決定機関の役員会及び審議機関としての経営協議会と教育研究評議会の機能的・機動的な役割分担を確		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) 学長交代を機に、各業務分野を統括させるべく副学長を増員するとともに、従前の戦略企画会議を運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編した。また、「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、10 月末には外部有識者を含めた大学病院改革検討委員会を設置し、医学部・歯学部附属病院のあり方について議論を行い、平成 21 年 3 月に答申を行った。			

<p>立し、さらに学内コンセンサスの確保のために、全学委員会の見直し、充実を図るとともに、部局間の連絡調整会議的な機能をもたせた組織の改善を図る。</p>	<p>【2-1】 学長室の企画・立案機能と平成20年度に設置した「学長・副学長会議」の運営本部的機能を活用し、より効果的・機動的な運営を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成21年度の実施状況) 学長・副学長会議を毎週(第1週目を除く。)開催し、各副学長が担当する案件について意見交換を行い、より効果的・機動的な運営を行えるようにした。</p>	
<p>【3】 学長のリーダーシップ機能発揮のために、経営感覚に優れた人材の登用と財務システムの活用により経営・財政基盤を確立する。</p>	<p>【2-2】 学長・理事が法人経営の責任を負い、副学長が大学の運営責任を負う体制を確立する。</p>	<p>III</p>	<p>財務、人事、組織等の法人経営に関しては、役員会を中心に学長・理事が行い、広報、産学連携、入試等の大学の運営については、学長・副学長会議を中心に各副学長が行うよう、責任体制を確立した。</p>	
<p>【3-1】 引き続き平成20年度分のセグメント毎の収支データ、損益データを基に、中期計画期間中のデータを分析するとともに、次期中期計画期間の運営費交付金の配分ルールを踏まえ、平成22年度予算配分方針を策定する。</p>	<p>【3-2】 医学部・歯学部附属病院から大学病院への改組に伴い、病院収支改善と診療環境改善のため、病院セグメントにおける柔軟かつ機動的な財務人事システムの導入を検討し、併せて病院経営感覚に優れた外部有識者を登用する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成20年度の実施状況概略) 平成19年度分のセグメント毎の収支データ表等を作成し、過去4年間のデータ分析を行うことにより、平成21年度予算編成に対し、更なる教育研究経費の重点化を目指すために大学高度化推進経費(学長裁量経費)の増額を含め財務基礎の充実に取り組んだ。また、各種財務指標による分析結果や新たな運営費交付金の配分ルールを踏まえ、次期中期計画期間における学内予算配分方針の検討に着手した。</p> <p>(平成21年度の実施状況) 平成20年度のセグメント毎の収支データ表等を作成し、過去5年間のデータ分析を行った結果を踏まえ、平成22年度学内予算編成に当たっては更なる教育研究の重点化を目指すため、大学高度化推進経費の増額を図るなど、財源の一元化や予算事項の見直し等に取り組んだ。また、病院においては経営基盤の確立のため病院予算を独立させるなどの予算配分基本方針を決定した。</p> <p>病院収支改善のために、経営面で寄与する診療科へインセンティブとしての有期雇用助教を配置し、また、診療環境改善のためにメディカルサポーター及び夜間メッセージャーを新たに配置した。併せて、病院運営に係る企画及び経営等に関する重要事項を審議・決定するための病院運営会議を設置し、病院長に必要な助言を行う者として、長崎県病院企業長を病院長特別補佐に登用した。</p>	
<p>【4】 役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な仕組みを確立する。</p>	<p>【4】 法人の管理運営を担当する役員会と大学の業務執行を担当する学長・副学長会議の役割分担を明確にするとともに、副学長による大学業務の執行責任体制を学内に周知し、実質化する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成20年度の実施状況概略) 本学の法人経営と大学運営の責任を明確にするため、法人経営を担当する役員会の審議事項を法人法に鑑み精選し、大学運営にあたっては副学長の下に各種本部業務をライン化するとともに、大学運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」を設置した。</p> <p>(平成21年度の実施状況) 法人の管理運営については役員会の審議案件とし、大学の業務執行については学長・副学長会議において協議するよう役割分担を明確にするとともに、各副学長の担当に応じて、事務局等の担当課がサポートするよう周知するとともに、学長・副学長会議に各担当課長を列席させる体制を整えた。</p>	

<p>【5】 機能的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会を設置する。</p>	<p>【5】 引き続き経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要案件がある場合には、合同委員会を開催する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 次期中期計画の策定に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議を開催し、外部委員との意見交換を行った。</p>	
<p>○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策</p>				
<p>【6】 副学部長の設置を含めた学部長等補佐体制の充実を図るとともに、教授会における審議事項の精選を進める。</p>	<p>【6】 大学病院への改組に伴い、病院長を兼務する理事の意思決定をサポートするため、副病院長を増員し、その権限と責任のもと、迅速かつ機動的な意思決定ができる体制を強化する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 新たに設置した国際健康開発研究科においては、大学の戦略的観点から、学長が研究科長を指名し、研究科の管理運営については学長を議長とする「国際健康開発研究科運営評議会」が審議を行い、研究科長を議長とする研究科の「教授会」は教学関係事項等の審議のみを行うという、運営体制を構築した。</p>	
<p>○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p>				
<p>【7】 教員と事務職員等の役割分担を明確にする一方、教員と事務職員等が共同で大学・学部運営の企画・立案等に参画し得るようにシステム作りを進める。</p>	<p>【7】 「学長室」に設置するワーキンググループの構成員として事務職員が参画し、教員とともに大学の懸案事項に関する調査・分析、企画・立案を行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 担当機能別に分化している広報体制の見直しのため、広報担当副学長及び広報主幹を新設し、一般広報、入試広報及び就職広報等の広報体制の連携を進め、教員と事務職員が一体となって広報活動を企画立案する戦略的な新広報体制を構築した。</p>	
<p>○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p>				
<p>【8】 適切な教育改善と育成すべき研究を推進するために、重点的資源配分を行う全学的体制作りを進める。</p>	<p>【8】 前年度に行った重点研究 10 課題の中間評価結果に基づき、</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 重点研究 10 課題(に対し、学長裁量経費(重点研究課題推進経費) 80,000 千円による研究支援員雇用、国際シンポジウム開催等の支援を行ったほか、間接経費(全学共通経費)を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。また、学長、理事及び外部評価委員等による重点研究 10 課題の中間評価を行い、3年間の進捗状況を検証するとともに、各研究課題の今後の推進体制の見直しを行った。</p>	
<p>(平成 21 年度の実施状況) 重点研究 10 課題に対する中間評価の結果に基づき、重点研究 10 課題に対し、支援資金の配分の</p>				

	10 課題への支援資金の配分の見直しを行う。また、大学院 GP に附随する間接経費を活用した重点的教育改善方策を実施するための体制を確立する。		見直しを行った。 また、教育改善方策に対する重点的な財政的措置を推進するため、大学院 GP に附随する間接経費の配分にあつては、新たに学内公募制を実施した。学内公募を行い、選定にあつては教育改善委員会の審査を経て学長が採否を決定するなど、学長のリーダーシップのもと、選定作業を実施し、本年度は6件（配分総額3,980千円）の教育改善方策を選定した。		
【9】学長のリーダーシップの下で大学運営を機動的・戦略的に進めるために一定の教員数を学長の下に確保する。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを6増やし11とした。そのうち、教授1及び准教授2の学長管理教職員ポストを、保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。		
	【9】平成21年度は、学長管理教職員ポストを新たに6増し、17を確保する。	III	(平成21年度の実施状況) 引き続き、人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを6増やし17を確保した。さらに、それらの学長管理教職員ポストのうち、平成22年4月新設の広報戦略本部に教授1を、先端計算研究センターに准教授1を配置することを決定した。		
○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策					
【10】役員会、経営協議会、監事に起用する学外者については、産業界、行政、学界、地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。		III	(平成20年度の実施状況概略) 経営協議会の学外委員の任期満了に伴い、各界から多様な有識者を登用した。		
	【10】平成20年度に実施済みのため平成21年度は年度計画なし	—	(平成21年度の実施状況) 経営協議会の学外委員の欠員補充に当たり、各界から多様な有識者を登用した。		
【11】大学全体や学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みを検討する。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 学長室に設置するWGに学外有識者を委員として加え、本学の改革案策定に必要な助言等を受ける体制を整えた。さらに、「長崎大学アドバイザー要項」を制定し、学長が必要と認めた場合は、学外有識者をアドバイザーとして委嘱し、本学の業務について必要な助言等を受けることができる体制を整えた。 また、水産学部では外部評価を実施するとともに、国際連携研究戦略本部、教育学部・教育学研究科、工学部、熱帯医学研究所、医学部・歯学部附属病院、共同研究交流センター及び環東シナ海洋環境資源研究センターでは学外有識者を加えた運営委員会等を開催した。		
	【11】学長室ワーキンググループに高い見識を有する外部有識者を加え、本学が抱える重要懸案事項に関する企画・立案を行う。	III	(平成21年度の実施状況) 教養教育の在り方について検討するため設置した「全学教育検討WG」及び生産科学研究科の改組案策定のため設置した2つの「生産科学研究科改組検討WG」に複数の外部有識者を委員として加え、必要な助言を受けて、重要懸案事項に関する企画・立案を行った。		
		—	学外の有識者に「長崎大学熱帯医学研究所運営及び研究推進アドバイザー」を委嘱し、熱帯医学研究所の運営、熱帯医学における先導的研究等について、指導・助言を受けた。		
○内部監査機能の充実にに関する具体的方策					
【12】内部監査機能の充実にを図るために、監査部門を設置して定期的に業務監査等を実施する。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 監査室による業務及び会計監査を実施し、その結果を業務改善に繋げるべく学内に公表した。特に競争的資金等については、不正使用に重点を置き、目的外使用や他の経費との合算使用の有無の確認など、不正発生要因に応じた実効性のある内部監査を実施した。		
	【12】監査室による業務及び会計	III	(平成21年度の実施状況)		

	<p>監査を臨時・定期的に行うにあたり、不正防止計画推進室及び監事等との連携を強化し、より実効性のある内部監査を実施する。特に不正使用防止の観点から公的研究費の重点監査を実施する。</p>		<p>監査室による業務及び会計監査を行うにあたり、監事及び会計監査人との情報交換を行い連携を強化した。また、不正防止計画推進室による不正防止計画の作成にあたり、監査室の意見を述べた。さらに、不正防止計画の観点による監査項目を含めた内部監査を実施し、その結果を業務改善に繋げるべく学内に公表した。特に公的研究費については、不正使用防止の観点等による重点監査を実施した。</p>	
<p>○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策</p>				
<p>【13】 大学運営の効率化を図るため、国立大学法人間の全国組織及び地域ブロックでの活動を通じて、自主的な連携・協力体制を整備充実する。</p>	<p>【13】 引き続き国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、九州地区支部会議の審議のもと、九州地区の国立大学の連携事業を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、大学間の連携事業の合同シンポジウム、合同入試説明会、防災ネットワーク構築及びリポジトリによる学術論文誌の発行を実施した。また、新たに教育の連携に関する事業について、検討を開始した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) 引き続き、国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、大学間の連携事業の合同シンポジウム、合同入試説明会、防災ネットワーク構築、リポジトリによる学術論文誌の発行及びe ラーニングを用いた大学院間の連携の可能性の検討を実施した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	・教育研究の進展や社会的要請等に適切に対応し、教育研究の高度化を図る視点から大学院に重点をおいた大学を目指すとともに既存学部等の在り方について検討する。
------	------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策						
【14】 教育研究組織の見直しについては、教育研究評議会・経営協議会等で検討し、役員会の議を経る。	【14】平成 19 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	IV	/	(平成 20 年度の実施状況概略) 生産科学研究科の改組については、WG での検討結果について役員懇談会で意見交換を行い、その結果を教育研究評議会に報告した。		
		-	-	(平成 21 年度の実施状況) 薬学部薬科学科の学年進行に連動した医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻 (修士課程) の開設にあたり、教育研究評議会での検討の上、役員会の議を経て、設置計画書を文部科学省へ提出した。		
○教育研究組織の見直しの方向性						
【15】 医歯薬学総合研究科、生産科学研究科、経済学研究科への再編に伴い、研究科の基礎となる学部の再編、統合について検討する。また、教育学部は、教員養成学部として特化する。	【15-1】 薬学部薬科学科の学年進行に連動して、医歯薬学総合研究科新生命薬科学専攻 (仮称) 修士課程の平成 22 年度開設に向けて準備を行う。	IV	/	(平成 20 年度の実施状況概略) <ul style="list-style-type: none"> 教育学部は、情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編したことにより、教員養成学部として特化した。 独立研究科「国際健康開発研究科 (修士課程)」を設置した。この保健医療分野の国際協力人材養成に特化した特色ある教育システムは、内外から高い評価を受け、平成 20 年度大学院教育改革推進プログラム (大学院 GP) に採択された。 教育学研究科を改組し、教職実践専攻 (専門職学位課程) 及び教科実践専攻 (修士課程) を設置した。 生産科学研究科改組 WG を設置して検討を行い、改組の考え方の大枠について学長に答申を行った。 		
		III	/	(平成 21 年度の実施状況) 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻 (修士課程) 設置計画書を提出し、大学設置・学校法人審議会による審議の結果、設置計画の内容に修正が必要とされる意見はなく設置が可能との判定を受け、平成 22 年度設置することを文部科学省高等教育局長あてに報告した。		

	【15-2】生産科学研究科の改組について、改組の必要性、基礎学部の再編・統合の可能性まで含め、学長室に設置するワーキンググループで具体的な案を策定する。		Ⅲ	生産科学研究科の改組について、学長室内に二つのワーキンググループを設置し、改組計画の具体案の策定を行い、学長に答申を行った。		
【16】学内共同教育研究施設等は、組織の見直しを進めるとともに、その役割を見据え再編・統合を進める。	【16】学内共同教育研究施設等の更なる再編・統合に向けた具体的改組案を作成する。		Ⅳ	(平成 20 年度の実施状況概略) 保健管理センターを改組し、保健管理部門、カウンセリング部門、へき地病院再生支援部門及び離島・へき地医療教育研究部門を置く「保健・医療推進センター」を設置した。		
			Ⅲ	(平成 21 年度の実施状況) 学内共同教育研究施設として、新たに先端計算研究センターを平成 22 年 4 月 1 日に設置することを決定するとともに、学内共同教育研究施設の再編・統合に向けた具体的改組案を作成した。		
				ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 教職員の人事の適正化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価システムの整備、活用を図るとともに柔軟で多様な人事制度の構築に努める。また、人事の流動性の向上に努めるとともに適切な人員管理を図る。 ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中	年		中	年
〇人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策						
【17】 教員、事務系職員の個人評価を確実に実行する。特に教員については、平成9～18年の個人評価結果を踏まえて、平成20年を目的に、評価法を改定し、評価システムを充実させる。		III		(平成20年度の実施状況概略) ・教員の人事評価については、平成19年度に確立した基準に基づき実施した人事評価結果を検証し、平成20年度の人事評価を実施した。 ・事務系職員については、第3次試行（平成20年1月～5月実施）の結果を基に、人事評価基準作成プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成21年3月に評価システムの成案を得た。		
	【17-1】 教員の人事評価システムを継続する。	III		(平成21年度の実施状況) 教員の人事評価については、引き続き各部署等の実施基準に基づき人事評価を実施した。		
	【17-2】 事務系職員については、新人事評価システムを本格実施する。	III		平成21年3月に成案を得た新人事評価システムについて、さらに多角的に検証を行い、必要な修正を加えて平成22年1月から本格実施した。		
【18】 大学への貢献に応じたインセンティブの内容を検討するとともに、優れた業績をインセンティブに反映させるシステムを整備・充実させる。		III		(平成20年度の実施状況概略) ・教員については、長崎大学における教員の人事評価に関する指針により定められた各部署等の実施基準による優れた業績の評価を昇給及び勤勉手当のインセンティブに着実に反映させた。 ・事務系職員については評価システムの成案が得られたことに伴い、評価結果をインセンティブへ反映するための基準等の整備に向けて検討を行った。		
	【18-1】 教員については、確立した基準及び指針を引き続きインセンティブ付与に活用する。	III		(平成21年度の実施状況) 引き続き、「長崎大学における教員の人事評価に関する指針」により定められた各部署等の実施基準に基づき業績の評価を昇給及び勤勉手当のインセンティブに反映させた。		
	【18-2】 事務系職員を対象とした人事評価システムの本格実施に合わせて、インセンティブ付与基準を整備する。	III		事務系職員については、人事評価システムの成案が得られたことに伴い、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。		
【19】 柔軟な人事制度を検討する組織を整備する。		IV		(平成20年度の実施状況概略) 男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置し、同委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。		

	【19】平成19年度に実施済みのため平成21年度は年度計画なし	—	(平成21年度の実施状況) 人事委員会及び各専門部会において、法人運営の改革に向けた人事、給与、労務に関する制度の構築及び改正について検討を行い、多くの就業規則の新設、改正を行った。		
【20】外部資金等を活用した教職員の採用も含めて多様な採用形態について検討するとともに、社会貢献活動を容易にするために人事制度、変形労働時間制等を検討し、柔軟な人事制度を構築する。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 外部資金等を活用した教職員の有期雇用制度適用者に対する年俸制について、平成21年度の年俸改定のために行った評価を踏まえ、年俸制の効果、問題点の洗い出しのため、年俸制適用者及び評価者(部局長)に対し、アンケート調査を行った。 また、「感染症創薬研究推進拠点形成」及び医学部・歯学部附属病院の「治験拠点病院活性化事業」を推進するため、医学部に創薬科学分野を開設し、当該分野を担当する教授に年俸制を適用した。		
		III	(平成21年度の実施状況) 年俸制適用者を拡大するため、現行の有期雇用教員を対象とした年俸制度を見直し、教員以外のプロジェクト担当の戦略職員にも年俸制が適用できるように制度を改正した。		
○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策					
【21】任期制をとる組織では、再任の条件・期間について引き続き検討する。他の組織においては任期付き教員の採用・任期制の導入の必要性和そのための条件の検討を行い、可能な組織等から導入する。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 新たにアドミッションセンター及び国際連携研究戦略本部の専任教員に任期制を導入した。また、医歯薬学総合研究科、医学部・歯学部附属病院、熱帯医学研究所及び先端生命科学支援センターにおいて、各部署等が定めた基準に基づき、再任評価を実施した。		
		IV	(平成21年度の実施状況) 任期制導入後、初めて再任評価を実施した医歯薬学総合研究科、病院、熱帯医学研究所、アドミッションセンターに対し、任期制全般についてのアンケートを実施し、教育研究等への導入効果等を報告書としてまとめた。 さらに、任期制を未だ導入していない部局等についても、導入の必要性和そのための条件についての検討状況等を調査し、意見等を取りまとめた。 これらの報告書等を学長に報告するとともに、教育研究評議会に報告した。		
【22】民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材を採用するために公募制による教員選考を積極的に推進するとともに、人事交流を容易にする人事制度を整備する。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材の採用を推進するため、平成20年度教員採用(講師以上)63名のうち32名を公募により採用した。また、テニュア・トラック事業に従事する助教については、国際公募を実施し、新たに3名を採用した。		
		III	(平成21年度の実施状況) 民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材の採用を推進するため、引き続き、教員採用(講師以上)68名のうち31名を公募により採用した。また、テニュア・トラック事業に従事する助教については、国際公募を実施し、新たに1名を採用した。		
○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策					
【23】職種に応じて広く世界から優れた人材の採用を容易にする環境を整えるとともに、プロジェクト型職員採用の柔軟化を進める。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 広く世界から優れた人材を求め、グローバルCOEプログラムにおいて、新たに1名の外国人を採用した。		
		—	(平成21年度の実施状況) プロジェクト型職員として、入試広報を戦略的に担当する職員(プロジェクト・オフィサー)1名を年俸制により採用した。		
	【23】平成18年度に実施済みのため平成21年度は年度計画なし				

<p>【24】 就業規則等の整備を通じて、女性の働きやすい環境を整備する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職女性医師が復帰を目指すための職場環境を整備するために「長崎大学医学部・歯学部附属病院復帰医取扱規程」に基づき、出産又は育児のために医療現場を離れた医師及び歯科医師に対する職場復帰に向けた支援・再教育を行うにあたり、より多くの医師等が復帰できるよう、支援・再教育を受けることができる医師等の申請条件等を整備した結果、2名の医師を復帰医として採用した。 ・女性の働きやすい環境整備のため、次世代育成支援対策に係る行動計画に定めた短時間勤務制度として育児休業制度を見直し、職員が育児部分休業を行うことができる場合の子供の年齢を3歳から小学校就学前までに拡大した。 ・男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置するとともに、人事委員会の審議事項に男女共同参画に関する事項を加えた。また、同委員会に男女共同参画推進専門部会を設置するとともに、今後取り組むべき男女共同参画に関する事業等の策定を行った。 	
<p>【24-1】 「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行した。</p>	
<p>【24-2】 保育所を整備・充実する。</p>	<p>IV</p>	<p>従来の院内保育園（入所定員 20 名）を廃止し、新たに 24 時間保育及び病後児保育を行う長崎大学病院あじさい保育園（入所定員 30 名）を坂本キャンパス近隣に設置した。</p>	
<p>【24-3】 男女共同参画の推進を図るため、担当副学長を中心に女性研究者の支援に重点的に取り組むとともに、学内教職員等に対する啓発活動を強化する。</p>	<p>IV</p>	<p>男女共同参画の推進を図るため、担当副学長を中心とした推進組織の設置、学内教職員に対する啓発活動、仕事と家庭の両立支援等を次のとおり推進した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①男女共同参画推進センターの設置 ②男女共同参画、特に女性研究者支援を担当するコーディネーター2名を採用 ③女性研究者拡大に成功した米国国立衛生研究所副所長による、男女共同参画に関する対象者別講演会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 役員、部局長等幹部職員対象 イ 推進事業担当委員会委員、支援教職員、担当職員対象 ウ 女性大学院生、女性学部学生、女性若手研究者対象 ④文部科学省生涯学習局長による男女共同参画に関する対象者別講演会の実施 ⑤長崎県・長崎大学主催 男女共同参画に関する特別講演会の実施 ⑥長崎大学における男女共同参画推進方針を示した学長コメントの発表 ⑦長崎大学における男女共同参画推進リーフレットの作成、配布 ⑧第1回九州アイランド女性研究者支援シンポジウムの共催 ⑨女性研究者支援システム改革プログラム事業合同シンポジウムでの取り組み発表 ⑩第1回長崎県内男女共同参画推進センター連絡会議への参加とネットワーク作り ⑪学内女性教職員のネットワーク構築と男女共同参画の事業企画を目的とした学長との意見交換会の開催 ⑫NBC 長崎放送の要請により、本学における男女共同参画推進の取組をラジオ放送において紹介 ⑬センターの3部門である「両立支援部門」、「人間環境支援部門」及び「女性研究者拡大支援部門」に学内教職員から協力者を募り、それぞれの事業を検討・実施するWGを設置し、活動を行った。 ⑭女性採用部局に対しインセンティブを付与する男女共同参画推進経費の配分要領の決定 ⑮男女共同参画推進センター ホームページの開設 	

			<p>⑯24 時間及び病後児保育可能な保育園を坂本キャンパス近隣に開設した。</p> <p>⑰仕事と家庭の両立支援として、育児中の女性研究者へ研究補助者を措置するテクニカル・スタッフ制度の試行を開始</p> <p>⑱仕事と家庭の両立支援として、文教地区で行う一時的な保育事業の実施に向けた学生サポーターの研修・実習内容の決定など準備を進めた。</p>		
【25】 障害者の採用に努めるとともに、バリアフリー等の働きやすい環境を整備する。		IV	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>法定雇用率 2.1%を上回る 2.2%の障害者の雇用を維持した。</p> <p>教育学部本館改修、経済学部便所改修工事において、多目的便所を設置するとともに、工学部本館、教育学部本館の屋外出入りにスロープを設置した。また、事務局階段に手摺を設置するなどバリアフリー化を進めた。</p>		
	【25-1】 引き続き障害者の雇用を推進する。	III	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>引き続き、障害者の雇用を推進し、法定雇用率 2.1%を上回る 2.3% (平成 21 年 6 月 1 日現在)とした。</p>		
	【25-2】 施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を推進する。	III	<p>環境科学部本館改修、経済学部本館改修、福利施設改修、男女共同参画推進センター改修工事において、多目的便所を設置するとともに、屋外出入りにスロープを設置し、また点字ブロックを整備するなどバリアフリー化を推進した。</p>		
【26】		—	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>平成 20 年度定年退職者のうち労使協定の基準を満たした 15 名を次年度に再雇用することを決定した。(平成 21 年 4 月 1 日現在：再雇用職員延べ 44 名)</p>		
	【26】 引き続き「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して、再雇用を実施する。	III	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>再雇用を希望する平成 21 年度定年退職者 10 名を次年度に再雇用することを決定した。(平成 22 年 4 月 1 日現在：再雇用職員延べ 54 名)</p>		
○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策					
【27】 事務職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。		IV	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>平成 20 年度は統一試験合格者を 7 名採用するとともに、専門的知識を有する人材を必要とする部署に社会福祉士及び診療情報管理士の有資格者、診療報酬請求事務能力認定試験及び医療事務実務能力認定試験の合格者など 6 名を選考採用した。</p>		
	【27】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	—	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>平成 21 年度は、統一試験合格者を 16 名採用するとともに、専門的知識を有する人材を必要とする部署に診療情報管理士の有資格者 1 名を選考採用した。</p>		
【28】 事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度の充実を図る。		IV	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>事務系職員に対する人事評価を支える仕組みのひとつとして評価者を対象とした研修を新たに実施し、評価能力の向上を図った。また、階層別、職能別、自己啓発に係る研修を引き続き実施するとともに、新たに若手職員による組織活性化セミナーを実施し、討議結果を踏まえ、事務組織活性化に関する提言書を初めてまとめるなどして、研修制度の充実を図った。</p> <p>さらに、国立大学協会の支援を受けて、九州地区国立大学法人等テーマ別研修を企画・実施し、九州地区の各国立大学法人等から 330 名の参加があった。</p>		

	<p>【28-1】引き続き階層別研修，職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を実施するとともに，eラーニングを利用した研修を企画・実施する。また，事務系職員の新人事評価システムの実施に伴う評価者研修の充実を図る。</p>	III	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別，職能別研修，自己啓発及びeラーニング研修等の学内研修を計画どおり実施した。また，平成 21 年 9 月には，昨年に引き続き若手職員による組織活性化セミナーを実施したほか，10 月には「係長クラス勉強会」を初めて実施し，企画員自らが研修を企画・運営し，係長クラス職員の意識改革やモチベーションの向上を図った。 事務系職員の新人事評価システムの本格実施に伴い，平成 22 年 1 月に，事務系職員の新人事評価制度の評価者研修を実施した。 	
	<p>【28-2】OJTの一貫として，「学長室」に設置するワーキンググループの構成員として事務職員が参画し，大学運営に関する企画・立案を行う。</p>	III	<p>OJTの一環として，学長室に設置した「全学教育検討WG」及び「生産科学研究科改組検討WG」の構成員として，事務職員が参画し，企画・立案を行った。</p>	
<p>【29】人事交流については，職員の資質向上を図るため，国立大学法人等と連携して計画的な人事交流制度を構築する。</p>	<p>【29】平成 18 年度に実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	III	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>人事交流については，「九州国立大学法人等職員人事交流協定」に基づき計画的な人事交流を行った。</p>	
		-	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>引き続き，人事交流については，「九州国立大学法人等職員人事交流協定」に基づき計画的な人事交流を行った。</p>	

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

<p>【30】教育研究の専門性や社会のニーズに対応して，中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みを構築するとともに，適正な事務組織の再編を行い，全体的な人件費を適切に管理する。</p>		III	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費削減計画を実行し，教育研究の専門性や社会ニーズに対応した適切な教職員の配置を推進するための学長管理教職員ポストを6増やし11とした。そのうち，教授1及び准教授2の学長管理教職員ポストを保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。 テニユア・トラック事業に従事する助教を新たに3名採用し，事業を推進した。 研究及び国際の専門性に対応して，研究国際部の「学術国際課」及び「留学生課」を「研究企画課」及び「国際交流課」に再編した。また，情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に，共同研究交流センター3部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合した。 	
	<p>【30-1】平成 19 年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し，平成 21 年度は，学長管理教職員ポストを新たに6増やして，17を確保する。</p>	III	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>人件費削減計画を実行し，教育研究の専門性や社会のニーズに対応して，中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を推進するための学長管理教職員ポストを6増やして17とした。</p>	
	<p>【30-2】医学部・歯学部附属病院から大学病院への改組に伴い，病院収支改善と診療環境改善のため，病院に特化した柔軟かつ機動的な人事システムの導入を検討・実施する。</p>	III	<p>各診療科の収入に応じ，配分ポストを超えて助教を雇用できる制度（インセンティブ助教制度）を導入し，20名の助教を採用した。</p> <p>また，若手医師の人事の活性化及び臨床能力の向上を図るため，診療助教として3年間の有期労働契約の後，その評価により，テニユア教員への登用を行う「診療助教制度」を導入し，これにより7名の診療助教を採用した。</p>	

○人件費削減の取組に関する具体的方策

【31】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。	【31】 人件費削減計画を引き続き実施する。	III	(平成20年度の実施状況概略) 総人件費改革に対応して教員6名、その他職員18名を削減した。			
		III	(平成21年度の実施状況) 総人件費改革に対応して教員9名、その他職員18名を削減した。 総人件費改革の実行計画どおり、4%の人件費の削減を達成した。			
		ウェイト小計				

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	・大学運営を円滑に推進できるよう事務組織全般にわたり業務を精査するとともに、教育研究組織と連携して事務組織の見直しを行う。
------	---------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策						
【32】事務の効率化や新たなニーズに適切に対応できるような、また、大学運営の企画立案等に参画できるような事務組織の構築を図る視点から、必要に応じ見直しを行う。		IV		(平成 20 年度の実施状況概略) 事務効率化プロジェクトチームによる検討結果に基づき、専決事項の拡大、委員会委員の発令通知書の廃止、非常勤職員の雇用契約期間の変更、教員への発注権限の付与を行う等の業務の改善・削減を行うとともに、就業情報管理システムを平成 21 年 1 月から導入し、就業情報を電子化したことにより、出勤簿及び休暇簿が廃止され、服務関係の業務が簡素化した。 また、新設の国際健康開発研究科には新たな事務組織は設けず、関係部局等の職員の兼務により対応させることとした。さらに、情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に、共同研究交流センター 3 部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合するなど効率的な事務組織を構築した。		
		IV		(平成 21 年度の実施状況) ・動物実験計画及び組換え DNA 実験計画について、実験計画の申請から承認までの手続の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システム (WEB 申請・審査システム) を導入した。 ・文教地区及び医学部地区等の警備業務の契約を一本化した。 ・旅費業務の外部委託を導入した。 ・文教地区の事務部の集約化や財務部の組織再編等の案を策定した。		
【33】学生の支援に関する事務について、組織の改善・充実を図る。		IV		(平成 20 年度の実施状況概略) 「学生何でも相談室」に 2 名のカウンセラーを配置し、充実した学生相談体制を維持して学生の相談に対応した。また、部局においても相談室を設置した。		
		IV		(平成 21 年度の実施状況) 大学全体のカウンセリング組織の改善・強化と学生相談体制の充実を図るため、学生何でも相談室のカウンセラー 2 名のうち 1 名を保健・医療推進センターカウンセリング部門へ異動させ、准教授 1 名、カウンセラー 3 名体制とした。これにより、カウンセリング部門と学生何でも相談室が有機的連携を図ることができ、学生相談体制の充実・強化に繋がった。 また、各部局に配置した相談員が学生に分かるようにプレートを設置し、相談を必要とする学生のために便宜を図った。		

	<p>【33-2】 学生支援センターの就職支援班と学生支援プログラム「やってみゅーでスク」が連携し、キャリア形成支援を充実させる。</p>		<p>III</p>	<p>「やってみゅーでスク」は「就職支援班」と連携し、学生からの就職相談に対応するなどキャリア形成を支援した。</p>	
<p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p>					
<p>【34】 国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業を検討し、当該業務処理の協力体制を構築する。</p>	<p>【34】 引き続き「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会」及び「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会運営協議会」の構成員としての責務を果たすほか、九州地区の各大学と共同して本学で行う国立大学法人等職員採用試験を円滑に実施する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州地区の国立大学法人等間における事務系職員の人事の企画，連絡調整を共同して実施した。 平成 21 年度から長崎大学で実施される九州地区国立大学法人等職員採用試験に対応するため，人事企画課に WG を設け，試験の円滑な実施に向け，検討を行った。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き，九州地区の国立大学法人等間における事務系職員の人事の企画，連絡調整を共同して実施した。 平成 21 年度から初めて長崎大学を会場に実施された九州地区国立大学法人等職員採用試験を円滑に実施した。 	
<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p>					
<p>【35】 必要な業務を精選するとともにアウトソーシング可能な業務については，民間委託を進め，業務の効率的な運用を行う。</p>	<p>【35】 アウトソーシングについて経費節減及び業務効率化の観点から再評価するとともに，その評価結果を踏まえて，更なる派遣職員契約，民間委託を推進し，業務の効率的な運用を図る。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>薬学部では，教室の施錠業務を委託した。また，医学部・歯学部附属病院では，医科材料 SPD (管理・搬送)，医科系外来クラーク業務，搬送業務，ベッドセンター業務及び病棟ヘルパー業務を委託した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅費計算業務の削減及び旅費支給業務の迅速化を図るため，旅費業務の外部委託を導入した。 学生会館，総合体育館等の窓口業務を外部委託した。 	
				<p>ウェイト小計</p>	
				<p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 16～20 事業年度】

(1) 効果的・機動的な運営組織の整備と効果的運用

ア 戦略企画会議を大学の運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編した。副学長の下に大学の各種本部業務をライン化した。学内共同教育研究施設等の長は、学長が直接選考することとした。新設の国際健康開発研究科の科長の選任に当たっては、教授会の推薦によらず、学長が選考決定した。「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、諮問された大学の重要懸案について調査・分析、企画・立案を行うものとした。

イ 学長を本部長とする「計画・評価本部」で前年度の自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価に基づいて次年度の計画立案を行うこととし、大学運営における PDCA（企画・立案→運営→評価→改善）サイクルを確立した。

(2) 教育研究組織の見直し

平成 17 年度には、国際連携研究のマネジメントに特化した「国際連携研究戦略本部」を創設した。平成 20 年度には、教育学部を改組し、教員養成学部の特化した。また、教育学研究科を改組し、教職実践専攻（専門職学位課程）及び教科実践専攻（修士課程）を設置した。国際保健医療分野の高度な知識と技能を有する人材を育成するため、国際健康開発研究科（修士課程）を設置した。保健管理センターを改組し、保健管理部門、カウンセリング部門、へき地病院再生支援部門及び離島・へき地医療教育研究部門の 4 部門を置く、保健・医療推進センターを設置した。

(3) 重点研究課題の推進と若手研究者の育成

中期目標期間中、戦略的に重点的な支援を行う、重点研究課題 10 課題を選定し、その推進のため、学長裁量経費による支援及び間接経費を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。科学技術振興調整費「地方総合大学における若手人材育成戦略」（平成 19 年度採択課題）事業実施にあたり、自然科学系重点研究プログラムに国際公募を経て 15 名のテニユア・トラック助教を採用した。

(4) 弾力的かつ柔軟な人材配置の推進及び年俸制の導入

「国際連携研究戦略本部」、「環東シナ海海洋環境資源研究センター」等に、学長管理ポストを配置するとともに、国際連携研究戦略本部、熱帯医学研究所等を中心に、外部資金を活用した有期雇用の教職員を配置した。また、年俸制を導入し、若手研究者に競争的環境の中で自立性と活躍の機会を与える仕組みとして、毎年目標設定をさせ評価する「年度のプロセス評価システム」を導入し、能力、研究成果に給与を反映させるシステムをテニユア・トラック助教に適用した。

【平成 21 事業年度】

(1) 学長室の活用

学長のリーダーシップの更なる発揮のため、学長の諮問機関である学長室の企画・立案機能を活用した。学長室に学外の有識者を含めたワーキンググループを設置し、教養教育の在り方、新しい教養教育改革の理念及び生産科学研究科の改組案について、調査・分析、企画・立案を行った。

(2) 医学部・歯学部附属病院を大学病院に改組

病院への支援体制を強化するため、医学部・歯学部附属病院を大学直轄の大学病院へ改組した。大学直轄体制とするため、新たに病院担当理事を置き、病院長は当該病院担当理事をもって充てることとした。大学病院の運営体制については、経営方針等の大学病院の管理運営に関する重要事項を審議する運営会議を設置するとともに、副病院長を従来の 4 名から 6 名に増員し、病院長補佐 3 名を新設したほか、診療連携組織及び運営支援組織を設け、病院長のリーダーシップの強化とそれを支援する体制を整えた。さらに、外部の有識者を病院長特別補佐として委嘱し、大学病院の管理運営に関し、必要な助言を受ける体制を整備した。また、柔軟かつ機動的な人事・財務の管理運営体制を導入するため、新たに大学病院に教授会を置き、教員の採用等の選考を行い病院の教員人事を独立させるとともに、平成 22 年度学内予算編成に当たり、病院予算を独立させることとした。なお、新体制で経営基盤強化に取り組んだ結果、平成 21 年度は前年度と比較して、約 20 億円の増収となった。

(3) 教育研究組織の見直し

医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻（修士課程）設置計画書を提出し、平成 22 年 4 月の開設に向けた準備を進めた。

また、生産科学研究科の改組について、学長室に置くワーキンググループにおいて、改組計画の検討を行い、生産科学研究科を工学研究科と水産学・環境科学系研究科に改組すること、両研究科に 5 年一貫制博士課程を設置すること、工学部と工学研究科において 6 年一貫制の教育を行うこと等を基本とする具体案を学長に答申し、平成 23 年 4 月の改組に向けた準備を開始した。

(4) 部局テニユア・トラック制の導入

「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程」を制定し、部局テニユア・トラック制を導入した。これにより、熱帯医学研究所は、テニユア・トラック助教 1 名を部局の教員定員枠を用いて採用した。

(5) 事務系職員の新人事評価システムの実施

事務系職員を対象とした目標管理による新たな人事評価システムを本格実施するとともに、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。

2. 共通事項に係る取組状況**○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。****(1) 企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況****【平成 16～20 事業年度】**

「戦略企画会議」は、学校教育法の改正等に伴う「新教員制度」「テニユア・トラック制度」導入における企画・立案等を進めるとともに、「次期中期計画を見据えた基本的考え方」を取りまとめた。「学長室」は、医学部・歯学部附属病院の改革及び教養教育（全学教育）の見直しについて調査・分析、企画・立案を行った。「計画・評価本部」は、具体的な計画立案と評価を行うマネジメント上の非常に重要な役割を担った。副学長の下に各種本部業務をライン化するとともに、副学長が関係の全学委員会の委員長や全学共同教育研究施設等の長を務めることとした。

【平成 21 事業年度】

「学長・副学長会議」は、次期中期計画原案を作成し、経営協議会、教育研究評議会及び役員会で審議し、決定した。「学長室」は、WG を設置し、教養教育の在り方及び生産科学研究科の改組案策定のための検討を行い、学長に答申を行った。

(2) 法令や内部規制に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか。**【平成 16～20 事業年度】**

意志決定までの過程において、大学運営上の重要事項を各部局と総合調整する「連絡調整会議」や各理事・副学長を委員長とする全学委員会により、学内の意見聴取・合意形成を図るとともに透明性確保のための情報公開を徹底した。

【平成 21 事業年度】

平成 16～20 事業年度と同様に、法令や内部規制に基づいた手続きにしたがって意思決定を行った。

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。**(1) 法人の経営戦略に基づく学長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況とその資源配分による事業の実施状況****【平成 16～20 事業年度】**

学長裁量経費を充実させ、公募プロジェクト経費、新任教員の教育研究推進支援経費、年度計画対応共通プログラム経費、重点研究課題推進経費など、法人の特長を戦略的・重点的に支援・育成するための資金配分をシステム化して実施した。学長管理ポストを戦略的に配置するとともに、外部資金の活用により、重点戦略分野に有期雇用職員を配置した。間接経費の配分に当たっては、共通的研究設備の整備・更新を行った。年俸制

を導入し、テニユア・トラック助教に適用した。

【平成 21 事業年度】

平成 20 年度に実施した重点研究 10 課題に対する中間評価の結果に基づき、10 課題に対する、支援資金の配分を見直した。教員以外のプロジェクト担当の戦略職員にも年俸制が適用できるように制度を改正し、入試広報を戦略的に担当する職員（プロジェクト・オフィサー）1 名を年俸制により採用した。学長管理教職員ポストを 6 増員し、17 とした。

○ 業務運営の効率化を図っているか。**(1) 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組状況****【平成 16～20 事業年度】**

超過勤務縮減プロジェクトチームを設置し、業務の改善及び効率化に関する方策を検討し、時間外勤務の適正管理を行った結果、超過勤務手当を縮減した。また、事務効率化プロジェクトチームを設置し、「効率的業務運営に向けての改善方策」を策定し、業務の改善・削減を行った。更に、情報メディア基盤センター事務室を学術情報部に、共同研究交流センター 3 部門の事務を研究国際部に統合するなど効率的な事務組織を構築した。

【平成 21 事業年度】

事務効率化プロジェクトチームによる検討結果等に基づき、旅費業務の外部委託を導入する等の業務の改善を行うとともに、事務組織を再編した。

(2) 各種会議・全学的委員会等の見直し、管理システムのスリム化・効率化等、管理運営効率化に向けた取組実績**【平成 16～20 事業年度】**

委員会の統合（学術交流委員会と留学生交流委員会→国際交流委員会）、事務組織の再編（研究国際部・学術情報部の新設及び、財務部経理課給与支給部門を人事企画課に移管し給与事務を一元化）を進めた。また、新設の国際健康開発研究科においては、研究科の予算、組織等の管理運営事項は、学長を議長とした全学的体制である国際健康開発研究科運営評議会が審議を行い、教授会は教学関係事項のみを審議する運営体制とした。

【平成 21 事業年度】

動物実験計画及び組換え DNA 実験計画について、実験計画の申請から承認までの手続の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システム（WEB 申請・審査システム）を導入した。

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

(1) 定員充足率

【平成 16～20 事業年度】

(課程別の収容定員, 収容数及び定員充足率一覧表)

課程	16 年度			17 年度			18 年度		
	収容定員 (人)	収容数 (人)	定員充足率 (%)	収容定員 (人)	収容数 (人)	定員充足率 (%)	収容定員 (人)	収容数 (人)	定員充足率 (%)
学士課程	6,887	7,683	111.6	7,002	7,780	111.1	6,992	7,810	111.7
修士課程 博士前期課程	622	812	130.5	622	776	124.8	659	791	120.0
博士課程 博士後期課程	624	633	101.4	655	655	100	666	581	87.2

課程	19 年度			20 年度		
	収容定員 (人)	収容数 (人)	定員充足率 (%)	収容定員 (人)	収容数 (人)	定員充足率 (%)
学士課程	6,977	7,774	111.4	6,977	7,712	110.5
修士課程 博士前期課程	684	835	122.1	674	804	119.3
博士課程 博士後期課程	670	617	92.1	665	673	101.2
専門職学位課程				20	24	120.0

【平成 21 事業年度】

(課程別の収容定員, 収容数及び定員充足率一覧表)

課程	21 年度		
	収容定員 (人)	収容数(人)	定員充足率 (%)
学士課程	6,982	7,642	109.5

修士課程 博士前期課程	664	727	109.5
博士課程 博士後期課程	638	646	101.3
専門職学位課程	40	40	100

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

(1) 外部有識者の活用状況

【平成 16～20 事業年度】

経営協議会の第 1 期及び第 2 期の外部委員に、民間企業等の経営者、地元有識者、国際機関の長等を任用し、外部有識者の意見を法人経営に反映させた。

学外の有識者をアドバイザーに委嘱するアドバイザー制度を設けた。学長室に設置した大学院改革検討委員会、全学教育検討ワーキンググループにおいては、外部有識者を委員として参画させ、客観的見地から、見識ある調査・分析、企画・立案を行った。学部等の運営にも学外からの意見を反映させるため、学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等の仕組みを導入した。

【平成 21 事業年度】

学長室のワーキンググループに複数の外部有識者を委員として加え、教養教育の在り方、新しい教養教育改革の理念及び生産科学研究科の改組案について、企画・立案等を行った。また、学外の有識者を「長崎大学熱帯医学研究所運営及び研究推進アドバイザー」に委嘱し、熱帯医学研究所の運営、熱帯医学における先導的研究等について、指導・助言を受けた。

(2) 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

【平成 16～20 事業年度】

各年度、6 回程開催し、議題の精選、審議の実質化等を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保した。また、第 2 期中期計画の策定にあたり、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議を開催し、外部委員との意見交換を行った。経営協議会で審議を行った議題については、本学のホームページで公開した。

【平成 21 事業年度】

平成 21 年度は 7 回開催し、議題の精選、審議の実質化を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保した。経営協議会での議論を踏まえ、平成 21 年度には医学部・歯学部附属病院を大学院に改組した。また、次期中期計画及び年度計画の策定にあたり、経営協議会において意見交換を行うとともに、平成 21 年度の大学運営の実績、検討状況等について、経営協議会と教育研究評議会の合同会議を開催し、意見交換を行った。経営協議会で審議を行った議題については、引き続き、本学のホームページで公開した。

○ 監査機能の充実が図られているか。

(1) 内部監査、監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

【平成 16～20 事業年度】

内部監査については、学内規程を整備し、学長直属の監査室を設置し、定期的・臨時的に実施した。特に科学研究費補助金や不正使用防止の観点による監査等の実効性のある監査を実施した。監査結果については、学長へ報告し、適切な措置を講じた。監事監査については、予防的見地から本学のガバナンス機能を注視し、特に透明な意思決定メカニズム、ステークホルダー間の調整や信頼性醸成、経営におけるチェック・アンド・バランスの各視点に注目して実施した。会計監査人による会計監査については、法令等に基づいた財務諸表の監査を法規準拠性、経済性・効率性、不正及び違法行為等の観点も含め実施された。監事監査及び会計監査人による会計監査の監査結果については、個別に協議会を開催して学長等へ報告され、運営や会計処理の検討に活用された。

【平成 21 事業年度】

監査室による業務及び会計監査を行うにあたり、監事及び会計監査人との情報交換会を期中に2度開催した。また、監事との情報交換は日常的に行われており、会計監査人についても実地監査等の機会に情報交換を行い連携を強化した。

不正使用防止の観点等による重点監査については、従来から実施していた文部科学省科学研究費補助金に加え、厚生労働省科学研究費補助金やグローバル COE 等も対象として実施した。

○ 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

(1) 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定、男女共同参画推進のための組織の設置等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置した。また、人事委員会の審議事項に男女共同参画に関する事項を加えるとともに、人事委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。

【平成 21 事業年度】

男女共同参画推進に関して、職員の意識啓発、職務と育児の両立、女性研究者の拡大その他の総合的な支援事業を実施するため、男女共同参画推進センターを設置し、専任のコーディネーターを配置した。同センターを中心に、教職員の男女共同参画に関する意識改革に向けた啓発活動や広報活動を行うとともに、女性研究者のための相談指導体制を整備する「人間環境支援」、女性研究者（教員）が仕事（研究活動）と出産・育児などの家庭生活とを両立させることを支援する「両立支援」及び本学における女性研究者を増やすための全学的な取り組みを行うと同時に、部局の取り組みを支援する「女性研究者拡大支援」のための計画を策定し、順次実施に移している。

学長メッセージ「長崎大学における男女共同参画の推進について」を公表した。また、部局長を主な対象者として、文部科学省生涯学習政策局長を講師とする「大学における

男女共同参画の推進に関する講演会」、アメリカ国立衛生研究所（NIH）の Joan P. Schwartz 副所長を講師とする「男女共同参画に関する講演会」等を開催し啓発に努めた。

(2) 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

出産又は育児のために医療現場を離れた医師及び歯科医師に対する職場復帰に向けた支援・再教育を行う制度を整備した。「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」（医療人GP）により設置した「女性医師麻酔科復帰支援機構」において、結婚や出産・育児などによる休職後に復帰支援を必要とする女性麻酔科医及び麻酔科への転向を希望する他分野女性医師を専修医として採用し復帰に向けての2年間の研修環境を提供している。なお、医療人GPとしての補助事業期間終了後も、引き続き、本学の事業として継続した。

【平成 21 事業年度】

第二期中期計画に女性教員の新規採用率30%を掲げることを決定するとともに、女性研究者を採用した部局に対しインセンティブとして男女共同参画推進経費を配分することを検討し、平成22年度から実施することを決定した。

(3) 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

育児休業制度を見直し、職員が育児部分休業を行うことができる場合の子供の年齢を3歳から小学校就学前までに拡大した。

【平成 21 事業年度】

妊娠・出産・育児などの理由で研究時間の確保が困難な理系の女性研究者（教員）を対象に、テクニカルスタッフを雇用し支援する制度の試験的運用を開始した。坂本地区では24時間保育及び病後児保育を行う長崎大学病院あじさい保育園を設置した。文教地区では、既設の宿泊施設を改修し、プレイルーム及びミーティングルーム等を備えた男女共同参画推進センターを完成させるとともに、一時預かり保育事業の実施に向けた準備を進めた。

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。

(1) 教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか

【平成 16～20 事業年度】

教育研究組織の改編等については、各組織（部局）と関係理事等との事前打合せ、役員懇談会等でのヒアリング、教育研究評議会での審議等を踏まえ、役員会で決定する体制を確立した。

【平成 21 事業年度】

生産科学研究科の改組の具体案の策定については、学長室のWGを活用し、関係部局と協議を行い、役員懇談会での協議を踏まえ、学長に具体案を答申した。

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

(1) 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況

【平成 16～20 事業年度】

「熱帯病・感染症研究」「放射線医療科学」「環東シナ海海洋環境資源研究」の3つの国際連携研究のマネジメントについては、国際連携研究戦略本部が主として当たり、外部資金や間接経費による有期雇用教職員を海外拠点へ赴任させる等、国際連携研究業務の高度化・効率化を推進した。これらの3分野に続いて、次世代の個性的かつ魅力ある課題を発掘し創出していくために、重点研究課題 10 課題を選定した。更に、「重点研究課題推進経費」を学長裁量経費の中に確保し、財政面で集中支援できる体制を確立した。

【平成 21 事業年度】

重点研究 10 課題を推進するため、引き続き、学長裁量経費及び間接経費により、積極的に支援するとともに、外部評価委員等による最終評価を行った。さらに、次期中期計画期間中における重点研究課題のあり方について検討を開始した。

(2) 全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況

【平成 16～20 事業年度】

熱帯医学研究所に、学外の研究者も参加する運営委員会と専門委員会を設置し、研究所の運営と熱帯医学研究所で実施する研究について外部からの意見を反映できるようにした。両委員会には研究担当理事と医歯薬学総合研究科長が委員として加わり、大学全体としての支援体制が敷かれた。

【平成 21 事業年度】

熱帯医学研究所は、国公私立大学を通じて研究者が共同研究を行う新たな体制である「共同利用・共同研究拠点」制度の認定申請を行い、文部科学大臣の認定を受けた。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

(1) 平成17年度課題「中期目標・中期計画達成に向け、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映に関するスケジュール設定が求められる。」に関する対応状況

教員についての人事評価システム整備と活用のため、平成 18 年度に、「教員の人事評価検討ワーキンググループ」を設置し、インセンティブ付与のための全学的な人事評価の基本方針を定め、平成 20 年 1 月から、優れた業績等を新しい昇給制度に反映させた。事務系職員については、第 3 次に渡る試行を行い、その結果を基に人事評価基準作成プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成 21 年 3 月に評価システムの成案を得た。事務系職員の新人事評価システムは平成 22 年 1 月から本格実施を行うとともに、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。

(2) 平成 17 年度課題「経営協議会における適切な審議が求められる。」に関する対応状況

経営協議会において、学内規則等で規定されている審議事項は、全て経営協議会の審議に付し、その後法人としての意思決定を行った。また、議題の精選等を行うとともに、会議資料を一週間前までに事前配付を行い、審議の実質化を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保することとした。

(3) 平成 19 年度課題「学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行うについては、現状の問題点等の協議を行っているが、支援事務組織の再編成には至っていない。」に関する対応状況

平成 20 年度に情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に、共同研究交流センター 3 部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合した。

(4) 平成20年度課題「生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得るについては、特色となる教育研究組織の創生、基礎学部の改革・改組との連動等のさらなる検討が必要な状況であり、成案を得るまでには至っていない。」に関する対応状況

生産科学研究科の改組については、学長室に 2 つのワーキンググループを設置し、改組計画の具体案の策定を行い、学長に答申を行った。それに基づき、平成 23 年 4 月の改組に向けた準備を開始した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	・科学研究費補助金・各種民間研究助成金などの外部資金の獲得に努めるとともに、収入を伴う事業の拡充を図る。
------	------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○科学研究費補助金, 受託研究, 奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策						
【36】 企業情報の収集に努めるとともに研究情報及び成果を公開すること等により、産学官の連携を推進させ、受託研究と奨学寄附金等の増加に努める。	【36】 産学官連携機構と (株) 長崎 TLO が連携し、情報を共有し産学官連携事業を拡大する。	III		(平成 20 年度の実施状況概略) 産学官連携機構と(株)長崎 TLO を同一フロアに集約し、毎月 1 回の共同研究交流センター・知財定期連絡会を開催して、産学官連携情報を共有し、産学連携の実務戦略を策定した。また、面談相談会を長崎及び佐世保において開催するとともに、複数企業の訪問を実施した。		
		III		(平成 21 年度の実施状況) 定期的に共同研究交流センターの専任教員及び学内コーディネーターのチーフコーディネーターが参加する拡大知財連絡会議を開催し、産学官連携機構の各部の活動報告、意見交換を行う等して情報を共有した。長崎市及び (株) 長崎 TLO とともに開始した長崎市戦略経営人材養成事業を平成 21 年度も継続して行った。		
【37】 科学研究費補助金への全教員の応募と採択件数・交付金額の増加を目指す。	【37-1】 引き続き科学研究費補助金への全教員の応募を目指すとともに、採択率を向上させるため科学研究費補助金申請書の相互点検等を行う。	IV		(平成 20 年度の実施状況概略) ・全教職員の応募を図るため、文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、応募率と採択率の高い部局に対するインセンティブの付与を継続した。また、各部局においては、申請書の相互点検等を行った。その結果、平成 21 年度の応募件数は 1,037 件、教員 1 人あたりの応募件数は 1.02 件となった。なお、平成 20 年度の採択件数及び交付金額は 380 件、1,035,485 千円であった。(交付決定時) ・文部科学省から講師を招いて行った説明会において、若手研究者に対し、計画調書作成のポイント等に関する説明を行った。また、大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請課題に対する研究資金の支援を、平成 21 年度から行うことを決定した。		
		IV		(平成 21 年度の実施状況) 全教員の応募を図るため、引き続き文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、科学研究費補助金をはじめとする競争的外部資金に付随する間接経費の獲得額に応じ、研究者に対しインセンティブの付与を行った。また、各部局においては、申請書の相互点検等を行った。その結果、平成 22 年度の実施状況は、応募件数は 1,023 件、教員 1 人あたりの応募件数は 1.1 件となった。なお、平成 21 年度の実施状況は、採択件数及び交付金額は 439 件、1,130,149 千円であった。		

			<p style="text-align: center;">科学研究費補助金の採択件数及び交付金額（間接経費含む） 金額単位：千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td style="text-align: center;">385</td> <td style="text-align: center;">387</td> <td style="text-align: center;">391</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td style="text-align: center;">1,051,240</td> <td style="text-align: center;">989,260</td> <td style="text-align: center;">1,034,660</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td style="text-align: center;">394</td> <td style="text-align: center;">380</td> <td style="text-align: center;">439</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td style="text-align: center;">1,160,780</td> <td style="text-align: center;">1,035,485</td> <td style="text-align: center;">1,130,149</td> </tr> </tbody> </table>		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	採択件数	385	387	391	交付金額	1,051,240	989,260	1,034,660		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	採択件数	394	380	439	交付金額	1,160,780	1,035,485	1,130,149
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度																								
採択件数	385	387	391																								
交付金額	1,051,240	989,260	1,034,660																								
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度																								
採択件数	394	380	439																								
交付金額	1,160,780	1,035,485	1,130,149																								
<p>【37-2】 基盤研究（S），（A），若手研究（S），（A）等の大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請者に対して研究資金援助を含めた支援を行う。</p>		IV	<p>大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）により大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請者に対してステップアップ・再チャレンジ事業を実施し，平成 22 年度科学研究費補助金採択を目指し，9 課題に対し支援を行った。</p>																								
<p>【38】 卒業生，研究生，産学官連携のパートナー，地域の個人・企業など，広い意味で長崎大学に関係ある個人・機関との連携を維持・発展させる活動を強化し，長崎大学を支援する組織の構築を図る。</p>	<p>【38】 全学同窓会及び各学部等同窓会を通じて同窓生との情報交換及び連携協力を更に推進するなど，本学の支援組織を強化する。</p>	IV	<p>（平成 20 年度の実施状況概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学部同窓会の関東（東京）支部と連携して，平成 21 年 3 月 7 日に国立科学博物館において全学同窓会懇親会を開催し，会員相互の親睦を深めた。また，本学への理解を深めてもらうため，全学同窓会広報誌を創刊した。 （株）長崎 TLO と連携して，出島インキュベータ入居企業に対して，大学のシーズ（福祉・介護機器，マンションの外壁タイル接着剤など）を提供し，商品化に向けての共同開発を進めた。 （株）TDC の寄付講座を工学部に開設したことに伴い，それに関連する共同研究契約の締結を併せて行った。また，都市エリア事業において，参画企業として（株）富士フィルム等が参入し，共同で事業を推進した。 <p>IV</p> <p>（平成 21 年度の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学同窓会の活動を支援するために「長崎大学全学同窓会支援室」を設置した。 全学同窓会の活動をより実質的にし，各学部等同窓会間との連携及び情報共有を図るために全学同窓会幹事会を設置した。 第 1 回長崎大学ホームカミングデーを平成 21 年 11 月 21 日に長崎大学文教キャンパスで，長崎大学学園祭運営委員会の協力を得て，本学と全学同窓会が共催し，同窓生に本学の近況等を報告するとともに，交流・親睦を深めた。 同窓生への情報提供を充実するため，全学同窓会のホームページ及び全学同窓会広報誌をリニューアルした。 																								
<p>【39】 科学研究費補助金や共同研究，受託研究，その他の外部資金の受入れを中期目標期間中に 10%以上増加させる。</p>		IV	<p>（平成 20 年度の実施状況概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度の科学研究費補助金，共同研究，受託研究，その他の外部資金の獲得総額は 4,780,953 千円であった。平成 19 年度に対し 167,458 千円の増加であった。（決算時） JICA 技術協力プロジェクト「保健医療」のスリランカ国及びガーナ国の 2 件の事業及び JICA 短期集団研修を受託した。また，平成 18 年度に採択内定の JICA「草の根技術協力事業（パートナー型）」においては，平成 20 年 11 月にケニア共和国の了承が得られ，平成 20 年 12 月に正式採択となり，JICA との業務委託契約が締結された。さらに，JST「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」獲得に向けた体制を整備した。 																								

	<p>【39-1】 科学研究費補助金や共同研究, 受託研究, その他の外部資金の受入れを平成20年度より増加させる。</p> <p>【39-2】 国際連携研究戦略本部の機能を活用し, 国際機関や各省庁, ODA 関連の外部資金を新規に獲得する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 21 年度の実施状況) 平成 21 年度の科学研究費補助金, 共同研究, 受託研究, その他の外部資金の獲得総額は 5,151,082 千円であった。平成 20 年度に対し 370,129 千円の増加であった。また, 平成 16 年度に比し, 52.9% 増となっており, 10%以上増加させるという目標を達成した。</p> <p style="text-align: center;">外部資金獲得状況</p> <p style="text-align: right;">単位: 千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究</td> <td>145,313</td> <td>209,532</td> <td>192,990</td> </tr> <tr> <td>受託研究等</td> <td>703,015</td> <td>1,424,325</td> <td>1,080,840</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>858,726</td> <td>874,612</td> <td>868,920</td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>1,051,240</td> <td>989,260</td> <td>1,034,660</td> </tr> <tr> <td>その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等</td> <td>324,031</td> <td>343,938</td> <td>424,417</td> </tr> <tr> <td>COE(GCOE)</td> <td>286,302</td> <td>318,400</td> <td>351,351</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,368,627</td> <td>4,160,067</td> <td>3,953,178</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究</td> <td>163,229</td> <td>206,598</td> <td>215,649</td> </tr> <tr> <td>受託研究等</td> <td>1,397,250</td> <td>1,416,624</td> <td>899,460</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>918,177</td> <td>949,403</td> <td>1,040,497</td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>1,160,780</td> <td>1,035,485</td> <td>1,130,149</td> </tr> <tr> <td>その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等</td> <td>428,709</td> <td>432,233</td> <td>1,176,561</td> </tr> <tr> <td>COE(GCOE)</td> <td>545,350</td> <td>740,610</td> <td>688,766</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,613,495</td> <td>4,780,953</td> <td>5,151,082</td> </tr> </tbody> </table> <p>IV JICA「草の根技術協力事業（地域支援型）」が平成 21 年 12 月に採択内定となった。</p>		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	共同研究	145,313	209,532	192,990	受託研究等	703,015	1,424,325	1,080,840	寄附金	858,726	874,612	868,920	科学研究費補助金	1,051,240	989,260	1,034,660	その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等	324,031	343,938	424,417	COE(GCOE)	286,302	318,400	351,351	計	3,368,627	4,160,067	3,953,178		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	共同研究	163,229	206,598	215,649	受託研究等	1,397,250	1,416,624	899,460	寄附金	918,177	949,403	1,040,497	科学研究費補助金	1,160,780	1,035,485	1,130,149	その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等	428,709	432,233	1,176,561	COE(GCOE)	545,350	740,610	688,766	計	4,613,495	4,780,953	5,151,082	
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度																																																																	
共同研究	145,313	209,532	192,990																																																																	
受託研究等	703,015	1,424,325	1,080,840																																																																	
寄附金	858,726	874,612	868,920																																																																	
科学研究費補助金	1,051,240	989,260	1,034,660																																																																	
その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等	324,031	343,938	424,417																																																																	
COE(GCOE)	286,302	318,400	351,351																																																																	
計	3,368,627	4,160,067	3,953,178																																																																	
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度																																																																	
共同研究	163,229	206,598	215,649																																																																	
受託研究等	1,397,250	1,416,624	899,460																																																																	
寄附金	918,177	949,403	1,040,497																																																																	
科学研究費補助金	1,160,780	1,035,485	1,130,149																																																																	
その他の補助金・厚生労働科学研究費補助金等	428,709	432,233	1,176,561																																																																	
COE(GCOE)	545,350	740,610	688,766																																																																	
計	4,613,495	4,780,953	5,151,082																																																																	
<p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p>																																																																				
<p>【40】 施設の効果的な運用を図り, 外部への積極的な貸し出しを行う。</p>	<p>【40】 引き続き施設の効果的な運用を図るため, ホームページ等を活用した積極的な情報提供を進める。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 外部への貸出しを拡大するため, 貸出可能施設を拡充し, 他機関のホームページへのリンクや PR を実施することで積極的に情報提供を行った。その結果, 大幅な増収を図ることができた。 土地建物等貸付料 平成 20 年度 39,309 千円 (平成 19 年度比 15,607 千円増)</p> <p>IV (平成 21 年度の実施状況) ホームページ掲載内容の体裁整備や貸出可能施設情報を更新するとともに, 過去の利用者等へ郵便による利用案内を行い, 積極的な広報活動及び情報提供を実施した結果, 改修工事等による影響もなく, 増収を図ることができた。 土地建物等貸付料 平成 21 年度 43,727 千円</p>																																																																	

<p>【41】 知的財産本部などの技術管理部門を中心に特許料等の収入増を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度比 4,418 千円増)</p> <p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明届件数 70 件のうち、技術移転に繋がりそうな案件に絞り込み、53 件を大学承継として順次特許申請を進めた。 ・知的財産本部は(株)長崎 TLO と協働して、シーズ・ニーズ情報の共有化を図るとともに技術分野別に役割分担を進め、指揮命令系統の自由度を上げてシーズ発掘から技術移転活動への機動力を向上させた上で運用活動に重点を置いた結果、ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円となり、平成 19 年度に比べ、3 件、37,738 千円増加した。 ・過去出願分の案件の活用状況を精査して棚卸しを実施した結果、いずれも出願係属中の国内特許 20 件、外国特許 7 件を放棄処理した。 	
<p>【41-1】 特許料収入が見込める発明の機関承継と特許出願を増加させる。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>発明評価委員会での承継審査において、より一層事業性の観点に重点を置くことで、出願すべき発明の質の向上に努めた。</p> <p>技術移転に繋がりそうな案件に絞り込み、45 件の特許申請を進めた。また、ライセンス契約数は 8 件、契約料は 10,178 千円となった。</p>	
<p>【41-2】 従来の特許出願案件に対する評価を行い、維持の可否を決定する。</p>	<p>III</p>	<p>本部内の定例の担当者連絡会において、毎月、案件見直しを行い、活用状況をチェックしつつ、権利化および維持の可否を決めた。</p>	
<p>【41-3】 ライセンス契約を増やすために (株) 長崎 TLO との連携を強化する。</p>	<p>III</p>	<p>積極的に、(株)長崎 TLO の技術移転スペシャリストと協働し研究シーズの技術展示会への出展、企業への紹介及び九州経済産業省編集「九州地域技術シーズ集」やホームページへのシーズ公開を行った。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	・事務の合理化, 効率的な施設運営等を進めることにより, 管理的経費の節減を図る。
------	-------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○管理的経費の抑制に関する具体的方策						
【42】柔軟な人員配置を行うなどして, 人件費の更なる適正化を図る。	/	III	/	(平成 20 年度の実施状況概略) 人件費の更なる適正化に向けて, 人件費シミュレーションが可能となる新たな人事給与システムと事務効率化を目的とした新たな就業情報管理システム (長崎大学就業情報管理システム) を導入し, 本移動させた。	/	/
		III	/	(平成 21 年度の実施状況) ポイント制の導入等による最適な人件費管理の確立のため, 人事給与システムを活用し, 多角的な人件費試算を可能にする体制を整備した。	/	/
【43】情報のデータベース化と既存書類の電子化を行い, ペーパーレス化を推進する。	/	III	/	(平成 20 年度の実施状況概略) 長崎大学就業情報管理システムの導入により, 事務系職員の就業情報を電子化し, 出勤簿や休暇簿等の印刷物を廃止した。また, 調達業務における業者への入札説明書について, 紙媒体から電子媒体での交付に移行することを推進した。	/	/
		III	/	(平成 21 年度の実施状況) 平成 16 年度からの 5 年間の期間において, 職員録, 学報, 就業情報等の電子化を推進し 10,580 千円の印刷経費の削減を行った。また, 平成 19 年度から, 調達業務における業者への入札説明書の交付を紙媒体から電子媒体への移行を行い 2 年間で約 59,000 枚のペーパーレス化が図られたことから, 平成 21 年度においても電子媒体での交付を引き続き行い, 約 37,300 枚のペーパーレス化を推進した。 また, 片面印刷しかできないプリンタについて, 更新時には両面印刷可能なプリンタへ更新するよう学内周知を図り, 平成 21 年度は両面印刷可能なプリンタへの更新を 5 台行った。	/	/
【44】業務の見直し及び効率化により, 光熱水料等管理費の低減を図る。	/	IV	/	(平成 20 年度の実施状況概略) 管理費の低減を図るため, 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い, 約 580 千円の経費を削減した。	/	/

	<p>【44】平成16年度以降実施してきた経費の抑制に関する取組（契約事務の効率化、公用車の削減、刊行物の精選、光熱水料の節減等）の成果を検証するとともに、その内容を基に業務の見直し、光熱水料等管理費の低減を引き続き図る。</p>		<p>IV (平成21年度の実施状況) 平成16年度からの5カ年の期間においては、複数年契約の推進による業務の効率化、公用車の減による維持費の削減、電気供給契約の見直しによる使用料の低減、定期刊行物の精選や数量見直しによる経常経費の抑制による管理費の低減を行ってきた。平成21年度においても、引き続き新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い、約90千円の経費を削減した（数量見直し実施前の平成17年度末と比較して約2,300千円の削減を図った）。また、光熱水料については、一部改修工事の影響はあるものの、省エネ型の照明、冷暖房機器の導入や昼休みの消灯、夏期の軽装等の節減努力を行ってきた結果、平成20年度と比較し69,653千円の減となった。</p>		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	・土地、施設、知的財産を適正に管理し、学内外で有効活用が可能となるように運用の改善を図る。
------	-----------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト		
		中 期	年 度		中 期	年 度	
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策							
【45】全学的な視点に立って、施設の管理・利用状況を定期的に点検し、オープンラボ等共用スペースとして20%を確保するなどその有効利用に努める。	/	III	/	(平成20年度の実施状況概略) ・教育研究共用スペース (オープンラボ (2,728㎡)) を確保し、使用者を全学で公募し有効利用した。 ・講義室の稼働率調査を行い、講義室の稼働率を全学に公開し、有効活用を推進するとともに、施設を有効に活用するため、倉庫として利用していた旧自家発電施設を情報メディア基盤センターのサーバー室に改修することを決定し、改修工事に着手した。さらに、坂本1団地にある原研2号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、新設の国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修することを決定した。	/	/	
				【45-1】教育研究共用スペース (オープンラボ) を規則等に基づき確実に運用する。			III (平成 21 年度の実施状況) 経済学部本館改修、環境科学部本館改修工事において教育研究共用スペース (オープンラボ 411㎡) を確保し、使用者を公募により決定した。
				【45-2】講義室等の稼働率及び利用形態を引き続き把握し、施設を有効活用する。			III 講義室等の稼働率調査結果を施設部ホームページに公表し、施設の有効活用を推進するとともに、坂本1団地にある原研施設2号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修した。また、文教2団地の講義室2室を語学専用学習室に改修した。
【46】施設の資産については良好な状態で長期使用を可能とするため、計画的な維持保全に努める。	/	IV	/	(平成20年度の実施状況概略) 施設の維持管理計画 (営繕発注計画) に基づき、平成19年度より74,000千円増の約417,000千円の営繕工事 (講義室等空調改修、便所改修、建具改修、課外活動施設改修等) を実施した。また、柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲載するとともに、階段手摺改修等安全対策工事を実施するなど、計画的な維持保全に努めた。	/	/	
				【46-1】長期にわたる施設の効果的な活用を図るため、施設維持管理計画 (営繕発注計画) に基づき計画的な維持保全を行う。			IV (平成 21 年度の実施状況) 施設の維持管理計画 (営繕発注計画) に基づき、学生を支援するための施設である既存の総合体育館、課外活動施設、野球場及びテニスコート等を改修するなど約 860,000 千円の営繕工事を実施し、計画的な維持保全に努めた。
				【46-2】総合的な安全点検を継続			III 坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲

	的に行うため、柳谷団地に引き続き、坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。		載するとともに、外壁タイルの落下の危険性があるものや老朽化した手すり等、早期修繕等を実施し計画的な維持保全に努めた。		
【47】 知的財産の社会での活用を促進するために、それらに関するデータ収集方法や公開方法を再構築する。	【47】平成19年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用成功例の研究開発」の成果を基に、引き続き研究者に対して有用な社会的活用法を説明するとともに、知財ポリシーや営業秘密管理の周知化を図る。	IV	(平成20年度の実施状況概略) <ul style="list-style-type: none"> シーズ発掘から知的財産の活用に至る一連の情報を一元管理した結果、技術分野毎の役割分担の推進と同時に指揮命令系統のスピード化につなげることができたため、技術移転の成約が順調に進み、ライセンス契約数は17件、契約料は46,716千円となり、平成19年度に比べ、3件、37,738千円増加した。 全部局の教授会で、知的財産に係る研究者に有用な社会的活用法を説明するとともに、知的財産ポリシーや営業秘密管理の周知化を図った。 		
		III	(平成21年度の実施状況) 大学高度化推進経費に基づくプログラムにおける知的財産セミナー、FD及び授業を通じて、教員及び将来の研究者要員としての学生を対象に啓発活動を行った。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

[ウェイト付けの理由]

.....

1. 特記事項**【平成 16～20 事業年度】****(1) 財務運営体制の充実**

- ア 予算を総合的に企画、立案するマネジメント体制を整備強化（予算決算分析、経営企画等）するため、予算企画室を財務課に設置し、予算の効率的・効果的な配分を実施した。
- イ 収入・支出業務、月次決算、棚卸実施、調達業務、目的別分類の区分方法などの財務運営マニュアルを作成し、適切かつ円滑な財務会計システムへの充実を図った。

(2) 財務会計面からの戦略的・効果的な教育・研究活動支援

- ア 平成 17 年度から、優れた教育研究活動を積極的に支援するため、教育研究基盤経費の中から、学長裁量経費として「公募プロジェクト経費」を創設、将来の特色となりうる萌芽的研究への支援事業として、「研究推進支援プログラム」「教育改革支援プログラム」「社会貢献・産学連携推進プログラム」など、戦略的・効果的な教育・研究への基盤整備の支援を行った。（4 カ年の配分総額 225,000 千円）
- イ 平成 17 年度から、新規に採用される教員に対し、教育、研究活動のスタートアップを推進するための初期的な基盤経費を支援するため、学長裁量経費の中に「新任教員の教育研究推進支援経費」を新設した。（支援単価：教授@1,000 千円、准教授@800 千円、講師@600 千円、助教@600 千円）
- ウ 平成18年度から、大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマとして選定した重点研究10 課題を推進するため「重点研究課題推進経費」として総額152,000千円（3 カ年）を学長裁量経費の中に確保し財政面での支援体制を確立した。
- エ 平成 18 年度から、学長裁量経費の中に「学生学習環境改善施設整備費」を新設し、講義室等の空調設備、体育館武道場床改修など学生支援の基盤となる施設の改善を計画的に進めることとした。（3 カ年の配分総額 229,600 千円）
- オ 年度計画に定める教育・研究・学生支援等に係る重要な事業を確実に達成するための支援経費として、学長裁量経費の中に「全学共通プログラム経費」として総額 198,130 千円（4 カ年）を確保し配分した。

(3) 外部資金の増加

科学研究費補助金に関しては事務処理体制を見直し、学内締切を可能な限り延長するとともに、学内説明会を開催して教職員の意識向上を図った。科学研究費補助金以外の競争的外部資金に関しても、本学ホームページに外部資金情報サイトを新設し全教職員への情報周知徹底を図るなど外部資金増加への取組を行った結果、資金獲得額が大きく伸長した。平成 20 年度の科学研究費補助金、共同研究、受託研究、その他の外部資金の獲得総額は 4,780,953 千円で、平成 16 年度と比して 1,412,326 千円（42%）増加した。

(4) 会計事務（契約関係）の適正化、効率化

事務連絡協議会のもとに立ち上げた「事務効率化プロジェクトチーム」がとりまとめた「効率的業務運営に向けての改善方策」に沿って、物品の発注及び検収体制の一部見直しを行い、500 千円未満の物品の発注については調達課発注から教員（現場）発注へ移行し、納品の迅速化を図った。また、一括契約の導入拡大を実施し契約業務に係る事務量の削減を行った。

さらに、業務の効率化及び資源の効果的活用の観点から、同一キャンパスにおいて、各学部固有の業務（教授会、学務業務等）を行う体制を保証しつつ、可能な限り共通的な業務を集約化した効率的事務体制を構築するためのプロジェクトチームを新たに設置し、検討を行った。

(5) 外部資金獲得等へのインセンティブ

科学研究費補助金の増加を図るため、特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）及び全学共通プログラム経費から、インセンティブ経費を確保し、部局毎の科学研究費補助金の応募及び採択状況等に対応して配分した。

また、科学研究費補助金の申請及び採択状況の外、地域社会から高い評価を受けている研究活動並びに高い効果が期待される研究成果発表活動への準備等、優れた研究成果展開活動に対して、インセンティブ経費を確保し配分した。

(6) 補助金の交付前使用に係る立替制度の導入

補助金を受領するまでの間、当該研究等の実施に必要な資金を措置するため、立替制度を平成 19 年度に導入し、当該研究の早期着手と研究者の負担解消を図り、補助金の効率的執行を実施した。（平成 19～20 年度 利用総数 636 件 立替総額 3,856,076 千円）

(7) 寄附講座の設置

工学部に TDK 株式会社からの寄附（5 年間総額 135,000 千円）を受け「TDK 寄附講座 エネルギーエレクトロニクス学講座」を設置した。

また、医歯薬学総合研究科に長崎県及び五島市からの寄附により設置している「離島・へき地医療学講座」については、平成 21 年度から 5 年間（総額 200,000 千円）の継続設置が決定した。

【平成 21 事業年度】**(1) 旅費業務の外部委託**

旅費計算業務の削減、旅費支給の迅速化、旅行者による立替払いの軽減等を図るため、旅費業務の外部委託を 4 月から実施した。また、外部委託化に伴い職員 4 名（定員 1 名、派遣職員 3 名）の削減を図った。更に、旅費計算業務の円滑化のため、処理の簡素・合理化及び関係規程等の見直しに着手した。

(2) 民間資金活用による職員用住宅の整備

民間事業者による本学土地を「建物譲渡特約付定期借地権契約（30 年）」により貸し付けし、住宅の整備、維持管理運営を行わせる民間資金活用方式にて、職員用住宅 2 棟（45 戸）の整備を行い、平成 22 年 4 月から運用を開始した。

(4) 契約の適性化

契約業務の適正性・透明性を確保するため、指名競争入札限度額、予定価格の作成を省略できる基準を、国と同額の基準とする措置を講じた。

(5) 病院の増収への取組

平成 21 年 4 月から新病院執行体制に移行し、診療方針に「新規入院患者の確保」を掲げ、経営基盤強化に取り組んだ結果、新入院患者数は 1,482 人の増、病床稼働率は 3.69% の増、手術件数は 783 件の増となった。これらの取組などにより診療稼働額は、平成 20 年度と比較して約 20 億円増加した。

2. 共通事項に係る取組状況**○ 財務内容の改善・充実が図られているか。****(1) 経費の節減に向けた取組状況****【平成 16～20 事業年度】**

ア 一般管理経費等の削減に向けた全学的な取組を推進し、管理的な経費の抑制に向け、省エネルギー対策（1%省エネ運動と執務室での軽装等）等を行い光熱水料の低減を図った。
イ 会議開催通知等の既存書類の電子化を推進するとともに、職員録管理システムや、就業情報管理システムの導入による電子化を行い、職員録、出勤簿及び休暇簿等の印刷物を廃止し、印刷経費のコスト削減を図った。

ウ 調達業務における業者への入札説明書の交付を紙媒体から電子媒体へ移行し、ペーパーレス化を推進した。

エ 複数年契約の導入により経費の抑制、契約事務量の削減、効率化を図った。

オ 電力需給契約や複写機の賃貸借・保守契約等を一般競争入札とすることにより、契約金額の削減を図った。

カ 共用車を 3 台削減し維持経費（車検、保険料等）の削減を図った。

キ 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを行い経費節減を行った。また、これらに係る支払い周期の延長を行うことにより契約業務の効率化及び経費の節減を図った。

【平成 21 事業年度】

新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを引き続き行い、平成 21 年度は約 90 千円の経費を削減した（数量見直し実施前の平成 17 年度末と比較して約 2,300 千円の削減を図った）。また、光熱水料については、省エネ型の照明、冷暖房機器の導入や昼休みの消灯、夏期の軽装等の節減努力を行ってきた結果、平成 20 年度と比較し 69,653 千円の節減となった。

(2) 自己収入の増加、資金の運用に向けた取組**【平成 16～20 事業年度】**

ア 施設の効果的な運用を図るため、貸出可能施設の拡充、本学ホームページによる情報提供の充実、他機関のホームページへのリンク等を行うなど学外に対し積極的に情報提供を行った結果、土地・建物等貸付料は 39,309 千円に達し、平成 16 年度と比して 11,092 千円増加した。

イ 余裕資金については、国債の購入及び定期預金を行うなど資金運用を図った（利息収入総額 30,955 千円）

ウ (株)長崎 TLO と協働して、シーズ・ニーズ情報の共有化を図るとともに、指揮命令系統の自由度を上げて運用活動に重点を置いた結果、ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円に達し、平成 16 年度と比して 13 件、45,416 千円増加した。

【平成 21 事業年度】

施設の効果的な運用を図り、外部への積極的な貸し出しを行うため、ホームページ掲載内容の体裁整備や、貸出可能施設情報を更新するとともに、過去の利用者等へ郵便による利用案内を行い、積極的な広報活動及び情報提供を実施した結果、改修工事等による影響もなく、土地・建物等貸付料は 43,727 千円に達し、平成 20 年度に比して 4,418 千円の増収を図った。

(3) 財務情報に基づく財務分析の実施とその分析結果の活用状況**【平成 16～20 事業年度】****ア 財務情報に基づく取組実績の分析**

平成 19 年度分のセグメント毎の収支データ等を作成するとともに、過去 4 年間のデータ分析を行うことにより、平成 21 年度学内予算編成において、更なる教育研究経費の重点配分を目指し、大学高度化推進経費（学長裁量経費）の増額を含め、財務基礎の充実に取り組んだ。

イ 戦略的な学内資源配分

大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマとして選定した重点研究 10 課題を推進するため、学長裁量経費の中に重点研究課題推進経費を設け財政面での支援を行った。

ウ 目的積立金の使途

目的積立金は、「教育研究の質の向上、組織運営の改善」という使途目的に鑑み、中期計画を踏まえつつ、以下の 3 つの観点の事業について、全学的視点や部局等の計画を考慮した予算措置を行った。

- ① 学内の老朽施設の改善、教育研究設備の計画的整備、教育・学習環境等の改善に対する配慮として、講義室等の空調設備改修、視聴覚設備の更新、図書館及び講義室等の空調設備改修、薬用植物園の整備等を行った。
- ② 組織整備に伴う設備整備事業として、国際健康開発研究科（修士課程）の新設、薬学部（薬学科、薬科学科）及び教育学研究科の改組に伴う教育用設備整備等を行った。
- ③ 医学部・歯学部附属病院の再開発等のための設備整備費を措置した。

【平成 21 事業年度】

平成 20 年度のセグメント毎の収支データ表等を作成し、過去 5 年間のデータ分析を行った結果を踏まえ、平成 22 年度予算編成に当たっては更なる教育研究の重点化を目指すため、大学高度化推進経費の増額を図るなど、財源の一元化や予算事項の見直し等に取り組んだ。

○ 人件費等の必要額を見通した財務計画の策定や人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

(1) 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況
【平成 16～20 事業年度】

「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革に対応して、5%の人件費削減を実施することとした本学の総人件費削減の方針に対し、平成 19 年度は 1%の人件費削減を実行し、更に平成 20 年度においては、教員 6 名、その他職員 18 名を削減した。

【平成 21 事業年度】

平成 21 年度においては、総人件費改革に対応して教員 9 名、その他職員 18 名を削減した。人件費削減計画の実行計画どおり、4%の人件費の削減を達成した。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

(1) 平成 17 年度課題、「科学研究費補助金等、外部資金への応募と獲得へのインセンティブの設定については、検討にとどまっていることから、早急な取組が求められる。」に係る取組の改善状況

特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）及び全学共通プログラム経費から、インセンティブ経費を確保し、科学研究費補助金の申請及び採択状況に対応して配分した。

【平成 21 事業年度】

科学研究費補助金については、全教員の応募を図るため、文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、インセンティブの付与を継続した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	○自己点検・評価の実施の基本方針 ・組織等評価及び個人評価を定期的に実施し、その結果を公表するとともに、指摘された問題点については改善に要する一定の期間を設け、その達成状況を確認して結果を公表する。なお、必要に応じ外部評価を実施する。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策						
【48】 全学的評価委員会である長崎大学大学評価委員会の在り方を見直すとともに必要に応じ評価項目の見直しを行う。	【48】平成 20 年度に実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	IV	△	(平成20年度の実施状況概略) 平成20年度に実施の中期目標期間に係る法人評価受審のため、「計画・評価本部」及びその下に設置した各専門部が自己点検・評価を実施した。また、評価結果を次期中期目標・計画の策定作業に反映させた。		△
		—	—	(平成 21 年度の実施状況) 平成 20 事業年度に係る実績評価の受審に際し、「計画・評価本部」体制の下で自己点検・評価を実施した。		—
【49】 各部局においては全学的評価委員会との緊密な連携の下に適切な評価が実施できる体制の整備・充実を図る。	【49】平成 20 年度に実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	IV	△	(平成20年度の実施状況概略) 平成20年度に実施の中期目標期間に係る法人評価受審のため、各部局は部局長及び評価委員会等を中心に、「計画・評価本部」等と緊密に連携し、自己点検・評価に基づいて現況調査表等を作成した。		△
		—	—	(平成 21 年度の実施状況) 平成 20 事業年度に係る業務の実績評価の受審に際し、各部局においては計画・評価本部の専門部、関係の学内委員会等を通じて計画・評価本部と緊密に連携した。		—
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策						
【50】 組織等評価の結果を適切な方法で公表する。また改善項目及び改善方策について、一定の期間を設け、その達成状況を確認し、その結果を更に公表する等して実効性を担保する。	【50】自己点検・評価結果、第三者評価結果等については、引き続き学内周知を図るとともに、広く社会に対しても公表する。	III	△	(平成20年度の実施状況概略) 中期目標の達成度評価のための自己点検・評価結果をまとめた業務実績報告書を公表した。また、平成19年度の業務実績については、ホームページで評価結果を公表した。		△
		III	△	(平成 21 年度の実施状況) 平成 20 年度の業務実績報告書及び評価結果については、学内へ周知するとともに、「計画・評価本部」ホームページで学内外へ公表した。		△

<p>【51】 教員の個人評価については、全学的見地から総合的に分析し、その分析結果を公表する。 また、評価結果に基づいて学部等は適切な措置・指導助言を行う。</p>	<p>【51】 第3回（平成24年度実施予定）の個人評価の実施に向けて、更に実施基準等の見直しを進める。</p>	<p>IV</p>	<p>（平成20年度の実施状況概略） 教員の個人評価については、平成19年度（第2回）に実施した評価結果を検証し、評価法、実施基準等の見直しを行った。</p>		
<p>○外部評価等</p>	<p>【52】 自己点検・評価に当たっては、国立大学法人評価委員会による評価のほか、JABEE 評価等、外部の機関、有識者による評価を必要に応じて実施する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成20年度の実施状況概略） ・国立大学法人評価委員会による中期目標期間に係る法人評価を受審した。 ・工学部の5学科（機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、社会開発工学科及び材料工学科）がJABEE認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審した。</p>		
	<p>【52】 部局等においては、外部評価等を引き続き実施する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成21年度の実施状況） ・病院においては、平成21年11月4日から6日にISO9001認証の継続審査を受審し、ISO9001:2000年版からISO9001:2008年版への適用規格の移行及びISO9001認証の継続が確認された。 ・教育学部において運営評価委員会を開催し、外部委員からの意見・評価等を受けた。 ・附属図書館では、自己点検・評価及び外部評価を実施した。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	○教育及び研究並びに組織及び運営についての学外に対する積極的な情報発信の基本方針 ・教育研究、社会貢献など、諸活動に対する自己評価や第三者評価の結果を含め大学が有する各種情報を積極的に社会に公表する。特に学術情報については、そのデータベース化を図る。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策						
【53】大学の有する情報を広報誌等紙媒体の他、速報性をもって積極的に社会に公開するための電子情報化を図る。その際英語版の充実や中国語版、韓国語版等を開設する。		IV		(平成20年度の実施状況概略) ・大学広報誌「CHOHO」の配布先に長崎市近郊の医院や診療所等を追加し、また、長崎県内の高等学校の全クラスに1部ずつ配布するため、発行部数を7,200部から10,000部に増やした。 ・大学紹介ムービーの改訂版を作成した。 ・従来の共同研究交流センター産学連携部門の研究情報データベースから、教員等基礎データ(長崎大学評価基礎データベース)の一部を用いた研究者情報等データベースに切り替え、平成21年2月に大学ホームページにて公開した。		
	【53-1】研究者情報等データベース(研究者総覧)を充実させる。	IV		(平成 21 年度の実施状況) 教育情報として新たに「担当授業科目」を追加して、研究者情報等データベース(研究者総覧)を充実させた。さらに、教員の希望による公開から、全教員の公開とするとともに、情報を未入力の教員に対して入力を促した。		
	【53-2】大学広報誌「CHOHO」を増刷し、各学部同窓会会員に配布する。	III		「CHOHO」第27号を14,600部増刷し、各学部等の同窓会を經由して同窓会会員に配布した。		
【54】情報公開に当たっては、個人情報等の適正管理を図りつつ、社会の求めに応じて適切に提供する。		III		(平成20年度の実施状況概略) ・情報の公開にあたっては、法令、個人情報保護規則、個人情報管理規程及び情報公開取扱規程に基づき、適切に対応した。 ・本学のホームページ利用者によりわかりやすいものにするためホームページのトップページに新たにバナーを設け、さらにインフォメーション等のページのレイアウトを改良した。		
	【54】情報の公開に当たっては、各種関係規則等に基づいて引き続き適切に対応する。	III		(平成 21 年度の実施状況) 情報の公開にあたっては、法令、個人情報保護規則、個人情報管理規程及び情報公開取扱規程に基づき、適切に対応した。		
○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備						
【55】国内外に学術情報を発信するため、各分野にわたる既存の学術情報を整理す		IV		(平成20年度の実施状況概略) ・長崎大学学術研究成果リポジトリ(NAOSITE)と研究者総覧データベース及び評価基礎データベースとのデータ連携を行った。また、教員の研究成果発表とリポジトリ登録の可否を逐次調査		

<p>るとともに、国際共同研究を推進していく過程等で得られた学術情報を国際的に活用できるよう附属図書館を中心に学内組織を整備し、データベースを構築する。</p>	<p>【55】長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) を持続的に拡充し、国内外に学術情報を発信する。</p>		<p>して該当教員に論文提供を依頼する等、登録論文の増加に努めた結果、リポジトリの登録数は15,486件（平成21年3月31日現在）となり、リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositories で世界132位、国内7位（平成21年1月発表）にランクされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及的電子化などにより学内研究紀要掲載論文5,300件（平成21年3月31日現在）を長崎大学学術研究成果リポジトリに登録した。また、附属図書館と教育学部、経済学部、環境科学部及び留学生センターで協議し、今後刊行する研究紀要の電子化を新たに開始した。これにより、ほとんどの部局等で今後刊行する研究紀要を電子化し、リポジトリにより情報発信する体制が構築された。 	
		IV	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) の登録件数が 17,000 件を突破した。(平成 22 年 2 月 24 日現在) また、リポジトリの世界的総合ランキング Webometrics Ranking of World Repositories は、国内 7 位を維持するとともに、世界 74 位 (平成 22 年 1 月発表) にランクアップした。 ・ NII (国立情報学研究所) の CSI (最先端学術情報基盤) 委託事業として「経営と経済」等の紀要を電子化した。 ・ 「ガラパゴス調査フィールドノート」の電子出版を行い、長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) で公開した。 ・ 最新論文の登録体制を、ワーキンググループから専従に切り替え、整備した。 	
			<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]



1. 特記事項**【平成 16～20 事業年度】**

- (1) 「計画・評価本部」体制の下での自己点検・評価及び評価結果の運営改善への活用
従前の自己点検・評価体制を見直し、学長を本部長とする「計画・評価本部」と、その下に、理事又は副学長を専門部長とする9つの専門部を設置した。また、支援組織として教員と事務職員からなる「計画・評価室」を設置した。「計画・評価本部」体制の下、年度計画の進捗状況を把握し、年度計画の遂行と実施状況の自己点検・評価作業を円滑に進めた。また、自己点検・評価の結果及び国立大学法人評価委員会の評価結果を中期計画達成に向けた次年度計画の策定にも反映させることで更に改善を進めるというPDCA（企画—実行—評価—改善）サイクルを確立した。「計画・評価本部」のホームページを設け、自己評価報告書、評価結果等を公表するとともに、大学構成員に対して、評価業務への理解と参加を促した。平成 19 年度の大学機関別認証評価の受審及び平成 20 年度の中期目標期間の業務実績評価の受審に際し、「計画・評価本部」体制の下、各部署等と緊密に連携し自己点検・評価を実施した。なお、評価結果については、教育研究等の改善及び次期中期計画の策定作業に反映させた。
- (2) 「評価基礎データベースシステム」の構築と運用
大学評価のための基礎データを蓄積する目的で、「教員等基礎データベース」及び「全学基礎データベース」からなる本学独自の「評価基礎データベースシステム」を構築し、教員及び部局等の活動状況を表す基礎データの収集、蓄積を進めた。また、大学評価・学位授与機構が構築した「大学情報データベース」へのデータ提供についても同データベースを活用し、速やかに対応した。
- (3) 「教員の個人評価」の実施
教員個人の活動状況についての自立的かつ定期的な点検及び評価を行うため、平成 14 年から平成 18 年までの5年間の活動状況を基に、第2回目の「教員の個人評価」を実施した。評価結果は、部局長等を通じて個人にフィードバックし、指導助言を行うなど教員個人の教育研究活動の水準向上に活用するとともに、「個人評価委員会」は全学的視点から分析し、その結果を、「平成 19 年度個人評価実施報告書」として「計画・評価本部」ホームページ上に公開した。また、評価結果を検証し、評価方法、実施基準等の見直しを行った。

【平成 21 事業年度】

- (1) 「教員の個人評価」の見直し
教員の個人評価の見直しを行い、従来の教員の自己評価を基にする評価から、教員個々の教育、研究、社会貢献、組織運営等の活動状況をデータベースに入力しホームページで公開することを義務づけることにより、学内及び社会からの客観的な評価を受けることとした。また、活動状況のデータベースへの入力及び公開を教員の人事面の評価（昇給、勤勉手当、昇任、再任等に係る評価）の要件とするとともに、公開した活動状況のデータを人事面の評価に活用することとした。この見直しに伴い、教員個人業績データベース管理委員会を新たに設置し、公開するデータの検討等の教員個人業績データベースの構築に係る具体的な作業を行った。
- (2) 学術講演会「現代アフリカの健康発展への挑戦」の開催
第1回野口英世アフリカ賞受賞者のミリアム・ウェレ博士を講師に迎え、学術講演会「現代アフリカの健康発展への挑戦」を本学中部講堂において日本学術会議九州・沖縄地区会議と共同開催した。長崎県内の高校生、大学生を中心に約 700 名が参加した。ミリアム・ウェレ博士からは「野口英世アフリカ賞、そして現代アフリカの健康と発展への挑戦」、熱帯医学研究所ケニア拠点長の嶋田雅暁教授からは「なぜいまアフリカ、熱帯の病（やまい）なのか？いつの世も一次の歴史は『辺境』で創造される」、医歯薬総合研究科の大西真由美教授からは「アフリカの女性と子どものくらし—アフリカンママのパワーとポテンシャルティ」と題した講演が行われた。
- (3) 長崎大学グローバル COE セミナー「地球と人間の健康安全保障世界トップレベル拠点を目指して」の開催
東京国際交流館プラザ平成において、長崎大学グローバル COE セミナー「地球と人間の健康安全保障世界トップレベル拠点を目指して」を開催した。これは、本学の2つのグローバル COE 拠点である「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」と「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」の紹介を通じて、地方大学である長崎大学が 21 世紀における世界の平和と人類の福祉（安全・安心）へ貢献しようとしていることをより多くの若手研究者、一般市民の方に知ってもらうことを目的としたものである。

(4) 熱帯医学研究所の市民公開講座「感染症とのたたかい」の開催

熱帯医学研究所は、研究所の活動や感染症についての情報発信と地域への貢献を目指し、市民公開講座「感染症とのたたかい」を第1回から第6回までのシリーズ（第1回「長崎大学熱帯医学研究所の役割」、第2回「トリ・ブタインフルエンザ」、第3回「ロタ・下痢ウイルス」、第4回「エイズ」、第5回「新興ウイルス感染症とは」、第6回「熱帯医学ミュージアム見学など」）で開催した。

(5) ハイチ大地震に関する市民シンポジウムの開催

ハイチ大地震に関する市民シンポジウム「ハイチのち生きる力」を開催した。このシンポジウムは、被災地の復興に向けて、市民一人一人に「自分に何ができるか」を考えもらうことにより、被災地の復興支援の輪が広がっていく一助となることを願って企画されたもので、ハイチ大地震の被災地で、日本の国際緊急援助隊医療チームの一員として、約2週間にわたって活動した本学熱帯医学研究所の教員とNPO法人の代表者が、被災の現状と支援活動の状況、劣悪な環境の中で懸命に生きる人々の様子などを報告した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

(1) 長崎大学評価基礎データベースの活用**【平成16～20事業年度】**

中期目標期間の業務実績評価の受審に際し、自己点検・評価作業を行うに当たって必要なデータを長崎大学評価基礎データベースから抽出して活用するなど、作業を効率化させた。

【平成21事業年度】

長崎大学評価基礎データベースシステムを活用して、(独)大学評価・学位授与機構の大学情報データベースへのデータ入力を行っている。当該評価基礎データベースは、定期的に年2回のデータ更新を行っているため、短期間の作業で終了することができた。また、評価基礎データベースを活用することにより、学生数、定員充足率等の正確なデータを短時間で作成することができるため、効率的な自己点検・評価作業を行うことができた。

○ 情報公開の促進が図られているか。

(1) 大学が有する貴重資料の電子化と公開**【平成16～20事業年度】**

附属図書館では、所蔵する長崎学に係る古写真や貴重資料を電子化し、分析・解説・データベース化して、「幕末・明治期日本古写真コレクション」、「日本古写真超高精細画像」、「古写真仮想展示会」、「日本古写真アルバム ボードインコレクション」、「ボードイン講義録」、「日本西部及び南部魚類図譜[グラバー図譜]」、「経済学部分館所蔵貴重資料[武藤文庫]」、「近代医学史関係資料[医学は長崎から]」、「医学和漢古書目録」、「近代黎明期翻訳全文画像データベース」を「長崎学デジタルアーカイブス」として、ホームページ上で統合的に公開した。また、ガラパゴス諸島の写真スライド約1,300枚を基礎資料として「ガラパゴス諸島画像データベース」を構築して公開した。これらの資料へは国内のみならず海外からのアクセス件数も非常に多かった。

【平成21事業年度】

幕末・明治期古写真コレクションに、明治彩色写真など、新規収録古写真を追加し、同コレクションの収録総数は6,026点から6,778点となった。さらに、「日本古写真アルバム ボードインコレクション」が国の登録有形文化財に登録された。また、伊藤秀三名誉教授の「ガラパゴス調査フィールドノート(野帳記録)」を学術研究成果リポジトリNAOSITEで電子出版した。

(2) 「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」の構築**【平成16～20事業年度】**

長崎大学で生産された学術研究成果(研究紀要・学術雑誌掲載論文・学位論文・会議等発表資料・各種教材など)を電子的に登録・保存し、広く世界中に発信するために「長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE)」を構築した。登録論文の増加に努めた結果、リポジトリの登録数は15,486件(平成21年3月31日現在)となり、リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositoriesで国内第7位、世界第132位(平成21年1月発表)にランクされた。

【平成21事業年度】

長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) の登録件数が17,000件を突破した。(平成22年2月24日現在) また、リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositoriesは、国内7位を維持するとともに、世界74位(平成22年1月発表)にランクアップした。

(3) 大学ホームページや広報誌による情報発信**【平成 16～20 事業年度】**

大学ホームページ及び広報誌「CHOHO」等を通じて、情報公開を積極的に進めてきた。大学ホームページは、日本語、英語、中国語、韓国語版の4カ国語で作成し、海外からのアクセスにも対応し得る体制を構築しており、アクセス数もそれぞれ増加した。大学広報誌「CHOHO」についても、順次発行部数を増加させた（平成 18 年度：4,300 部、平成 19 年度：7,200 部、平成 20 年度：10,000 部）。更に、大学ホームページからも閲覧できるようにし、広く広報する体制を整えた。また、大学紹介ムービー（高校生向け、一般向け（日本語、英語）、ダイジェスト版（日本語、英語、中国語、韓国語））を作成し各種広報活動に活用するとともに、ダイジェスト版（日本語、英語、中国語、韓国語）については、大学ホームページで公開した。

【平成 21 事業年度】

大学ホームページに「プレスリリース」の欄を設け、本学から報道機関へ提供した種々の情報について、報道機関への情報提供と同時に掲載した。このことにより、社会への更なる迅速な情報発信が可能となるとともに、職員には掲載と同時にメールで周知して学内における更なる情報の共有を図った。また、広報誌「CHOHO」第 27 号を 14,600 部増刷し、同窓会会員に配布した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の活性化や学生支援, 社会貢献及び国際交流の充実・強化に資するため, 計画的な施設・設備の整備を行う。 ・施設全体を効率的に活用するとともに, 施設の維持管理, 敷地の有効活用に関する管理等を効率的に行う。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○施設等の整備に関する具体的方策						
<p>【56】 施設の老朽化・狭隘化を解消し, 教育研究の活性化を図るため, 施設整備計画を策定し, 既存施設の有効利用を図りつつ, 施設の新増築や大規模改修を計画的に実施するとともに, 再配置についても検討する。</p>		IV	(平成20年度の実施状況概略) ・長崎大学施設緊急整備5か年計画に基づき, 平成21年度施設整備計画を作成し, 国立大学法人施設整備費要求を行うとともに, 工学部本館(Ⅲ期)(4,010㎡), 教育学部本館(Ⅱ期)(3,930㎡)について, 施設の有効活用を図りつつ, 安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的として大型改修工事を実施し, 病院本館については, 改修工事に着手した。 ・学生の学習環境及び生活環境の支援等に平成19年度より74,000千円増の約417,000千円の営繕工事(講義室等空調改修, 便所改修, 建具改修, 課外活動施設改修等)を営繕発注計画に基づき実施した。			
		III	(平成 21 年度の実施状況) 長崎大学施設緊急整備5か年計画に基づき, 平成 22 年度施設整備計画を作成し, 国立大学法人施設整備費要求を実施した。			
		IV	学生の学習環境及び生活環境の支援等に総合体育館外壁等改修, 課外活動施設改修, 野球場改修, テニスコート改修, 保健・医療推進センター改修等の営繕工事を実施した。さらに, 片淵団地にある歴史的建造物である3つの登録有形文化財(瓊林会館・煉瓦倉庫・拱橋)を周遊するための屋外環境整備を実施した。			
		III	病院本館改修工事については, 平成 22 年 6 月末の第 1 工区完成に向けて確実に整備を進めた。			
		IV	環境科学部本館(Ⅰ期), 経済学部本館について, 施設の有効活用を図りつつ, 耐震性向上や機能改善に加え屋上緑化等の環境に配慮した大型改修工事を実施した。			
III	原研施設 2 号館及び講義実習棟を改修し, 国際連携戦略本部及び大学院国際健康開発研究科の教育研究活動を推進するためのスペースを新たに確保した。					

	るためのスペースを新たに確保する。				
【57】 施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を進める。		III	(平成 20 年度の実施状況概略) 教育学部本館改修、経済学部便所改修工事において、多目的便所を設置するとともに、工学部本館、教育学部本館の屋外出入り口にスロープを設置した。また、事務局階段に手摺を設置するなどバリアフリー化を推進した。		
	【57】 施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を引き続き推進する。	III	(平成 21 年度の実施状況) 環境科学部本館改修、経済学部本館改修、福利施設改修、男女共同参画推進センター改修工事において、多目的便所を設置するとともに、屋外出入り口にスロープを設置し、また点字ブロックを整備するなどバリアフリー化を推進した。		
○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策					
【58】 施設データベースを活用して既存施設の利用状況等を把握し、大学全体の視点に立った有効活用を促進する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) ・大型研究装置の共同利用について実施したアンケートの結果を踏まえ、機器情報は購入後 5 年以内の 5,000 千円以上の機器とし、その名称、規格、設置場所、取得年度の情報を共同研究交流センターのホームページに「学内設置機器情報」として掲載した。また、共同研究交流センター運営委員会では、各委員を通じて、部局の教員へ機器の共同利用化を促進するよう依頼した。 ・施設部ホームページにおいて、講義室の稼働率を引き続き全学に公開するとともに、7 月 25 日開催の教育研究評議会において、平成 19 年度の講義室等稼働状況を報告するなど、施設の有効活用を推進した。さらに、坂本 1 団地にある原研 2 号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、新設の国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修することを決定し、平成 21 年度に改修工事を行うことにした。		
	【58-1】 講義室等の稼働率を引き続き全学に公開するとともに施設の有効活用を推進する。	III	(平成 21 年度の実施状況) 稼働率調査結果を施設部ホームページに公表し、施設の有効活用を推進するとともに、坂本 1 団地にある原研施設 2 号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため、国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修した。また、文教 2 団地の講義室 2 室を語学専用学習室に改修した。		
	【58-2】 引き続き共同利用が可能な大型学内設置機器等に関する情報を学内のホームページに掲載し、設備の有効活用を更に推進する。	III	共同利用機器については、共同研究交流センターのホームページに大型学内設置機器に関する一覧を掲載し、随時情報を更新するとともに、共同研究交流センター運営委員会において、機器の共同利用化を促進するよう各委員に対し引き続き依頼した。また、より効果的な機器の利用及び周知の方策として、共同研究交流センター設置の利用頻度の高い大型設備については、利用者が常時利用状況を確認できるよう、機器予約システムを同センターのホームページ内に整備して運用を開始した。		
	【58-3】 エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。	IV	省エネポスターを掲示し、省エネルギーを推進するとともに、「長崎大学環境マネジメントセミナー（エコアクション 21 への道、講演者；琉球大学教授）」を実施し意識啓発を図り、学内予算で附属中学校等に新たに太陽光発電設備（40kW）を設置し、さらに、経済学部本館改修等の大規模改修において、LED 照明を採用し、温室効果ガスの削減を図った。また、引き続き、文教町 2 団地のエネルギー使用量等を施設部ホームページに公表することにより、温室効果ガスの削減のための意識啓発を図った。		
【59】 長年にわたり施設の安全性・信頼性を確保し、活用するため、年 1 回、定期的な施設の巡回点検を実施		III	(平成 20 年度の実施状況概略) 柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲載するとともに、階段手摺改修等安全対策工事を実施するなど、計画的な維持保全に努めた。		
	【59】 総合的な安全点検を継続的	III	(平成 21 年度の実施状況)		

し、適切な維持管理と予防的保全等を行う。	に行うため、柳谷団地に引き続き坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。		坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲載するとともに、外壁タイルの落下の危険性があるものや老朽化した手すり等早期修繕等を実施し、計画的な維持保全に努めた。		
【60】教職員・学生の構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを推進する。		III	(平成20年度の実施状況概略) 教職員及び学生の有志による周辺通路及びキャンパスの早朝清掃を定期的に行った。また、文教キャンパスでは正門や広場の環境整備を行い、学生の自主企画による池の水質改善も含め、美しいキャンパスづくりを推進した。片淵キャンパスにおいては、登録有形文化財等案内サインの設置、バイク駐輪場・通路の整備を行った。		
		III	(平成21年度の実施状況) 教職員及び学生の有志による周辺通路及びキャンパスの清掃を定期的に行った。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	・安全管理体制の確立と意識の向上に努める。また、地域社会と一体化した大学となるために、環境マネジメントシステムを構築する。
------	---------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策						
【61】労働安全衛生体制を整備するとともに、教職員に対する安全教育を毎年行う。	/	IV		(平成 20 年度の実施状況概略) ・「長崎大学危機管理規則」、「長崎大学における危機管理体制に関する要項」及び関連する各種マニュアルをホームページに引き続き掲載し、学内構成員に周知した。また、新たに新型インフルエンザ対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する危機管理体制を構築するとともに、「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」を作成し、文書及びメールによる全構成員への周知やホームページへの掲載を行い、注意を喚起した。 ・労働安全衛生体制を更に強化するため、衛生管理者免許取得のための受講を支援し、新たに 12 名が衛生管理者免許を取得した。また、これまでの衛生管理実務実践講座、安全衛生講演会をひとつにまとめて、「安全衛生講座」として平成 21 年 3 月に実施し、教職員に対する安全衛生教育を行った。		
		III		(平成 21 年度の実施状況) 労働安全衛生体制を更に強化するため、衛生管理者免許取得のための受講を支援し、新たに 13 名が衛生管理者免許を取得した。また、「安全衛生講座」を平成 22 年 3 月に実施し、教職員に対する安全衛生教育を行った。		
【62】産業保健スタッフを配置し、教職員の健康管理と健康増進に努める。	/	IV		(平成 20 年度の実施状況概略) 平成 20 年度に実施した健康診断等において、罹患者の早期発見に努めた結果、有所見率は職員総数の 4.9% (149 名) で、何らかの疾患があることが判明したほか、労災 2 次健康診断の対象となった 14 名の職員に対して受診を勧めた。また、健康増進及び健康に対する意識高揚を図るための取り組みとして健康診断結果のお知らせに、メタボリックシンドロームの詳細や検査結果の数値に対する詳細な説明を掲載するなどして教職員の健康管理と健康増進に努めた。		
		IV		(平成 21 年度の実施状況) ・平成 21 年 6 月に産業カウンセラーが講師となり、職員のメンタルヘルス研修 (ラインケア・セルフケア) を実施し、心の健康の保持増進に努めた。 ・平成 21 年 7 月に実施した職員の定期健康診断に、メンタル診断を導入し、その結果を職員にフィードバックするほか、保健・医療推進センターカウンセリング部門のカウンセラースタッフが		

	る。		サポートするなどして、教職員のメンタルヘルスケアを推進した。 ・平成 21 年 7 月に保健・医療推進センターに産業保健師を配置し、新型インフルエンザ対応や職員 のメタボリックシンドロームの保健指導等の業務に従事させた。		
【63】 地域社会と一体化した 大学となるために、 ISO14001 の取得等環境マ ネジメントシステムを構築 する。	【63】 引き続き環境配慮の方針に 基づいた取組を推進するととも に、地域社会に根ざす教育研究 活動をより進め、その成果を取 りまとめ「環境報告書 2008」に において公表する。	III	(平成 20 年度の実施状況概略) ・「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」を全学に公表するとともに、環境負荷の低減に向 けた取組を一層推進することとした。また、平成 19 年度の環境に配慮した取組について、「環境 報告書 2007」にまとめ、本学ホームページに公表するとともに、環境対策等啓発キャンペーン ポスターを募集し、意識啓発を図った。 ・既に ISO14001 を認証取得している共同研究交流センター環境安全マネジメント部門及び環境科 学部は、「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」及び「環境報告書 2007」の作成等に参画 し、環境マネジメントシステムの運用を支援した。		
		III	(平成 21 年度の実施状況) 環境配慮の方針に基づいた取組を「環境報告書 2008」にまとめ、本学ホームページに公表し、 意識啓発を図った。		
○学生等の安全確保等に関する具体的方策					
【64】 災害発生時の対応を含 めた安全の手引きを作成 し、オリエンテーション等 において安全・衛生管理を 徹底する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) ・オリエンテーション等において「ばってんライフ」、「学生生活案内」を配布するとともに、各部 局においても「環境と安全に関する手引き」を利用して、学生の安全・衛生管理等の徹底を図っ た。また、消防署による防火指導講習会を開催するとともに、新型インフルエンザ対応マニユ アルを策定し、学内に周知した。 ・国際健康開発研究科では、途上国での「長期インターンシップ」の実施にあたり、学生の安全確 保を図るため、危機管理マニュアルを策定して、学生に周知するとともに、専門家によるフィ ールドセキュリティ研修を実施した。 ・大学入試センター試験並びに個別学力試験の際の「不測の事態（地震等の災害など）」に対する 取扱要領を、各入学試験実施説明会において、配付・説明して、全学部で周知徹底した。 ・留学生オリエンテーションにおけるガイダンスや留学生生活ハンドブック（日本語、英語、中国 語、韓国語）の活用により、危機管理意識の啓発を図るとともに、所轄警察署から専門家を招き、 犯罪から身を守るための講話を実施した。 また、国際交流会館入居者オリエンテーション及び新規留学生全員参加の防火訓練を実施して 安全意識の高揚を図るとともに、留学生に緊急時等の一斉連絡を行うため、携帯電話メールへの 一斉配信システムを構築し、運用を開始した。 さらに、留学生に緊急時の連絡先及び生活上のトラブルに関する相談先を記載したポケットカ ードを作成し、配布した。		

	<p>【64-1】オリエンテーション等において、「ばってんライフ」, 「学生生活案内」を配布し, 安全・衛生管理等を徹底する。</p>	IV	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度と同様に「ばってんライフ」, 「学生生活案内」を配布してオリエンテーション等において安全・衛生管理を徹底した。 新型インフルエンザへの対応について, 感染した場合等の措置, 相談窓口, 日常生活での注意点などを本学ホームページに掲載し, 注意喚起を行った。 本学で実施した「薬物乱用の講演会」のビデオを「健康科学」の授業で使用し, 学生に薬物の危険性を周知した。 	
	<p>【64-2】留学生については, 国際交流会館入居者オリエンテーション, 防火訓練及びトラブル相談ポケットカードの配布を通じて安全意識の高揚を図る。</p>	III	<ul style="list-style-type: none"> 留学生オリエンテーションにおけるガイダンスや留学生生活ハンドブック(日本語, 英語, 中国語, 韓国語)の活用により, 危機管理意識の啓発を図るとともに, 所轄警察署から専門家を招き, 犯罪から身を守るための講話を実施した。 国際交流会館入居者オリエンテーション及び新規留学生全員参加の防火訓練を実施して安全意識の高揚を図った。 留学生に緊急時の連絡先及び生活上のトラブルに関する相談先を記載したポケットカードを配布した。 	
<p>【65】附属学校園の幼児, 児童, 生徒の安全を確保するため, 災害発生時, 不審者侵入時等に対応した体制を整備する。</p>		III	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各附属学校園では, それぞれの学校園が防災警備計画を作成し, 火災や地震などの災害, 不審者侵入などに対応した避難訓練を計画的に実施した。また, 幼稚園, 小学校, 中学校が合同の避難訓練を実施した。 各附属学校園では, 育友会と連携して立哨に当たるなど, 児童, 生徒の登下校時の安全対策に努めた。 	
	<p>【65】4 附属学校園は必要に応じて危機管理マニュアルの改訂を行うとともに, 教職員へのマニュアルの周知を徹底する。また附属学校園の合同避難訓練等を行い, 連携を一層強化する。</p>	III	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>各附属学校園では, 危機管理マニュアルの改訂を行うとともに, 教職員へマニュアルの周知を図った。また, 幼稚園, 小学校, 中学校が合同で火災や地震などの災害, 不審者侵入などに対応した避難訓練を計画的に実施した。</p>	
<p>○核燃料物質, RI 及び毒劇物等の適切な管理</p>				
<p>【66】核燃料物質, RI, 毒劇物及び病原体等の管理体制を確立し, 使用状況等を毎年検証するとともに, 化学物質の移動・登録に関する「PRTR 法」への対応を行う。</p>		III	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設については, 平成 20 年 12 月に文部科学省の立ち入り検査を受検し, 施設の健全性の確認を受けた。 核燃料物質及び RI については, 定期的な検証を行い, 全学の放射性同位元素等安全管理委員会において報告した。 「PRTR 法」については, 共同研究交流センター環境マネジメント部門が対応し, 調査結果は本学ホームページ及び「環境報告書」に公表した。 化学物質・薬品類の安全管理に更に万全を期すため, 平成 20 年 3 月に作成した「環境と安全に関する手引き」を基に, 化学物質・薬品類の安全管理の徹底を行ったほか, 産業医, 衛生管理者の巡視の中で安全管理の点検を行った。 	

	<p>【66】核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の使用状況等を検証し、引き続き「PRTR 法」への対応及び化学物質・薬品類の安全管理を行う。</p>		<p>Ⅲ (平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 11 月から 12 月にかけて、管理下にない放射性同位元素等の有無について、全学一斉調査を実施した。 引き続き、「PRTR 法」については、共同研究交流センター環境マネジメント部門が対応し、調査結果は大学ホームページ及び「環境報告書」に公表した。 		
<p>【67】全学の放射線施設の放射線取扱主任者によって構成する協議会を作り、全学の放射線施設の放射線安全管理の調査及び改善・充実を図る。</p>	<p>【67】全学の放射線施設の安全管理点検・調査を引き続き行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>全学の放射線施設の安全管理点検・調査を行った。</p>		
		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>引き続き、平成 21 年 9 月に全学の放射線施設の安全管理点検・調査を行った。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		
			<p>ウェイト総計</p>		

[ウェイト付けの理由]

.....

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 16～20 事業年度】

(1) 「施設技術相談室」及び「施設マネジメント室」の設置と活用

- ア 「施設技術相談室」を設置し、日常の施設に関する問題点や利用者からの要望に迅速に対応した。
- イ 「施設マネジメント室」を設置して、施設の有効活用の促進や省エネルギーの啓発等施設マネジメントを推進し、施設の維持管理を計画的に推進することとした。

(2) 計画的な学生学習環境の改善

本学の重点事項である「志と覇気にあふれた若者が集う大学を目指す」ため、学生学習環境の支援に必要な予算を重点的に配分する施設維持管理計画（営繕発注計画）を策定し、平成 16 年度は約 187,000 千円、平成 17 年度は約 256,000 千円、平成 18 年度は約 287,000 千円、平成 20 年度は約 417,000 千円（平成 16 年度比約 123%増）の予算により、講義室等空調改修、便所改修、課外活動施設改修などの営繕工事を実施した。

(3) 診療・教育・研究環境の改善

- ア 「最高水準の医療を提供するとともに、人間性ゆたかな優れた医療人を育成し、新しい医療の創造と発展に貢献する」基本理念に基づき、6 床室を 4 床室へ改善し、個室率 10%を約 26%に増やすなど、患者のプライバシーに配慮した、病棟・診療棟新営工事及び基幹・環境整備工事を完成させ、平成 20 年 6 月に開院した。
- イ 安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上を目的とした総合研究棟（工学部本館、水産学部本館、教育学部本館）改修工事を完成させた。
- ウ 生涯学習の拠点となる総合研究棟・放送大学長崎学習センター新営工事を実施した。

(4) 全学的視点に立った安全衛生管理体制の構築

各事業場に、労働安全衛生法を遵守した管理体制を整備するとともに、安全衛生管理について全学的な視点に立った総括を行う「総合安全衛生管理委員会」を設置した。更に、人事管理課を総務部内に新設し、大学全体の安全管理及び労務管理業務に対応するなど、学生を含めた大学構成員全員の安全と健康の確保に努めた。

(5) 新型インフルエンザに関する指針の策定

現在新型インフルエンザの予防及び対応をより確実なものとするため、新型インフルエンザ対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する危機管理体制を構築するとともに、「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」を策定し、即座に大学のホームページに掲載するとともに、電子メール等により各部局、全構成員等への周知を徹底した。

【平成 21 事業年度】

(1) 学生アンケートの意見に対応した学生学習環境等の改善

- ア 講義室等の稼働率調査結果を施設部ホームページに公表し、施設の有効利用を推進するとともに、平成 18 年度に実施された学生アンケート「第 10 回学生生活調査」を踏まえた学生への支援として、坂本 1 団地では原研施設 2 号館の既存スペースを国際健康開発研究科が使用できる講義室、学生控え室等に改修し、また、文教 2 団地では講義室 2 室を語学専用学習室に改修するなど学生の学習環境に対応した改善、再構築を図った。
- イ 施設の維持管理計画（営繕発注計画）に基づき、既存の総合体育館、課外活動施設、野球場及びテニスコート等を改修するなど約 860,000 千円の営繕工事を実施し、計画的な維持保全と学生学習環境改善を図った。

(2) 学生の企画による大学施設の整備

本学の懸案事項であった生協食堂の混雑の解消を図るため、平成 21 年度夢企画大賞「長大生協食堂の庭に本格的なウッドデッキを築造する！」を基にウッドデッキを整備し、学生の企画により大学の施設を整備する新しい手法を導入した。

(3) 教育・研究環境の改善

- ア 教育・研究の活性化及び施設の有効活用を図りつつ、安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的とした環境科学部本館改修（I 期）及び経済学部本館改修等の大型改修を実施した。
- イ 男女共同参画推進センター（おもやいセンター）を改修整備した。
- ウ 片淵団地にある 3 つの登録有形文化財（瓊林会館・煉瓦倉庫・拱橋）を周遊するための屋外環境整備を実施した。

(4) 病院の再整備

病院本館改修工事については、平成 22 年 6 月末の第 1 工区完成に向けて確実に工事を進めた。また、患者さんの安全・安心な通院を確保するため、外来入口への歩道を拡張するなど改善を図った。

(5) 教職員の健康管理と健康増進に関する取り組み

上司が部下に行うメンタルヘルス対策及びストレスに対する自分自身へのケアを目的に「職員メンタルヘルス「ラインケア」「セルフケア」研修」を実施した。また、仕事を円滑に進めるためのコミュニケーションの技法を習得させ、メンタルヘルス不調の

防止及びハラスメントの未然防止につなげることを目的に「コミュニケーション研修」を実施した。

職員の定期健康診断に、メンタル診断を導入し、保健・医療推進センターのカウンセラースタッフがサポートする体制を整備した。また、同センターは、産業保健師を配置するとともに、教職員に向けた「長崎大学 保健・医療推進センター健康だより」を刊行し、健康づくりに役立つ情報を定期的に発信した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

(1) キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況

【平成 16～20 事業年度】

施設マネジメント専門部会において作成した、「安心・安全・快適なキャンパス」、「環境に配慮した施設設備」、「学生顧客主義を目指した施設整備」、「教育・研究の高度化、個性化に対応できる施設整備」をキャンパス計画の基本方針とした「文教町2 キャンパスマスタープラン」に基づき、工学部本館改修工事、水産学部本館改修工事、教育学部本館改修工事等を実施し、既存施設の再生整備を行うとともに、福利厚生施設から環境科学部本館前広場にかけての通路を歩行者専用広場とし、安全で快適な広場計画の実現に向けた空間を確保した。

また、病院地区については、再開発計画に基づき病棟・診療棟を完成させるとともに、病院本館改修工事に着手し、平成 23 年度の完成に向けて着実に整備計画を進めた。

【平成 21 事業年度】

「文教町2 キャンパスマスタープラン」に基づき、環境科学部本館改修（I 期）工事等を実施し、既存施設の再生整備を行うとともに、教育学部本館から附属図書館本館前広場にかけての通路を歩行者専用広場とし、安全で快適な広場計画の実現に向けた空間を確保した。

(2) 施設・設備の有効活用の取組状況

【平成 16～20 事業年度】

教育学部本館、水産学部本館、工学部本館の改修工事に伴い、教育研究共用スペース（オープンラボ）を確保するとともに、オープンラボについては、競争的スペースとして使用者を全学から公募し、教育研究活動の活性化を図った。また、倉庫として利用されていた旧自家発電施設を情報メディア基盤センターのサーバー室に使用するための改修工事に着手するとともに、原研2号館の情報処理室やセミナー室を、国際保健分野の人材育成を目的として平成 20 年度設置した、大学院国際健康開発研究科の講義室や学生控室等に改修することを決定し、平成 21 年度に改修工事を行うこととするなど施設の有効活用を図った。

【平成 21 事業年度】

経済学部本館改修、環境科学部本館改修（I 期）工事において教育研究共用スペース（オープンラボ）を 411 m²確保し、競争的スペースとして使用者を全学から公募し、

教育研究活動の活性化を図った。また、原研施設2号館及び講義実習棟を改修し、国際連携戦略本部及び大学院国際健康開発研究科の教育研究活動を推進するためのスペースを新たに確保した。

(3) 施設維持管理の計画的取組状況（施設維持管理計画等の策定状況）

【平成 16～20 事業年度】

施設マネジメントの一環として「施設安全点検パトロール」を行うとともに、「老朽化改善」、「アメニティ改善」、「教育研究環境改善」の3つの視点により作成した施設の維持管理計画に基づき、平成 16 年度の約 187,000 千円と比較して平成 20 年度は、230,000 千円増の約 417,000 千円（約 123%増）の営繕工事（講義室等空調改修、便所改修、建具改修、課外活動施設改修等）を実施した。

【平成 21 事業年度】

「施設安全点検パトロール」を行うとともに、施設の維持管理計画に基づき、スロープ及び点字ブロックの整備などバリアフリー化の推進、学生の学習環境及び生活環境の支援等に総合体育館等改修、課外活動施設改修、野球場改修、テニスコート改修、保健医療推進センター改修等 856,000 千円の営繕工事を実施した。

(4) 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

【平成 16～20 事業年度】

工学部本館や教育学部本館をはじめとする施設整備において、高効率形の変圧器・照明器具、空調機器、複層ガラス等を採用し、温室効果ガスの削減及び取組を実施した。また、地球温暖化防止対策の一環として、環境対策、CO₂削減、地球温暖化防止等の活動に対する理解、積極的関与を、学内の学生、教職員により広く推し進めるために、環境対策等啓発キャンペーンポスター「エコポスター2008」を募集し、234 点の応募作品が提出されるなど温室効果ガスの削減への意識啓発を図った。さらに、環境委員会において「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」を制定し、地球温暖化対策の取組を推進するとともに、本学ホームページや「環境報告書」での総エネルギー投入量、CO₂排出量等の公開や省エネルギーへの意識啓発のためのオリジナルポスターを掲示したり、夏場の節電対策として、6月から10月までの5ヶ月間軽装を励行するなどの取組を継続した。

地球温暖化防止への取組として、長崎県地球温暖化対策協議会の呼びかけに応え、平成 20 年度に4日間「ノーマイカーデー運動」を実施し、マイカー通勤の自粛に努めた。その結果、延べ456人の教職員が協力し、削減された二酸化炭素の排出量（推計）は約 2,400 kgであった。

【平成 21 事業年度】

環境科学部本館をはじめとする施設整備において、高効率形の変圧器・照明器具、LED照明、空調機器、複層ガラス、日射制御庇、屋上緑化等を採用し、学内予算で附属中学校等に新たに太陽光発電設備（40 kW）を設置する等の環境対策を行った。

地球温暖化防止対策の一環として、環境対策、CO₂削減、地球温暖化防止等の活動に対する理解、積極的関与を、学内の学生、教職員により広く推し進めるために、環境対

策等啓発キャンペーンポスター「エコポスター2009」を掲示し、省エネルギーを推進するとともに、「長崎大学環境マネジメントセミナー（エコアクション21への道、講演者：琉球大学教授）」を実施し意識啓発を計った。また、夏場の節電対策として、6月から10月までの5ヶ月間軽装を励行するなどの取組を継続した。

地球温暖化防止への取組として、長崎県地球温暖化対策協議会の呼びかけに応え、6日間「ノーマイカーデー運動」を実施し、マイカー通勤の自粛に努めた。その結果、延べ449人の教職員が協力し、削減された二酸化炭素の排出量（推計）は約2,450kgであった。

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

(1) 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備・運用状況

【平成16～20事業年度】

「長崎大学危機管理規則」及び「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を整備し、本学における危機管理体制を構築した。また、新型インフルエンザへの対応として「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」、化学薬品等を中心とする全学的安全管理マニュアルである「環境と安全に関する手引き」、一般学生のための安全マニュアルである「ぼってんライフ」、附属学校の幼児・児童・生徒の安全確保に特化した「危機対応マニュアル」、国際交流・国際連携に関する「国際交流(学生の国際派遣、留学生の受入)に伴う危機管理マニュアル」及び「長崎大学職員の海外出張・赴任に伴う危機管理対応マニュアル」、「防災マニュアル(地震・火災)」等を整備した。これらの全学的危機管理マニュアルは、危機管理担当理事の下で掌握し、本学学内教職員専用ホームページの危機管理マニュアル等サイトで、関連学内規程とともに掲載した。

また、病院においては、副病院長(医療安全・評価)を置き安全管理体制の充実を図るとともに、感染防止対策の強化を目的に「感染制御教育センター」を設置した。

更に、学生の海外留学、海外研修、国際ボランティア活動等の増加に伴う危機管理対策の一環として「海外緊急事故対策シミュレーション」を実施した。

【平成21事業年度】

本学に在籍するすべての外国人留学生を対象に、春季と秋季の2回「防犯・生活安オリエンテーション」を実施した。浦上警察署生活安全課から講師を招き、日本での防犯、生活安全等に関する注意事項等について、国際交流課職員による英語及び中国語の通訳により説明を行った。大学病院においては、災害医療訓練として、トリアージ訓練及びエマルゴ訓練を実施した。学生の海外研修・留学等の安全を図るため、特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会(JCSOS)に入会し、海外リスク情報を迅速に入手することとし、これらの情報については、学内教職員に迅速に周知し情報を共有した。

危機管理マニュアル等については、適宜見直しを行っており、大学病院においては、「医療事故防止対策マニュアル」、「経管栄養安全管理マニュアル」及び「医療安全ポケットマニュアル」の改訂を行った。

(2) 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備・運用状況

【平成16～20事業年度】

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、「長崎大学における競争的資金等の適正管理に関する基本方針」を定め、責任体制を明確化するとともに、不正を発生させる要因を把握し、並びに不正防止計画を策定及び推進するために「不正防止計画推進室」を設置した。更に、研究費の使用ルール、事務手続き等に関する相談窓口、不正使用に関する通報窓口を設けた。また、公的研究費の使用に係る基本的なルールの理解のため「長崎大学研究費使用ハンドブック」を作成した。これらの研究費の不正防止のための取組については、ホームページへの掲載等により周知を徹底した。

また、研究活動の不正行為の防止については、「長崎大学研究者行動規範」を定めるとともに「長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を制定し、不正行為に関する申し立て窓口を含む不正行為の防止等の体制を整備した。

【平成21事業年度】

機関経理経費の不正使用について通報があった場合の調査委員会の設置、調査の手続等を定め、関係規程(「長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程」)を整備した。不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を取りまとめた「国立大学法人長崎大学競争的資金等不正防止計画」を策定し、具体的な防止計画を推進することとした。

また、不正防止に係る各種の規程、ガイドライン、相談窓口、通報窓口等については、本学ホームページの「不正防止への取り組みについて」に一括して掲載し、学内外からアクセスできるようにした。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>○大学の理念を教育面から実現するための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院教育を重点的に充実し、本学における教育の高度化を実現する。そのことにより世界に貢献する「知」を創生しうる研究者を育成する。 ・同時に全学教育（教養教育）、学部専門教育の充実を図り、3者のバランスのとれた教育体制を確立・維持する。即ち、全学教育、学部専門教育においても最高水準の教育を学生に提供しうる体制を構築する。 ・すべての教育課程を通して社会に学ぶ実践教育を重視し、課題探求解決能力を有する職業人養成のシステムを確立する。 ・本学の歴史、地域特異性、理念に基づく特色ある教育科目を創り出す。 ・4年ないし6年の一貫した大学教育を提供するため、全学教育、学部専門教育及び大学院教育のそれぞれの教育目標を明確にする。 <p>①学士課程における目標</p> <p>全学教育においては、幅広い視野と豊かな教養に裏打ちされた人間性を身に付け、問題意識を持って、総合的見地から問題の探求と解決に取り組む力を培うとともに、専門教育の前段としての基礎的素養を涵養する。</p> <p>学部専門教育においては、専門基礎教育の強化に努め、専門領域における見識を備え、専門的見地から問題の探求と解決に力を発揮し、未知の領域においても応用力をもって創造的活動に従事し、地域や国際社会に貢献できる人材を養成するとともに大学院での学術研究にも対応できる課題探求解決能力の涵養を目指す。</p> <p>②大学院課程における目標</p> <p>現代の複雑化した国内的・国際的問題や地域の諸課題に積極的に取り組み、それらを解決しうる実践的能力及び政策立案能力を備えた高度専門職業人並びに論理的に研究し解決しうる創造的能力を備えた研究者を養成する。とりわけ博士課程においては、世界的に評価の高い研究者の養成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の進路等を指標とする達成指標等を設けるとともに、それらを含む教育の成果・効果等を検証し、その結果を教育課程に反映する等して大学教育の充実に資する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○教養教育の成果に関する具体的目標		
<p>【68】文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を多角的に理解することにより、基礎的かつ広範な教養を養う。</p> <p>【69】自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習・研究態度を身につけさせる。</p> <p>【70】特定のテーマについて多面的な見方を学習することにより、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。</p>	<p>【68, 69, 70-1】次期中期計画に向けて、新しい教養教育カリキュラムの再構築について検討を開始する。</p>	<p>中期目標に掲げる「教育の成果に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○教養教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎大学全学教育 WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成 WG」で新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに新しい教養教育カリキュラムの方向性について、検討を開始した。 ・引き続き、平和学、長崎学を講義する「教養特別講義」及び「長崎蘭学関連科目」、「全学乗船実習」を開講した。 ・引き続き、健康・スポーツ科学科目において、運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能力の向上のための教育及び精神面におけるストレス耐性能力強化のための教育を開講した。 ・引き続き、外国語技能検定試験等の成果に係る単位認定及び海外短期語学留学プログラムにおける学修の成果の単位認定を受けた学生を対象にし、ネイティブスピーカーの教員2名が担当するアドバンスクラスを開講した。 ・引き続き、全学教育の初習外国語において、達成基準を保証するため、
<p>【71】平和学、長崎学に関するカリキュラムを更に充実させる。</p>	<p>【71-1】教養特別講義、長崎蘭学関連科目及び乗船実習並びに平和学及び長崎学に関する教育を実施する。</p> <p>【71-2】英語による短期留学プログラムにおける「長崎で平和を考える」を継続する。</p>	
<p>【72】生涯にわたり健康な生活を</p>	<p>【72】運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能</p>	

<p>送ることができるように、健康に関する科学的な基礎知識を学習し、食や生活環境、身体運動、心身の休養などの生活習慣を常によりよく改善し、実践していく能力を身につけさせる。</p>	<p>力の向上のための教育及び精神面におけるストレス耐性能力強化のための教育を継続する。</p>	<p>授業のねらいや概要を明確にした共通シラバスを作成し、学生が共通の理解ができる授業を行った。 ・海外短期語学留学プログラムに基づき、語学研修のため、学生を韓国(1名)、中国(25名)、オーストラリア(21名)、ドイツ(4名)、フランス(1名)へ派遣した。</p>
<p>【73】外国人留学生在が大学で学習・研究するのに必要な日本語能力を養い、併せて日本社会に関する基礎的知識を修得させる。</p>	<p>【73-1】留学生在に学習・研究に必要な日本語能力を養わせるために、全学教育と一般並びに集中プログラムにおいて日本語の授業を継続する。 【73-2】留学生在センター交換留學生プログラムにおける日蘭学生共修科目である長崎蘭学を継続する。</p>	
<p>【74】情報処理資源・ネットワーク環境を活用して、主体的に情報を収集、分析、判断、創作及び発信できるように、情報機器や情報通信ネットワークの機能に関わる情報リテラシー、情報モラル等を修得させる</p>	<p>【74-1】全学教育情報処理科目「情報処理入門」において情報倫理・情報モラル教育を推進する。 【74-2】教育職員の情報倫理についての知識を深めるため、オンラインでのFD「情報倫理入門」を継続する。 【74-3】「全学教育ラーニングポータル」を活用した情報リテラシー教育、情報倫理教育を推進する。</p>	
<p>【75】国際化が進む世界で、異文化を理解しつつ世界の人々との確に意思の疎通を図るため、英語能力のみならず、複数の外国語を修得し、外国語能力の向上を目指す。</p>	<p>【75-1】平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により開始したオランダ語関連教育を継続する。 【75-2】TOEIC、TOEFL等の英語能力試験で高得点を得た学生に対しては、平成20年度に開講したアドバンスクラスを受講させる。 【75-3】初習外国語では、達成基準を保証するため、共通シラバスに基づく内容の修得を目指す。 【75-4】平成20年度に引き続き、海外短期語学留学制度を実施する。</p>	
<p>○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>		<p>○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>
<p>【76】高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ、優れた専門職業人育成という社会の要請に応えるための適正なカリキュラム編成を行う。</p>	<p>【76】医学部医学科において、平成22年度に実施予定のモデルコアカリキュラムに即した専門基礎及び応用教育を実践するための新カリキュラムの検討を継続する。他学部においても、カリキュラムの点検・改善を継続する。</p>	<p>・教育学部では、学習指導要領の改訂に対応するため、学校教育教員養成課程小学校教育コースの必修科目として「小学校英語活動」(2単位)を開講した。また、工学部では建築士法の改正にあわせたカリキュラムの改訂を行った。 ・引き続き、薬学部と医学部において共修科目を開講し、薬学部と歯学部において共修科目を新たに3科目開講した。また、工学部、環境科学部及び水産学部が相互に協力して自学部以外の科目を担当する体制を取り、水産学部の教員が工学部の「生命科学」を、工学部の教員が水産学部の「数学入門」及び「電気電子工学」を、環境科学部の教員が水産学部の「地質学」をそれぞれ担当した。さらに、生産科学研究科の改組の検討を視野に入れ、基礎学部間で講義、実験、実習等の共修科目の設定について協議を行った。</p>
<p>【77】学部教育の学際化を図るため、大学院再編に連動して、学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを実現する。</p>	<p>【77】医歯薬学総合研究科の基礎学部間における単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に推進する。また、生産科学研究科においては、「教務関係3学部連絡委員会」で研究科の改組を視野に入れた基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れについて更に検討を進める。</p>	<p>・「長崎大学全学教育WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成WG」で、新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の</p>
<p>【78】平成14年度に発足した大学教育機能開発センター全学教育研究部門の教員組織を整備し、その機能を全学教育の実施と改善のために有効活用する。</p>	<p>【78-1】次期中期計画期間における教養教育の在り方について、平成20年度に学長室に設置した「全学教育検討ワーキンググループ」において大学教育機能開発センターの改組を視野に入れた検討を行い、教育実施体制等の見直しの方向性を決定する。 【78-2】専門教育で必要とする英語力涵養(ESP: English for Specific</p>	

	Purposes) を視点に入れた教材, 教科書を作成し, また, 英語コミュニケーションを視点に入れたテキストを開発する。	理念及び教養教育の方法を決定した。さらに, 新しい教養教育の実施体制等の方向性について検討を行った。	
○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置		○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置	
<p>【79】 従来の研究科を再編し, 人文, 社会, 自然, 生命科学の各領域で, 授業内容と学位論文の高度化, 学際化, 国際化を強力に推進する。</p>	<p>【79-1】 平成 19 年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け医歯薬学総合研究科に開設した医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース及びがん専門薬剤師養成コースを継続する。</p> <p>【79-2】 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻(修士課程)及び新興感染症病態制御学系専攻(博士課程)において, 「国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を行う特別プログラム」による留学生の受入れを継続する。また, 生命薬科学専攻(博士前期・後期課程)においても留学生の受入れを継続する。</p> <p>【79-3】 平成 20 年度に新設した国際健康開発研究科では 2 年次生の 8 ヶ月間に及ぶ長期海外インターンシップを開始する。</p> <p>【79-4】 経済学研究科においては, 平成 20 年度に採択を受けた大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において, 実践的情報収集・仮説構築能力の養成を目的とした 3 ヶ月間に及ぶ中国での海外フィールド研究を開始する。</p> <p>【79-5】 トップレベルの研究者及びトップマネジメント等による講義, 国際シンポジウムの開催, 英語による講義, 複数組織が連携した教育研究の展開を引き続き実施し, 学位論文の高度化, 学際化, 国際化を進める。</p>	<p>・国際健康開発研究科において, 2 年次生 11 名をバングラデシュ, ケニアなど途上国 6 ヶ国に派遣し, 8 ヶ月間に及ぶ「長期インターンシップ」を実施するとともに, 平成 20 年度採択の大学院 GP「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」による取組として, 世界トップレベルの研究者や実務者を 11 名招聘して, 集中講義及びセミナーを実施した。また, 第 1 回野口英世アフリカ賞受賞者ミリアム・ウェレ博士による特別講義を実施した。</p> <p>・経済学研究科では, 大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において, 実践的情報収集・仮説構築能力の養成を目的とした中国での海外フィールド研究を 2 週間実施した。</p>	
<p>【80】 テーマに基づくリサーチ(実習)を重視し, 世界レベルの成果の達成に向けた指導体制を整備する。それにより大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させる。</p>	<p>【80】 英語による授業の展開, 副指導教員制度による学位論文指導体制等の拡充を図る。</p>		
○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標		○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標	
<p>【81】 学生の職業意識向上のために, キャリア教育を充実させるとともにインターンシップなどを通して産業界との連携を強化する。</p>	<p>【81】 従来のインターンシップ教育に加え, 特色 GP, 現代 GP, 教員養成 GP, 特別教育研究プログラム, 大学高度化推進経費による教育改革プログラム等で開発した特色あるインターンシップ教育を充実させ, 企業等の学外組織と連携した教育を推進する。</p>	<p>・引き続き, 全学部・学科の共通科目として「キャリア概論」を設け, 1・2 年生を対象に開講し, 講師は最前線で活躍している産業人等が複数で担当した。また, キャリアデザインをテーマとする科目「考えよう! 自分のキャリアデザイン」を平成 22 年度から開講することを決定した。2 年生からは各学部・学科教育の事情に応じたキャリア教育やインターンシップを実施した。</p>	
<p>【82】 卒業後の大学院進学において海外留学を選択できるシステム(大学間学術交流協定や留学支援システムなど)の構築を目指す。</p>	<p>【82】 重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定するとともに, 大学院学生交流を促進するためのデュアルディグリー制度の構築を目指す。</p>	<p>・引き続き, 医学部保健学科看護学専攻で, 国家試験の合格率を向上させるため, 国家試験受験科目の教育内容を充実するとともに, 外部委託による模擬国家試験を複数回受験させた。</p> <p>・歯学部では, 卒前・卒後臨床教育専任教授ポストを新設し, 専任教授を配置した。また, 6 年生へのチューター制を導入し, 共用試験及び卒業試験の国家試験を見据えた対応と判定基準の厳格化を行った。</p>	
<p>【83】 大学院進学率の向上を図る。</p>	<p>【83】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>		
<p>【84】 医師・歯科医師・薬剤師・看護師, 理学及び作業療法士な</p>	<p>【84】 国家試験合格率を向上させるため, 教育内容を充実するとともに, 国家試験対策特別講義, 卒業試験, 模擬国家試験, 国家試験対策ゼミ</p>	<p>・工学部では, 建築士法の改正に対応し, 建築製図等の授業科目の新設な</p>	

<p>ど国家試験の合格が必要な職種については、部局ごとに具体的目標を設け、その目標を達成する。</p>	<p>等を更に実施・充実させる。</p>	<p>どカリキュラムの改正等を行い、学生の建築士免許の取得のための指導を強化した。</p>
<p>【85】国等が認定する各種資格の取得を推奨し取得者数の増加を図る。</p>	<p>【85】各種資格・免許等の履修の手引きへの記載，説明会の開催，就職情報とあわせた学生への情報提供等により，資格取得の指導を強化する。</p>	
<p>○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標</p>		<p>○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標</p>
<p>【86】高度専門職業人として学生の希望する職種に進むことができるよう、各種資格取得のための指導を強化するなど教育・指導体制を充実する。</p>	<p>【86-1】教育学研究科においては、教員養成 GP「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」の取組を継続することによって、高度専門職業人養成の指導体制を充実させる。 【86-2】国際健康開発研究科においては、国際保健の現場で必要とされる英語コミュニケーション能力を向上させるため、ネイティブによる授業「国際保健コミュニケーション」を引き続き実施する。 【86-3】医歯薬学総合研究科では、専門医制度との両立を可能とする大学院教育の実質化方策の検討を引き続き行う。 【86-4】経済学研究科では、平成 20 年度に採択を受けた大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において、東京証券取引所での実習を実施し、金融分野の即戦力となる高度専門職業人を育成する。</p>	<p>・国際健康開発研究科において、国際保健の現場で必要とされる英語コミュニケーション能力を向上させるため、ネイティブによる補習授業「国際保健コミュニケーション」を実施した。 ・経済学研究科においては、平成 20 年度に採択を受けた大学院 GP「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において、東京証券取引所等での実習を 9 月に 2 週間実施した。 ・重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定し、関係部局に対し大学高度化推進経費（学長裁量経費）を措置した。</p>
<p>【87】大学院博士前期課程修了者の後期課程への、あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率を向上させる。</p>	<p>【87】大学院博士課程及び博士後期課程への進学率向上のため、学位取得までのプロセスとメリットを明確にし、進学説明会における広報活動を通じて積極的に説明する。</p>	
<p>【88】外部資金や学長裁量経費による複数の大型研究プロジェクトを立ち上げ、課程修了後にポスドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を整える。</p>	<p>【88】外部資金による研究プロジェクト等の立ち上げ及び継続により、課程修了後にポスドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を引き続き維持する。</p>	
<p>【89】大学間学術交流協定締結を推進し、大学院修了生の学外留学支援システムを充実させる。</p>	<p>【89】大学院修了者の海外派遣を推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する。</p>	
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p>		<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p>
<p>【90】単位取得状況，進級や卒業研究着手状況，国家試験合格状況など，様々な教育成果達成指標に係るデータの収集・管理・分析システムを確立する。</p>	<p>【90】学生の教育成果達成に係るデータを収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムを導入する。</p>	<p>・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムについて、計画に従って導入した。 ・全学教務委員会において、本学教育の全般にわたる教育方法，教育体制，成果及び効果の検証を行うため，卒業時の学生に対するアンケート調査を実施した。</p>
<p>【91】学生による授業評価システムの不断の改善を行うとともに、その結果を適正に評価する</p>	<p>【91】学生による授業評価システムについては、平成 20 年度の検討結果を踏まえ、下記の改善を加える。 ①学生による授業評価に加えて、「教員による自己評価」を試行する。</p>	

ための手法を開発する。	②シラバスに記載された学習到達目標を授業評価設問として設定する。 ③オンラインでの回答方法を更に推進する。	
【92】在学時においては、GPAや単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況など、様々な達成指標を用いて、教育の成果・効果の検証を行う。	【92】GPAや単位取得状況等の達成度指標、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き実施する。	
【93】卒業後においては、就職先企業等の協力を得るなどして、社会への貢献度の調査を行い、教育の成果・効果の検証を行う。	【93】教育の成果・効果の検証を行うため、卒業生に対するアンケート調査を行う。	

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期目標	○アドミッション・ポリシーに関する基本方針
	・ 本学の理念を踏まえ、各学部・研究科が求める学生像（アドミッション・ポリシー）を明確にするとともに入試情報を含めこれを積極的に公表する。
	・ 適正な入学定員の検討を行うとともに様々な能力、資質、適性等を多元的に評価するための入試の多様化を含む適切な選抜方法の改善に努める。
	・ 社会人や外国人留学生を積極的に受け入れるための環境の整備等に努める。
	○教育課程に関する基本方針
	（学士課程）
	【全学教育】
	・ 4年ないし6年一貫の大学教育を可能にするため、全学の教員が参画する全学協力体制を維持し、全学教育と各学部の専門教育及び高等学校教育と全学教育との有機的な連携を図り、全学教育の目標を達成することが可能なカリキュラム構成とする。
	【専門教育】
	・ 学部間や他大学との単位互換を図りつつ、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムを編成する。また、様々な分野での社会的要請に応えるようにカリキュラムを充実することによって有能な専門職業人を養成する。さらに専門性を育成するため、必要に応じて、大学院と連携した教育も行う。
（大学院課程）	
・ 各分野の高度専門職業人及び研究者、教育者の養成を可能にするために、各研究科や専攻等の内容の高度化・先端化・学際化及び国際化に対応できるカリキュラムを体系的に編成する。	
○教育方法に関する基本方針	
（学士課程）	
・ 個々の授業科目や各専門分野の特性に応じた、多様な形態の授業科目の提供をさらに推進し、少人数教育の促進、教育補助（ティーチング・アシスタント：TA）の活用や社会の現場における体験学習、また単位制を実質化するため、履修登録単位数の上限設定の制度や自主学習（予習・復習）の促進、資格取得、学習相談・助言体制、他大学等との単位互換等に配慮する。また、学生の学習意欲の向上を目指すとともに、学生による授業評価の分析結果を生かし、学習指導方法を確立する。	
（大学院課程）	
・ 各分野における専門性を一層向上させるために、授業形態、研究指導・支援体制等の改善に努め、きめ細かな教育・研究指導を行う。	
○成績評価に関する基本方針	
（学士課程）	
・ 授業科目の特性に応じた成績評価基準を明確にするとともに、学習到達度の総合的な評価を行う。	
（大学院課程）	
・ 成績評価基準を明確にするとともに、修士・博士の学位審査制度の改善を行い、学位授与申請手続きの円滑化と学位授与率の向上を図る。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策		中期目標に掲げる「教育内容等に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。
【94】 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを公表・周知する。	【94】 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを引き続き公表・周知する。	○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
【95】 平成 14 年度に発足したアドミッ	【95-1】 アドミッションセンターが、入学者選抜に関する諸課題	・ 引き続き、本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシー及びすべての学部・研究科のアドミッション・ポリシーを、平成 22 年度入学

<p>ションセンターの機能と役割を明確にし、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立する。</p>	<p>に対応する先導的組織として、学部への支援を行う。 【95-2】アドミッションセンターに広報を主担当とする教職員を配置する。</p>	<p>者選抜要項（大綱）、学生募集要項及びホームページに掲載し、公表・周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッションセンターにおいて、平成 21 年度一般入試における共通問題（数学、理科、英語）に関する分析・評価を行い、問題作成委員にその結果を提供し、平成 22 年度入試問題の作成に活用した。 ・アドミッションセンターにおいて、AO 入試 1 次選考データの分析・評価を行い、その結果を各部局に提供し、平成 22 年度入試に活用した。 ・入学者選抜方法の質を高めることを目指し、入学者選抜委員会委員及び学部における入学者選抜関係教員を対象とした入試制度の設計に関する FD を開催した。 ・入学定員の適正さを点検するため、平成 14 年度から平成 21 年度入学者の 1 年次の GPA を入試区分ごとに比較分析を実施した。 ・プロジェクト型職員として、入試広報を戦略的に担当する職員（プロジェクト・オフィサー）1 名を年俸制により採用した。 ・学部別体験型学習を加えた全学的な入試説明会を佐世保北校で開催し、延べ 1,150 名の参加者を得た。 ・九州地区国立大学合同説明会（開催地：東京・広島・福岡）、九州各地における進学説明会・相談会及び学外における様々な大学説明会に参加し、高校生・高校教諭・保護者等に対応した。 ・高等学校との入試連絡において、学部単位の分科会を設け、高校教諭への説明を充実した。 ・長崎大学と長崎県教育委員会との協定に基づき、以下の高大連携事業を推進した。 <ol style="list-style-type: none"> ①夏季にオープンキャンパスを開催し、4,238 名の参加者を得た。 ②出前講座－県内 25 校に 143 名の講師を派遣し、講義を行った。 ③高校生のための公開講座－2 学部で 2 講座を開講し、41 名が受講した。 ④「県内高校教諭と本学教員との協議会」については、長崎大学における高大連携推進ワーキンググループにおいて企画を作成し、長崎大学 36 名、長崎県高校教諭 35 名、長崎県教育委員会 1 名が参加して、「長崎大学が実施している入学試験のあり方について」、「高等学校と大学の連携について」の意見交換を行った。 ・AO 入試や推薦入試等特別選抜における学力保証手法について、アドミッションセンター専任教員を中心に各学部入試委員長と個別に検討した。 ・アドミッションセンター専任教員を中心に各学部の課題論文評価基準を調査した。 ・医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻修士課程の設置計画書を提出し、平成 22 年 4 月の開設に向けた準備を進めた。
<p>(学士課程)</p>	<p>【96】 各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p>	
<p>【96】 各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p>	<p>【96】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>【97】 入学定員の適正さを点検し、入学者選抜方式(AO 入試、推薦入試、編入学など)と選抜方法（学力検査、面接、小論文・課題論文、実技検査など）について定期的な見直しを行うために、入学者選抜の結果の分析と評価を行う。</p>	<p>【97】 入学定員の適正さを点検するため、平成 14 年度から平成 21 年度までの入学者選抜の結果について、GPA 等の学士力評価指標に基づく分析を実施する。</p>	
<p>【98】 平成 15 年度より導入された高等学校学習指導要領による受験者に対して適切な個別学力検査が実施できるよう、高等学校のカリキュラムの調査と分析・研究を行う。</p>	<p>【98】 平成 18 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>【99】 オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座、ガイダンスセミナー、進学説明会等による適切な高大連携を検討し、そのための教員組織体制を整備する。</p>	<p>【99-1】 全学的な大学入試説明・相談会及び学部独自の広報の機会にデモ実験等を組み合わせた体験型学習を加える。 【99-2】 オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座等による適切な高大連携を引き続き実施する。</p>	
<p>【100】 ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を行い、その運用方法を確立する。</p>	<p>【100-1】 AO 入試や推薦入試等特別選抜における学力保証手法の検証を行い、大学入試センター試験及び各種検定試験等の活用方法を検討する。 【100-2】 現行の入試体制の中で、課題論文評価基準をより明確化するとともに、面接のガイドラインを策定する。</p>	
<p>【101】 入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するために、入学から卒業までの学生の修学状況、卒業後の進路状況、社会における貢献度について追跡調査を行う。また、そのためのデータベースを新たに設計・構築する。</p>	<p>【101】 学生の教育成果達成に係るデータを収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムを導入する。</p>	
<p>(大学院課程)</p>		
<p>【102】 各研究科のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。</p>		
<p>【103】 各研究科における定員の適正さを点検し、加えて、将来構想に基づき課程（コース）を増設し、大学院</p>	<p>【103-1】 医歯薬学総合研究科新生命薬科学専攻（仮称）修士課程を設置するための準備を進める。 【103-2】 生産科学研究科の入学試験実施体制を見直すとともに</p>	

定員の増加を図る。	に、充実を図る。	
【104】大学院にあつては、入学者選抜において、語学力、基礎学力等、研究遂行能力を総合的に評価する。	【104】平成 18 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	
【105】研究科（博士課程）で秋季入学制度の導入を進める。	【105】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	
(学士課程・大学院課程共通)		
【106】アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法を学内外により周知させるため、広報体制の整備を進める。	【106-1】入学志願倍率の改善に向けた取組として、アドミッションセンターに広報を主担当とする教職員を配置し、学部と連携した新たな入試広報体制を構築する。	
①入学者選抜のための適切な手法を教員に周知させるため、ファカルティ・ディベロップメント (FD) を最大限に活用する。	【106-2】引き続き入学者選抜方法の質を高めることを目的とした FD を開催する。	
②ホームページを活用し、入試情報の周知に努めるとともに、インターネットの双方向性を活用し、受験者、高校教諭、保護者等からの要望の汲み上げ体制を強化する。		
③IT による効率的かつ広域的情報処理手法を活用する。		
【107】産学連携を強化し、関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れる。	【107】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	
【108】外国人留学生の入学を促進するための適切な措置を講じ、入学者数の増加を図る。 ①外国人留学生への国や企業、関連機関からの奨学金を積極的に導入する。 ②外国人留学生のための福利厚生施設や生活支援体制をより一層充実させる。 ③英語による講義・セミナーの増加を図る。	【108】外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。 ①外国人留学生への企業、関連機関からの新たな奨学金の獲得を目指す。 ②(1)外国人留学生の住宅・傷害保険等に係る支援策の拡充を図る。 (2)国際交流会館等の外国人留学生用宿舎の増築・改修を具体化する。 (3)外国人留学生と日本人学生の交流の促進を図る。 ③(1)短期留学生の再入学の促進を図るため、短期留学プログラム修了生等へのアンケートを実施し、点検・評価を行う。 (2)英語による講義・セミナーの増加を図る。 ④入学志願者の増加を図るため、海外留学フェア及び国内での進学説明会に参加し、広報活動を行う。	
○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策		
(学士課程)		
【109】全学教育においては、高等学校	【109】次期中期計画に向けて、新しい教養教育カリキュラムの	○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 ・「長崎大学全学教育 WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成 WG」で新しい教養教

<p>での教育と学部教育との関係を視野に入れたカリキュラム編成とし、随時カリキュラムの点検・見直しを行う。その編成に当たっては、自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等を実現しうる科目を配置する。</p>	<p>再構築について検討を開始する。</p>	<p>育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに、全学共有学士像及び教養教育の理念に沿ったカリキュラムの方向性について検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教育必修科目の教養特別講義において「安心・安全」教育に関わる授業を開設し、安全、環境、倫理等の授業内容を充実した。 ・新入留学生を対象として、長崎県及び長崎市の協力の下に、長崎平和大学バスハイクを実施し、平和学習を実施した。 ・国際健康開発研究科では、複数科目の内容の体系化や科目配当学期の見直しなどカリキュラムの改善・充実について検討し、平成 22 年度以降の新カリキュラムを策定した。 ・経済学研究科及び生産科学研究科では、博士前期課程と博士後期課程の5年一貫のカリキュラムや実施方法などについて検討した。
<p>【110】 専門教育においては、各学部の教育目標に応じて、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を行うことを基本とし、必要に応じてカリキュラム編成の点検・見直しを行う。カリキュラムの編成に際しては、さらに次の4つの事項に留意する。</p>	<p>【110】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>①インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の教育の充実</p>	<p>【110-1】 インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫及びフィールド型の充実した教育を引き続き実施する。</p> <p>【110-2】 留学生を長崎地域の小・中学校に派遣する異文化体験実習については、更に実習の効果を高めるために、平成 20 年度に行った評価に基づき内容の充実を図る。</p> <p>【110-3】 長崎県、長崎市及び長崎地域留学生交流推進会議と連携し、平和学習（語り部講話、原爆遺構見学等）を実施する。</p>	
<p>②教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応、また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実</p>	<p>【110-4】 教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応を行う。また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目を充実させる。</p>	
<p>③資格認定・取得への対応</p>	<p>【110-5】 学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度を継続する。また、大学コンソーシアム長崎による長崎県内での大学間単位互換制度を推進する。</p>	
<p>④学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度の整備</p>		
<p>【111】 平成 15 年特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善」と「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し、全国のモデルとなる初年次教育と工学力養成カリキュラムを構築する。</p>	<p>【111】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>(大学院課程)</p>		

<p>【112】各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、随時その内容を検討し、改善策を図る。</p>	<p>【112】引き続き各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、必要に応じてその内容の改善を行う。</p>	<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教育の「教養セミナー」とともに、各学部において、少人数クラスによる対話型教育を実施した。 ・留学生支援の充実を図るため、チューターオリエンテーション（春・秋）を実施した。 ・eラーニング利用促進として、初級利用者向け講習会及びeラーニング利用促進セミナーを開催し、学生利用者が増加した。また、WebClass システムと他基盤システムとの連携を実現する統合認証基盤システムの構築を行った。 ・国際健康開発研究科では、開発途上国において実施する授業科目「短期フィールド研修」及び「長期インターンシップ」について、学生の安全配慮面から、宿舍借り上げ料などの経費の一部支援を行った。 ・経済学研究科では、国際カンファレンスを開催した。 ・医歯薬学総合研究科では、豪州 Curtin 工科大学より講師を招聘し、保健学研究会を開催して、世界レベルの論文記載法を指導した。また、国内外の最先端研究者を招いて分子認識科学を基盤とする創薬研究会を実施した。 ・生産科学研究科では、「Nagasaki Symposium on Nano-Dynamics 2010 (NSND2010)」を開催するとともに、第3回長崎ナノダイナミクス講演会及び第6回日中ジョイントセミナーを実施した。 ・工学部では、6月にメニーコアコンピュータ GPGPU セミナーを実施した。 ・上海海洋大学で開催された第7回東シナ海の海洋・水産科学に関する国際ワークショップに参加した。 ・留学生センター教員、部局の留学生指導主事等が参加する留学生センター連絡協議会を9月と2月に開催して相互の連携を深め、留学生に対する多様な支援の在り方を検討し、支援体制の実質化を図った。
<p>【113】博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラムの編成を検討する。</p>	<p>【113】博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が可能なカリキュラムについて、検討を継続する。</p>	
<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 (学士課程)</p>		
<p>【114】授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、授業科目での予習・復習を適切に指示する。</p>	<p>【114】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>【115】自己表現能力の涵養を図るために、大教室での多人数の講義をできるだけ削減し、少人数のクラスを適宜配置するとともに、少人数セミナーを維持・拡充し、対話型教育を推進する。</p>	<p>【115】引き続き、少人数クラスによる対話型教育を推進する。</p>	
<p>【116】シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行い、その活用方法を工夫改善する。</p>	<p>【116】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>【117】シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。</p>	<p>【117】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>【118】学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA 制度などを活用し、相談・助言・支援体制を整備する。</p>	<p>【118】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>【119】留学生や社会人学生等の多様な学生に対して、個別の対応によるきめ細かな支援を行うために、チューター制度等を活用する。</p>	<p>【119】チューター制度の更なる点検・評価を行い、留学生支援の充実を図る。</p>	
<p>【120】大学院生による教育補助として</p>	<p>【120】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	

の TA 制度を充実し、その活用を図る。	
【121】 学生の理解度を高めるために、教材の開発や講義方法の工夫を行い、情報機器、ビデオ、教材提示装置などの視聴覚設備を活用した授業科目を適宜配置するとともに、電子情報メディア機能を活用し、eラーニングを推進する。	【121-1】 コース管理システムを用いたeラーニングへの取組支援として、初級利用者・経験者・特定部局向け等の講習会を実施し、各部局におけるeラーニングの推進を支援する。 【121-2】 WebClass システムを大学の基盤システムとして定着させ、eラーニング支援体制の構築を検討する。
(大学院課程)	
【122】 きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制を導入する。	【122】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし
【123】 大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。	【123】 海外における大学院生の実地調査研究及びインターンシップ等を支援する。
【124】 各分野の最先端の研究者等による特別講義等を実施する。	【124】 国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を継続する。
【125】 シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行いその活用方法を工夫改善する。	【125-1】 引き続き学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに明示し、教育を実施する。 【125-2】 引き続き全研究科において、研究指導計画書に年間研究指導計画等を明示し、研究指導を行う。
【126】 シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。	【126】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし
【127】 学生の自主学習のためのインターネット利用環境を整備し、eラーニングを推進する。	【127】 長崎大学教務委員会の下に設置されたeラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき、全学を対象としたeラーニングのポータルサイト化を進める。
【128】 TA 制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育の一助とする。	【128】 TA 制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育を継続する。
【129】 留学生に対しては、留学生センターとの連携も考慮しつつ、留学生それぞれの状況に応じた対応が可能なように、支援体制を整える。	【129-1】 留学生それぞれの状況に応じた支援体制を継続する。 【129-2】 留学生からの要望や相談を受け付けるホームページの充実を図る。
【130】 社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用を導	【130】 平成 18 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし

入する。		<p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学部において、GPA や統一共用試験等を活用して、進級判定や履修指導などを行った。 教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する早期修了制度及び長期履修制度を実施し、研究科全体では1名に早期修了制度を、28名に長期履修制度を適用した。 学士課程及び大学院課程において、卒業・修了時に、特に優秀な成績を修めた学生に対し学長等による表彰を行った。
○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策		
(学士課程)		
【131】適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。	【131】平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし	
【132】GPA や医・歯学部における統一共用試験等を導入して、学習到達度の基準を設定し、また卒業判定方法について改善を行う。	【132-1】GPA や統一共用試験等を活用した学習到達度の測定及び履修指導を継続する。 【132-2】薬学部薬学科において、新たに統一共用試験を実施する。	
【133】卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を行う。	【133】卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生について、学長による表彰等を継続する。	
(大学院課程)		
【134】適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。	【134】平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし	
【135】学位授与基準の点検、複数の指導教員制度の導入、審査員の選定方法等の検討を通じて、学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図る。	【135】研究指導計画書に、研究指導方法、研究指導内容、年間研究指導計画、学位論文の指導体制・作成プロセス・評価基準・評価方法等を引き続き明示し、学生に配布する。	
【136】教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を充実する。	【136】教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を継続する。	
【137】修了時において、特に優秀な成績を修めた学生、及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げた学生については、学長による表彰を行う。	【137】引き続き、修了時において特に優秀な成績を修めた学生や学術研究活動において高い評価を受けるなどの顕著な業績を挙げた学生に対しては、学長等からの表彰を行う。	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ③ 教育実施体制等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の配置に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の充実と活性化を図る視点から教員を部局等に適切に配置するとともに、教育支援を充実するために技術職員、TA など支援職員の配置の適正化を図る。 ○教育環境の整備に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の改善に努めるとともに、附属図書館、学生自習室等自主学習を支援する施設・設備の整備に努め、全学的な観点から施設の効果的・効率的な利用を推進するとともに、情報ネットワークの拡充・整備を行い、教育の改善に役立てる。 ・附属図書館に関しては、学習・教育・研究の基盤施設として、電子図書館機能及び地域の文化遺産に関するデータベースの整備・充実を図りながら、学術情報を収集・整理・保管するとともに、利用者のニーズに的確に対応できる体制を整える。 ○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質を向上させるために自己点検・評価システムを構築し、多様な外部教育評価にも柔軟かつ適切に対応する。 ・各種成果指標から明らかになった教育に関する改善点について全学及び各部局でFDを開催し、その成果を実際の教育に反映させるシステムを完成させ、運営する。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な教職員の配置等に関する具体的方策		中期目標に掲げる「教育実施体制等に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。 ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ・大学教育機能開発センターの全学教育の企画・運営・実施機能を活用して、全学出動体制を継続した。 また、「長崎大学全学教育 WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成 WG」で新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに、新しい教養教育カリキュラムの方向性について、検討を開始した。
【138】部局間の連携による全学横断的な教育実施体制等を検討する。部局等においては、教育活動に重点を置いた教員を適宜配置する。	【138】全学教育における全学出動体制を継続するとともに、次期中期計画期間における教育実施体制の在り方を検討する。	
【139】技術職員等の支援内容と配置を検討・調整するシステムを構築する。	【139】平成 19 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	
【140】TA の配置科目や教育補助の内容、また TA 採用数を検討・調整するシステムを構築する。	【140】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	
○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策		○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ・全学的運用に係るオープンラボに関し、従前の薬学部、工学部、水産学部及び生産科学研究科に加え、新たに経済学部及び環境科学部において、共有スペースを確保し、使用者を公募し決定した。 ・附属図書館と放送大学の合築棟 1 階に 15 万冊収容可能な電動集密書架を設置した。 ・附属図書館では、学生がコンピュータを使いつつ、ディスカッションや情報発信の場としても使える学習スペースを設け、プロジェクター、パーテーション、テーブル、イス等を設置し、ラーニング commons の整備を行った。 ・附属図書館において、初年次生を対象とする「教養セミナー」のなかで「資料収集ガイダンス」(受講：148 クラス、1,530 名、初年次生の受講率 88%) を実施した。 ・今後における図書館の授業支援サービス実施のために、教員に対して「授業
【141】講義室の稼働率、狭隘度、設備機器等の現状を調査・点検し、講義室の整備計画、利用計画の方策を策定するとともに、管理情報を教職員が共同利用できるデータベースを構築する。	【141】講義室等の利用状況調査結果を教職員が閲覧できるようにし、施設の有効活用を積極的に推進する。	
【142】大学全体の視野に立った施設運営を推進するシステムを確立し、講義室の効率的、弾力的な利用を促進する。	【142】引き続き共用スペースを含む講義室を全学的に効率的・弾力的に利用する。	
【143】大学院生や留学生の増加に伴い、大学院生等の研究室、実験室、	【143】大学院生や留学生に対する教育の充実のため、教育研究環境の充実を図る。	

<p>演習室等及び視聴覚機器等の施設・設備を拡充・整備し、教育研究環境の充実を図る。</p>		<p>支援アンケート」(期間：7月15日から8月11日、対象：837名、回答：452件、回収率：54%)を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> FD及びSDの一環として、大学教育機能開発センターと附属図書館が連携し、学生のライティング指導に関するワークショップを開催した。 4年間で約25万冊の図書目録情報の遡及入力完成了。 附属図書館において、学部ごと、キャンパスごとに、学生懇談会を合計8回(参加学生数：合計47名)実施した。 附属図書館において、重点資料として資格・就職関連資料(302冊)及び医学分館のAV資料(21点)を整備した。 ITを活用した新しい学習体制を整備するために、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現するための設計を行い、情報通信基盤システムを導入した。 利用者増加に対応したeラーニングシステムの増強を行い、全学生9,000名の内、3,850名の学生が自学自習システムとして利用した。
<p>【144】学習図書館機能の充実を図るため、シラバスに記載された参考図書の収集、閲覧座席の増設・更新、検索端末の増設等の整備を行う。</p>	<p>【144-1】利用者のニーズにあわせた図書館の施設整備を引き続き行う。 【144-2】図書館利用に関する学生懇談会を継続して学生のニーズを直接把握し、施設整備及びサービス等に反映させる。 【144-3】附属図書館におけるマルチメディア活用環境の整備及び学生のニーズに対応したコンテンツの充実を引き続き行う。</p>	
<p>【145】利用者のニーズに対応して、附属図書館の夜間開館時間の延長を実現する。</p>	<p>【145】平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし</p>	
<p>【146】全学的運用により共用する教育研究スペース(オープンラボ)を確保し、また部局等が使用する施設についても、教育研究活動の効率化を図るために、部局内で流動的に共用するスペースを確保する。</p>	<p>【146】オープンラボ等の全学及び部局共用スペースを確保し、効率的利用を促進する。</p>	
<p>【147】全学の情報ネットワーク利用のための機器を整備・更新し、IT化に対応した学生の自学自習システムを開発する。</p>	<p>【147-1】情報通信基盤システムを導入し、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現する。 【147-2】利用者増加に対応した学生の自学自習ITシステムの整備を行う。</p>	
<p>【148】教員のFD、学生ボランティア、eラーニング教材を開発することにより、図書館ガイダンスを充実させる。</p>	<p>【148-1】FDの一環として行ってきた図書館ガイダンスを引き続き実施するとともに、学生ボランティアを活用した学生向け図書館ガイダンスを継続する。 【148-2】図書館利用に関するeラーニング教材を拡充する。</p>	
<p>【149】図書資料、学内貴重資料、学内学術刊行物等の電子情報化を推進する。</p>	<p>【149】学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力の4ヵ年計画を完了する。</p>	
<p>【150】重要図書の目録データベース、長崎学デジタルアーカイブス、長崎大学主要紀要の電子化を実現し、大学の学術情報発信機能を強化する。</p>	<p>【150】長崎大学学術研究成果リポジトリ(NAOSITE)を持続的に拡充するための学内連携とデータベースシステムを確立する。</p>	
<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>		<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>
<p>【151】教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。 ①学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法を開発する。</p>	<p>【151】本学における教育評価法の更なる改善のため、下記の取組を行う。 ①「学生による授業評価」に加えて、「教員による自己評価」を試行する。 ②教育の成果・効果の検証を行うため、卒業生に対するアンケ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教養セミナー科目において、『学生による授業評価』の設問に対応した『教員による自己評価』(教員アンケート)を実施した。 教育学部では新任教員の教育力向上のため、新任教員全員の授業公開と授業研究会を実施した。 経済学部、工学部及び環境科学部では、学部教育の成果・効果や満足度などを

<p>②全学教育, 専門教育, 大学院教育の全ての授業科目について学生による授業評価を実施する。</p> <p>③卒業生による教育に関する事後評価, 企業等による大学教育に対する評価の導入を検討する。</p> <p>④技術系における JABEE 審査など外部評価に積極的に対応する。</p>	<p>ート調査を行う。</p>	<p>検証するため, 卒業時又は既卒者に対するアンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き, 平成 20 年度『学生による授業評価』の全学教育科目別集計を Web で公開した。 「オンライン授業評価システム」を改良し, マークシート実施時の選択肢の自由度を高め, より多様な評価に対応できるようにした。
<p>【152】評価結果を適切にフィードバックするシステムを確立し教育改善へ直結させる。</p> <p>①評価結果を教員個人, 講座等, 部局へ適切に還元する。</p>	<p>【152-1】 教員, 部局への回答データ・集計データの提供を継続するとともに, より適切な結果を還元する。</p> <p>【152-2】 オンラインでの評価実施の効率化を進める。</p>	
<p>②評価結果をホームページ等により適切に学内外へ公表する。</p> <p>③評価結果を教育改善に効率的に連動させるために, FD などを活用した教育マネジメント・サイクルを確立する。</p>	<p>【152-3】 「学生による授業評価」の評価結果について, 全学教育科目別集計を Web で公開する。</p> <p>【152-4】 「学生による授業評価」の個別の評価結果に関する学生と教員の相互理解を深めるため, 教員によるコメントの公開を進める。</p>	
<p>【153】 教員の教育業績に関する評価システムの確立と検証・処遇システムの整備</p> <p>①教員の個人評価システムの中で, 教育活動に関する点検・評価を実施し, 特に高い評価を受けた教員には, 一層の向上を促すための適切な措置をとる。</p>	<p>【153】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし</p>	
<p>【154】 大学教育機能開発センター評価・FD 部門の機能と役割を明確化し, その機能を教育改善に有効に活用する。</p> <p>①教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究</p>	<p>【154】 教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究を継続する。</p>	

②学生による授業評価業務の実施		
③評価データの管理と全学的な視点からの分析		
○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策		○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
【155】全学向けに以下の項目に重点を置いたFDプログラムを開発し、毎年効果的に全学FDを実施する。 ①高等学校と大学（低年次）カリキュラムの導入的接続	【155】効果的な全学FDの実施を更に進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育改善委員会において逐次FDプログラムの検討を行い、教職員がともに長崎大学の教育改善について議論を行うFDサマーワークショップを開発し、実施した。 ・新任教員に対するFDなど、各部局の教育事情に応じたFD（授業実践FD、シラバスFD）を実施した。
②全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて、「長崎大学教育改善報告書(FD報告)」、「長崎大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)の自己点検・評価書」及び「長崎大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)の改善案書」を学内外に公開した。
③全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成		さらに、平成18年度から平成20年度に教育改善委員会が主催して実施した全学FDの実績報告書を「平成18年度～平成20年度FD実施報告書」として取りまとめ、学内外に公開した。
④全学教育に関する効果的な教材開発法		<ul style="list-style-type: none"> ・全学的に利用可能なマルチメディア教材として、数学リメディアル用コンテンツを追加整備し、eラーニングコンテンツの拡大を図り、388コースの利用があった。
⑤全学教育カリキュラムに沿った授業管理法		
【156】教育の改善を不断に図る一助として、専門教育に関する各学部独自のFDを毎年開催する。	【156】各部局において、専門教育及び大学院教育に関するFDを実施する。	
【157】オンラインによるFDのシステムを構築し、講演形式・ワークショップ形式などの既存の実施方法と併せた総合的なFD実施体制整備を行う。	【157】オンラインによるFDを取り入れた総合的なFD実施体制を試行する。	
【158】FDプログラムとその成果を評価し、評価結果はホームページ等を通じて学内外に公表する。	【158】平成20年度に実施した全学FDに関して、FDプログラムとその成果を評価し、結果をWebで学内外に公開する。	
【159】大学教育機能開発センター評価・FD部門の機能と役割を明確化し、その機能を教育改善に有効に活用する。 ①全学教育FDプログラムの研究開発と実施を主に担う。 ②部局の要請に応じて各部局FDプログラム開発の支援を行う。	<p>【159-1】科目別委員会と共同で全学教育に関するFDプログラムを開発し、引き続き実施する。</p> <p>【159-2】引き続き部局の要請に応じて各部局におけるFDプログラムの開発支援を行う。</p>	
【160】情報関連教職員により構成されたプロジェクトチームを構築し、情報化時代に対応した、マルチメディア教材とeラーニングの	【160】マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツの拡大を図る。	

<p>コンテンツ開発の全学的体制を整備する。</p>		
<p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p>		<p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p>
<p>【161】補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう、関連大学・学部と協力してeラーニングのコンテンツ開発など、教材や授業方法の改善を実施する。</p>	<p>【161】リメディアル教育用教材を利用して特色ある初年次教育を更に充実させるとともに、作成した教材の有効性を検証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工学部において、数学のeラーニングのコンテンツを開発した。 ・「長崎大学全学教育WG」で新しい教養教育の構築について検討を行い、答申を出した。その後、「新しい教養教育の具体像作成WG」で、新しい教養教育の理念等について検討を重ね、全学共有学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を決定した。さらに新しい教養教育カリキュラムの方向性について、検討を開始した。
<p>【162】全学教育に関しては、大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ、全学協力的体制で実施する。</p>	<p>【162】全学教育の在り方を新たに構築するために、学長室に置く全学的なワーキンググループの答申を受けて改革に着手する。</p>	
<p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p>		<p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p>
<p>【163】学部・研究科間で共通する授業科目等については共同講義の実施を推進する。</p>	<p>【163-1】医歯薬学総合研究科の「生命科学・医療教育センター」において、基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に推進する。また、生産科学研究科においては、「教務関係3学部連絡委員会」で研究科の改組を視野に入れた基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れについて更に検討を進める。</p> <p>-----</p> <p>【163-2】教職関連科目の共同講義を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工学部、環境科学部及び水産学部が相互に協力して自学部以外の科目を担当する体制を取り、水産学部の教員が工学部の「生命科学」を、工学部の教員が水産学部の「数学入門」及び「電気電子工学」を、環境科学部の教員が水産学部の「地質学」をそれぞれ担当した。さらに、生産科学研究科の改組の検討を視野に入れ、基礎学部間で講義、実験、実習等の共修科目の設定について協議を行った。
<p>【164】特色ある地域の文化や歴史に深く根ざした教育研究を推進する平和・多文化センターの機能を強化し、地域での教育実践に強い教員養成を支援する。</p>	<p>【164】平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた漢陽大学校師範大学の講義への学生の参加を引き続き推進する。また、東北師範大学をはじめ、中国の大学との交流の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平和・多文化センターの活動の一環として、20名の学生が漢陽大学校師範大学と9泊10日のプログラムに参加した。また、華東師範大学及び上海師範大学と来年度から学生交流することに合意した。 ・工学部では、学生ものづくりアイデア展 in 長崎を主催し、参加した。また、学生ものづくりアイデア展 in 新潟に参加した。
<p>【165】学生の自主的、創造的な活動を支援する創造工学センターの機能を強化、発展させ、工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点形成を目指す。</p>	<p>【165】創造工学センターの工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点としての機能を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬学部では模擬試験等を実施し、CBT本試験及び再試験、OSCE本試験及び再試験をそれぞれ実施した。また、CBT及びOSCE実習室の整備を行った。
<p>【166】薬学教育の6年制の実施に向けた教育体制の整備を検討する。</p>	<p>【166】薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な実務実習模擬薬局の整備及び全国统一共用試験（CBT及びOSCE）を実施する。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④学生への支援に関する目標

中期目標	<p>○学生への学習支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談・助言体制を見直し、学生の修学指導の充実を図るとともに、ITを活用した新しい学習体制を整備し、学生の学習意欲の向上と自主的学習態度の涵養に努める。 <p>○学生への生活支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談体制の整備を図り、心身の健康保持・増進の支援をはじめ経済支援に努める。また、学内外における学生の自主的活動への支援体制を強化する。就職指導と就職活動支援の体制を整備・充実して大学における教育成果が卒業後に十分発揮出来るよう支援する。 ・社会人・留学生等については、生活支援等において特別の配慮を行うよう努める。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○学習相談・助言体制等に関する具体的方策		中期目標に掲げる「学生への支援に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。
【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を整備するとともに、TA を配置して指導を充実させる。	【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を維持するとともに、TA を配置して充実した指導を行う。	○学習相談・助言体制等に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各学部において学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など、きめ細かな学習支援を実施した。オフィスアワー制度、TA制度を活用して学習相談・助言体制を充実させた。 ・GPAや単位取得状況、TOEIC等の達成度指標を用いた教育の成果・効果の分析を引き続き実施するとともに、留学生には学生チューターを配置して学習支援等の相談・助言を行った。また、単位取得状況の把握をより容易にする新Web学生支援システムを導入した。 ・講義室、自習室を始めとする学内のネットワーク環境整備のため、情報通信基盤システムを導入した。
【168】 オフィスアワーの実施を推進する。	【168】 平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし	
【169】 「学生何でも相談室」と、学部等の相談員との連携を密にして相談機能の向上を図る。	<p>【169-1】 「学生何でも相談室」と学部等の相談員との連携を密にし、相談機能を更に充実させる。</p> <p>【169-2】 ホームページに掲載した「学生相談 Q&A」を充実させる。</p>	
【170】 単位取得状況の把握による指導体制を確立する。	<p>【170-1】 各学部においては、GPA、共用試験、到達度試験等を用いて教育の成果・効果を把握し、分析結果を用いた指導を継続する。</p> <p>【170-2】 単位取得状況の把握をより容易にする新 Web 学生支援システムを導入する。</p>	
【171】 IT 活用のための情報インフラ（自習室、講義室のネットワーク環境等）を計画的に整備する。	<p>【171-1】 情報通信基盤システムの導入により、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現する。</p> <p>【171-2】 IT 活用による情報システムの多様化により複雑になった利用者 ID やパスワードを整理し、一人ひとつの ID で利用できる統合認証基盤システムを構築する。</p>	
【172】 IT 支援による新しい学習体制（教育用サーバを利用したコンピュータ支援授業、衛星回線・インターネット等を利用したオンライン共同授業など）の整備を行い、多様な学習形態を	<p>【172-1】 全学を対象とする e ラーニングシステムと Web 学生支援システムとのデータ連携を図り、e ラーニングシステムを用いた学習体制を整備する。</p> <p>【172-2】 e ラーニングシステムの利用増加を目的とした各種講習会を開催する。</p>	

<p>実現する。</p>		
<p>○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策</p>		<p>○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策</p>
<p>【173】 学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を全学生を対象に中期目標期間中に2回行い、学生の現況と要望を的確に把握し重点支援方策を設定するとともに、目標達成度の評価資料としても活用する。</p>	<p>【173】 学生のニーズに対応するための重点支援方策の総括を行い、その結果を利用して、学生生活調査アンケートの項目を選定し、2回目の調査を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活調査報告による支援方策の状況を参考に項目を選定し、第11回学生生活調査を実施し報告書を作成した。 ・「学生何でも相談室」では、学生相談Q&Aを整備するとともに、全学部から選出されたピアサポーターの協力で、学生の相談に対応できる環境整備を整えた。また学生相談支援等協議会において、相談の事例報告、学生の修学、生活、こころ等の問題を全学部で共有し、機動的かつ迅速な対応を行うため、全学的に相談の流れを教職員に周知した。 ・保健・医療推進センターのカウンセリング部門において、メンタルヘルス講演会を実施するとともに、学生何でも相談室と連携をとり、相談業務に即対応できる体制を整えた。 ・学生支援体制「やってみゅーでスク」における登録学生が1,564人になり、ボランティア活動、学生と地域住民との交流等、79のイベントに延べ756人が参加した。 ・新型インフルエンザ対応マニュアルの活用により、学生の健康管理に対応し、感染拡大を未然に防止した。 ・食堂の混雑解消のため、学生の企画により食堂の隣接した場所にウッドデッキを築造するとともに、テーブルを増設した。また、テニスコート（オムニ）総合体育館、野球場、学生会館の整備や屋外用椅子の整備を行った。 ・「就職何でも相談室」における相談日及び相談時間を拡充し、増加する相談件数や学生個々の就職活動におけるニーズに対応した。また、全学の就職支援担当教職員が就職支援事業の情報を共有化するとともに、学内合同説明会を引き続き実施した。 ・競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及び学生の自主的活動に対し、学長表彰を行った。 ・社会人学生に対する再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除を実施した。 ・留学生に対する奨学制度を整えた。 ・TA、RA経費を引き続き確保し、大学院生のTA、RAへの雇用を継続するほか、共同研究経費、科学技術振興調整費、COE、SCOPE等の外部資金により大学院生をTA、RA、特別RA、研究支援員等へ雇用了。
<p>【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持</p>	<p>【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持</p>	
<p>①「学生何でも相談室」にインターカー（相談窓口）を配置し、学生が相談しやすい環境を整備するとともに、専門のカウンセラーを適切に配置する。</p>	<p>①「学生何でも相談室」における学生相談対応のカウンセラー2名体制を継続する。</p>	
<p>②各部局における学生支援担当者、保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談担当者、学生支援センター担当者との連携を十分に活用し相談機能の充実を図る。</p>	<p>②保健・医療推進センターにおけるメンタルヘルス相談担当者各部局及び学生支援センターにおける学生支援担当者の連携を強化する。</p>	
<p>③各学部は、休・退学、留年、不登校の実態の定期的な調査と対応の体制を整備する。</p>	<p>③学生相談支援等協議会で、学生相談の機動的対応のできる体制を整備し、休・退学等の減少に向けたきめ細かな指導・対策を実施する。</p>	
<p>④学生委員会の下に、学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当者で組織する「学生相談支援協議会（仮称）」を置き機動的対応を行う。</p>	<p>④平成19年度採択学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」により充実させた学生支援体制「やってみゅーでスク」において学生の自立的活動を推進する。</p>	
<p>【175】 心身の健康保持・増進等の支援</p>	<p>【175】 心身の健康保持・増進等の支援</p>	
<p>①保健管理センターにおける定期健康診断の受診を徹底させ、学部学生にあつては現状の高受診率（80.7%；新入生98.7%）を維持するとともに、大学院生の受診率（60.6%）を向上させる。</p>	<p>①引き続き定期健康診断の受診を徹底させ、高い受診率を維持する。</p>	
<p>②学生の福利厚生改善のため、長崎大学生協同組合等と大</p>	<p>②学生・教職員の福利厚生を充実させるために、生活協同組合との定期的な協議を引き続き行う。</p>	

<p>学との定期的協議の場を新たに設け、特に食堂の整備と健康に留意したメニューの充実を図る。</p>	
<p>③一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場の整備に努める。</p>	<p>③一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場等の整備を行う。</p>
<p>【176】 就職支援</p>	<p>【176】 就職支援 不況下の求人減に対応した以下の就職支援を強力に遂行する。</p>
<p>①企業での就労体験を持つキャリアアドバイザーを配置する等就職情報室の充実を図る。</p>	<p>①引き続き「就職何でも相談室」に学外のキャリアアドバイザーを配置するとともに、就職情報室の資料等を更に充実させる。</p>
<p>②全学及び各学部の就職担当教職員が連携して全学的就職指導体制を充実・強化する。</p>	<p>②就職支援担当教員・職員等連絡会を継続し、全学的就職指導体制を強化する。</p>
<p>③外部（企業等）から講師を招きキャリア教育を授業として実施する。</p>	
<p>④各学部においてキャリア教育やインターンシップを単位化し、一層の推進と充実を図る。</p>	<p>③地域・行政・企業・大学の連携を更に充実させ、キャリア・インターンシップ教育を実施する。</p>
<p>⑤全学及び各学部において進路ガイダンス、講習会、企業訪問、企業説明会などを企画、実施する。</p>	<p>④学内合同企業説明会、セミナー、進路ガイダンス等を引き続き実施する。 ⑤就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。</p>
<p>【177】 学生の自主的活動の支援</p>	<p>【177】 学生の自主的活動の支援</p>
<p>①競技会・展覧会等での成績優秀者及びボランティア活動などに対する表彰制度や報奨制度を実施する。</p>	<p>①競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する表彰制度を継続する。</p>
<p>②大学キャンパス施設整備計画の重点項目の一つとして、学生プラザや体育館など学生支援施設の整備・充実に取り組む。</p>	<p>②学生支援施設の整備を引き続き進める。</p>
<p>【178】 経済的支援</p>	<p>【178】 経済的支援</p>
<p>①学費免除制度を活用するとともに、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。</p>	<p>①再チャレンジ支援プログラムによる社会人学生の授業料免除を実施するとともに、引き続き各種財団等による奨学金制度を活用する。</p>
<p>②大学院生に対しては、TA、RA（リサーチ・アシスタント）</p>	<p>②大学院生のTA、RAへの雇用を継続する。 ③外部資金による研究支援員等の雇用を継続する。</p>

制度によるほか、内部・外部資金の弾力的活用による研究支援員等の枠を拡大する。		
○社会人及び留学生等に対する配慮		○社会人及び留学生等に対する配慮 ・引き続き、夜間主コースの社会人のため、夜間照明、駐車場等の整備を行った。また、学生相談体制、オフィスアワー等の夜間機能を継続した。 ・留学生に対しては、留学生交流スペース（プラザ）の設備の更新を行うとともに、国際交流会館の外国人留学生用宿舎の増設・改修を行った。また、留学生のための奨学金として、本学医学部を卒業した元留学生からの寄付金を原資とした「葉 國璽」私費外国人留学生奨学金を設け、10名の留学生に同奨学金を支給した。 ・障害者対策として、改修工事に伴いバリアフリー化を進めるとともに、点字ブロックを整備した。
【179】 社会人に対する配慮	【179】 社会人に対する配慮	
①教育環境に配慮した施設・設備（保育施設、夜間照明、駐車場等）を整備する。	①社会人にも配慮した教育環境の整備を進める。	
②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を整備する。	②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を充実する。	
③利用者のニーズに対応して、附属図書館等の夜間開館時間の延長を実現する。		
【180】 留学生に対する配慮	【180】 留学生に対する配慮	
①部局の留学生担当専門教育教員を活用するとともに、チューター制度を整備・発展させる。	①留学生センター教員と部局の留学生指導主事との連携を強化し、留学生への支援を充実するとともに、チューター制度を更に整備・発展させる。	
②留学生交流のためのスペースを整備・充実させる。	②留学生交流スペース（プラザ）の設備の充実を図る。	
③国際交流会館の拡充、企業の社員寮等の借り受けなど、留学生用宿舎の確保に努める。	③国際交流会館の増築・改修を図る。	
④留学生のための大学独自の奨学金制度や、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。	④外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を目指す。	
【181】 障害者に対する配慮	【181】 障害者に対する配慮	
①施設のバリアフリー化を一層進める。	①施設のバリアフリー化を引き続き進める。	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	<p>○大学の理念を研究面から実現するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の理念を研究面から実現するため、大学院に重点をおいた研究の一層の高度化を推進し、国際水準の研究成果を生み出すことを目標とする。研究の推進に当たっては、アジアを中心とする諸外国との連携・協力の下、長崎大学として特色のある学問分野を育てるとともに、地域の諸問題を研究課題として積極的に取り上げることを基本とし、そのための資源の重点配分を行う。 <p>○成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果は、大学院教育に積極的に反映させ、高度な専門性を備えた人材養成に生かすとともに、地域社会の発展のために活用する。 <p>○研究の水準・成果の検証に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究の水準・成果については、それぞれの学問分野毎に国際基準や社会的評価等を用いて検証する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○目指すべき研究の方向性		中期目標に掲げる「研究水準及び研究の成果等に関する目標」に沿って策定した平成21年度計画を着実に実施した。
【182】総合大学として本学が有する施設設備や研究組織、研究内容・方法の多様性を活用し、その特性を生かした学際的・総合的研究を推進する。	<p>【182-1】重点研究10課題の最終評価を行うとともに、研究成果を広く公表する。</p> <p>【182-2】次期中期計画期間中における重点研究課題の在り方について検討を開始する。</p> <p>【182-3】国際連携研究戦略本部の機能を最大限に活用し、海外における国際連携研究プロジェクトを拡大する。</p>	○目指すべき研究の方向性
【183】地域が抱える諸問題を積極的に研究課題として取り上げ、それらの研究活動を通して、当該分野におけるアジアや世界での中核的研究拠点形成を目指す。	<p>【183-1】これまでの中核的研究拠点の成果を広く公表するとともに、更なる強化を図る。</p> <p>【183-2】国際連携研究戦略本部は更に関係機関との協議を行い、新規ODA関連プロジェクトの受託を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重点研究10課題を推進するため、引き続き、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）及び間接経費（全学共通経費）により、積極的に支援するとともに、外部評価委員等による最終評価を行った。さらに、次期中期計画期間中における重点研究課題のあり方について検討を開始した。 グローバルCOEプログラム及び重点研究10課題等の研究成果をホームページ等で広く公表した。 国際連携研究戦略本部教員（コーディネーター）を、現地調整員としてベラルーシへ派遣するとともに、ケニア中央研究所との共同研究等を目的に、国際連携研究戦略本部が関係機関と調整を行い、国際協力機構科学技術研究員として、熱帯医学研究所教員の派遣を行った。 JICA「草の根技術協力事業（地域支援型）」が平成21年12月に採択内定となった。 大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）による「ステップアップ・再チャレンジ事業」9件、「若手教員への研究支援事業」12件及び「出版助成事業」1件を採択し、研究支援を行った。
【184】重点的に育てようとする研究分野を選定し、その研究課題に対して研究費、研究スペース及び人的資源面で積極的に支援する。	【184】引き続き重点研究10課題を中心に推進するために、大学高度化推進経費及び科学研究費補助金等の競争的外部資金に附随する間接経費を活用する。	○大学として重点的に取り組む領域
【185】本学の特色となりうる基礎的研究や萌芽的研究を推進する。	【185】引き続き基礎研究支援の一環として、大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）による研究支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> グローバルCOEを推進するため、前年度に引き続き、学長裁量経費及び間接経費（全学共通経費）により、国際シンポジウム開催及び共通の研究設備の整備・更新等の支援を行った。
【186】21世紀COEプログラムとして採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・	【186】引き続き二つのグローバルCOEプログラムを積極的に支援する。	

新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の推進。	
【187】 東南アジア・東アジアに近いという本学の地理的特性に基づく特色ある研究。	【187】 引き続き東アジア経済に関わる研究や日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を推進する。
【188】 東シナ海域及びその周辺域をフィールドとした海洋環境保全・修復や水産資源育成に関する研究。	【188-1】 環東シナ海海洋学・水産学研究を日中韓で国際的に展開するために、これまで推進してきた四大学による「東シナ海海洋水産ワークショップ」の枠組みを広げる。 【188-2】 文部科学省連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の最終年度にあたり、研究の総括と今後の展望に関して国際シンポジウムを開催する。
【189】 分子認識科学など最先端分野における国際連携研究。	【189】 引き続き重点研究課題「国際感染症創薬研究事業」を積極的に支援する。
【190】 少子化、高齢化、地域災害、医療、福祉、健康管理など、現代の諸問題に加えて離島や山間部の多い長崎の地形的特殊性及び被爆地としての特殊性を踏まえた学際的研究。	【190】 現代の諸問題や本学の特性を踏まえた学際的研究の推進の一環として、医工連携研究や離島・へき地医療に関する研究を引き続き推進する。
【191】 産官と連携し地域企業を活性化するための特徴ある先端的研究。	【191-1】 本学が中心となって長崎県、県内企業との連携を基に、省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの獲得を目指す。 【191-2】 平成20年度文部科学省都市エリア産学官連携促進事業（発展型）に採択を受けた医工連携事業を実施するとともに、更に産官との協力のもと医工連携研究を拡大・推進する。
○成果の社会への還元に関する具体的方策	
【192】 既存の産学官交流をさらに推進するために、大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、それによる共同研究等を通して地域社会との連携を図る。	【192-1】 産学官連携機構と（株）長崎 TLO の連携を通じて、県内外の企業との共同研究を推進する。 【192-2】 長崎県等との治験産業創出に向けた受託研究等を継続する。
【193】 研究活動によって得られた学術情報の有効利用のため、各種情報のデータベース化を図り、その学内支援体制を構築する。	【193】 長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）と学内の各種データベースを連携し、研究活動によって得られた学術情報の有効活用を図る。
【194】 達成された研究成果については、新たな産業の創出に寄与するため、独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織（知的財産本部）・技術移転機関（TLO）	【194】 新産業創出に向けた研究成果の活用のため、産学官連携機構と（株）長崎 TLO との連携体制を引き続き強化する。

- ・経済学部は、アジア経済研究所、中国経済研究会等の会員となり、開発途上地域に関する出版物、中国経済に関する各種調査資料及びアジアの政治経済のデータベース利用などの提供を受け、積極的に情報収集を行うとともに、第5回アジア金融市場国際カンファレンスを開催した。
- ・引き続き、学術交流協定を締結した淡江大学（台湾）、江原（韓国）及び吉林大学（中国）を中心に、日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を推進した。
- ・平成21年12月に開催された「第7回東シナ海の海洋学・水産学に関する国際ワークショップ」には、従来から「東シナ海海洋水産ワークショップ」を推進してきた4大学（長崎大学、済州大学、上海海洋大学、琉球大学）に加え、台湾海洋大学も参加するなど、ワークショップの枠組みが広がった。さらに、国際共同研究を推進するために、参加5大学によるコンソーシアムを設置し、本学環東シナ海海洋環境資源研究センターが事務局を務めることになった。
- ・文部科学省連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する調査研究」の最終年度にあたり、平成21年12月に総括シンポジウムを開催するとともに、今後の研究方針を定めた。
- ・先端学術研究人材養成事業に「熱帯地域における重要感染症克服のための人材育成」が採択された。
- ・経済産業省地域見守り支援システム実証事業に「長崎予防医療・介護支援コンソーシアム」が採択された。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・引き続き、TLO と連携して創薬・医工連携関連産業（治験産業）創出プロジェクト支援事業を実施した。
- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）の登録件数が17,000件を突破し（平成22年2月24日現在）、世界的総合ランキング Webometrics Ranking of World Repositories は、国内7位を維持するとともに、世界74位（平成22年1月発表）にランクアップした。また、「ガラパゴス調査フィールドノート」の電子出版を行い、NAOSITE で公開した。さらに、NII のCSI 委託事業として「経営と経済」等の紀要を電子化した。
- ・都市エリア産学官連携促進事業（発展型）における、非侵襲センシング技術を活用した健康チェック機器と予防在宅医療システムの製品化を目指すとともに新たな知的財産の創出と有効活用を図り、県外企業の誘致と地元企業のレベルアップを図った。また、県の産学連携アドバイザーとも連携して、地域医療に係る新産業創出に向けた取組を推進した。
- ・引き続き、ホームページに学内共同利用機器についての利用方法及び利用料金等を掲載し、学外者への周知を図った。

の連携のもとに技術移転を行う。	
【195】学内研究施設・研究室の学外開放を推進する。	【195】学内研究施設の学内共同利用機器について、学外開放を推進する。
○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策	
【196】 本学における研究分野や研究活動の多様性にに基づき、研究水準の設置対象を人文、社会、自然、生命科学系に区分し、それぞれの分野での COE 研究水準、学内重点研究水準を検討・設定するための体制を整備する。	<p>【196-1】 重点研究 10 課題の最終評価を研究水準に基づき行い、研究成果を広く公表する。</p> <p>-----</p> <p>【196-2】 次期中期計画期間中における重点研究課題の在り方について検討を開始する。</p>
【197】 生命科学系では、中期目標期間中に SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させる。	【197】 SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させるため、平成 20 年度に検証した増加策を強力に実施する。
【198】 人文、社会、自然、生命科学系では、中期目標期間中にレフリー付きの学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表件数、特許の出願数を中期目標期間中に増加させる。	【198】 学術雑誌に公表する研究論文や著書等の発表件数、特許の出願件数を更に増加させるため、平成 20 年度に検証した増加策を強力に実施する。
【199】 社会への説明責任を果たすために、研究内容と成果を公開することによって、社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける。	<p>【199-1】 引き続き重点研究課題や大型研究プロジェクトの成果をホームページ等で積極的に公開する。</p> <p>-----</p> <p>【199-2】 学部等が行う公開講座・シンポジウム等を引き続き実施し、研究成果を地域・市民と共有する機会を提供する。</p>
【200】 各部局においても上記項目等の検討によって共通認識となされた水準に従って研究の進展状況を評価する。	【200】 共通認識とされた水準に従い、各部局で研究の進展状況を引き続き評価する。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・外部評価委員等による重点研究 10 課題の最終評価を行い、研究成果をホームページ等により広く公表するとともに、次期中期計画期間中における重点研究課題のあり方について検討を開始した。
- ・SCI 及び SSCI 登録雑誌への受理論文数、インパクトファクター数等については、増加策を推進し、以下のとおりとなった。

SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
受理論文数	877 編	785 編	846 編

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
受理論文数	791 編	821 編	692 編

インパクトファクター数

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
インパクトファクター数	2,732.418	2,274.708	2,659.698

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
インパクトファクター数	2,165.497	2,307.675	2,075.184

研究論文、著書数及び学会発表数等

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
審査制を備えた欧文の発表論文数	1,402	1,391	1,577
審査制を備えた和文の発表論文数	660	639	721
審査制を備えない欧文の発表論文数	462	476	251
審査制を備えない和文の発表論文数	681	758	1,041
著書（教科書・専門書等）	466	552	460
国際学会での研究成果の発表回数	1,107	1,086	1,155

		国内学会での研究成果の発表回数	3,801	3,716	4,207
		学術賞の受賞件数	100	91	93
平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年					
		審査制を備えた欧文の発表論文数	1,508	1,555	1,355
		審査制を備えた和文の発表論文数	606	703	717
		審査制を備えない欧文の発表論文数	252	275	197
		審査制を備えない和文の発表論文数	1,106	882	711
		著書（教科書・専門書等）	420	349	473
		国際学会での研究成果の発表回数	1,193	2,229	1,065
		国内学会での研究成果の発表回数	4,288	4,025	4,078
		学術賞の受賞件数	72	67	93
特許出願数					
		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	
	特許出願数	27	58	46	
		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	
	特許出願数	68	36	45	
<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル COE プログラム及び重点研究課題等の成果を、引き続き、ホームページ等で公開した。 ・長崎大学として 13 の公開講座を実施するとともに、各部局においても公開講座・シンポジウム等を開催し、研究成果を地域・市民と共有した。 					

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 研究科内，研究科間の学内共同研究，関連研究分野間の国内，国際共同研究，海外研究拠点形成を視野に入れた研究，地域的要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し，多様な研究活動を柔軟に推進できる弾力的研究実施体制を整備する。これらの研究を大学全体として支援するため，研究者及び研究支援者等の配置，研究費等の配分，研究設備・スペースの整備等に当たっては，重点的に資源を配分する。重点研究課題に関しては，一定期間毎に，適正な評価を行う。その他基礎的研究，萌芽的研究等すぐに成果が現れることが困難な研究の推進を図る。 課題研究等によって得られた研究成果は，その適正な管理に努めるとともに，そのための環境整備に努める。 積極的な産学官の連携を通して新研究領域への進出と開拓を進め，独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織を構築し機能させる。 研究活動及びその成果については，適正な評価を行うとともに，その評価結果を研究支援の在り方等に反映させる。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な研究者等の配置に関する具体的方策		中期目標に掲げる「研究実施体制等の整備に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。 ○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> テニユア・トラック制度の定着を図るため，重点研究 10 課題以外の研究課題及び各部局においてもテニユア教員を採用できるようにするため，「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程」を制定するとともに，全学テニユア・トラック制度の推進体制を明確化するため，「長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関する規程」を制定した。 グローバル COE プログラムにおいて，海外の卓越した人材を招聘し，国際シンポジウムを開催するとともに，共同研究等の打ち合わせを行った。 グローバル COE プログラム及び重点研究 10 課題を中心に 40 名のポストドクを採用するとともに，優秀な大学院生を RA として採用した。また，大学院博士課程及び博士後期課程の大学院生 100 名に対し，研究奨励金を授与し，研究支援を推進した。 日本学術振興会の特別研究員 10 名，外国人特別研究員 3 名及び外国人客員研究員 27 名を受け入れた。 引き続き，平成 21 年 9 月に「生産技術室技術研修会」を実施し，平成 22 年 1 月には，横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター技術職員を迎えて，実験室の安全衛生問題討論会を実施したほか，平成 22 年 3 月に「工学部教育研究支援部技術報告会」を実施した。 平成 21 年 7 月開催の「技術専門職員研修」に 4 名，平成 21 年 9 月開催の「技術職員スキルアップ研修」に 1 名の技術職員を派遣し，専門的知識や技術等を習得させた。
【201】多様な研究活動を柔軟に推進するための研究者及び研究支援者の配置を可能とする全学的な調整システムを構築する。	【201】テニユアトラック制度の定着を図るための検討を行う。	
【202】国際共同研究のための海外からの専門家の招聘を推進する。	【202】2つのグローバル COE プログラムにおいて，海外の卓越した人材をプロジェクト経費により招聘し，国際共同研究を進める。	
【203】重点研究プロジェクトのポストドク採用を推進するため，その財政的基盤構築を含めた全学レベルでの支援体制を整備する。	【203-1】引き続き重点研究 10 課題を中心に，大型競争的資金や間接経費を用いたポストドクの採用を推進する。 【203-2】研究奨励金制度を活用し，大学院博士課程及び博士後期課程の学生への研究支援を推進する。	
【204】研究方針に沿った客員研究員，日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。	【204】研究方針に沿った客員研究員等の採用を進める。	
【205】RA を重要な研究支援者として，さらに有効に活用できるような体制を整備する。	【205】RA の活用を引き続き促進する。	
【206】技術職員及び教務職員の適切な配置のための見直しを行い，技術的レベルの向上と研究面における活性化を図る。	【206-1】工学部教育研究支援部において「工学部教育研究支援部技術報告会」を実施するとともに，技術職員の技術レベルの向上を目的とした研修を実施する。 【206-2】坂本地区における技術職員等の一元的管理体制を整備し，研究支援体制の充実を図る。 【206-3】引き続き各九州地区国立大学法人等が開催する「技術職員スキルアップ研修」及び「技術専門職員研修」へ技術職員を派遣する。	
○研究資金の配分システムに関する具体的方策		○研究資金の配分システムに関する具体的方策

【207】長崎大学で育てるべき重点研究課題の選定など、研究の企画・推進を図るための研究企画推進委員会を設置し、重点的資金配分を行う体制を整備する。	【207】平成 20 年度に学長・副学長及び外部評価委員が実施した各重点研究課題の進捗状況に関する点検・評価結果に基づき、重点的資金配分を行う。
【208】重点配分対象となった研究課題に関しては、一定期間毎に研究成果の報告を義務づけ、ホームページ等で公表する体制も整備する。	【208】重点研究 10 課題についてはホームページへの成果公表を継続する。
○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策	
【209】研究施設・設備の充実と効率的利用を図るため、研究目的に沿った研究スペース及びオープンラボの創出と研究室配置を行う。	【209】老朽化整備が完了した部局では研究スペース配分を基準に則って適正に実施する。
【210】重点研究や外部資金を獲得した研究が効率的に行えるよう、オープンラボ並びに共通実験施設などの研究スペースを、公正な配分基準のもとに、適切に配分する体制を確立する。	【210】医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策について引き続き検討を行う。
【211】外部資金による大型研究費を活用して共同研究設備を優先的に整備する。	【211】引き続き外部資金に附随する間接経費を活用し、共同研究設備の充実を図る。
【212】学内共同教育研究施設等施設の整備と研究設備の充実を推進するために、施設の機能的統合を図り、施設及び設備の維持管理と全学的視点に立った計画的運営方法を策定・実施するための体制を構築する。	<p>【212-1】学内共同教育研究施設等の更なる再編・統合に向けた具体的改組案を作成する。</p> <p>【212-2】動物実験計画及び組換え DNA 実験計画の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システムを導入し、円滑に運営する。</p>
【213】学内共同教育研究施設等に設置される実験機器の共同利用の推進を図るために各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。	<p>【213-1】各研究分野内で所有している研究機器についての情報公開を一層推進するとともに、既に公開した施設については活用状況を調査し、更なる有効活用を図る。</p> <p>【213-2】化学系研究設備有効活用ネットワーク等を利用して、学外調査研究機関との研究施設供用を推進する。</p>
【214】各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信を一元化するための情報網を整備する。	【214】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし
【215】電子ジャーナル・各種デー	【215-1】電子ジャーナル及び電子学術情報利用支援ツールの利用状況

・平成 20 年度に実施した各重点研究課題の進捗状況に関する点検・評価結果に基づき、各重点研究課題への資金配分の見直しを行った。また、重点研究課題の研究成果を引き続きホームページで公表した。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・老朽化整備が完了した部局にあつては、研究スペース配分を基準に則って適正に実施するとともに、医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策について検討を行った。
- ・学内共同教育研究施設として、新たに先端計算研究センターを平成 22 年 4 月 1 日に設置することを決定するとともに、学内共同教育研究施設の再編・統合に向けた具体的改組案を作成した。
- ・動物実験計画及び組換え DNA 実験計画について、実験計画の申請から承認までの手続の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システム (Web 申請・審査システム) を導入した。
- ・間接経費 (全学共通経費) により、電子スピン共鳴装置を共同研究交流センターへ設置し、全学共同利用を開始した。また、共同研究交流センター及び先導生命科学研究支援センターで所有している研究機器の情報を引き続き「大型研究装置一覧」としてホームページで公開するとともに、活用状況を調査して、更なる有効活用を図る方策等について検討した。
- ・電子ジャーナル及び電子学術情報利用支援ツールの利用状況の費用対効果を検証した。
- ・平成 20 年度にトライアルを実施した「19 世紀 20 世紀英国議会資料：オンライン版」を導入した。また、人文社会系の電子ジャーナルを多数含むフルテキスト・データベース EBSCOhost の契約を改め、収録タイトル数を 2,100 タイトルから約 4,600 タイトルに拡大した。

<p>データベース等、電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、計画的に整備する。</p>	<p>を調査し、費用対効果を検証する。 【215-2】 資料の購入希望調査を実施し、貴重な人文社会系資料の購入計画を立案する。</p>	<p>○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携機構の知的財産部に新たに1名の教員を配置し、大学シーズの紹介、企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用のサイクルを強化・推進した。また、県の新産業創造構想における分野（創薬・医工連携、水工連携）のWGにそれぞれ参画し、学官連携を強めた。 ・産学官連携機構を充実、拡大再編させるための方策を産学官連携戦略会議で検討し、長崎県との包括連携協定を締結した。 ・出島インキュベータ（D-FLAG）入居企業の経営支援及び経営評価として、入居企業面談に起業支援担当教員が同席し助言等を行った。さらに、企業訪問、公的機関主催の技術展示会への出展、ホームページへの技術シーズの掲載等、大学技術の広報化による技術移転の増加を図った。 <p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点研究10課題の最終評価を行うとともに、第二期中期計画期間に向けて、新たな重点研究課題の選定を開始した。
<p>○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p>		
<p>【216】 積極的な産学官の連携を通して新研究領域の開拓と進出を目指し、知的財産本部を構築し機能させる。</p>	<p>【216-1】 産学官連携機構の機能を更に強化し、（株）長崎 TLO との情報共有を進め、企業訪問等により、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用のサイクルを更に推進する。 【216-2】 産学官連携機構は長崎県の新産業創造構想における分野（創薬・医工連携、水工連携）のワーキンググループに引き続き参画する。</p>	
<p>【217】 産学官連携の促進と条件整備、プロジェクトの選定と見直し、及び知的財産の保護と成果の移転、有効利用を促進する委員会を組織する。</p>	<p>【217】 平成20年度に引き続き、産学官連携戦略会議を更に充実させ、地域の産学官連携に関する組織との連携を強化する。</p>	
<p>【218】 ベンチャー・ビジネス・ラボトリーを新設する。</p>	<p>【218】 引き続き出島インキュベーターに入居した研究グループのベンチャー企業化、ビジネス化への推進を支援する。</p>	
<p>【219】 特許技術移転の増加を図る。</p>	<p>【219】 技術移転の増加を図るため、平成20年度に引き続き、産学官連携機構と（株）長崎 TLO は大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用の情報を共有し、緊密な連携活動を継続する。</p>	
<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p>		
<p>【220】 重点研究課題 ①適正な評価方法を検討し、一定期間毎に、その基準に基づいた評価を実施し、その結果を公表するとともに、課題研究の見直しや支援の在り方等について検討を行う。 ②中期目標期間終了時まで、評価結果に基づく研究目標の見直しと、目標及び研究水準の次期中期目標期間に向けての策定を行い、公表する。</p>	<p>【220】 次期中期計画期間に向けて、新たな重点研究課題の選定を開始する。</p>	
<p>【221】 その他の研究課題 教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施する。</p>	<p>【221】 平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし</p>	
<p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p>		
<p>【222】 医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻と原爆後障害医療研究施設、及び医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専</p>	<p>【222-1】 ケニア拠点を中心に国際的な共同研究を推進する。 【222-2】 グローバル COE 採択課題に対して引き続き支援を行う。</p>	
<p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p>		
<p>・科学技術振興調整費「国際共同研究の推進」に「アフリカにおける「顧みられない熱帯病（NTD）」対策に資する多重感染症の一括診断法の開発」が採択され、新たにケニアプロジェクト拠点を中心とする国際的な共同研究を開始した。</p>		

<p>攻と熱帯医学研究所の共同研究体制（いずれも 21 世紀 COE に採択済み）を中心として、国際共同研究及び国内共同研究体制を強化する。</p>	<p>【222-2】 グローバル COE 採択課題に対して引き続き支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケニアプロジェクト拠点の共同研究の実績をもとに、地球規模課題に対応する科学技術協力の一つである JSPS「科学技術研究員派遣事業」に国際協力機構科学技術研究員として教員 1 名を参加させ、国際的な共同研究を推進した。 ・熱帯医学研究所にあつては、国公私立大学を通じて研究者が共同研究を行う新たな体制である「共同利用・共同研究拠点」制度の認定申請を行い、文部科学大臣の認定を受けた。 ・「長崎県産学官連携ビジネス化支援センター推進会議」において、県内のシーズで県内向けの製品の開発に関する検討等、情報交換を行うとともに、「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」において、情報の共有と連携の強化を図るため、大学等間ネットワークに「幹事会」を設置した。 ・連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する調査研究」の最終年度にあたり、連携機関である西海区水産研究所及び長崎県総合水産試験場の協力を得て、総括シンポジウムを開催するとともに、その結果を踏まえ、海洋温暖化が東シナ海の海洋生物資源に与える影響を中心とした調査研究を立案した。また、これまでの共同研究の成果を総括し、今後の計画立案に資するため、学術書「Coastal Environmental and Ecosystem Issues of the East China Sea」を刊行した。 ・他大学、教育学部附属学校、地域の学校及び教育機関との連携を継続し、複式学級の研究を実践するとともに、その成果を教材又は資料として活用し、教育学部の「複式教育論（受講者 28 名）」及び大学院の「複式学級の教育と実際（受講者 24 名）」の講義を、大学教員と附属小学校及び公立小学校教員の協働により実施した。 	
<p>【223】 熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。</p>	<p>【223】 次期中期計画期間に向けて、熱帯医学研究所の全国共同利用施設としての役割を積極的に支援する。</p>		
<p>【224】 学内研究者情報及び研究課題の公開を促進し、他機関との共同研究体制、産学官共同研究体制への発展を積極的に支援する。</p>	<p>【224】 産学官連携戦略会議を基軸として、「長崎県産学官連携ビジネス化支援センター推進会議」、「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」において積極的な情報交換を行う。</p>		
<p>【225】 生命科学研究支援拠点として、先導生命科学研究支援センターの機能と学内共同研究体制の整備を推進する。</p>	<p>【225】 先導生命科学研究支援センターを中心とした学内共同研究体制の強化を図る。</p>		
<p>【226】 海洋資源教育研究センターを中心に、東アジア地域を中心とする海洋関連の国際・国内共同研究を推進する体制を整える。</p>	<p>【226-1】 海外に設置した交流推進室を中心に研究交流を発展させるとともに、新たな交流推進室の設置を検討する。</p> <p>【226-2】 連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の成果を総括し、今後の課題を抽出して次の 5 年間の計画立案を行うとともに、東アジア沿岸海域の環境と資源の将来にわたる保全・回復・利用の基本的な方向について提言をまとめる。</p> <p>【226-3】 水産学部附属練習船や環東シナ海海洋環境資源研究センターの国内外の共同利用を更に推進する。</p>		
<p>【227】 学際的、国際的な研究を一層推進するために、学内共同教育研究施設等としての機能をさらに活性化するための体制を整備する。</p>	<p>【227】 引き続き学内共同教育研究施設の学際的、国際的な研究を一層推進するため、組織の再編を進めるとともに、間接経費を戦略的に活用する。</p>		
<p>【228】</p>	<p>【228】 これまでの複式教育に関する研究成果をまとめ、学部及び大学院の講義用教材として活用し、授業の改善を図る。また、大学教員、附属小学校教員及び公立小学校教員の協働による講義を通して複式教育の授業実践力の向上を目指す。</p>		
<p>○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p>			<p>○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p>
<p>【229】 既に採択されている 21 世紀 COE プログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」については、海外研究拠点の構築を推進す</p>	<p>【229-1】 WHO 医療被ばく会議、緊急被ばく医療会議、IAEA の専門家交流事業に専門家を派遣し、事業の展開を図る。</p> <p>【229-2】 グローバル COE 関連の国際シンポジウム、ワークショップ及びセミナーを開催する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・WHO 医療被ばく会議、WHO 緊急被ばく医療専門家会議及び WHO 子どもの健康を守る国際会議等に専門家を派遣し、事業の展開を推進するとともに、放射線医学研究所と共同で IAEA と WHO の医療被ばく会議を千葉で開催した。 ・「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」の二つのグローバル COE プログラムの共同で、GCOE

る。	【229-2】グローバル COE 関連の国際シンポジウム、ワークショップ及びセミナーを開催する。	セミナーを東京において開催するとともに、それぞれ、国際シンポジウム及びセミナー等を開催した。
【230】とくに熱帯医学研究所は海外研究拠点との共同研究推進により「熱帯感染症研究教育機関として世界のトップ5」を目指す。	【230】引き続き熱帯医学分野において「世界のトップ5」を目指すため、平成20年度に実施した外部評価結果に基づき、研究体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯医学研究所にあつては、研究所のミッションに沿った分野構成の見直し、海外拠点長の位置付け・役割の検討を行うとともに、2名の教授を採用し、また部局テニユア・トラック制度を導入し、1名のテニユア・トラック助教を採用して研究体制を充実させた。

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	○社会との連携に関する基本方針
	・教育・研究活動から生まれた成果を公開講座等を通じて積極的に地域社会に還元し、その文化的発展に資する。
	・大学が有する物的・人的資産を活用し、初等中等教育の充実に資するとともに、他の公私立大学と連携を取りつつ地域社会における知的活動の中核的役割を果たす。
	○産学官連携の推進に関する基本方針
・産業界・地方行政機関等とのコミュニケーションを一層深め、大学が有する研究成果を社会に還元するとともに、社会からの様々な要求を研究課題として掘り起こし、新たな研究領域を開拓する。	
○国際交流の推進に関する基本方針	
・海外の大学との学術交流協定締結を推進し、研究者等の交流等を促進するとともにその環境の整備に努める。	
・アジアに近いという地理的特性を生かし、特にアジアを中心とした地域との留学生交流や共同研究等を通じて教育研究の連携・協力を進める。	
・教育研究活動を通じた国際貢献に努める。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策		<p>中期目標に掲げる「社会との連携、国際交流等に関する目標」に沿って策定した平成 21 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外渡航に関連した健康相談や予防接種、他院からの輸入感染症診療に関する相談業務を行うとともに、全国の感染症専門医を対象に熱帯感染症に特化した教育セミナーを開催した。また、創薬・治験事業推進会議が中心となって、長崎地区の統一 IRB (治験審査委員会) 化に向けて、ネットワークの活用や SMO (治験施設支援機関) 企業の誘致活動を進めた。 ・大学公開講座等に加え長崎県や市町と連携した人材育成講座の開講、社会人ドクターの受入促進等、地域の人材育成を図った。 <p>また、県下の小、中、高校等において、教科指導に加えて、発達障害のある児童生徒の保護者に対する個別指導訪問授業あるいは教職員を対象とした研修を行うとともに、計 85 件の研修会に講師を派遣し、現職教員の資質能力の向上に貢献した。高大連携事業としての出前講義や高校生公開講座、オープンキャンパス等を継続して実施した。さらに、長崎県教育委員会と「未来の科学者発掘プロジェクトに関する協定」を締結し、小・中・高校を対象に「オープンラボ」、「サイエンス塾」、「サイエンスカールラボ」、「クラスラボ」及び「理数教師塾」の事業を行うこととした。平成 21 年度において「オープンラボ」と「理数教師塾」を実施した。(独) 科学技術振興機構の理数系教員 (CST (コア・サイエンス・ティーチャー)) 養成拠点構築事業への採択を受け、長崎県と共同で立ち上げた理数系教育の振興・充実のための CST の養成プログラムを開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体の審議会等 (「日本学術振興会」等、「県内大学の学長・理事長会議」、「地域と大学等の連携推進会議」、「財政制度等審議会」、「公立病院等
【231】 附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための方策や、近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務などを積極的に実施する。	<p>【231-1】 大学病院は引き続き輸入感染症の診断・治療に関する相談業務を実施する。</p> <p>【231-2】 大学病院を始めとする医歯薬学系は、長崎県、長崎県医師会と連携して臨床治験ネットワークを活用した臨床治験産業創出に向けた活動を行う。</p>	
【232】 社会人の受入れを一層推進し地域への貢献を図る。	【232】 大学院への社会人の受け入れを推進し、地域における人材育成を図る。	
【233】 大学における知的活動を広く市民に公開するために、公開講座、サテライト教室、オープンキャンパスを実施するとともに、施設開放などを進める。	<p>【233-1】 引き続き人材育成をも兼ねた新しい生涯学習センターの理念 (平成 18 年度に策定したマスタープラン) に基づいた講座を開講する。</p> <p>【233-2】 地域教育支援の更なる推進のため、心の教育総合支援センターの活動を推進する。</p>	
【234】 小・中・高校を対象とした離島教育 (遠隔授業)、大学教員の訪問授業の実施及び附属教育実践総合センターに教育相談室を開設するなど離島教育の推進を図る。	【234】 離島における小・中・高校を対象とした大学教員の授業訪問等を引き続き実施する。授業訪問に際しては、校内研修での職員への指導助言ばかりではなく、児童・生徒を対象とした個別相談も実施する。	
【235】 小・中・高校の現職教員に対する再教育、研究会の開催、科目等履修生制度、各種研修、	<p>【235-1】 現職教員に対する再教育として、研修会、講師の派遣等を引き続き行う。</p> <p>【235-2】 教員免許状更新講習に教員を派遣し、その円滑な実施に</p>	

セミナーを積極的に推進する。	寄与する。
【236】 教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業などを推進する。	【236】 教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業等を継続する。
【237】 地方自治体との協力体制を強化しながら、大学の人的、知的資産を電子情報として公開する。	【237-1】 引き続き「地域と大学等との連携推進会議」において、本学が地域の核として連携事業に取り組む。 【237-2】 「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」の運営及びホームページの運用を継続する。
【238】 社会の要望に応じて国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。	【238】 社会の要望に応えるため、国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として、情報の提供と意思決定に継続して参画する。
【239】 本学の有する幕末・明治期の古写真など学術資料の一層の充実と活用を通して、特色ある地域文化の継承と振興に積極的に参画し、「長崎学」等の育成を図る。	【239-1】 本学の有する学術資料等の有効活用のため、古写真アルバム「ボードインコレクション」に関する調査研究を進める。 【239-2】 貴重資料の修復保存計画（5年間の年次計画）に基づき、保存環境の整備、資料の修復等を完了する。
○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策	
【240】 共用実験機器室を備えたオープンラボの整備等、共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大する。	【240】 平成20年度実施済みのため平成21年度は年度計画なし
【241】 研究者情報・共同利用設備使用のための情報ネットワークの相互乗り入れ体制を構築する。	【241-1】 「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」における相互乗り入れ体制を促進するため、大学等間の研究者情報及び共同利用設備等に関し、引き続き情報共有及び連携を強化する。 【241-2】 国立大学等における化学系研究設備の有効活用を図るため、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」の活動を推進する。
【242】 地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化を図る。	【242-1】 引き続き地域の公私立大学、公設機関と連携して、教育研究・学生支援・地域貢献分野におけるプロジェクトを本学が中心となって設定し、各種競争的資金提供事業の公募に応募する。 【242-2】 「地域と大学等との連携推進会議」において本学が中心となって具体的な事業の策定、取組を担う。 【242-3】 放送大学の学生向けに、図書館利用のガイダンスや図書館ツアー等を実施する。
【243】 地域貢献分野においては、TLOの共同活用体制を構築し地	【243】 産学官連携機構は（株）長崎TLOとの連携を密にし、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、共同研究

改革プラン推進委員会」等)の委員に学識経験者として、また各種専門学会に役員として参画し、情報の交換や意思決定に携わった。
 ・「日本古写真アルバム「ボードインコレクション」の総合的調査研究」が三菱財団の人文科学研究助成に採択されたのを受け、本格的な調査研究を開始した。また、附属図書館分館所蔵のキュンストレーキ（紙製人体解剖模型）及び掛軸の修復を行った。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

・情報の共有と連携の強化を図るため、「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」に「幹事会」を設置した。共同研究交流センター等の全学共有スペースに新規装置を導入し、装置の共同利用を図るなど、共同利用体制を拡大した。最先端研究設備整備事業として全自動アミノ酸分析装置の更新を行うとともに、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」を通じて依頼分析サービスを開始した。
 ・経済産業省、文部科学省の合同事業である「産学官連携拠点形成」支援事業、文部科学省の「地域産学官連携共同研究拠点整備事業」について、長崎県、地域経済団体と共同で本学が核となって申請した。
 ・長崎県との包括連携協定を締結するとともに、地域の有力企業であるイサハヤ電子株式会社、協和機電工業株式会社との包括連携協定を締結し共同研究の展開を図った。

<p>域への技術移転を促進する。</p>	<p>及び知的財産の創出と活用に必要な情報を共有することにより地域民間企業への技術移転を引き続き推進する。</p>	
<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p>		<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p>
<p>【244】 実用化可能な研究成果を積極的に民間企業へ技術移転するため、大学が有する情報を積極的に公開するとともに、その推進体制(知的財産本部・TLO等)の整備を進める。</p>	<p>【244】 地域民間企業への技術移転を推進するため、産学官連携機構は(株)長崎TLOと連携し、大学が有する情報を積極的に公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の有望なシーズの九州経済産業局編集「九州地域技術シーズ集」への掲載、同局主催の「知財フォーラム」への出展など、モノづくりの拠点としての九州北部地区の製造業界に大学の優れたシーズを積極的に公開した。また、新産業創造構想における分野(創薬・医工連携、水工連携)のワーキンググループ及び分科会にそれぞれ参画した。 ・文部科学省の「地域産学官連携共同研究拠点整備事業」に、長崎県(長崎県立大学)、地域経済団体と共同で申請し、「ナガサキ・イノベーション創出拠点」(1億円)に採択され、長崎県(長崎県立大学)と事業を推進した。 ・産学官連携の具体的な成果促進に向け、長崎市、(株)長崎TLOとともに長崎市戦略経営人材養成事業を継続展開するとともに、長崎市と共同研究契約等を締結し、社会科学分野での産学官連携を推進した。 ・大学高度化推進経費に基づくプログラムにおいて、教職員と学生を対象とする「知的財産セミナー」をシリーズで、教職員に対しては3回、学生に対しては7回、知財意識の向上と産学連携の実質化を図った。
<p>【245】 産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げるとともに、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設立し、地元企業の活性化、企業の創生に貢献する大学発ベンチャーを立ち上げる。</p>	<p>【245-1】 引き続き産学官連携機構は、長崎県の新産業創造構想の研究分野において、それぞれのワーキンググループに参画し、産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げる。 【245-2】 長崎県や県内企業との連携を基に、省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトを推進する。</p>	
<p>【246】 自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を積極的に行う。</p>	<p>【246】 自治体との組織間の連携の下に種々の事業に積極的に参画するとともに、自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を継続する。</p>	
<p>【247】 産学官連携の研究会を支援する。</p>	<p>【247】 引き続き産学官連携機構は(株)長崎TLOと連携して大学のシーズ紹介や研究者紹介を行うとともに、経営手法など様々な課題についての研究会等を支援する。</p>	
<p>【248】 共同研究等を健全かつ適正に推進するため、研究成果の帰属等に関する考え方等、大学の基本的方針を定めた知的財産ポリシーを策定し、学内浸透を図る。</p>	<p>【248】 引き続き知的財産の有用な社会的活用法を説明するとともに、知財ポリシーや営業秘密管理の周知化を図る。</p>	
<p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p>		<p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p>
<p>【249】 長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。</p>	<p>【249】 グローバルCOE、重点研究課題及び学術交流協定に関連して本学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルCOEセミナー「放射線リスク制御の国際戦略」やシンポジウム「The 4th Nagasaki Symposium on Tropical and Emerging Infectious Diseases」を始め、26件の国際会議を開催した。 ・海外の大学・研究機関との学術交流協定の締結と実質化を目指し、平成21年度に有効期限満了を迎える学術交流協定17件、学生交流に関する覚書11件を更新し、アジアを中心に新たに4件の学術交流協定と4件の学生交流に関する覚書を締結した。またこれらの交流事業の中から、教職員や学生の国際活動を積極的に支援するため重点交流大学制度の導入を図り、単位互換制度の確立も視野に入れた選定方針等を国際交流委員会の決定に基づき、選定を実施した。 ・学生の海外派遣支援のため、英語、中国語、韓国語、独語及び仏語の単位を認定する海外短期語学留学プログラムを継続実施し、52名の学生及び職員1名を海外派遣した。また教員については、大学高度化推進経費(公募プロジェクト経費)により海外派遣に対する支援を継続実施し、2名を派遣した。 ・留学生等の経済支援体制の充実のため、新たに「葉 國 璽」私費外国人留学生
<p>【250】 外国の大学等との学術交流協定締結を進める。特に、本学の立地条件を生かし、例えば海洋・水産学研究では中国・韓国、東南アジア諸国を中心とした学術交流協定を増やす。</p>	<p>【250】 外国の大学等との学術交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を継続するとともに、重点交流大学の選定を行う。</p>	
<p>【251】 学術交流協定をより実効性のあるものにするため、教職員や学生の海外派遣・留学を支援するための制度を確立する。</p>	<p>【251】 学生や事務職員の海外短期語学留学を更に拡充する。</p>	

<p>[252] 教員の派遣に当たっては、共同研究や研究課題の開発に一定期間専念できる体制を整備するとともに当該部局機能に支障の出ないような制度を確立する。</p>	<p>[252] 大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）により職員の海外派遣に対する支援を継続する。</p>	<p>奨学金を設置した。また住居支援のため、国際交流会館の増室と新築を行い新たに 31 室を提供した。言語的支援としては、国際交流課窓口に中国人スタッフに加え、新たに韓国人スタッフを配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯歯薬学総合研究科と生産科学研究科が、日本学術振興会「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」に採択され、大学院学生及び若手助教等の国際会議派遣や教育研究上の交流の推進を強化した。
<p>[253] 外国の大学等との単位互換制度を確立することによって留学生の積極的な受入れを図るとともに、奨学金に当てられる外部資金の確保、教職員の留学生後援会への加入率の向上、また健康管理上のアドバイス、悩みや不安に対する相談なども含めた受入れ体制・支援体制の整備、国際交流会館等の設備の充実を図る。</p>	<p>[253-1] 留学生受入れを更に推進するため、外国の大学との単位互換制度の充実を図るとともに、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する。</p> <p>[253-2] 外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を図る。</p> <p>[253-3] 教職員の留学生後援会への加入率の向上を図る。また、学外者の会員の増加に努める。</p> <p>[253-4] アジア系言語に堪能な職員を適切に国際交流課に配置し、留学生に対する相談・支援体制を継続する。</p> <p>[253-5] 留学生交流スペース（プラザ）の設備の充実を図る。</p> <p>[253-6] 国際交流会館の増築・改修を図る。</p>	
<p>[254] 外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。</p>	<p>[254] 外国人研究者の招聘に当たって、研究者用の宿舎を整備し、研究及び生活支援体制の充実を図る。</p>	
<p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p>		<p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p>
<p>[255] WHO, JICA 等へコンサルタントあるいは長期・短期専門家として参加する。</p>	<p>[255] 引き続き WHO, JICA 等との協議を行い、新規プロジェクトの受託を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際貢献の一環として、WHO の短期専門家及び JICA の長期派遣者として 2 名が参加した。また、ハイチ大地震に対する国際緊急援助隊医療チームの隊員として 1 名を派遣した。また、3 つの WHO 協力センターとしての活動を継続し、それぞれの分野で調査研究事業や共同会議を開催し、国際的ガイドラインや地球規模での対策案等の策定に貢献した。
<p>[256] 現在設置されている 3 つの WHO 協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を維持するとともに、国際機関による共同研究参画の件数を増やす。</p>	<p>[256] 現在設置されている 3 つの WHO 協力センター（精神保健、放射線誘発甲状腺疾患、熱帯性ウイルス病）を引き続き維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の総括シンポジウムを実施し、本事業終了以降の活動方針について協議を行った。また、EU 諸国との共同事業としてオランダのライデン大学から研究者を招き、日蘭交流史に関する共同研究を行った。さらに、ポルトガルのポルト大学との研究連携に関する検討を開始した。
<p>[257] 開発途上国に留まらず、共通の研究課題を抱えた世界各国との協力事業に参画し推進する。</p>	<p>[257-1] 環東シナ海海洋環境と資源の保全に向けて実施してきた連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の総括を韓国・中国の共同研究者とともにに行い、次年度以降の活動について協議する。</p> <p>[257-2] オランダ・ライデン大学と日蘭交流史の共同研究を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被ばく者治療の先端的研究として、放射線災害医療に関する難治性皮膚潰瘍の再生医療を開発・実施した。また被ばく者医療のロシア並びにベラルーシ共和国との共同研究の推進のため、関連大学や研究所に研究者を派遣した。 ・熱帯医学に関する研究交流拠点であるケニアプロジェクト拠点及びベトナムプロジェクト拠点については、新たな研究費の獲得や研究交流の推進により強固な組織体制を実現させた。また環境問題研究拠点として設置した上海海洋大学の交流推進室でも国際会議等の開催により交流を充実させた。
<p>[258] 被ばく者治療の先端的研究と治療を通して、放射線被ばく者への医療支援を推進する。</p>	<p>[258-1] グローバル COE の基本コンセプトを含む被ばく者医療の先端的研究を継続、発展させる。</p> <p>[258-2] ロシア及びアジア諸国との被ばく者医療に関する共同研究・教育を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎学デジタルアーカイブス」の拡充を目指し、古写真データベースに新たに 752 点を登録した。また、ボードインコレクション・データベースの英語版に解説を追加するとともに、米国 J. Paul Getty Museum からの古写真の調査を受け入れ、資料公開に努めた。
<p>[259] 熱帯医学や環境問題研究などを推進するために、熱帯病の</p>	<p>[259-1] ケニア、ベトナムの研究交流拠点の活動を強化し、更なる充実を図る。</p>	

<p>流行する地域や共通の環境問題を抱える開発途上国に研究交流拠点を設置する。</p>	<p>【259-2】 済州大学校と上海海洋大学の交流推進室の活動を強化し、研究交流の充実を図る。</p>	
<p>【260】 附属図書館所蔵「幕末・明治期古写真コレクション」の情報公開により、海外の日本研究を支援する。</p>	<p>【260】 「長崎学デジタルアーカイブス」を更に拡充し、国内外の日本研究を支援する。</p>	

II 教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標	・地域の中核病院として、最高水準の医療と研究開発を推進し、人間性を重視した患者本位の医療を提供するとともに、経営の効率化を図る。また、倫理性と科学性に基づいた医学教育を実践し、人間性豊かな優れた医療人を育成する。さらに、離島医療及び地域医療の充実に貢献するとともに、医療の国際協力を推進する。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策				
【261】	/	—	（平成 20 年度の実施状況概略） 経営の効率化のための病院長ヒアリングを行い、昨年と比較して、病床稼働率を増加及び平均在院日数を短縮し、処方なしの医薬品目を削除及び後発医薬品へ切替えるとともに、DPC（診断群分類）コーディング精度の向上のため、診療情報管理士・診療情報管理室の専任教員を採用した。	
	【261-1】初診の患者数及び新入院患者数の増と平均在院日数の短縮を図りながら、適正な病床稼働率を維持する。		（平成 21 年度の実施状況） ・病院収益の増収に向け、病床稼働率及び平均在院日数に係る品質目標値を定めた。 ・初診患者数及び新入院患者数については、それぞれ、603 人、1,482 人の増となった。また、平均在院日数も 1.38 日の短縮となり、適正な病床稼働率を維持した。	
	【261-2】手術室の効率的運用を踏まえて、手術件数の増加を図る。		予定手術の中止件数とその理由を調査し、効率の良い手術運営を行った結果、手術件数については、昨年度と比較して、783 件増加した。	
	【261-3】医薬品採用適正化小委員会を定期的に開催し、医薬品採用数の適正化を進める。併せて、後発医薬品の採用についても対象薬剤を拡大する。		薬事審議委員会を開催し、1 年間処方がなかった在庫医薬品および特定の薬効群の複数規格医薬品について見直しを行い、17 品目を採用削除した。また購入額上位医薬品について後発医薬品採用の検討を行い、30 品目を後発品へ切替えた。	
	【261-4】診療情報の精度管理を充実・継続させる。		平成 21 年 4 月に診療情報管理室に専任の教員を配置し、診療情報管理士による診療録の量的、質的監査の充実と診断名の ICD10（国際疾病分類第 10 版）によるコーディング、手術・処置の ICD9-CM（国際疾病分類第 9 版 処置および手術の分類）によるコーディングの精度上昇を図った。DPC 関連では退院前に DPC コードの確認を診療情報管理室で行うようにし、また、DPC のコーディング適正化のため委員会を 2 回開催した。	
【261-5】ボランティアコーディネーターによる新人ボランティアの教育、活動支援		患者サービス課、看護部及びボランティアが協働して、新人ボランティアに対するオリエンテーション及び教育等を行った。		

	等を継続する。 【261-6】入院患者から好評を得ているロビーコンサートをはじめとする各種イベントの開催を継続する。		ロビーコンサートを8回実施するとともに、書やフラワーアレンジなどの展示を実施した。また、毎月第3土曜日には、病院ボランティアによるティータイムコンサートを継続的に実施した。												
【262】患者本位の診療体制を構築するため、外来部門で既に実施している臓器別・病態別診療体制を病棟に導入する。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 東西に分かれる新病棟の階ごとの診療部門配置について、基本的に1フロアを臓器別・病態別に配置するとともに、SCU(脳卒中ケアユニット)を6床、NICU(新生児集中治療室)を6床それぞれ設置した。また、ICU(集中治療室)においては8床から16床へ増床した。												
	【262】平成20年度実施済みのため年度計画なし		(平成21年度の実施状況) 第1工区外来棟の診療科配置にあたり、臓器別・病態別診療体制を維持した。												
【263】県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)体制を構築するとともに、診断・治療・臓器移植に対応できる遺伝カウンセリング部門の充実を図る。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 長崎県周産期医療検討委員会委員として県内NICU病床数の増床を検討するとともに、総合周産期母子医療センターと連携して周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として地域周産期母子医療センターの認定を受けた。また、市民公開講座等の活動を通して子宮頸がんおよび性感染症に関する啓発を行った。												
	【263】地域周産期母子医療センターの認定を受け、周産期医療(妊産婦及び新生児医療)を途切れることなく地域に提供する。		(平成21年度の実施状況) 地域周産期母子医療センターの機能を効率よく果たすため、NICU6床およびGCU9(継続保育室)床の整備を開始した。												
【264】医療の質を高めるため、クリティカル・パス(診療計画工程表)を充実させる。		III	(平成20年度の実施状況概略) パス小委員会と医療情報部パスWGが合同で電子化パス導入に向けて取り組んだ。また、電子化パスマスター作成及び現在の紙パスをDPC入院期間Ⅱに対応した見直しを行い、電子化パスを作成した。												
	【264】電子化されたクリティカル・パス(診療計画工程表)の使用を促進し、パス使用後の患者満足度・バリエーション分析・経営分析を行い、医療を標準化する。		(平成21年度の実施状況) ・紙パスより電子化パスへの移行を推進するため、各診療科において上位を占める疾患の10種類の電子パス作成に取り組んだ。10月から2ヶ月間パス支援要員を雇用し、作成支援も行った。平成21年度末現在電子パス数は、承認済み195種類、承認待ち数75種類である。すでに10種類作成できた診療科は、対象診療科22診療科のうち9診療科である。 ・パス作成数・使用数												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙パス登録数</th> <th>紙パス使用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>207</td> <td>5683</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>214</td> <td>4935</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>78</td> <td>3012</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度の電子パス登録数195件、電子パス使用数1833件</p>		紙パス登録数	紙パス使用数	平成19年度	207	5683	平成20年度	214	4935	平成21年度	78	3012
	紙パス登録数	紙パス使用数													
平成19年度	207	5683													
平成20年度	214	4935													
平成21年度	78	3012													
【265】周辺病院との連携及び機能分担を推進し、在院日数の短縮を図る。		IV	(平成20年度の実施状況概略) 地域医療機関との連携・機能の分担強化を図ることで在院日数を短縮し、平均入院単価を高めた。また、更なる地域医療の連携を図るため、IT医療情報ネットワーク(あじさいネット)に参画し、基盤整備、試験運用等を行った。												

	【265】IT 医療情報ネットワークを稼働させ、病院・診療所との連携強化を図り、迅速かつ詳細な患者情報の伝達により、患者にとって最適な転院、在宅医療を促進し、在院日数の短縮を図る。		(平成 21 年度の実施状況) あじさいネットによる地域医療 IT 連携を開始した。	
【266】地域の医師との連携を図るため、病院にオープンシステム(開放型病床)を設置する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) 平成 17 年度に設置した産科・開放型病床への受入を継続し、6 件の受入があった。	
	【266】平成 17 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし		(平成 21 年度の実施状況) 平成 17 年度に設置した産科・開放型病床への受入を継続し、4 件の受入があった。	
【267】安全管理部の機能を強化し、関係委員会とも連携して高度な安全管理、品質管理体制を構築する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) ・高度な安全管理体制の充実を目指すため、安全管理部にゼネラルリスクマネージャー (GRM) として、専任の医師を配置することとし、公募を行い、平成 21 年 4 月 1 日付けて採用することを決定した。 ・安全管理部に専任リスクマネージャーとして副看護師長を配置し、安全管理体制の充実を行った。 ・安全管理 (医療事故防止) のための職員研修会の研修内容を DVD 化し、各部署のリスクマネージャーを通じて欠席者に対する研修教育を実施した。	
	【267-1】引き続き安全管理部と関係する委員会との連携強化を図り、高度な安全管理体制及び品質管理体制を充実させる。		(平成 21 年度の実施状況) 高度な安全管理体制及び品質管理体制を充実させるため、安全管理部が、各委員会 (材料選定委員会、院内感染対策委員会、看護部安全管理委員会、看護部運営委員会、事故防止対策委員会、事故調査委員会など) や WG (処方・注射オーダ、インスリン電子カルテ運用、防災 WG など) に安全管理及び品質管理の役割を分担しつつ、それらに積極的に参加して、委員会等との連携を強化した。	
	【267-2】e ラーニングによる高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。		病院の全職員対象の医療安全研修会の欠席者に対して、e ラーニングシステムを利用した動画研修を実施し、また、その研修の習得度を確認するための小テストを e ラーニングシステムで行うなど、より高度な安全管理体制及び品質管理体制作りに努めた。	
【268】ISO (国際標準化機構) 9001 の基準認証を取得する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) 平成 21 年 1 月 21 日から 23 日に ISO9001 認証の継続審査を受審し、認証の継続が確認された。	
	【268】ISO (国際標準化機構) 9001 認証の継続審査を受審する。		(平成 21 年度の実施状況) 平成 21 年 11 月 4 日から 6 日に ISO9001 認証の継続審査を受審し、ISO9001:2000 年版から ISO9001:2008 年版への適用規格の移行及び ISO9001 認証の継続が確認された。	
【269】広報活動を充実させるため、診療内容、診療実績等の情報をホームページに掲載する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) ・病院ホームページに掲載している診療内容と実績等について更新を行い、さらに平成 20 年 6 月 4 日に開院した新病棟の情報について紹介ページを設けるなど、積極的に病院情報を発信した。 ・本院の取り組んでいる診療内容を広く周知し、地域医療機関との円滑な連携を図るため、平成 21 年 1 月に、新たに本院の各診療科等の情報を掲載した「診療のご案内」を発行し、県	

			<p>内の医療機関に送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎大学病院ニュース」を年6回に増刊し、より多くの情報発信を行った。さらに、「病院新聞」(病院新聞社発行)平成21年新年特集号で本院の新病棟開院に伴う特集が掲載された。 	
	<p>【269】「診療のご案内」を広く一般に公開するため、新たに病院ホームページに掲載する。</p>		<p>(平成21年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「診療のご案内」を病院ホームページに掲載し、本院の取り組んでいる診療内容を広く公開した。 ・隔月発行していた「長崎大学病院ニュース」を毎月発行することとし、併せて入院患者及び長崎市内の全医療機関に配付し、本院の最新の情報を一般市民及び医療機関により広く周知した。 ・病院ホームページに掲載している診療内容と実績等について最新の情報に更新した。 	
<p>【270】新しい診療体制及び最高水準の医療を実現させるため、病棟等の施設及び設備の整備充実を図る。</p>		IV	<p>(平成20年度の実施状況概略)</p> <p>病院本館改修の実施設計を行い、第1工区の改修工事に着工した。</p>	
	<p>【270】病院本館改修工事として第1工区改修工事を行う。</p>		<p>(平成21年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1工区の1階から7階には外来部門、8階から12階には総合研究部門として平成20年度より継続して改修を行った。 ・病棟・診療棟(6階)改修実施計画を行い、平成21年度はNICU改修工事が完了した。なお、平成22年度はGCU改修工事を着工する予定である。 ・県内のがん治療の拠点病院として、専門医による画像診断向上のため、PET-CTを平成21年度に導入した。 	
<p>【271】病院長のリーダーシップを強化するため、病院長をサポートする病院長の補佐及び戦略的企画部門を設置するとともに、学外から経営の専門家を参画させる。</p>		IV	<p>(平成20年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営企画部(部長:副病院長(診療・経営担当))において、本院の経営基盤強化策について策定した。 ・積極的に外部の講師を招き、DPCについての講演会及びデータの検証を行い、適正な診療報酬請求に役立てた。 	
	<p>【271】副病院長を増員し、新たに病院長補佐を設け、病院長をサポートする体制を強化するとともに、経営の改善及び効率化を推進する組織を強化・維持する。</p>		<p>(平成21年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副病院長を4名から6名に増員するとともに、病院長補佐3名を新設したほか、診療連携組織及び運営支援組織を設け、病院長のリーダーシップ強化とそれを支援する体制を整えた。 ・病院運営に係る企画及び経営等に関する重要事項を審議・決定するための病院運営会議を設置し、病院長に必要な助言を行う者として、長崎県病院企業長を病院長特別補佐に登用した。 	
<p>【272】診療部門別原価計算を実施し、経営面で寄与する診療部門に対して、予算、人員の重点配分を行う。</p>		IV	<p>(平成20年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原価計算に必要なタイムレポートを2回実施した。さらに、精度の高いデータとするために、個人申告時間の検証方法に、新たに医療情報ログシステムを導入した。 ・診療稼働額を増収させることを条件に、人的インセンティブを付与する方法を導入した。 	
	<p>【272】原価計算の精度を高め、経営面で寄与する診療部門に対し、インセンティブ経費の配分を行う。</p>		<p>(平成21年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、原価計算に必要なタイムレポートを2回実施した。 ・病院長ヒアリングを実施し、経営面で寄与する診療部門に対し、人的インセンティブとして医師、看護師等の増員を、物的インセンティブとして設備購入費を措置した。 	
<p>【273】医療材料・消耗材料の在庫量の削減を図るため、管理を外部委託化するSPD(包括的物流</p>		III	<p>(平成20年度の実施状況概略)</p> <p>平成20年6月の新病棟開院と同時に、医科系部門でもSPD(包括的物流管理システム)を導入し、医療材料費の圧縮を行った。</p>	

<p>管理システム) 方式を導入する。</p>	<p>【273】 SPD システムに処置オーダーシステムを連携させ、適正な在庫管理を行う。</p>		<p>(平成 21 年度の実施状況) 医療材料・消耗材料の管理・運営を外部委託化し、ラベル管理を実施した。滅菌期限管理及び、在庫管理を徹底することで院内在庫の圧縮を実施した。病棟・外来での処置オーダーシステムの稼働に伴い、実施入力時に SPD ラベルを活用することで、簡便な処置オーダーが可能となり、診療報酬請求の環境改善を行った。</p>	
<p>【274】 医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE (客観的臨床技能評価法) と PBL チュートリアル (問題解決型学習) を実施する。歯学生に対しては、臨床実習コアカリキュラムを推進する。</p>	<p>【274】 医学生・歯学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を実施するとともに、卒前臨床教育推進のための OSCE (客観的臨床技能評価法) 及び advanced OSCE 並びに PBL チュートリアル (問題解決型学習) を継続する。また、薬学部薬学科の学生においては、新たに OSCE を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 診療参加型実習を海外 (ドイツ, オランダ, 韓国)・離島等他施設も含めて行った。OSCE を 4 年生に, Advanced OSCE, PBL チュートリアルを 5 年生に行った。また, 少人数教育用の教室建設計画を立て, 設計も完了した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) ・6 年生に診療参加型実習を海外・離島等の他施設も含めて引き続き行った。海外の他施設については韓国に新たに施設を設けた。5 年生に PBL チュートリアル及び Advanced OSCE を, 4 年生に OSCE を継続して実施した。また, 少人数教育用の教室建設に取り掛かった。 ・薬学部薬学科の 4 年生に新たに OSCE を実施した。</p>	
<p>【275】 医学・歯学生共通に救命処置を含むプライマリケア (基本的診療能力) を重視した教育を充実させる。</p>	<p>【275-1】 高次臨床実習で救急部を選択した医学生に対し, 引き続き, 急病や怪我に対する応急処置, トリアージ及び外傷初期対応を学ばせる。</p> <p>【275-2】 歯学生に対しては, 引き続き, BLS を麻酔・生体管理室の担当・指導のもとに臨床実習において実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) ・医学生に対し, 長崎市消防局の協力のもと, 救急車同乗実習及び病院前救護の基礎 (JPTEC) の講義・実習を行った。また, ファーストエイド, JATEC (外傷初期診療), BLS (一次救命処置) 及び ACLS (二次救命処置), 神経救急, 災害医療の基礎と応用 (トリアージ訓練を含む) の講義を行った。その上で, 実際の救急患者の受入と処置を学ばせた。 ・歯学生に対し, 麻酔・生体管理室の担当・指導のもとで, 臨床実習において繰り返し BLS の学習を行った。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) 引き続き, 医学生に対し, 長崎市消防局の協力のもと, 救急車同乗実習及び病院前救護の基礎 (JPTEC) の講義・実習を行った。また, スタッフが分担し, ファーストエイド, 外傷初期診療 (JATEC), 一次救命処置 (BLS) 及び二次救命処置 (ACLS), 神経救急, 災害医療の基礎と応用 (トリアージ訓練を含む) の講義を行った。その上で, 実際の救急患者の受入と処置を学ばせた。 引き続き, 歯学部の学生に対して, BLS の臨床実習を, 麻酔・生体管理室の担当, 指導のもとに繰り返し実施した。</p>	
<p>【276】 臨床教育関連病院群の強化を図るため, 臨床教育研修センターを設置する。歯科について</p>		<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 平成 21 年 3 月に県内 5 病院と連携して, 研修医募集に係る合同説明会及びブース説明会を開催した。</p>	

<p>は、平成 18 年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会を設置し対応する。</p>	<p>【276】引き続き、県内の臨床研修病院と連携して研修医募集に係る合同説明会を開催し、本県の研修医確保増に努める。</p>		<p>(平成 21 年度の実施状況) 平成 22 年 3 月に県内 16 病院と連携して、臨床研修指定病院合同説明会を開催(長崎県主催)し、個々にアピールを行うなど、研修医の確保に努めた。</p>	
<p>○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策</p>				
<p>【277】研究成果を医療へ反映させるため、各診療科が取り組む高度先端医療を評価する委員会を設置する。</p>	<p>【277】高度先進医療専門委員会において、承認済み案件の検証・評価のみならず、新規申請の審査を継続して行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 12 月開催の高度先進医療専門委員会で、「EAS(補聴器・人工内耳併用型)人工内耳挿入術」の高度医療の申請を審査し承認した。また、3 月開催の同委員会で、厚生労働省により承認された高度先進医療で未だ保険導入されていないインプラント義歯及び内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術について、検証・評価した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) 平成 20 年 12 月の本委員会で承認を得た「EAS(補聴器・人工内耳型)人工内耳挿入術」の高度医療実施について、平成 21 年 12 月に厚生労働省高度医療評議会の承認を得、平成 22 年度に先進医療専門家会議で審議されることとなった。</p>	
<p>【278】学際的トランスレーショナルリサーチ(臨床応用可能な基礎医学研究)を育成するため、医歯薬学総合研究科及び他学部と連携する。</p>	<p>【278】医学部及び工学部と連携し、医療機器等の研究開発に向けて、継続的に産学官連携活動を展開し、事業化・商品化を目指す。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 本院が都市エリア産学官連携促進事業に参加している事業は以下の 4 事業であり、実施状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)「非侵襲センシング技術を活用した人に優しい予防・在宅医療システム」において、工学部、生産科学研究科及び長崎県工業技術センターと共同して、非観血的血糖測定計の試作品を作成し、糖尿病患者においてその有用性を検証した。 ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)「肺音検査システムの開発」に選出され、本年度より工学部及び医学部と連携し、自動肺音計の開発事業に関与することとなった。本年度は製品化の基礎データとして、正常肺音の収集を行った。 ・予防・在宅医療のシステム開発に向け、バイタルセンサーと医療情報共有化システムの開発を進めた。また、離島地域の医療現場における試験フィールドを整備した。 ・排尿ケアのための超音波による蓄尿センサーの開発を行っている。既存の 2 社製品の欠点、データの信頼性を解析した。また、新規蓄尿センサーの期待される性能と機能を製作側に報告した。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)において、長崎県工業技術センターと共同して、非観血的血糖測定計の試作品を作成し、糖尿病入院患者においてその有用性を検証した。 ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)に選出されており、自動肺音計の開発事業に関与している。本年度は製品化の基礎データとして、異常肺音の収集を行った。 ・排尿障害の診断、治療目的に下腹部にあてること膀胱容量を測定できる小型携帯型の超音波センサーを工学部で開発し、その精度と安全性の検証を行った。 ・予防・在宅医療のシステム開発に向け、無線化バイタルセンサーと医療情報共有化システムの開発を進めた。また、開発した在宅医療支援ソフトを展示会で発表して広く意見を集約するとともに、このソフトを搭載した試作機を用いて、離島の地域医療現場において実用化に向けたフィールド試験を開始した。 	

<p>【279】 治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させるため、治験コーディネーター部門を強化し、地域ネットワーク体制を構築する。</p>	<p>【279-1】 院内の治験コーディネーターの研修を充実させ、治験管理センターの機能強化を図るとともに、新たに出来高制の導入準備を行う。</p> <p>【279-2】 引き続き地域治験ネットワークの強化を図り、治験従事者に対する研修を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 治験主任の積極的関与によりSMO (治験施設支援機関) を2社参入させ治験受入の強化を図るとともに、統一書式の導入により受入手続きを簡素化し、治験の効率的実施及び企業負担の軽減を図った。(当該年度終了治験の実施率は、平成19年度63.33%から平成20年度70.45%へと向上した。) ながさき治験医療ネットワークの中央 IRB として機能できるよう内規を見直すとともに委員構成の見直し等の体制整備を行った。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>治験コーディネーターの研修として、外部研修 (学会、研修、セミナー等) に積極的に参加させた。また、院内の研修も充実させ、今年度 30 回実施した。出来高制の導入については、他施設の調査を行う等、導入準備を行った。</p> <p>地域治験ネットワークの基幹施設としてながさき治験医療ネットワークを構築した。また、地域企業立地促進等事業補助金を利用した CRC 人材育成講座に協力し、治験従事者に対する研修を実施した。また、院内看護師向けの治験専門コースを実施した。</p>	
<p>○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策</p>				
<p>【280】 診療体制の活性化を図るため、病院所属の教員に任期制を適用する。</p>	<p>【280】 病院所属教員への任期制の適用を継続する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>放射線技師長について5年の任期を付した。また、看護部長及び臨床検査技師長についても、公募の際に任期を付記した。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院所属教員 14 名の教員の任期制にかかる再任審査を実施した。 3年の任期を付し、診療能力及び病院への貢献度を評価する診療助教の制度を設け、若手医師の人事の活性化及び臨床能力の向上を図った。 看護部長及び臨床検査技師長について5年の任期を付して採用した。また、副看護部長について公募の際に任期を付記した。 	
<p>【281】 医療事務職員の専門職員化及びコメディカル職員の組織化 (診療支援部) を図る。</p>	<p>【281】 診療体制を強化するため、コメディカルスタッフの増員を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事務に特化した職員として、診療情報管理士2名、医療ソーシャルワーカー1名、医療事務職員2名、計5名を選考により採用した。 臨床工学技士を ME 機器センターの所属とし、医療機器を安全で効率的に運用できる体制を整えた。 <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事務に特化した職員として、診療情報管理士の資格を持つ医療事務職員1名を選考により採用した。 医師事務作業補助者 (メディカル・サポーター) を17名採用した。 理学療法士2名、作業療法士1名を採用し、リハビリテーション部の充実を図った。 	
<p>【282】 人事管理に客観性と透明性をもたせるため、能力・業績を中心とした人事考課を実施する。</p>	<p>【282】 本学の人事評価システムに沿って、人事評価を本</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>新人事評価システム第3次試行の実施にあたり、事務部、看護部、医療技術部、薬剤部 90 人を対象とした。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <p>平成 22 年1月から事務系職員を対象とした目標管理による新たな人事評価システムを本格</p>	

	格実施する。		稼動した。
【283】機動的な職員配置を行うため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を導入する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) 病院経営の効率化の観点から診療実績額等を基に職員配置を見直し、プールバンク制による助教定員を該当する診療科へ再配分した。
	【283】平成 20 年度実施済みのため平成 21 年度は年度計画なし		(平成 21 年度の実施状況) 病院経営の効率化の観点から若手医師を確保し、及び稼働額増加を図る診療科へインセンティブとして有期雇助教人員を配分した。
○離島医療及び地域医療を充実するための方策			
【284】離島医療支援の充実を図るため、卒前及び卒後教育に離島医療研修を組み込む。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) 「へき地病院再生支援・教育機構」は、長崎大学保健・医療推進センターの「保健・医療推進センターへき地病院再生支援部門」と連携して、平成 19 年度に終了の医療人 GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」の事業を継続し、離島及びへき地における医療の支援を行った。また、地域に根ざした医療人を養成するために、地域の病院と連携し、初期研修医の受入れ、後期研修医の採用により研修教育を継続して行った。
	【284-1】地域に根ざした医療人を養成するため、「へき地病院再生支援・教育機構」を発展させた組織と長崎県の地域の中核的医療機関が連携した研修システムを継続する。		(平成 21 年度の実施状況) ・「へき地病院再生支援・教育機構」は、長崎大学保健・医療推進センターの「保健・医療推進センターへき地病院再生支援部門」と連携して、長崎県と平戸市による委託事業として、医療人を養成するため地域の病院と連携した初期研修医受入、後期研修医採用により研修教育を継続した。 ・医学部 4 年次を対象に離島・へき地病院見学を含む医学ゼミ「長崎の離島へき地医療」を開講した。 ・長崎県と五島市との協議の結果、寄附講座「離島・へき地医療学講座」が平成 25 年度まで継続されることとなった。 ・平成 20 年度採択の教育 GP「地域医療人育成プラットフォームの構築」による事業を展開し、長崎大学医学部生 119 名、薬学部生 5 名、歯学部生 41 名、他大学医療系学部生 14 名に対して地域医療教育（離島実習）を行った。また、8 月に五島市で開催した家庭医療集中セミナーでは、全国各地から参加した医学生と医師 26 名に対して、講義（離島医療の紹介を含む）と実技演習を行った。 京都医療センター 2 名、神鋼病院 6 名の初期研修医を地域医療実習に受け入れた。
	【284-2】大学を含めた管理型臨床研修病院と連携し、初期研修プログラム地域医療実習に参画する。		
【285】地域医療を充実するため、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を実施する。		III	(平成 20 年度の実施状況概略) 従来の長崎市公的病院等医療連携関連部門連絡会を発展させ、長崎医療圏全病院の地域医療連携室協議会設立に向けての準備会を 11 月 5 日に立ち上げ、平成 21 年 4 月には設立総会を開催することとした。院内外医療関係者による退院時合同ケアカンファレンスを平成 21 年 3 月 30 日現在 86 回実施した（平成 19 年度は 29 回）。
	【285】地域医療連携業務が病院全体のシステムとして効率的に行われるようにするため、地域医療連携部門スタッフ以外にも業務の中核		(平成 21 年度の実施状況) ・長崎医療圏の 46 病院が参画する「ながさき地域医療連携部門連絡協議会」を平成 21 年 4 月に設立し、事務局を当病院地域医療連携センターに置いた。病院間、病診間の医療連携を促進するためのシステム、研修等の基盤の構築を開始した。 ・地域医療センターが指導的立場となり、退院支援・療養支援が行える職員を育成することを

	<p>となって退院支援・療養支援が行える職員を育成する仕組みを構築する。</p>		<p>目的に、「後期高齢者退院支援計画書の作成」、「退院時共同指導」を病棟スタッフに行わせる機会を設けた。 平成 20 年度には後期高齢者退院支援計画書が作成されていなかったが、病棟スタッフを中心にこの計画書を作成するシステムにした結果、平成 22 年 3 月末現在、508 件の計画書が作成された。 院内の主治医、受け持ち看護師、地域医療連携部門スタッフ並びに院外の在宅医療を担う訪問医師、訪問看護師、ケアマネージャーと患者・家族を含めた退院時共同指導は平成 20 年度 86 件であったが、平成 22 年 3 月末現在で 130 件に達した。</p>	
<p>【286】 予防医療の推進のため、生活習慣病予防診療部で公開講座等を含めて市民への啓発活動を行う。</p>	<p>【286】 市民への医療・福祉の啓発のため、引き続き公開講座を企画開催する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 平成 20 年 9 月及び 10 月に、生活習慣病の予防と健康維持の目的で「生き生き健康ライフ講座Ⅷ」を開催し、延べ 91 人が参加した。</p>	
<p>【287】 患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」等に参加し、啓発・指導する。</p>	<p>【287】 患者の医療・福祉の向上のため、「患者の友の会」に参加し、啓発・指導する。市民公開講座等を通し、関係ある医師・コメディカル職員がその活動を積極的に支援する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) ・「患者の友の会」である「糖尿病友の会（つるの会）」において関係ある医師・コメディカル職員がその活動を支援した。長崎市内における「健康フェスタ」（約 350 人）と「世界糖尿病デーin 長崎」（約 100 人）でコメディカル職員が、街頭キャンペーンをおこなった。 ・平成 20 年 8 月、平成 21 年 2 月に佐世保市にて市民公開講座を開催し、平成 20 年 10 月に五島市にて「リウマチ友の会」において講演を行った。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) 「患者の友の会」である「糖尿病友の会（つるの会）」において関係ある医師・コメディカル職員がその活動を支援した。長崎市内における「健康フェスタ」（約 330 人）と「世界糖尿病デーin 長崎」（約 110 人）でコメディカル職員が、街頭キャンペーンを行った。</p>	
<p>【288】 離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行う。</p>	<p>【288-1】 地域連携に関する講演会・研修会を開催する。</p> <p>【288-2】 トロント大学地域医</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) ・院内外医療スタッフを対象とした地域医療合同遠隔講演会・褥瘡対策研修会を、また、「地域で育てる総合医」をテーマとして地域で活躍している医師を講師に招き講演会を実施した。さらに、研修医・医学生・地域の医療人を対象に、講演会及び体験学習などを開催した。 ・教員、修練医及びリハビリ技師をトロント大学地域医療学講座へ派遣し、医療チームとの交流や、専門職教育について学んだ。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況) ・平成 21 年 5 月に「長崎大学と平戸で育てる総合医」をテーマに地域で活躍している医師を学外から講師に招き、講演会を実施した。講演会は平戸市と連携し市生涯学習講座の一環として開催し、医療関係者、市民の 200 名の参加があった。家庭医療集中セミナーとして 8 月には全国から研修医・医学生 20 名余りを集め合宿形式で地域医療に関する地域医療人による講演会、ワークショップを行った。 ・平成 21 年 11 月に地域医療連携センター講演会演題「医療連携における精神科の役割」を開催し、52 名（学外 30 名）が参加した。</p> <p>トロント大学の教員を招聘し大学と平戸市民病院で研修医、修練医、コメディカルスタッフ</p>	

	<p>療学講座と連携し、本学の地域医療人育成プログラムの発展・充実を図るとともに、へき地教育拠点病院のスタッフとトロント大学スタッフとの交流を促進させ、病院スタッフの自発的な教育貢献を醸成する。</p> <p>【288-3】へき地医療体験合宿を更に継続・発展させ、研修医・医学生にへき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人の育成を図る。</p>	<p>を対象に専門職教育について講演会やワークショップを開催した。また、メルボルン大学のへき地医学教育校を訪問しへき地における医学教育の実践を学ぶとともに交流を図った。</p> <p>平成 21 年 7 月 31 日から 8 月 2 日、平戸市民病院で「へき地医療体験合宿」を開催した。全国から研修医・医学生 20 名、地域の医療人計 80 名の参加があり、地域医療の実践に学び、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションに同行させた。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

<p>【289】 国際ヒバクシャ医療センターにおいて、国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。また、被ばく事故の際には、緊急被ばく医療機関として参画する。</p>	<p>【289】 引き続き国際ヒバクシャ医療センターを拠点として、世界各地の被ばく地における国際共同研究を推進するとともに、WHO 緊急被ばく医療ネットワーク (REMPAN) の指定研究協力センター (Collaborating Center) として、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの構築を目指し、日本国内とアジア地域の緊急被ばく医療体制を放射線医学研究所と広島大学と連携し整備する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略)</p> <p>国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進するために、韓国及び南米 5 カ国において在外被爆者の健康相談と被爆者国際データベース構築を行った。また、在韓被爆者と非被爆者を対象に、心の健康調査を韓国の大学と共同で行った。さらに、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、韓国、ブラジル及び国内より被ばく医療研修生を受け入れた。</p> <p>(平成 21 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 月にカザフスタン・セミパラチンスクでヒバクシャ国際データベースを構築し、長崎ヘデータ (49 名分) を転送した。9 月に韓国テグにて 296 名の在韓被爆者健康相談とデータベース構築を引き続き行った。平成 22 年 2 月には韓国釜山において約 300 名の在韓被爆者健康相談を行った。同時に心の健康調査 (PTSD と抑うつを中心に) を精神科と韓国キョンヒ大学、大韓赤十字社との共同で行い、また心の健康相談も施行した。 ・ 大学病院において、延べ 21 名の在外被爆者の受入を行なった。 ・ ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、韓国、ブラジル、スリランカ及び国内より計 31 名の被ばく医療研修生を受け入れた。 ・ 在外被爆者の健康問題に関するシンポジウムを、12 月にグローバル COE 大学院セミナーとして開催した。原爆医学概論・医哲学・医療倫理の医学部学生講義、エネルギー環境教育ワークショップで被ばく医療の講義を高校生・大学生・教育関係者に行った。 ・ 長崎県緊急被ばく医療マニュアルを策定し、長崎県原子力防災訓練の指導を行った。佐賀県玄海原発よりの患者搬送連絡訓練を行った。 ・ WHO-REMPAN 国際会議が 2011 年長崎大学で開催されることに内定した。 ・ 形成外科との共同で、放射線誘発難治性皮膚潰瘍に対する脂肪組織由来幹細胞自家移植の臨床研究を世界で始めて開始し、他に治療法のない 5 名の患者が本治療を受け順調な回復を見せている。 ・ 九州・西日本地域の緊急被ばく医療体制整備のため、国内外の関連委員会に委員を派遣するとともに、被ばく医療関係者の講習会 (8 回) に講師を派遣した。平成 22 年 1 月に長崎大学で緊急被ばく医療専門講座を開講した。 	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>【290】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターを設置する。</p>	<p>【290】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて、引き続き長崎県と具体的検討を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 20 年度の実施状況概略) 国際感染症センターの平成 23 年度設置に向けて、長崎県と第 1 類対応病床を 2 床、結核病床を 6 床とすること等の具体的検討を行った。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

II 教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・附属学校4校園は、幼児、児童、生徒が、基礎・基本を徹底し、確かな学力を形成するとともに、豊かな人間性を身につけ、心身ともに健やかに育つよう指導し、支援する。 ・教員養成学部附属する学校園として、教育学部学生や大学院生が教育実践力を身につけるための教育実習を効果的に実施する。 ・教育実践研究を、教育学部及び教育学研究科と連携、協力して推進する。 ・現職教員の研修を県や市町村の教育委員会と共同して実施し、学校における教育力の向上に資する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	平成 21 年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策				
【291】附属学校園協議会と教育学部とが定期的に協議の場を持つことにより、共同研究や連携・協働の機能を強化する。		IV	(平成 20 年度の実施状況概略) 教育学部の各講座代表、教務委員長、附属実践総合センター長、附属学校園の校長、副校長、教頭等の委員によって構成される教育学部・附属学校協議会を5月と2月の2回開催し、附属学校園の改組、共同研究や教育実習の計画と実施状況、課題等について協議した。	
	【291】教育学部、附属学校園及び教職大学院の代表者からなる「教育学部・教育学研究科・附属学校園協議会」を新たに発足するとともに、同協議会を定期的に開催し、共同研究や連携・協働の機能を一層強化する。		(平成 21 年度の実施状況) 教育学部、附属学校園の代表者からなる「教育学部・附属学校協議会」を5月に開催し、本年度の教育実習や共同研究のあり方について協議した。 また、附属学校園の運営と組織のあり方について附属学校管理運営 WG で検討を行い、平成 22 年度以降は学部と附属学校園の代表からなる「附属学校運営協議会」を毎月開催することとした。 さらに、附属学校園の校園長を学部教員から附属学校教諭（副校園長）にし、各校園長を教育学部教授会構成員とすることを決定した。これにより教育学部と附属学校園との連携強化、協力体制を強化した。	
【292】教育学部附属教育実践総合センターと附属学校4校園が定期的に協議し、教員養成及び教育実践に関わる共同研究の活性化を図る。		III	(平成 20 年度の実施状況概略) 教育学部と附属学校園との共同研究について附属教育実践総合センターが集約をし、各教科の教育研究、教育実習の実施方法及び教育学部教員と附属学校園との研究を実施した。なお、附属学校4校園の教育実習担当教員は、教育学部及び教育学研究科の教育実習委員会の構成員として、教育学部及び教育学研究科の教育実習の実施に関する研究を行い、その計画及び実践にあたった。	
	【292-1】共同研究の活性化を図るため、各教科の授業研究を充実させる。		(平成 21 年度の実施状況) 昨年度までの取り組みを継続し、今年度も各教科の共同研究を実施した。小学校と中学校等では、授業プランに学部との連携を図り、体育科・道徳・家庭科、算数（数学）科での授業展開における系統性や教材選択等について具体的検討がなされた。 また、附属学校園と教育学部教員との共同研究も実施した。その主なものは「学部長裁量経費の補助を受けた共同研究への幼稚園職員の参画」「幼児期から学童期における子どもの食生活に関する実態調査」「教育実習に関する資質保証のための教育実地研究の再構築」「美術科の多面体遊具の試作」などがある。	

	<p>【292-2】 附属学校園は教育学研究科の教職実践専攻及び教科実践専攻の両専攻の実習がより効果的に実施されるよう、教育学部や教育学研究科と協議し、実習方法等の改善を図る。</p>		<p>実習担当を大学院の両専攻の窓口として一本化し、学部と附属校園との調整をこれまで以上に綿密に行えるようにしたことにより、年度当初に、学校行事等を考慮した年間計画を作成し効果的な実習が行われた。</p> <p>また、10月の主免実習から、学部との連携でメンターを設置し、学生の心のケアや実習の進め方等の全般的なフォロー体制が構築され、学生を取り巻く実習環境を整備した。</p> <p>学部の改組によって平成22年度から実施される幼稚園教育コースの主免実習について学部と協議を行い計画を策定した。</p>	
<p>【293】 教育学部教員と附属学校4校園教員との交流をさらに深め、連携機能の活性化を図る。</p>	<p>【293】 附属学校園は、教育学部及び教育学研究科と連携し、4附属学校園が取り組む「タフな国際人の育成」の実現のために設定する4つの柱（英語、心、ICT、多文化）に関する具体策を適切に実施する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成20年度の実施状況概略） 教育学部教員と附属学校園教員による共同研究を実施するとともに、各附属学校園の研究発表会の各教科、領域等の分科会に指導・助言者等を含む多数の学部教員が参加し交流を深めた。特に「タフな国際人の育成」の実現のために、各附属学校園での研究発表会に学部教員が積極的に参加し、共同で授業分析等を行った。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 「タフな国際人の育成」の実現のための具体的策として今年度は、4つの柱の内、英語と多分化について取り組んだ。特に英語については、幼稚園、小学校、中学校が連携し、互いに授業を参観し合う機会の増加、小学校高学年の外国語活動の開始に対応した外国語ノートを中心にしたALTとの授業プランを作成・提案できるよう実践、小学校のALTと幼稚園児との行事での交流などを行った。また、この取り組みを支える教員の資質向上のため、幼稚園では平成20年度に引き続き海外での語学研修を行った。</p> <p>多文化については、新学習指導要領でも強調されていることもあり、各附属学校園で全ての教科、領域等の活動を通して取り組んだ。また、中学校では言語能力の育成を今年度の研究発表会のテーマの副題として取り上げ、特に意識した授業に取り組んだ。</p>	
<p>○学校運営の改善に関する具体的方策</p>				
<p>【294】 保護者や地域社会の意見や要望を生かす学校運営を行う。</p>	<p>【294-1】 今後の学校運営の改善に資するため、学校評価、育友会、学校評議員会等の意見及び保護者等からの意見を参考に、定期的に各附属学校園の運営委員会等で協議する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成20年度の実施状況概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各附属学校園では、外部の委員による学校評議員会を開催し、意見や提言を学校の運営や教育の改善に反映させた。 各附属学校園で年度末に実施する学校評価では、教員とともに保護者の意見も聴取し、学校の運営や教育の改善に反映させた。また、育友会を定期的に開催するとともに、生徒へのアンケート調査、二者面談や三者面談を実施し情報を共有化するとともに、それを教育に生かした。 <p>（平成21年度の実施状況） 学校評価の結果、学校評議員の指摘や意見等を参考に教育や学校運営に取り組んだ。 小学校では学校協議員からの意見を参考にしながら、本年度は2学期制に取り組んでおり、11月の学校評議員会で現段階の進捗状況を報告した。</p>	

	<p>【294-2】各附属学校園でははじめの実態に関するアンケート調査及び聞き取り調査等を実施し、その結果について学年部会や運営委員会等で情報交換を行い、早急かつ適切な対応を図る。</p>		<p>小学校では6月に心を見詰める週間を設け、児童への個別での聞き取り等を行い、児童の関係改善に必要な措置を学級内でとるなど、個々の声を見逃さない取組を実施した。また、12月には、人権週間を設け、人権という視点での取組を充実させた。学年部会や運営委員会等での情報交換を行い、これらの措置や検討を行った。</p>	
<p>【295】今後の入学者（入園者）選考のあり方について、附属学校4校園と教育学部で協議する。</p>	<p>【295】4附属学校園が取り組む「タフな国際人の育成」の実現に向けて見直しを図った入学者（入園者）選考について検証する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成20年度の実施状況概略） 教育学部と附属学校園は、幼稚園、小学校、中学校の適正な学級数、学級定員について決定し、それに従って平成21年度の入学者（入園者）選考を実施した。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 幼稚園、小学校、中学校で定員を削減した入学（園）者選考について検証した結果、適正人数となったため、これまで以上に教員の目が行き届き、個々の児童・生徒への細かい指導や教育を行うことができ学校生活の充実を図ることができた。</p>	
<p>○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策</p>				
<p>【296】附属学校における研修実施協議会及び研修実施運営委員会を創設し、公立学校教員と同等の教職員研修を実施する。</p>	<p>【296】教職経験を有する教員の研修の実施に際しては、県の要項に基づき附属学校園で作成した研修要項に従い、適切かつ計画的に実施する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成20年度の実施状況概略） 研修要項の規定に基づき、若手教職員研修、10年経験者研修、20年経験者研修を10名の教員が受講した。また、各附属学校園では、教員の資質向上のため、新任教員に対する研修や研究授業、授業研究会等を実施した。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 研修要項の規定に基づき、小学校では1名が10年経験者研修を、1名が20年経験者研修を、幼稚園では養護教諭が免許更新講習を受講した。</p>	
<p>【297】校内における現職教育研修を充実する。</p>	<p>【297】附属学校所属教員及び県内教員の資質向上を図るため、本学において実施する現職教員研修を一層充実させる。</p>	<p>III</p>	<p>（平成20年度の実施状況概略） 各附属学校園では学内外から大学教員などの講師を招き定期的に校内研修会を開催し、教員の資質向上に努めた。また、長崎県及び長崎市の新任教員等を対象に研修を実施した。</p> <p>（平成21年度の実施状況） 小学校では、着任者研修、1年経過教員研修、教科毎の授業研修、附属経験者の退職校長による指導、学年授業研修等を計画的に実施した。また、諫早市立諫早小学校から3名の教員研修を受け入れた。 幼稚園では、教員の資質向上のための新任教員に対する研修、文部科学省・県子ども未来課の委嘱による長崎県園長等研修における公開授業を行った。 特別支援学校では大学教員等を講師とする一般公開による研修会を開催した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

○教育研究等の質の向上の状況**(1) 教養教育の再構築**

本学における教養教育（全学教育）の見直しについて、学長室に設置した「全学教育WG」において検討を行い、教養教育の卒業要件単位数を大幅に増やすこと、学士課程を通して教養教育を編成すること及び教養教育に責任を持つ教員が参画する学部を創設することを柱とする「全学教育に関する検討結果」を学長に答申した。この答申を受けて学長が提案した「長崎大学の教養教育改革の方向性と今後の検討課題」に基づき、本学における学士教育の共通理念について検討を行う「新しい教養教育の具体像作成WG」を学長室に設置した。同WGは、全学共通学士像、教養教育の理念及び教養教育の方法を策定し、「長崎大学教養教育の理念」として提案した。これらの検討を踏まえて、新しい教養教育カリキュラム及び新しい教養教育を担う組織について検討を行うこととした。

(2) 特色ある教育プログラムの展開による学際化・国際化の推進**① 「在宅医療と福祉に重点化した薬学と看護学の統合教育とチーム医療総合職養成の拠点形成」【平成21年度採択：戦略GP】**

医療現場で患者が必要としている様々なケアに対応できる臨床能力のオンデマンド型総合実践力を身につけた次世代のチーム医療総合職としての薬剤師と看護職の育成を目的として、長崎県内で薬剤師と看護職の養成課程を持つ国公立の3大学（長崎大学、長崎県立大学及び長崎国際大学）が長崎県、長崎県薬剤師会、長崎県病院薬剤師会、長崎県看護協会及び長崎県医師会と連携して「長崎薬学・看護学連合コンソーシアム」を組織し、在宅医療と福祉に重点を置いた薬学と看護学の実践型統合教育プログラムを展開した。

② 「国際連携による熱帯感染症専門医の養成」【平成21年度採択：大学院GP】

海外のトップレベルの熱帯病研究者及び熱帯病現場の臨床家・公衆衛生専門家による対面講義とテレビ会議方式の遠隔講義及びサンラザロ感染症病院（マニラ市）またはバクマイ病院感染症科（ハノイ市）での臨床研修・研究の実施により、幅広い熱帯医学問題に対応する臨床専門医を養成するプログラムを展開した。

さらに、国際健康開発研究科では「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」【平成20年度採択：大学院GP】において、国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するため、バングラデシュ、ケニアなど途上国6ヶ国に11名の学生を派遣し、8ヶ月間に及ぶ長期海外インターンシップを実施し、経済学研究科では「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」【平成20年度採択：大学院GP】において、実践的情報収集・仮説構築能力の養成を目的とした中国での海外フィールド研究を2週間実施した。

(3) 学生支援システムの構築

① 掲示板機能と携帯電話アクセス機能を有する「NU-Web 学務情報システム」を新たに導入し、平成22年度からの本稼働に向けて、Webによる学生の履修登録、履修者名簿の作成及び教育成果達成に係るデータ収集・管理等の機能の動作確認と新システムへの移行作業を完了した。

② 学生の語学力の向上を図る「語学教育支援（CALL）システム」の導入とシステム運用の支援体制を整備し、平成22年度からの本稼働に向けて、語学に関する自学自習環境を構築した。

(4) 教育の改善への取り組み

教育改善委員会において、全学FDプログラムの検討・開発を行い、新任教員FD、授業実践FD、FDサマーワークショップ、全学教育FD等を実施し、学務系職員SD研修会を開催するとともに、「長崎大学教育改善報告書(FD報告)」等をホームページで学内外へ公開した。また、FD・SDシンポジウム「ファカルティ・ディベロップメントの再構築」を開催した。さらに、本学における教育方法の工夫・改善の資料とするため、全学部・大学院（博士課程を除く。）の卒業・修了見込者を対象に改善が必要な授業等に関するアンケート調査を実施した。

(5) 学生の学習生活環境の改善への取り組み

第1期中期目標期間における2回目の学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を実施した。前回の調査結果を基に設定した「支援事項」の達成状況の検証を行い第2期中期目標期間中における学生支援に反映させることを大きな目的とした。また、学生の叶えたい夢や実現したい企画を募集し、その実現を支援する「夢募集」の平成21年度夢企画大賞「長大生協食堂の庭に本格的なウッドデッキを築造する！」により、大学食堂の庭にウッドデッキを築造した。大学の経費的・技術的支援を受け、学生が大学の施設の建築を企画し、工事を行う全国初の取り組みである。

(6) グローバルCOEプログラムの推進

① 平成19年度グローバルCOEプログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」にあつては、海外の卓越した人材を招聘し、国際シンポジウム等を開催するとともに、共同研究の打合せ等を行った。また、WHO 医療被ばく会議、WHO 緊急被ばく医療専門会議等に専門家を派遣し、事業の展開を推進した。

② 平成20年度グローバルCOEプログラムに採択された「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」にあつては、海外の感染症研究者11名を招聘し、国際シンポジウムを開催するとともに、海外のプロジェクト拠点を中心に国際的な共同研究を推進した。

(7) 重点研究10課題の推進と最終評価

平成18年度に選定した重点研究10課題を推進するために、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）及び間接経費（全学共通経費）により、国際シンポジウムの開催及び共通的研究設備の整備・更新等の支援を行うとともに、外部評価委員等による最終評価を実施した。

(8) テニユア・トラック制度の定着化

テニユア・トラック制度の定着化を図るため、重点10課題以外の課題及び各部署においてもテニユア・トラック教員を採用することができるようにするため、「長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程」を制定した。また、熱帯医学研究所にあつては、この規程に基づき部署テニユア・トラック制度を導入し、平成21年度にテニユア・トラック助教1名を採用した。

(9) 環東シナ海海洋学・水産学研究所の推進

平成21年12月に開催された「第7回東シナ海の海洋学・水産学に関するワークショップ」に従来から参加していた4大学に加え、今年度は台湾海洋大学も参加した。さらに、国際共同研究を推進するため、参加5大学（長崎大学、済州大学校、上海海洋大学、琉球大学、台湾海洋大学）によるコンソーシアムを設置し、長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センターが事務局を勤めることになった。

(10) 大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）の充実

研究者個人の発想に基づく研究のうち、有望な研究を支援するため、新たに「ステップアップ・再チャレンジ事業」及び「若手教員への研究支援事業」を設け、合計21件の研究課題を支援した。

(11) 社会連携、地域連携、国際交流等の推進

ア 長崎県教育委員会と「未来の科学者発掘プロジェクトに関する協定」を締結し、小・中・高校を対象に「オープンラボ」、「サイエンス塾」、「サイエンスカーラボ」、「クラスラボ」及び「理数教師塾」の事業を行うこととし、平成21年度においては「オープンラボ」と「理数教師塾」を実施した。また、独立行政法人科学技術振興機構の理数系教員（CST（コア・サイエンス・ティーチャー））養成拠点構築事業への採択を受け、長崎県と共同で理数系教育の振興・充実のためのCSTの養成プログラムを開始した。

イ 長崎県と「国立大学法人長崎大学と長崎県との包括連携に関する協定」を締結した。また、地元企業であるイサハヤ電子株式会社及び協和機電工業株式会社とそれぞれ「産学連携の協力推進に係る協定」を締結した。さらに、長崎県（長崎県立大学）、地域経済団体と共同で文部科学省「地域産学官連携共同研究拠点整備事業」に申請した「ナガサキ・イノベーション創出拠点」が採択された。

ウ 連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の総括シンポジウムの実施、オランダのライデン大学から研究者を招き行った日蘭交流史に関する共同研究、ポルトガルのポルト大学との研究連携に関する検討を行った。

エ 本学とロンドン大学は、第1回野口英世アフリカ賞を受賞したロンドン大学のBrian Greenwood教授から、同賞の賞金1億円の寄付を受け、大学院奨学基金「アフリカ・ロンドン・ナガサキ奨学基金（ALN Scholarship）」を開設した。この奨学基金は、両大学が共同で運営し、毎年アフリカ人医学研究者をそれぞれ2名ずつロンドン大学衛生熱帯医学大学院修士課程（遠隔教育プログラム）と長崎大学医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻で修学させるものである。

○附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について① **独自の・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか。**

グローバルCOE「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」の中核を担う研究所として、その特色のひとつであるケニアとベトナムの海外教育研究拠点を活用した臨地型国際共同研究と熱帯医学研究所に拠る分析・解析型共同研究を推進した。平成21年度は、3種目4課題の重点課題研究を実施した。また、共同利用・共同研究拠点「熱帯医学研究拠点」に認定されたことに伴い、平成22年度の拠点事業として、3領域の特定領域共同研究を公募し、3課題を採択した。

② **全国共同利用の運営・支援体制がどのように整備され、機能しているか。**

共同利用・共同研究拠点「熱帯医学研究拠点」として認定されたことに伴い、平成22年度以降の運営体制の検討を行い、委員の半数以上を学外の学識経験者で構成する「熱帯医学研究拠点運営協議会」及び共同利用・共同研究の支援を行う「熱帯医学研究拠点支援室」を設置することを決定した。また、平成22年度からの熱帯医学研究拠点としての活動を円滑に実施するため、同協議会と構成を同じくする設置準備協議会を開催し、熱帯医学研究拠点の活動、平成22年度の共同研究・研究集会等に関する事項について検討した。

研究者の利便性の向上を目的として、公募要項を申請者の視点による記載内容に改善した。また、本研究所の研究分野、研究活動及び連絡先を公募情報と併せてホームページに掲載した。さらに、郵送に限らず電子メールによる申請を可能とした。

③ **全国共同利用を活かした人材養成について、どのような取組を行っているか。**

若手研究者を対象とした共同研究2課題を実施し、若手研究者の支援を拡大した。

国際研究集会で、医療科学の博士課程、医学研究者、倫理委員会の委員、医療保健関係の大学の学生等を対象に、教育研修的な「医学研究のための倫理に関する国際セミナー」を引き続き実施した。

④ **当該大学内外の研究者及び社会に対する全国共同利用に係る情報提供について、どのような取組を行っているか。**

ホームページを充実させ、引き続き研究課題、研究活動等に関する情報を広く国内外へ発信した。また、本研究所において、共同研究成果発表会を開催した。

○附属病院について1. **特記事項**

【平成16～20事業年度】

① **一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組。**

- ・感染制御、感染症学調査及びこれらの教育を目的に、「感染制御教育センター」を設置し、教員を配置した。また、大学院GP(国際的感染症研究者・専門医養成プログラム)と連携した臨床研修を海外連携病院で実施した。
- ・肺移植や放射線障害による難治性皮膚潰瘍に対して自家脂肪由来幹細胞移植など最先端の医療の提供を行った。

② **特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組**

- ・産科婦人科に開放型病床を設置して、医師の労働環境改善及び地域医師との連携を図った。また、セカンドオピニオン外来を開設し、患者本位の医療を実践した。
- ・災害拠点病院として、集団災害マニュアルを作成し、災害医療訓練を実施した。
- ・周産期医療体制の整備に取り組み、新病棟開院にあわせて新生児集中治療室(6床)を設置し、地域周産期母子医療センターとしての認定を受けた。

③ **大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況**

- ・長崎市医師会病診連携委員会及び同委員会の地域医療ネットワーク推進部会に参画し、病診連携・病病連携、早期転院・在宅医療への移行を推進した。また、「紹介初診患者予約システム」を導入し、前方連携の強化を図った。
- ・電子カルテ化への対応及び患者情報管理と診療録管理の一元化に向けて、医療情報部の組織を見直し、新たに「医療情報管理室」を設置した。

④ **その他、大学病院を取り巻く諸事情(当該大学固有の問題)への対応状況等、当該項目に関する平成16～20事業年度の状況**

在外ヒバクシャ支援事業の一環として、韓国における在韓ヒバクシャの健診、在外ヒバクシャの大学病院入院治療の受入、被ばく医療研修生の受入を実施するとともに、在外被曝者の健康相談と被曝者国際データベースを構築し、国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進した。

【平成21事業年度】

① **一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組。**

若手医師の確保及び稼働額の増加を図る診療科へのインセンティブとして有期雇用助教を19名採用した。

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

周産期医療体制の充実並びに人材養成の強化を目的とした「大学病院の周産期医療体制整備計画」を策定し、担当医師・看護師を採用、GCU9床を増床及び必要な設備を整備した。

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

長崎県感染予防計画により、長崎大学病院国際医療センターに第1種感染症病床2床を整備計画した。

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等、当該項目に関する平成21事業年度の状況

研修医専用の駐車場を整備するとともに、近隣のマンション8戸を借り上げ研修医の宿舎とした。また、メディカルサポーター、夜間メッセージャーを配置し、医師の負担軽減を図った。

2. 共通事項に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組。（教育・研究面の観点）

【平成16～20事業年度】

- ・医療人GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」において、「へき地病院再生支援教育機構」を創設し、医師を派遣した。さらに、本GP終了後も事業を継続し、へき地医療の再生を図るとともに、地域に定着する医療人の育成に取り組んだ。
- ・医療人GP「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」において、4名の専修医を採用し、女性医師麻酔科復帰支援機構と病院麻酔科の連携のもと、個々のレベルに応じた専修医の研修・再教育を行った。
- ・大学病院連携高度医療人養成推進事業「出島発、肥前の国専門医養成プログラム」において、佐賀大学ほか7校の大学病院と連携して、高度医療人（専門医）を育成し、西九州地域への専門医の定着を目指す、キャリア支援室に5名の教員（コーディネーター及び指導医）を採用した。

【平成21事業年度】

- ・女性医師の復帰へのプランをセミナーにて検討し、個別に5名の面談を行い、今年度は1名の復職へつなげることができた。
- ・移植、再生療法をサポートする施設としてGMP（Good Manufacturing Product）基準に対応した細胞・組織プロセッシングセンター（Cell Processing Center（CPC））を構築した。
- ・大学病院連携型高度医療人養成推進事業を継続し、さらなるコース充実のため、本プログラムの主たる連携大学である佐賀大学にコースを追加し、連携を図った結果、420

名のコース登録者を得た。

(2) 質の高い医療の提供のために必要な取組。（診療面の観点）

【平成16～20事業年度】

- ・看護師による静脈注射の実施、クラーク・メッセージャー配置の増強により、医師・看護師の負担を軽減し、専門性の高い業務に集中し良質な医療を提供できる体制を構築した。
- ・安全管理部に専任の医師（GRM）を配置し、専任教員を公募するとともに、専任リスクマネージャーとして副看護師長を配置した。
- ・医療現場における安全管理の確保及び手厚い看護の提供のため7：1看護体制を導入した。
- ・がん診療連携拠点病院の指定を受け、「がん診療センター」において、がん診療における登録促進、研修、相談支援、外来化学療法室の整備などの機能強化事業を進めた。

【平成21事業年度】

- ・従来の院内保育園（入所定員20名）を廃止し、新たに24時間保育及び病後児保育を行う長崎大学病院あじさい保育園（入所定員30名）を坂本キャンパス近隣に新設し、延長保育、24時間保育なども充実させ、育児に悩む女性医師・看護師等の就労継続、職場復帰を支援した。
- ・医療事故防止対策マニュアルをより現状にあわせるために、全面的な改訂作業を行った。
- ・駐車場不足及び高齢者への通院援助を目的とした、最寄りバス停からの無料シャトル便の試行を行った。
- ・長崎県救急医療体制の拡充を図るため、救命救急センター設置に向けた申請を行い、その認定を受けた。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組。（運営面の観点）

【平成16～20事業年度】

- ・病院長のリーダーシップを強化するため、副病院長を増員するとともに、特命事項を担当する病院長補佐を新たに配置した。
- ・ISO（国際標準化機構）9001の基準認証の取得、毎年の継続審査の受審及び病院機能評価の認定更新を行った。
- ・入院診療収益の内訳及び材料費の内訳を分析し、年2回開催した病院長ヒアリングの資料として活用した。
- ・診療情報管理への意識改革を進めたことにより、DPC制度に適正に対応した診療報酬請求の環境を整えた。また、SPD（包括的物流管理システム）の導入で診療材料の適正在庫管理により、医療材料費を圧縮した。
- ・長崎市医師会ならびに長崎市内の複数病院間での医療情報のIT連携構築に関し検討を重ねた結果、本院からの情報提供を皮切りにIT医療情報（あじさいネット）が稼働し始めた。

【平成 21 事業年度】

- ・医学部・歯学部附属病院から大学直轄の大学病院へと改組した。大学理事が病院長を兼務し、副病院長6名、病院長補佐3名、診療連携組織及び運営支援組織を設け、病院長のリーダーシップを強化するとともに、病院長特別補佐として、長崎県病院企業長を登用した。
- ・ISO（国際標準化機構）9001の基準認証の取得、毎年の継続審査の受審及び病院機能評価の認定更新を行った。
- ・病院長ヒアリングを実施し、病院長裁量経費として、設備購入等資金を措置した。
- ・購入額上位医薬品30品目を後発品へ切り替えるとともに、経営コンサルを導入し、医療材料等経費を削減した。
- ・長崎医療圏周産期医療体制の在り方について、長崎市及び市民病院と意見交換を実施した。また、長崎地域における2次救急医療体制病院群輪番制病院及び医師会等へ、本院の救命救急センター設置目的ならびに運用方針を説明した。

○附属学校について

【平成 16～20 事業年度】

(1) 学校教育について

- ・小学校では、平成 16 年度から、低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）に複式学級を設置し、カリキュラム編成や指導方法などに関する研究成果を初等教育研究発表会で発表した。
- ・中学校では、平成 17 年度から文部科学省の研究開発学校の指定を受け、学習ステージ「BEST (Basic Effective Speedy Training)」の研究に取り組んだ。また、その成果を長崎大学学術研究成果リポジトリ (NAOSITE) に公開した。
- ・養護学校では、学部教員と共同して学校独自の小・中・高一貫カリキュラムを作成し、18年度の公開研究会で発表するとともに、それによる教育を実践した。
また、平成 18 年度から、全国特殊学校長会の子育て支援事業にモデル校として取り組んだ。その内容として、障害者とその家族に対する理解を深める講演会、学生達の経験交流、「ボランティア養成セミナー」などを開催した。その後も継続した取り組みとなっている。
- ・幼稚園、小学校、中学校では、平成 19 年度から、適正規模の学級での基礎的・基本的教育の重視、個性重視の教育を目的に、学級数及び学級定員の見直しを行い、平成 21 年度の入学者（入園者）選考を実施した。

(2) 大学・学部との連携

教育実習を重視する教職大学院の設置を見据え、新設科目「教育実践演習」における大学院生の受入れを平成 18 年度から各学校園で行い、学部と附属学校園との共同研究の活性化を図った。そのために、教育学部・附属学校園協議会を定期的に開催し、教育実習の改善などについて協議した。また、教育学部及び教育学研究科の教育実習委員会

に、各附属学校園の教育実習担当教員が参加し、教育実習等の編制及び授業計画の策定を行った。附属学校園は、学部と教職大学院の教育実習等で年間延べ約 8,000 名を受け入れている。学部との共同研究も教科教育法等に関する成果を教育実践総合センター紀要に掲載した。

(3) 附属学校の役割・機能の見直しについて

- ・中学校は文部科学省研究開発校の指定を受け、小学校は複式学級の設置による離島教育のモデル校を目指している。また、特別支援学校での「ボランティア養成事業」や幼稚園での発達支援力向上への取り組みもある。さらに、幼稚園・小学校・中学校の学級数と学級定員の見直しを行った。
- ・教科指導で学部と附属校園が共同研究等を行い、教育実習の充実を図った。

【平成 21 事業年度】

(1) 管理運営体制の見直し

附属学校園の管理運営体制の抜本的な見直しを行い、①専任の校長・園長を置くこと、②新たに附属学校担当の副学長を置くこと、③附属学校園の運営を協議する附属学校運営協議会を設置することを決定し、平成 22 年度から実施することとした。

(2) 学校教育及び大学・学部との連携

- ・学部と附属学校園との研究推進要領に基づき、「各教科・領域の教育」等で共同研究に取り組み、児童・生徒・学生の教育の向上に努めた。
- ・附属校園間で英語教育の充実のための連携を行った。具体的には、小学校の ALT (ネイティブ) を幼稚園に派遣したり、小学校の外国語担当の研究部員と中学校の英語担当教諭との連携研究を開始した。
- ・各附属学校園が、それぞれの研究主題に基づき公開研究発表会を開催した。

(3) 附属学校の役割・機能の見直しについて

- ・附属学校運営協議会を新設することを決定し、附属校（園）長のリーダーシップを発揮させ、学部と附属が一体となって運営できる基本的条件を整備した。
- ・附属校において教育実習に関する連携研究に取り組み、学部カリキュラム再構築の場として、附属校を積極的に活用した。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額 44億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 41億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。	実績なし

V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 練習船鶴洋丸及び実習船鶴水は、新規実習船建造に伴い譲渡する。 附属病院の土地の一部（長崎県長崎市坂本1丁目 86.73 m²）を譲渡する。 経済学部土地の一部（長崎県長崎市片淵4丁目 2,455.75 m²）を譲渡する。 <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 	<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画なし 年度計画なし 長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部を譲渡する。（平成21年度は956.34 m²譲渡予定 全体計画は2,455.75 m²） <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の外来棟他の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 	<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし 実績なし 長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部 956.34 m²を譲渡した。 <p>附属病院の外来棟他の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、下記のとおり担保に供した。</p> <p>担保物件の表示 敷地 長崎市坂本一丁目 48 番 2 他 土地 86,808.20 m² 所有者 国立大学法人長崎大学</p>

VI 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において発生した剰余金は、学内の老朽施設の改善、教育研究設備の計画的更新及び部局等の教育改革等対応事業に充て教育研究の質の向上を図った。</p>

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	決定額 (百万円)	財 源
附属病院病棟・診療棟	総額	施設整備費補助金 (2,419)	総合研究棟改修（経済学系）	総額	施設整備費補助金 (2,243)	総合研究棟改修（経済学系）	総額	施設整備費補助金 (3,965)
附属病院基幹・環境整備	19,455	船舶建造費補助金 (668)	総合研究棟改修（医学系）	4,827	船舶建造費補助金 (0)	総合研究棟改修（医学系）	6,537	船舶建造費補助金 (0)
小規模改修		長期借入金 (16,368)	外来棟他改修		長期借入金 (2,516)	外来棟他改修		長期借入金 (2,504)
附属実習船鶴洋丸建造		国立大学財務・経営センター施設費交付金	基幹・環境整備（外構整備）		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (68)	基幹・環境整備（外構整備）		国立大学財務・経営センター施設費交付金
災害復旧工事		(0)	小規模改修		(68)	小規模改修		(68)
			一般設備			一般設備		
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) ・「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額1,567百万円、前年度よりの繰越額676百万円・金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

- ・総合研究棟改修（経済学系）：平成21年度予算。全額を本年度実施した。
- ・総合研究棟改修（医学系）：年度計画を実施した。事業は継続中。
- ・外来棟他改修：年度計画を実施した。事業は継続中。
- ・基幹・環境整備（外構整備）：平成21年度予算。全額を本年度実施した。

- ・その他の整備等：平成21年度単年度補正予算として耐震対策事業等を実施した。

VII その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>*採用方針 教員選考に当たっては、民間・公私立大学・他国立大学法人等からの公募等による人材登用、外部資金を活用した採用等を推進し、国内外から広く優秀な人材を採用する。事務系職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。女性、外国人、障害者に対しては、働きやすい環境・制度の整備を進める。</p> <p>*雇用方針 社会貢献活動を容易にする制度や変形労働時間制等の柔軟な人事制度の構築、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みの構築、適正な事務組織の再編等を通じて学内の人的資源を有効に活用するとともに、全体的な人件費を適切に管理する。すでに任期制を実施している組織に加えて、他の組織においてもこの制度採用の可否を検討し、実施可能な組織については、新たに任期制を導入する。また、大学への貢献度に応じたインセンティブを与えるシステムを充実させて組織を活性化させる。</p> <p>*人材育成方針 教員に対する現行の研修制度を維持するとともに、ファカルティ・ディベロップメントを充実して教育能力の向上</p>	<p>*採用方針 障害者の法定雇用率を維持していくとともに「高齢者の雇用安定等に関する法律」に対応して定年退職者の再雇用を実施し、「シニアスタッフ」として積極的に活用する。</p> <p>*雇用方針 【人事評価】 教員の人事評価システムを継続する。また、事務系職員を対象とした新たな人事評価システムを本格実施する。なお、この本格実施に合わせて、インセンティブ付与基準を整備する。</p> <p>【人員削減・適切配置】 平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行する。また、学長管理教職員のポストについては、全学的な立場から機動的かつ戦略的に運用する。</p> <p>*人材育成方針 教員については、引き続きファカルティ・ディベロップメントを充実し、教育能力の向上を図る。また、事務系職</p>	<p>*採用方針 障害者の法定雇用率 2.1%を上回る 2.3%の障害者の雇用を維持するとともに「高齢者の雇用安定等に関する法律」に対応して平成21年度定年退職者10名を次年度に再雇用することを決定し、平成22年4月1日現在延べ54名をシニアスタッフ等として雇用了。</p> <p>*雇用方針 【人事評価】 教員の人事評価については、引き続き、「長崎大学における教員の人事評価に関する指針」により定められた各部局等の実施基準に基づき業績の評価を昇給及び勤勉手当のインセンティブに反映させた。また、事務系職員については、平成21年3月に成案を得た新人事評価システムについてさらに多角的に検証を行い、必要な修正を加えて平成22年1月から本格実施した。 なお、この実施に合わせて、インセンティブ付与基準として「長崎大学事務系職員の人事評価によるインセンティブ付与のガイドライン」を整備した。</p> <p>【人員削減・適切配置】 人件費削減については、計画どおり教員9名、その他職員18名を削減した。また、中長期的な視野に立った教職員の配置を進めるための学長管理教職員ポストを6増やして17とし、第二期中期計画期間での使用計画を考慮し、留保した。</p> <p>*人材育成方針 教員については、教育改善委員会において逐次FDプログラムの検討を行い、教職員がともに長崎大学の教育改善</p>

<p>を図る。事務系職員についても、職務に応じて法人内、九州地区及び全国的規模の研修を受けられる制度を充実させる。</p> <p>*人事交流 事務職員については、他の国立大学法人等と連携して計画的な人事交流が行える制度を構築し、多様な人材の確保と組織の活性化を図る。 また、教員については、人事交流を容易にする人事制度を整備する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 126,547 百万円 (退職手当は除く。)</p>	<p>員を対象とした階層別研修、職能別研修及び自己啓発研修等を引き続き実施するとともに評価者研修の充実を図る。併せてeラーニングを利用した研修を企画・実施する。</p> <p>*人事交流 年度計画なし</p> <p>(参考1) 平成21 年度の常勤職員数 1,609 人 また、任期付職員数の見込みを 591 人とする。 (参考2) 平成 21 年度の人件費総額見込み 22,165 百万円</p>	<p>について議論を行う FD サマースタッフ全学 FD を開発し、実施した。また、新任教員に対する FD など、各部局の教育事情に応じた FD (授業実践 FD, シラバス FD など) を実施した。</p> <p>事務職員については、階層別、職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を計画どおり実施した。また、平成 21 年 9 月には、昨年に引き続き若手職員による組織活性化セミナーを実施したほか、10 月には「係長クラス勉強会」を初めて実施し、企画員自らが研修を企画・運営し、係長クラス職員の意識改革やモチベーションの向上を図った。また、本格実施に伴い、平成 22 年 1 月に、事務系職員の新人事評価制度の評価者研修を実施した。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 別表 1 (学部の学科, 研究科の専攻等)

学部の学科, 研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	(b)/(a)×100
		(人)	(人)	(%)
教育学部	学校教育教員養成課程	840	916	109
	情報文化教育課程	120	128	106.7
経済学部	総合経済学科			
	・昼間コース	1420	1573	110.8
	・夜間主コース	240	267	111.3
	・編入学	30	42	140
医学部	医学科	600	625	104.2
	保健学科	452	463	102.4
歯学部	歯学科	320	327	102.2
薬学部	薬学科	160	164	102.5
	薬科学科	160	173	108.1
工学部	機械システム工学科	320	352	110
	電気電子工学科	320	443	120.4
	情報システム工学科	200	183	
	構造工学科	160	243	113.9
	社会開発工学科	200	167	
	材料工学科	200	271	114
	応用化学科	200	185	
	各学科共通 (編入学)	20	25	125
	環境科学部	環境科学科	580	619
水産学部	水産学科	440	476	108.2
学士課程 計		6,982	7,642	109.5
教育学研究科	教科実践専攻 (修士)	36	37	102.8
経済学研究科	経済経営政策専攻 (前期)	30	34	113.3
生産科学研究科	機械システム工学専攻 (前期)	60	63	105
	電気情報工学専攻 (前期)	104	138	132.7
	環境システム工学専攻 (前期)	72	66	91.7

	物質工学専攻 (前期)	76	86	113.2
	水産学専攻 (前期)	74	73	98.6
	環境共生政策学専攻 (前期)	16	19	118.8
	環境保全設計学専攻 (前期)	34	35	102.9
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻 (修士)	12	13	108.3
	保健学専攻 (修士)	24	27	112.5
	生命薬科学専攻 (前期)	106	114	107.5
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻 (修士)	20	22	110
修士課程 計		664	727	109.5
経済学研究科	経営意思決定専攻 (後期)	9	10	111.1
医学研究科	生理系専攻 (博士)		(1)	
	病理系専攻 (博士)		(2)	
	社会医学系専攻 (博士)		(1)	
	内科系専攻 (博士)		(4)	
	外科系専攻 (博士)		(5)	
	新興感染症病態制御学系専攻 (博士)		(8)	
生産科学研究科	システム科学専攻 (後期)	33	57	172.7
	海洋生産科学専攻 (後期)	45	41	91.1
	物質科学専攻 (後期)	42	13	31
	環境科学専攻 (後期)	24	37	154.2
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻 (博士)	293	285	97.3
	新興感染症病態制御学系専攻 (博士)	92	125	135.9
	放射線医療科学専攻 (博士)	41	32	78
	生命薬科学専攻 (後期)	59	46	78
博士課程 計		638	646	101.3
教育学研究科	教職実践専攻	40	40	100
専門職学位課程 計		40	40	100

附属小学校	738	643	87.1
附属中学校	540	562	104.1
特別支援学校	60	51	85
附属幼稚園	150	142	94.7
附属学校 計	1488	1398	94

※ 工学部は平成 18 年度学生募集から、機械システム工学系（機械システム工学科）、電気情報工学系（電気電子工学科及び情報システム工学科）、環境システム工学系（構造工学科及び社会開発工学科）、化学・材料開発系（材料工学科及び応用化学科）の 4 系で選抜を行い、機械システム工学系を除く 3 系においては 1 年次終了時に所属学科を決定する。この 3 系の 1 年次の収容数は学校基本調査時にはそれぞれ電気電子工学科、構造工学科、材料工学科に計上している。工学部全体で定員充足率は 115% となる。

○計画の実施状況等

定員充足が 90%未満となる学科・専攻

学部の学科・研究科の専攻等名	収容定員と収容数に差が生じた理由
生産科学研究科 : 物質科学専攻（後期）	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の経済状況の悪化により社会人入学者が減少していること。 ・博士前期課程修了者の多くが企業等に就職し、博士後期課程への進学希望者が少なかったこと。
医歯薬学総合研究科 : 放射線医療科学専攻（博士）	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者の減少によるもの ・臨床研修制度が義務化されたことに伴い、学部卒後直ちに大学院へ進学する学生が減少したため。

生命薬科学専攻（後期）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生は個人的に進学希望が多いにも拘わらず、家庭の経済状況の逼迫により志願者が減少している。 ・薬剤師教育が 6 年制となり、ここ 2 年は新規薬剤師が誕生しないので、薬剤師の需要が好調であり、前期課程（修士課程）修了後、博士後期課程への進学者が減少したため。
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成20年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】	定員超過率 (K) (J)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数 (E)	大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	960	1077	1	0	0	0	14	29	24	1039	108.2
経済学部	1690	1890	31	1	0	0	54	115	93	1742	103.1
医学部	1047	1079	1	1	0	0	15	34	31	1032	98.6
歯学部	320	326	2	0	0	0	16	5	6	304	95
薬学部	320	343	0	0	0	0	3	5	3	337	105.3
工学部	1620	1886	38	2	5	0	33	150	126	1720	106.2
環境科学部	580	625	49	0	0	0	16	24	17	592	102.1
水産学部	440	486	0	0	0	0	11	27	23	452	102.7
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	76	85	7	0	0	0	2	0	0	83	109.2
経済学研究科	39	41	14	1	0	0	6	6	4	30	76.9
生産科学研究科	580	683	59	22	1	0	20	30	24	616	106.2
医歯薬学総合研究科	654	645	50	33	0	0	79	40	24	509	77.8
国際健康開発研究科	10	11	0	0	0	0	0	0	0	11	110

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成 21 年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在籍学生数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I)の合 計】	定員超過率 (K) (J)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数 (E)	大学間交 流協定に 基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	960	1044	0	0	0	0	18	24	19	1007	104.9
経済学部	1690	1882	30	1	0	0	54	99	73	1754	103.8
医学部	1052	1088	1	0	0	0	23	40	35	1030	97.9
歯学部	320	327	1	0	0	0	18	9	6	303	94.7
薬学部	320	337	0	0	0	0	2	5	5	330	103.1
工学部	1620	1869	22	1	3	0	20	158	130	1715	105.9
環境科学部	580	619	45	0	0	0	13	25	23	583	100.5
水産学部	440	476	0	0	0	0	6	19	11	459	104.3
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	76	77	7	0	0	0	2	0	0	75	98.7
経済学研究科	39	44	18	2	0	0	5	4	4	33	84.6
生産科学研究科	580	628	61	15	1	0	22	27	22	568	97.9
医歯薬学総合研究科	627	642	65	37	0	0	86	48	30	489	78
国際健康会発研究科	20	22	0	0	0	0	0	0	0	22	110